

政経研究

No. 106 2016. 06

巻頭言 恐るべき中国の吸引力 …………… 北田芳治 (1)

連載特集 現代の貧困 (4)

労働と貧困——労働力の世代的再生産の危機を考える…………… 小越洋之助 (3)

論 文

- 「投機資本」の視点からリーマン恐慌を読み解く…………… 宇都宮勉 (19)
 中国のシャドーバンキング業務の膨張と金融改革…………… 範立君 (34)
 文化社撮影写真の特質と意義
 —— 敗戦直後の写真とその利用をめぐる —— …………… 井上祐子 (49)
 自然の復讐と人類史の課題…………… 渡辺雅男 (65)
 平均利潤率の傾向的低下の法則とその論争…………… 余 斌 (74)

調査報告

- 福島原発事故の除染問題について…………… 山口由二・八田純人 (87)
 —— その費用対効果の検証 —— …………… 姫野俊一・小田川遥平

書 評

- 高田太久吉著『マルクス経済学と金融化論
 —— 金融資本主義をどう分析するか』…………… 石倉雅男 (97)
 アンガス・マディソン著・政治経済研究所監訳
 『世界経済史概観 —— 紀元1年～2030年』…………… 八尾信光 (104)
 競争的学派の思想と理論を深く問い直す
 —— 伊藤誠著『経済学からなにを学ぶか』を読む —— …………… 塚本恭章 (110)
 浦田賢治 編著『原発と核抑止の犯罪性
 —— 国際法・憲法・刑事法を読み解く』…………… 黒澤 満 (120)
 川上則道著『マルクス「再生産表式論」の魅力と可能性
 —— 『資本論』第2部第3篇を読み解く』…………… 岩見良太郎 (128)
 原伸子著『ジェンダーの政治経済学
 —— 福祉国家・市場・家族 —— 』…………… 後藤宣代 (135)

編集後記…………… (142)
 『政経研究』投稿規定…………… (表紙裏)
 『政経研究』研究会員について…………… (奥付頁)

『政経研究』投稿規定

『政経研究』は、公益財団法人政治経済研究所が刊行している学術刊行物です。『政経研究』は何ものにも拘束されることのない自由な民間の研究所である政治経済研究所の学術研究誌として、今日まで、多くの問題、特に経済問題について、理論的研究、実態分析、政策提案等々をおこなってきています。『政経研究』では、とりわけ、今日さまざまな分野にあらわれてきている未解明問題を解明するために、自由で、大胆で、根元的な問題の提起（既成の理論の批判を含む）を積極的におこない、それらをめぐっての活発な論争・論議を進展させ、それをつうじて真の意味での「理論の創造的発展」を実現することをめざしています。

『政経研究』は、投稿を歓迎しています。毎号の『政経研究』に掲載されている論稿のうち少なくないものが投稿原稿から成っています。どうか下記の規定を厳守し、ふるってご投稿下さい。

1. 投稿資格は、特に問いません。
2. 原稿の種類は、政治・経済・社会・文化等の分野での研究論文、研究展望、研究ノート、評論、書評など。ただし未発表のものに限ります。テーマも、内容も、自由ですが、独創的なものを歓迎します。
3. 原稿の長さは、研究論文は200字詰原稿用紙100枚以内相当（図表、注、参考文献等を含む）、書評は同50枚相当、その他は研究論文に準ずるもの、とします。
4. 論文投稿のさいは、論文の要旨（350字以内）、英文（または欧文）論題および英文氏名を必ず添付して下さい。また、原稿には、氏名、郵便番号、住所、電話番号、e-mail address を明記してください。
5. 投稿は、常時受け付けます。
6. 投稿原稿の採否は、編集委員会が審査員の協力をえて、決定します。
7. 投稿原稿については、投稿者と編集委員会とが話し合い、補筆後の掲載等を行うこともあります。
8. 投稿原稿等は採否にかかわらずお返ししません。
9. 掲載論文については、抜刷20部を贈呈します。それ以上の部数をご希望の場合にはあらかじめご相談下さい。
10. 薄謝ですが、原稿料をお支払い致します。
11. 投稿原稿は原則として電子データ（テキスト、一太郎、MS-Word）で作成し、投稿のさいには、本文、要旨等を保存したフロッピー・ディスク等の記録媒体と Print out した出力原稿をお送りください。
 - ・また、図・表の数値データ等がある場合には、Txt 形式または Excel 等のファイルで本文と一緒に保存してください。ファイルの保存形式を明示してください。
 - ・投稿の際には「完成原稿」をお送りください。

※ 電子メールでの投稿は、受け付けておりません。

* 現在のところ、6月発刊号の〆切は2月末日、12月発刊号の〆切は8月末日の予定です。

恐るべき中国の吸引力

北田 芳治

中国主導の新国際銀行、アジアインフラ投資銀行（AIIB）が発足した。

中国の吸引力の大きさには驚くばかりである。少し以前には国際社会の継子的存在に過ぎなかったのに、経済大国になった中国とはすべての国が強い関係を持つようとしているのである。

米国不参加という状況では西欧諸国の参加が危ぶまれたが、思いも掛けないイギリスの参加でなだれをうった。東欧諸国、バルト諸国の大半は不参加だったが、EU加盟国はベルギーを除いて参加した。EU非加盟のノルウェーも参加したが、イギリス自身もEU残留か、脱退かの重大問題を抱えている。東欧もロシア、ポーランドという大国は参加である。

サウジアラビアを初めとする中東等諸国も参加した。イスラエルの加盟も注目される。

アフリカは南アフリカ、エジプトが参加した。北米は米国、カナダが参加を見合わせた。南米は参加はブラジルだけだった。

インド等の南アジアではネパールやモルディブを含めすべてが参加であつた。

た。

大洋州はオーストラリア、ニュージーランドが加盟した。

中国近隣では、韓国、モンゴル、タジキスタン、カザフスタン、キルギスが加盟した。日本は不参加だったが、日本こそは中国近隣で、歴史的、経済的にもっとも緊密な関係を持つ国である。出資等の問題が不透明であるなどの理由を挙げて参加を見合わせたのであるが、アメリカに同調した以外の要因はおそらく誰も見出せないであろう。日本が加盟すれば、アジアに大きな影響力を持つ国として、協力、チェック機能を発揮できたであろう。現在ほぼ30カ国が新銀行への参加を検討しているといわれる。世銀に匹敵するような存在になるかも知れない。アメリカもそのうちに参加ということになるかもしれない。日本の参加はその時だということになれば余りにも情けないことになるだろう。

そういう点も検討が必要だが、ここでは、新銀行が世界経済が大きな転換点にたっていることの現れではないかということに焦点を当てたい。

中国はかねてから国際通貨基金や世界銀行にアメリカが拒否権を持つ世界経済秩序に不満を持っていたと思われるが、新銀行はこの世界秩序大転換の歴史的出発点である。この銀行に中国は圧倒的な力で拒否権を持つのである。中国の出資比率は30.34%、議決権は26%。銀行の議決に必要な議決数は75%である。中国が拒否権を持つことへの批判がましい論評はほとんど無いようである。国力に相応した出資比率や議決権は当然のことだからであろうか。しかしこういうシステムで将来もいいのか。なおIMFの割り当て票数の割合は中国は3.81%、世界銀行の投票権は中国4.42%、アジア開発銀行は中国6.46%である。

IMFの出資率については、2010年に新興国の比率を高める改革が合意されたが、現在なお実施されていない。

中国は現在なお発展途上国である。しかしそれにも関わらずすでに現在世界最大の経済力を持っている。中国経済の減速がいわれるが、なお6%台の成長を誇っている。将来はさらに巨大な存在になろう。当研究所監訳で岩波書店出版のアンガス・マディソン世界経済史概観によれば2030年の中国経済は次のごとくである。

中国のGDP	22,983
アメリカ	16,662
日本	3,488

(単位 10億1990年購買力平価ドル)

ある。一人あたりGDPはアメリカ45,774、日本30,072にたいし、中国は15,763にすぎない。(単位は上記と同じ。)

拒否権そのものは議決の必要議決数をいじればどうともなるかも知れない。しかし予想される格差は大変なものになるに違いない。

もう一つ大きな問題がある。IMFや世銀は生い立ちからいって、途上国の開発援助を行うという課題を背負っている。アジア開銀は貧困の削減を最重要目標にしている。ところが新しい銀行はこれらの問題とは無縁である。純粋にインフラ投資を行えばよい。要するに資本の論理で動けばよい。社会主義を自称する国が主導する銀行が純粋に資本の論理で運営されるというのも妙だが、実態はそうなるだろう。

要するに中国は過去のしがらみにはとらわれず、大きな権限を持って自由にインフラ投資に邁進すればよい。勿論中国の国益を念頭に運営されることは十分に予想される。すでに初めての融資は、北京市からイラクのバグダッドへの鉄道建設とか、バングラデシュの港湾とかが取りざたされており、真珠の首飾りとか、海のシルクロードとの関連が頭に浮かぶようである。

(きただ よしはる 東京経済大学名誉教授・政治経済研究所相談役)

しかもこの時でも中国は発展途上で

労働と貧困

——労働力の世代的再生産の危機を考える

小越洋之助

《要旨》 この論文では、貧困が労働に起因すること、その労働の貧困の背景として正社員のリストラ、賃金の成果主義化、規制緩和・価格破壊による「労働のブラック化」、非正規雇用の増大の4点を挙げた。とくに非正規雇用の増大による貧困化を重視し、それを量的に検討した。非正規雇用化とその賃金水準（所得）がこの層の貧困に密接な関係があり、その発現における世帯概念の導入という視点を入れた。また、家族を構成できない人々の増加は労働力の世代的再生産の危機であり、非正規雇用化による賃金（所得）の貧困の現況に対処する政策課題として、非正規雇用の組織化による賃率規制（同一労働同一賃金を含む）、最低賃金制の抜本改革、社会保障・公共サービスによる所得保障を挙げた。

目次

はじめに

1. 労働の貧困の背景—正社員のリストラ・成果主義・規制緩和・非正規雇用
正社員のリストラ
賃金の成果主義化
規制緩和・価格破壊による労働の「ブラック化」
非正規雇用の増大
非正規雇用の増大は何を意味するか
2. 非正規雇用の貧困の量的把握
雇用形態・性別の貧困率
3. 世帯概念を入れた貧困化の実態
要約—非正規雇用と世帯類型を合わせた貧困の概要
4. 非正規雇用の「労働による貧困」からの脱却の政策課題
現況
政策課題

はじめに

日本の労働者・国民が直面している困難に

ついて、2000年代に入り、「格差」や「格差社会」という表現が流布し、現実を説明するキーワードとして定着してきた。

「格差」論の展開を理論的にダメ押しするかのよう、近年ではトマ・ピケティの『21世紀の資本』が大著で専門書でありながらも版を重ね、その無数の解説本が書店の店頭を賑わせていた。

「格差」は「貧困」と並列的に記載されることも多く、「格差」の底辺は貧困であるから、これまでも「貧困」が無視されていた、ということではない。ただし、「格差論」では、貧困そのものが正面から問われたわけではない。ところが、近年では、ズバリ「貧困」それ自身が問題視されてきた。「一億総中流」の国民の意識が「幻想」であり、それは完全崩壊し、「一億総貧困」時代に突入した、という強い論調が登場し、それが主流とすらなっている。日本は「貧困大国」という表現も定着しつつある。その背後には労働市場における正規雇用の減少と非正規雇用化が長期化し、そのことが「働き方の貧困」や「雇用の劣

化」を招来し、世帯構成の変化の中で、働く労働者の貧困化を増やしてきた、ということがある。本稿では1990年代中葉以降の「労働の貧困」の背景、そこにおける非正規雇用に焦点を当て、この非正規雇用化を前提として、世帯概念の導入も考慮にいられて貧困の現実化を検討してみたい。最後に、非正規雇用の待遇改善の方途について列挙してみたい。

1. 労働の貧困の背景——正社員のリストラ・成果主義・規制緩和・非正規雇用

正社員のリストラ

1990年代中葉以降の日本は雇用の一大変動の時期であった。バブル経済破綻後の長期不況、経済のグローバル化と国際競争の激化を背景として、市場重視という弱肉強食の新自由主義政策が跋扈しはじめた。それを象徴するのが、財界（日本経団連）による雇用の流動化を推進する有名な報告書『新時代の日本の経営』（1995年）である。

この報告書は従来「人間尊重経営」「長期的視野に立った経営」として財界みずからが賛美した「日本的経営」をかなぐり捨て、露骨な市場重視型、労働力流動化の経営への変貌を推奨した。報告書では①「長期蓄積能力活用型」、②「高度専門能力活用型」③「雇用柔軟型」の3種類の「雇用ポートフォリオ」なるものを提案し、それぞれの企業が「自社型雇用ポートフォリオ」を導入せよと奨励した。①は従来型の終身雇用の類型であるが、これはごく少数にさせる。②③はいずれも有期雇用であり、「フロー型人材」としてこれを増加させる趣旨である。「ポートフォリオ選択」とは、さまざまな金融商品、土地など質の異なった投資対象を収益性の最大化と危険負担度の最小化のために最適な組み合わせを図ると

いう趣旨の金融用語である。働く労働者を「職業に尊厳を持つ人間」と見ず、もっぱら企業利潤極大化と危険度最小化の手段とみなした。そして正規雇用の大幅削減と非正規雇用の増大を奨励した報告書であった⁽¹⁾。

従来の正規雇用中、特に中高年管理職・ホワイトカラー労働者を「企業内余剰人員」として、その「生産性向上」と退職の奨励による社外排出をすすめ、他方でいつでも容易に解雇できる非正規労働者を導入する。いわば労働力の「使い捨て」政策にほかならない。

財界はこの時期、総額人件費削減、人件費の変動費化を意図し、中高年層、管理職層を中心とするリストラ、新規採用抑制を行なった。政府もリストラ促進用に「人材ビジネス」の利用を拡大していく。そこでの典型産業は電機・情報通信産業である⁽²⁾。

この業界では、1978年の沖電気の1500人の指名解雇以外は目立った雇用削減はなかった。だが、若者の就職氷河期が始まる1990年代は正社員リストラが露骨に開始した時期である。それは1993年の「パイオニアショック」からであろう。「バブル経済の破綻、不況、円高のなか、多くの企業で管理職の雇用調整が進められた。1992年8月、TDKが50歳以上の管理職50人を自宅待機させたのに続き、音響機器メーカーのパイオニアは35人の管理職に対し早期退職を勧告した。この本人の意思を無視した事実上の指名解雇は〈パイオニアショック〉と呼ばれ、社会問題となった⁽³⁾。その後2000年代に入ると電機各社は、パナソニックが数千人規模の「希望退職募集」を行い、その応募者は1万人を超えた。その他富士通の2万1000人など、リストラの嵐が吹いた。さらに2008年秋の「リーマンショック」後の2009年以降、リストラは退職勧奨、「追い出し部屋」（リコー、日立超LSIシステムズ等）などの手法で、大手主要企業とその関連企業に広がった。「電機・情報ユニオン」が2015年末までにまとめた97企業、社員合計205万8955人中、人員削減の対象になっているのは実に28

万3881人、そのうち13の大企業・グループだけで25万人を超えている、と公表した。パナソニック、ルネサス、ソニー、TDK、NEC、リコー、東芝、シャープ、富士通の9社は1万人規模、社員の1～4割である。

シャープは1000億円減の3888億円の出資で台湾の鴻海（ホンハイ）への売却が決定、事業売却、雇用削減など更なるリストラの懸念が発生している。東芝は経営陣の「目先の利益」の追求、「原発推進」方針において、不正会計（「粉飾決算」）が3代の社長の指示で実に7年も続き、その一端が表面化した後、2016年3月までに1万人規模のリストラを発表した。青梅工場の閉鎖は下請企業、飲食店等地域経済に甚大な影響を与えるとして大きな社会問題、地域経済問題になっている。ルネサス（2010年、有力電機メーカーの分社化企業の半導体部門として出発）は、当初4万6600人いた従業員は「経営危機」および「産業革新機構」の支援下でのリストラで2万7201人（2014年3月時点）と、約2万人が企業を去り、初発の在籍者の2分の1に減少している。日本IBMでは「ロックアウト解雇」（ある日突然、解雇を通告し、そのまま労働者を職場から締め出す方式）など、組合員を主たる対象とする露骨な解雇が行われ、係争事件となった。

賃金の成果主義化

この人員削減は、賃金の成果主義化と同根である。成果主義賃金化は従来の年功賃金、職能給とは異質の制度とみるべきである。つまり、職務・役割などの仕事要因を設定し、目標管理で成果評価し賃金決定する方式は「市場型賃金」ともいうべきもので、人件費の変動費化＝「市場調整」が可能で、労使関係を「企業と個人の契約」に変換させる賃金体系である。いわば新自由主義の賃金体系版ともいうべきものである。上位等級には「等

級別定員制」として昇格の枠を設定し厳しく制限する。昇給査定でも従来型の定期昇給ではなく、査定で昇給を上下にたえず変動させる「洗い替え」制度を内在させる「ゾーン別昇給制」を具備している。つまり「成果」基準の昇給により、下位ゾーンでの評価の高い者の昇給は多少高いものの、上位ゾーンに行けば、高査定でも昇給しない。さらに「相対評価」の人事評価で下位査定比率を固定的に設定し、これに該当する労働者は賃下げ、さらには退職対象とする露骨な方法も含まれている。このように、成果主義は人件費の削減、年功カーブのフラット化を意図し、低評価の労働者には退職誘導に利用する。この制度はソニーやルネサス、等リストラ企業の多くで採用された。

日本IBMは2013年から年収換算で15%に及ぶ賃金の大幅減額を行なってきた。成果主義賃金による降給の手法は「相対評価」「1、2+、2、3、4」の5段階完全相対評価による下位15%（「ボトムフィフティーン」）の社員が対象で、対象者は2000人にもものぼった。翌年高い評価を得ても、過去の減額が取り消されることはなく、定年まで続く。つまり翌年継続して下位評価者の年収は30%減少する。これらの労働者は「懲戒」には該当しない。「懲戒処分」による減給は労働基準法（第91条）において「上限10%」とされ、通常は一定期間減給後、また元に戻る。この措置は「退職強要プログラム」と連動している。明らかな法律違反である⁽⁴⁾。

規制緩和・価格破壊による労働の「ブラック化」

1994年11月のアメリカ政府の日本への「要望書」（「日本における規制緩和と行政改革に関する日本政府に対する米国政府の要望書」）は市場開放措置に留まらず、「日本の様々な制度についての米国の要求」すなわち市場競争を積極的に推進する規制緩和・行政改革の要

求があり、日本政府がその線に沿った対応を行った⁽⁵⁾。1990年代中葉から2000年代前半にかけて、金融ビッグバン、運輸の規制緩和、大店舗法の廃止、労働者派遣法の度重なる「改革」、有期雇用を増やす労働基準法の「改定」など様々な分野での規制緩和が行われた。歴代自民党政府は、市場重視の新自由主義経済学者を利用して規制緩和＝新規参入による消費者の利益

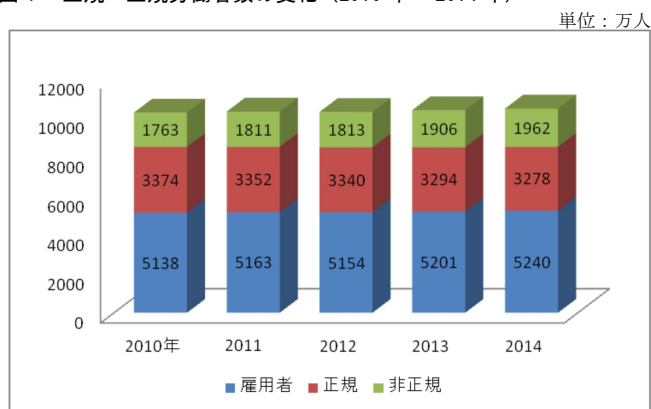
(利便性向上、低価格化)を盛んに吹聴した。同時に、日本企業の海外展開、その下でのアジア諸国の低賃金利用とその「逆輸入」により、日本に低価格商品が大量に流入し、「価格破壊」が引き起こされた。

これらの結果、企業の大量参入による過当競争＝「安売り競争」、人件費引下げにより、働く労働者の仕事は減少し、単価引き下げや賃金低下に見舞われてきた。つまり、安全性を無視した過当競争と安価な商品の流入によって、従来型運輸業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業は成り立たなくなった。

代わって登場したのは、大企業、大商社系列のコンビニ、スーパー、ドラッグストア、小売り量販店、外食店、居酒屋、喫茶店、カラオケ店、安売り雑貨店、郊外のモールなどなどである。この規制緩和と価格破壊は労働者に労働基準(働き方、働かせ方)の切り下げをもたらした。つまり、一定の収入を確保するには不利な賃金水準でも長時間労働・過密労働に従事しなければならなくなった。

かくて、グローバル化を背景とする企業間の低価格競争の激化、労働基準(働き方、働かせ方)の切り下げが進行し、飲食サービス業、生活関連サービス業、運輸業においてはデフレ経済下のもと、消費が縮小するなかでいっそうの低価格化を追求する競争激化によ

図1 正規・正規労働者数の変化(2010年～2014年)



資料：総務省「労働力調査」(2014年版)による。

って労働者への働かせ方のブラック化がすすんだ。すなわち、「価格破壊と労働基準の引き下げの連鎖が社会全体に広がった結果、非正規雇用の増大や正規雇用の著しい長時間・過密労働が異常とは見なされず、いまや『社会標準』となった⁽⁶⁾」ことを意味し、働き方のブラック化をもたらした。「ブラック企業」「ブラックバイト」などの用語が巷間に流布される時代に変貌した。

非正規雇用の増大

非正規雇用の増大には、大企業における「総額人件費の抑制」「固定費の変動費化」を図る政策がある。つまり、正規雇用を大幅に減少させ、安上がりで需要変動に対応でき、しかも解雇が容易な労働力として、大企業を主体に非正規雇用をこの間大幅に増加させる雇用政策があり、それが中小企業にも広がった。

一例を総務省「労働力調査」で見ると、図1のように2010年～2014年という5年間に正規雇用が96万人減少する半面、非正規雇用は199万人と、約200万人も増加した。

つまり、全体の雇用者に占める非正規雇用

の人数は2014年で1962万人、その比率は37.4%、2010年の34%から3.4ポイントも増加した。このデータでは40%に到達していないが、厚生労働省「雇用形態の多様化調査」（2014年）では非正規雇用比率は40%に到達した。「就業構造基本調査」においてその基準をより現実引き付けて改定したデータ（後述の表1）では非正規比率は2012年でも43.6%になる。つまり、全体の雇用労働者中非正規雇用が4割を占め、その形態が「典型化」されるおそれが高まっているのである。

非正規雇用の増大は何を意味するか

非正規雇用の増大の意味することを筆者の視点で再度整理したい。

第1は、アメリカ主導のグローバル化に進行において、日本の大企業・多国籍企業は資本蓄積を円滑にするために、総額人件費の抑制・削減を行い、労働者にはたえざる生産性の増大を求めるといった方式を行っていることである。総額人件費抑制・削減には従業員数の減少、正規雇用を非正規雇用置き換えること、賃金水準の引き下げのほか、労働時間、企業内福利厚生削減などさまざまな手段があるが、一番手っ取り早いのは従業員数の削減である。ただし、日本には「整理解雇の四要件」という判例による規制がある。もし資本が世論や労働組合を敵に回さないように正規雇用へ直接手をつけなければ、その手段はベースアップの抑制や賃金体系の変更による賃金額の計画的継続的削減、あるいは非正規雇用化となる。

企業が非正規雇用の採用を行う最大の理由は「人件費を減らすため」（38.6%）（厚生労働省「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査」）という理由である。

現在の安倍「雇用改革」自体が新自由主義政策＝市場原理の活用による雇用の流動化を目指し、雇用、労働時間、賃金の悪化、それ

らを改善する活動を行う労働組合規制の弱体化を含意している。雇用の非正規化はその政策の一環である。

第2は、現在の政府が行う「成長戦略」は資本蓄積の結果必然的に発生する過剰人口を新自由主義政策が利用している結果である。新自由主義の戦略は、企業主導の生産性の向上、付加価値の増加、GDPの増大であるが、マルクス『資本論』が展開したように、資本蓄積による資本の有機的構成の高度化、相対的に減少した「可変資本」部門において雇用されるものは、新技術導入において「資本の平均的価値増殖要求」にとって必要な労働力人口であり、現代的に言えば、高度の管理労働者、構想・企画、財務、法務などの専門労働者、研究・開発技術者が基幹的労働者となるであろう。例示すれば、医療、化学、自動車、宇宙開発など新製品開発に携わる者、製造部門の現場におけるAI（人工知能）、ロボット、IT活用による「開発・設計」部門の労働者、およびこれに対応する技能労働者の一部ということになるであろう。これらはまかり間違えれば、軍需産業と一体化しうる。他方で、新たな技術水準に満たない「古い」とされた労働力は簡単な労働に置きかえられ（熟練の陳腐化）、資本は過剰人口として外部に排出する。現代的な例は、現業部門での省力化投資で余剰になった労働力、間接部門としての事務、管理部門での権限の少ない労働者、アウトソーシング化される部門の労働力であろう。いわゆる「相対的過剰人口」であり、その流動的形態、および停滞的形態である。ただし、失業の増大は社会不安を招き、貧困の主因となる。

新自由主義は労働市場における過剰人口のプールを政策的に造り出しながら、他方で「失業者」ないしそれに近い存在でありながら、現象的には「就業者」であるような「中間形態」（半失業）を積極的に活用している。安倍政権による2015年派遣法の「改定」によってさらなるビジネスチャンスを得た「人材

ビジネス」業は、正社員のリストラ要員を網で掬い、半失業化＝派遣や請負への落とし込みを担い、中間搾取を行っている⁽⁷⁾。

『資本論』では、「労働者階級の貧民層と産業予備軍とが大きくなればなるほど、公認の受給貧民層がそれだけ大きくなる⁽⁸⁾」と規定しているが、貧困な労働者人口（失業・半失業）の増加は受給貧民を間違いなく増やす。日本での生活保護受給者は近年増大している⁽⁹⁾。同時に、それは現役労働者の貧困状態にも影響を及ぼす。資本の蓄積による「富の蓄積」は貧困の蓄積を必然化し、かつ「貧困の蓄積」が資本による「富の蓄積」の条件となる⁽¹⁰⁾。

現在増大している非正規雇用のある一定数の「半失業者」は「相対的過剰人口」（産業予備軍）である。

第3に、産業構造の第三次産業化、サービス経済化において労働集約型に依存する分野には生産性の向上にも限界がある企業がある。しかし、この部門であえて生産性を高めるには、賃金を引き下げること、長時間の過重労働で酷使すること（残業代を払わないことを含む）、雇用をできるかぎりフレキシブルにして、市場や商品、顧客への対応を図ることとなる。こうしたことに対応するには正社員を「少数精鋭化」させ、少ない人員で長時間・過重労働を行わせること、同時に正規に代替して「パート・アルバイト」など非正規雇用を増大させ、「戦力化」させることが重要となる。したがって非正規雇用の増大と正社員の「働きすぎ」は一体、セットであることである。同時に労働力の流動性を高めたい資本にとって非正規雇用中でも派遣労働や請負労働は大企業の「外部人材」として大企業が「自由自在に」使い捨てるのに最も適合する形態である。労働法制の「改革」とは「自由な労働市場」にマッチさせるべく労働法規制を撤廃する規制緩和を意味する。労働者には全く何の益もなく、不利益ばかりが増えるが、労働力を自由自在に都合よく活用したい資本

にとってはこの上なく都合がよい。同時に無視できないことは、この資本の要求を政府が率先して政策的に誘導し、そこに市場主義の新自由主義者たちが各種審議会において積極的にコミットしていることである。

現在の安倍内閣が行い、行うことを予定している「雇用改革」「働き方改革」（度重なる派遣法の反動的改革、「ホワイトカラーエグゼンプション」「解雇の金銭解決」など）にはみな新自由主義「経済学者」が絡んでいる。

第4は、非正規雇用化は、その賃金では自立した生活ができないこと、つまり低賃金＝貧困に直結する。とくに半失業層ではそれが現実化している。

一部の裕福なサラリーマンの配偶者ならば、そのパート収入は「家計補助型」であり、税制や社会保険料負担の枠内での就労で済むであろう。しかし、現在の非正規雇用はその収入で生活する層が増え、決して家計補助型ではない。しかも就職氷河期に正規雇用を得られなかった労働者は「フリーター」として働き、しかも「中年フリーター」になっている。「中年フリーター」（35歳～54歳の非正規職員・従業員、女性は既婚者を除く）273万人、非正規雇用全体の1割強、非正規の平均月収20万円前後、正規への転換不可能、結婚の展望もない、文字どおり「絶望の非正規」層が増えている⁽¹¹⁾。

われわれは、日本の将来展望のためにも、この現実を直視しなければならない。

2. 非正規雇用の貧困の量的把握

雇用形態・性別の貧困率

貧困を量的に表示する場合、OECDの「相対的貧困率」がよく使われる。これは「等価可処分所得の中央値の2分の1未満」を指標

としている。

労働政策研究・研修機構はこれとは別個の性別・雇用形態別の貧困率を提示した。

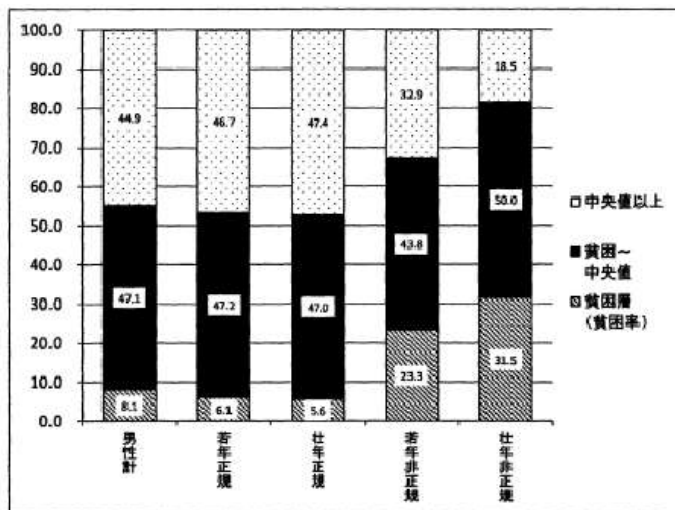
図2-1、図2-2がそれである。この調査は雇用労働者の等価可処分所得の中央値（300万円）の50%、つまり150万円以下を「貧困」と定義し、さらに「貧困層」「貧困～中央値」「中央値以上」と3区分した。この区分を便宜的な呼称として「明確な貧困層」「貧困が潜在する層」「安定層」として、以下男女別にその特徴を指摘したい。

第1に、男性についてみると、若年正規、壮年正規層においては、明確な貧困層は少ない。図のように5.6%～6.2%であり、対照的に約5割が安定層である。むしろ、この層にも「貧困が潜在する層」も「安定層」と同様の比率でいる。

第2に、(男性の)非正規雇用層では若年非正規、壮年非正規の区分においてそれぞれ明確な貧困層がいる。同時に若年非正規層の「明確な貧困層」（23.3%）と対比して、壮年非正規層の「明確な貧困層」の比率（31.5%）が高い。他方、「安定層」は若年非正規（32.9%）に対比して壮年非正規は18.5%と著しく低くなっている。

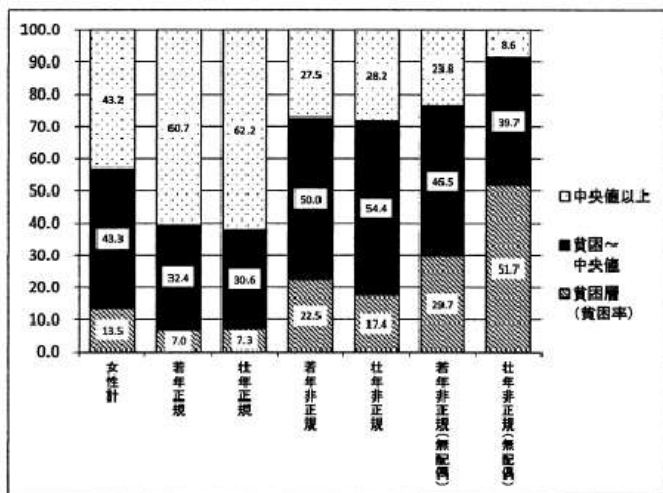
なお両形態ともに、「貧困が潜在する層」は43.8%（若年非正規）、50.0%（壮年非正規）

図 2-1 男性労働者の貧困率



注：若年非正規とは、25～34歳層、壮年非正規とは35歳～44歳層。
資料：労働政策研究・研修機構（JILPT）『壮年非正規労働者の仕事と生活に関する研究』労働政策研究報告書 No. 164. 2014年、第5章による。

図 2-2 女性雇用労働者の貧困率



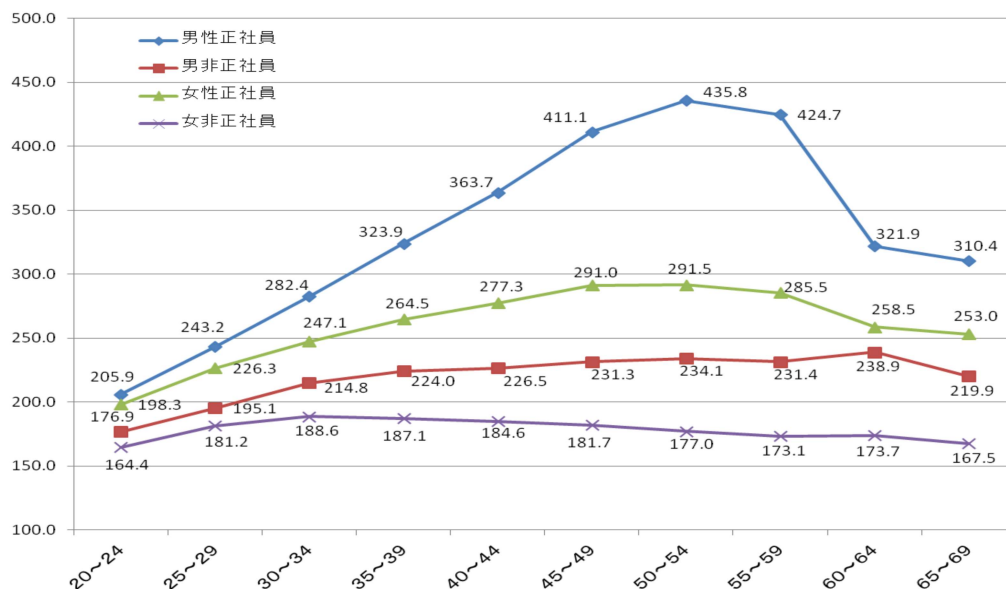
資料：図2-1に同じ。

とかなりの割合を占めている。

このデータは「世間的、常識的な感覚」にマッチする。非正規雇用の男性は、とくに壮年層において貧困化している。若いときはその貧困はやむなく、世間でも許容されていた

図3 正規・非正規、男女、年齢別賃金額（2014年：所定内給与額）

単位千円



資料：『賃金構造基本統計調査』平成26年：2014年版による。

ものの、そのスタイルが継続し、中年フリーターになると、その経済的地位の低さが顕在化され、特に貧困な男性は結婚の対象にもなりえない、という姿が顕在化している、ということであろう。

これに対して、女性の場合はどうか。この図では、女性の貧困について「無配偶」という項目での集計も加えている。女性の場合も世帯年収と「同様の傾向がある」として、

第1に、非正規雇用は正規雇用よりも貧困層が多いこと、

第2に、非正規雇用の貧困率は配偶状態を考慮しなければ若年の方が多いこと、

第3に、無配偶に限定すると壮年（35～44歳）の方が多いこと、としている。

図2-2では壮年女性非正規の貧困率が実に51.7%もあり、また、貧困層～中央値でも39.7%と約4割いる。

要約すれば、無配偶の女性では貧困層はその半分、「貧困が潜在する層」を合計すれば90%以上が貧困か貧困可能性にある、というこ

とである。この意味するところは、女性の場合、中高年正規では「安定層」が多いものの、結婚をせず、しかも非正規雇用の形態のままであれば、貧困層に陥る可能性が高い、という含意である。

そのことを裏返せば、あまりよい表現ではないが、日本社会では、収入の高い伴侶なしでの女性の自立はとくに所得の面において多くの困難を伴うことを示唆している。一種のジェンダー差別である。

以上の男女別の貧困率の特徴をみると、貧困の主要な要因が雇用形態と賃金水準から規定されている、とって過言でないであろう。

図3は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から、正規、非正規、男女別の賃金水準（所定内賃金）を年齢別に図示したものである。

図のように、正規の男性20～24歳20.59万円を起点にして50～54歳（43.58万円）をピークに典型的な年功カーブを描いている。女性の正規は出発点としての賃金が男性正規より低

表1 正規・非正規雇用別の賃金水準（2012年：1997年対比。男女計）

男女計	雇用者計				正規の職員・従業員総数				非正規雇用労働者			
	2012年		1997年		2012年		1997年		2012年		1997年	
	1000人	%	1000人	%	1000人	%	1000人	%	1000人	%	1000人	%
総数	55,278	100.0	53,185	100.0	31,190	100.0	36,645	100.0	24,088	100.0	16,540	100.0
50万円未満	2,631	4.8	1,755	3.3	-	-	-	-	2,631	10.9	1,755	10.6
50～99万円	6,501	11.8	5,443	10.2	-	-	-	-	6,501	27.0	5,443	32.9
100～149	6,054	11.0	4,084	7.7	-	-	-	-	6,054	25.1	4,084	24.7
150～199	4,457	8.1	3,730	7.0	1,727	5.5	2,326	6.3	2,730	11.3	1,404	8.5
200～249	6,182	11.2	5,150	9.7	3,742	12.0	4,056	11.1	2,440	10.1	1,094	6.6
250万円未満	25,925	46.7	20,162	37.9	5,469	17.5	6,382	17.4	20,356	84.5	13,780	83.3
250～299	4,612	8.3	4,470	8.4	3,506	11.2	3,901	10.6	1,106	4.6	569	3.4
300万円未満	30,437	55.1	24,632	46.3	8,975	28.8	10,283	28.1	21,462	89.1	14,349	86.8
300～399	7,805	14.1	8,193	15.4	6,517	20.9	7,360	20.1	1,288	5.3	833	5.0
400～499	5,683	10.3	6,390	12.0	5,039	16.2	5,802	15.8	644	2.7	588	3.6
500～699	6,709	12.1	7,769	14.6	6,015	19.3	6,999	19.1	694	2.9	770	4.7
300～700万円	20,197	36.5	22,352	42.0	17,571	56.3	20,161	55.0	2,626	10.9	2,191	13.2
700～999	3,530	6.4	4,632	8.7	3,530	11.3	4,632	12.6	-	-	-	-
1000～1499	963	1.7	1,408	2.6	963	3.1	1,408	3.8	-	-	-	-
1500万円以上	151	0.3	161	0.3	151	0.5	161	0.4	-	-	-	-
700万円以上	4,644	8.4	6,201	11.7	4,644	14.9	6,201	16.9	-	-	-	-

注：1. 「年齢、就業上の地位、雇用形態、男女、職業別有業者数」の表を利用。

2. 「正規の職員・従業員」は同調査では「一般社員又は正社員と呼ばれている者」とされている。この中には「雇用期間の定めのある正規労働者」（最短「1ヶ月未満」契約の「正社員」を含む。また、雇用者総数には「役員」を含む。これを除外。

3. 非正規労働者数は1997年データと2012年データは異なる。（1997年データは「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」の4類型。2012年調査は「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」に分類。両調査を統一するため、①非正規労働者については雇用者総数から正規労働者を差し引いて算出②同時に年収150万円未満の正規労働者は非正規労働者とみなして非正規労働者にカウントした③非正規労働者（雇用者総数－正規労働者）には「役員」が含まれているから、「年収700万円以上層」を役員とみなして非正規労働者数から除いた。

4. 2012年調査は四捨五入して1000人単位にまとめたので、合計値が一致しない場合がある。

資料：『就業構造基本調査』1997年、2012年から作成。労働総研「労働者状態統計分析研究会資料」による

く（19.83万円）、その後低い額で上がるものの、50～54歳時の29.15万円をピークにしてその後下がる。賃金の絶対水準が男性正規と異質の（厳密には年功カーブとは言えない）曲線になっている。

これに対して、非正規雇用は男性でも20～24歳の17.69万円から30～34歳の21.4万円に多少上がるものの、30～34歳以降は22万～23万円程度の水準で推移している。

非正規女性の場合は最も極端で30～34歳層の18.86万円がピークで、以下年齢の上昇で賃金が下降し、高齢女性（65～69歳）では16.75万円と大幅に下落する。

このように、雇用形態が非正規であれば、賃金額は年齢に関係なく男女とも大きく減少

する。とりわけて非正規女性の賃金額が低い。なお、このデータは所定内賃金⁽¹²⁾であるから、非正規には保障されないケースが多い賞与（ボーナス）を加えれば、正規労働者との格差はさらに拡大する。

次の表1は、「就業構造基本調査」の正規・非正規別の年収の人数が1997年から2012年にどう変化したかを原票を加工して提示している。「一般社員又は正社員と呼ばれている者」には非正規雇用もおり、これを除外するとか、とくに年収150万円未満の正規労働者は非正規労働者とみなして非正規労働者にカウントするなどに留意のこと。〔(注)を参照〕

日本の労働者の賃金が低下していくのは1998年以降である。また、賃金低下の時期は、

日本で「構造改革」＝規制緩和、リストラの嵐が吹き荒れた時期に対応する。非正規においても「リーマンショック」後の大量の派遣切り、契約社員の解雇があったのである。

この表は賃金低下直前からその後の15年間での雇用の変動と雇用形態別の人員の変化を示している。

第1は、表から分かるように、この間、正規労働者が545.5万人減少し、非正規労働者は逆に754.8万人増加している。雇用全体における非正規労働者の比率をみると、1997年の31%から2012年に43.6%に大きく変動していることである。

この表から非正規労働者だけを取り出し、その年収別増減数を作成したのが、表2である。

第2として、非正規全体の増加数（754万8000人）中、唯一減少したランクは500万～699万円で、あとのランクではすべて増えていることである。年収50万円未満（87.6万人）、50万～99万円（105.8万人）、100万～149万円（197万人）、150～199万円（132.6万人）で、200万～249万円層も134.6万人と多いことである。

第3として、全体として言えることは、この15年のスパンにおいて非正規雇用はどの年収ランクにおいてもその賃金は低下したということである。とくに100万円未満が193.4万人増加し、200万円未満層に引き上げると523万人の増加である。200万円未満層は全体の約7割に相当する。このように、非正規雇用の年収は1997年対比で2012年には、低賃金の非正規層がますます低賃金化して膨れていったのである。

3. 世帯概念を入れた貧困化の実態

ところで、貧困ということは労働者本人だ

表2 非正規雇用者の収入別増減数
(1997年対比2012年)

収入別非正規雇用者数	増減数
総数(男女計)	7,548
50万円未満	876
50～99万円	1,058
100～149	1,970
150～199	1,326
200～249	1,346
250～299	537
300～399	455
400～499	56
500～699	-76

資料：表1から非正規労働者のみを取り出し、作成。増減数の単位は千人。

けでなく「世帯」という概念を入れることによって顕在化する。以上のデータから非正規雇用とその収入（賃金）と貧困の因果関係は大であるが、その人々が、世帯を形成し、その一員になり、他の同居者の収入も合算すれば、貧困は顕在化しない可能性がある。

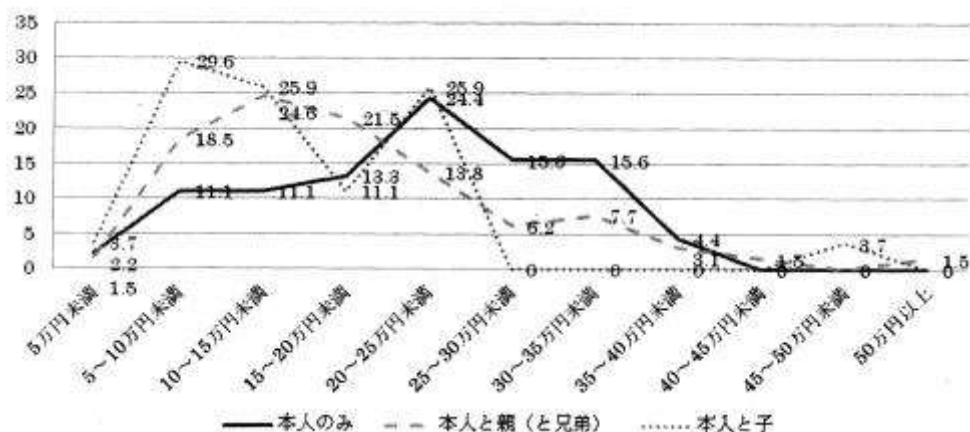
金澤誠一氏（佛教大学教授）は時給1000円以上を求める神奈川の最低賃金裁判に関連して、神奈川労連傘下の労働者等にアンケート調査を行った⁽¹³⁾。

それによれば、世帯類型として①本人のみの世帯②本人と親の世帯③本人と子どもの世帯④夫婦と子どもの世帯を挙げている。このうち、④夫婦と子どもの世帯については、「持ち家」層が7～8割あり、「教育費」や「ローン返済」を負担に思っている。「生活に全く余裕がない」「かなり苦しい」層は3割前後と、次に表示する世帯類型とは異なっている。非正規雇用は「短時間パート」が圧倒的に多く、64.8%である。この層に貧困がないというわけではないが、典型的ではないと見て、後の3類型について引用したい。

図4は、3類型における賃金分布である。

①本人のみの世帯（図の実線）は、正規と非正規に2分される（正規労働者は半分近くを占める）。年齢階層では39歳以下3割、40～50歳代4割、60歳以上3割である。この類型

図4 主な世帯構成別賃金月額の分布



資料：金澤誠一『憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活」実現をめざす労働者「生活実態調査報告書」2014年、神奈川労連、88頁。

において、賃金はほぼ正規分布を示すが、そのピークは20～25万円未満が24.4%であり、それを超えている層は正規雇用と推定される。②③の類型よりも賃金のピークは相対的に高く、「20～25万円未満」24.4%で、「25～30万円未満」(15.6%)「30～35万円未満」も同じく15.6%ある。他方非正規雇用とみられる20万円未満層は37.7%を占めている。正規雇用であれば所得の余裕は多少あるものの、非正規雇用では賃金の低さが顕著である。「仕事の対する悩み」は「賃金が安い」「人手が足りない」「忙しすぎる」「将来に展望がない」「休みがとれない」というように、低賃金、要員不足、毎日の忙しすぎが指摘されている。

②本人と親の世帯(図の破線)では、雇用形態では正規3割、非正規雇用が7割、29歳以下の若者が4割を占め、30歳代が2割を占める。フルタイムパート3割、短時間パート2割強(合計5割)である。賃金のピークは10～15万円、20万円未満が66.1%もいる。時間給労働者は表示していないが、1000円に満たない層は53.3%である。

③本人と子どもの世帯(図の点線)は最も貧困化が顕在化し、可視化している類型である。これには父子世帯もあるうるが、この調

査では圧倒的に母子世帯である(96%)。その年齢は40歳代、50歳代が多い。正規が少なく、圧倒的に非正規である。その賃金は月額で「5～10万円未満」と「20～25万円未満」の「2つの異なる山形」を示している。ただし20万円未満は35%となっている。

次に、それぞれの類型別の「生活での困りごと」の調査結果を引用したい。図5はそれを示している。

①本人のみの世帯

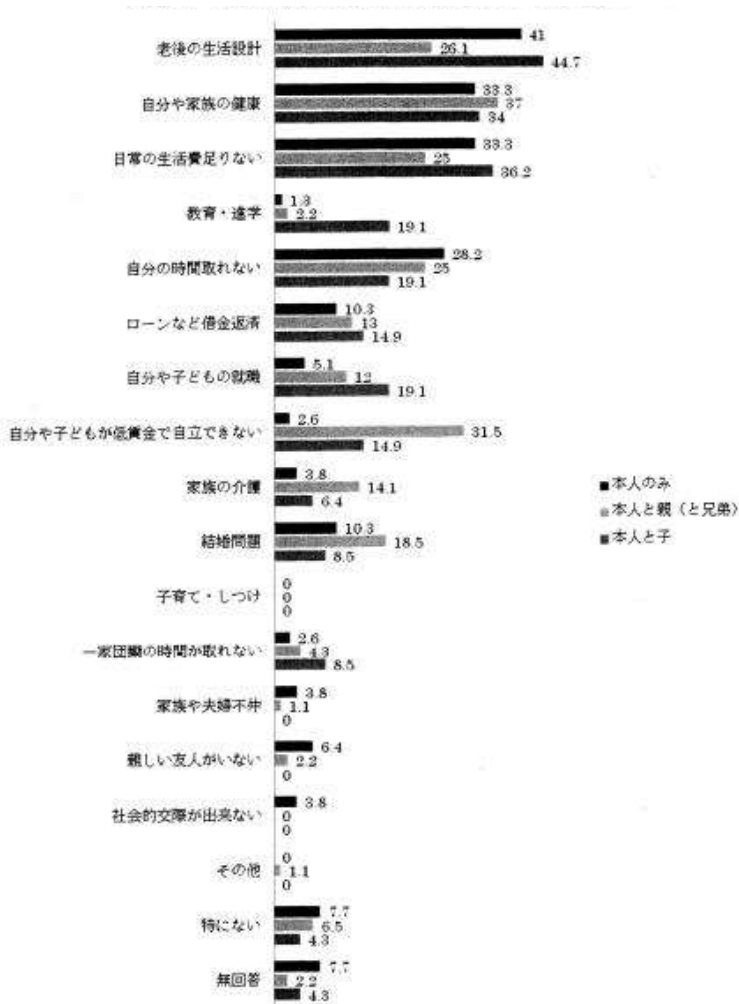
この層における正規労働者は日本における「過労死予備軍」を生み出す「働き方」にある。正規での職場での人員不足、長時間労働、休みが取れないという「働き方」である。

「自分や家族の健康」(33.3%)「自分の時間がとれない」(28.2%)がある。同時に、「日常の生活費が足りない」が33%もある。非正規・女性労働者を含めているためであるが、正規でも自立すれば家賃負担もある。日本の高家賃が障害になっている、と推定される。

②本人と親の世帯

この類型は正規労働者もいるが、多くは非正規で、男性だけでなく、女性もかなりいる。低い時間給で生活し、自分の賃金だけでは自

図5 世帯類型別「生活での困りごと」(回答は3つまで選択)



資料：金澤誠一『憲法第 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」実現をめざす労働者「生活実態調査報告書」2014 年、神奈川労連、61 頁。

立できないため、親世代と同居している。その悩みの項目「生活での困りごと」の第1に「自分や子どもが低賃金で自立できない」が31.5%あり、「結婚問題」も18.5%ある。いわゆる「パラサイトシングル」の問題である。その層は決して豊かではない。

③本人と子どもの世帯

子を持つ母子世帯の雇用形態は非正規雇用が圧倒的で、まさしく日本の現在の貧困化の

最もミゼラブルな姿である。「日常の生活費が足りない」(36.2%)「自分や家族の健康」(34%)のほか、「教育・進学」(19.1%)「自分や子どもの就職」(19.1%)などこの世帯類型に固有の困難を抱えている。

以上が世帯類型別特徴であるが、3類型に共通する特徴は「健康問題」「低賃金」のほか、「老後の生活設計」がとくに①本人のみの世帯、③本人と子どもの世帯で高い比率を占めていた。いわゆる「下流老人」における労働からの引退後の公的年金のあまりの少なさと「社会的孤立」の問題である。もはや「中流」などなく、「年収400万円以下でも下流化のリスクが高い」と指摘される状況⁽¹⁴⁾は現在の高齢者だけでなく、その予備軍としての現役労働者の問題でもある。

要約——非正規雇用と世帯類型を合わせた貧困の概要

所得面での貧困化は非正規雇用の賃金の低さが大前提で、それに世帯構成が作用する。子どもの世話をしつつ、非正規雇用を掛け持ちで働く「一人親世帯」であれば、その労働と生活は「絶対的貧困」ともなる。日本の相

対的貧困率は2000年代半ばごろから一貫して上昇し、16.0%（2009年）、下位から6番目、OECD平均（11.3%）をも上回る「貧困大国」になっている⁽¹⁵⁾。この問題は国会での議論になっているが、これを放置していた日本政府の厚顔振りは驚きを超えてあきれかえる。特に「一人親世帯の貧困率」は2010年で50.8%、OECD加盟諸国で33位、つまり最下位である。母子家庭の貧困ほど可視化され、メディアに放映され、衆目の一致するものはないであろう。

非正規本人の賃金で賄う「本人のみの世帯」も貧困の発現度は高い。また、非正規雇用の本人が親と同居する「本人と親の世帯」では、親の収入次第で貧困は当面潜在化する。親との同居は家賃や食費、公共料金支払いなどを緩和されるから、当面は趣味や娯楽に時間を費やす若者もいるであろう。しかし親世代も裕福なものばかりでない。低収入の親、年金生活者になった親、みずからが医療や介護の世話にもなる高齢の親、死亡する親もいる。そのような条件が進めば、本人だけでなく、親を含め世帯としても貧困が顕在化する。

その根源として、自立の前提としてあるべき本人の就労が非正規であり、その賃金の絶対水準が低く、図3のような男性正規の年功カーブを描けないことにある。その中で、とくに非正規で同居している層は、非正規の貧困賃金+親の収入の不足で、潜在化していた貧困が顕在化、可視化してくるのは時間の問題であり、すでに顕在化している世帯もある。

4. 非正規雇用の「労働による貧困」からの脱却の政策課題

現況

賃金が低い悩みは3類型に共通している。

また、人手不足の職場で、長時間労働に従事し、交際相手にも恵まれない、もし、いたとしても多忙で交際できない、賃金が安い、結婚に踏み切れないという人々となる。これは極めて由々しいことである。

とくにジェンダー差別、性別格差が根強く残る日本では、依然として「男は仕事、女性は家庭」という役割分業意識、その遺制が残る。これによれば、男性は一家の大黒柱、自分の賃金で妻子を養うべきという価値規範になる。だが、正規男性自身の賃金の低下、その非正規化において、この層にはこの価値規範は付与されず、高賃金の男性のみに結婚や子どもがいる家庭が保障されることになる。先進的ジェンダー論者はこの役割分業意識を批判する。その正当性の裏面では実は多くの女性、すなわち男性以上に非正規化している女性にも、現実の生活難からこの意識に拘泥している。婚期に遅れた女性、若い女性にさえ、優良企業の高賃金男性を求める「専業主婦」志向があるのである。

1990年代中葉から現在にいたるも継続している「構造改革」・規制緩和は、大企業・多国籍企業に多くの富の移転を可能にさせた。その大企業における内部留保は2014年度で約300兆円に達する。その反面、従来生活できた労働者、自営業者たちは、生活できない賃金・所得の労働者に変貌・転落した。

労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、2014年の月額現金給与総額（1～5人以上の事業所、一般・パート）が31万3757円である。これは賃金のピークであった1997年の37万1670円から見て15.6%、実に5万7913円も下回っている⁽¹⁶⁾。これが現在の日本の労働者のおかれた賃金の位置である。

筆者は現在の状況において、雇用の安定を前提すれば、名目賃金35万円、手取り30万円が「結婚による労働力の世代的再生産を容易にする賃金水準」の「目安」である、と考えている⁽¹⁷⁾。構造改革は社会的弱者をさらに弱者にさせ、世帯形成ができない、つまり労働

力の世代的再生産が不可能な賃金水準に引き下げた。求人広告を見ても、この水準の賃金を保障する企業は少なく、多数を占めるのは飲食店や小売業などの時間給のパートなど非正規雇用の求人である。

正規労働者でも公的資格を持つものの低賃金・要員不足で、人の入れ代りの大きい介護、医療、保育などの福祉労働者⁽¹⁸⁾、深夜業を含み過当競争にあえぎ、低賃金職種化した運輸労働者（バス、トラック、タクシーに従事する労働者）などが目立つ。

安倍雇用改革は正社員改革で正社員数を減らす一方、勤務地、職種、労働時間を限定した「多様な正社員」「限定正社員」などの呼称で賃金の年功的昇給をしない労働者に誘導している。この事例には従来の非正規時代の時間給がそのままスライドした労働者、あるいは従来の「女性一般職」賃金よりも低められた給与表で働く労働者もある。「正社員」概念の政策的拡張とその概念化によって形式上「正社員」は増えても肝心の賃金は増えない、従来よりも減らされる人々が増えることに留意する必要がある。

政策課題

正社員が減少し、非正規雇用が増大する状況では、「非正規の正規化」だけではお題目になりかねず、正規化が実現しても「賃金保障を含む正規化」にはならない事例も増えている。さきふれた「限定正社員」「多様な正社員」がそれである。

もちろん、非正規が有期雇用から無期雇用になれば、雇用の安定には有効である。だが、同時に、次のステップとして、その賃金の改善が必要である。そのことと併行して、あるいはそれ以前に、増大する非正規雇用それ自体の待遇改善が必要であろう。以下それに係る政策課題を列挙してみたい。

第1、労働組合が行う非正規雇用の待遇改

善政策がある。これには、組織労働者が行う産業・業種・企業内最賃の適用や時間給の引き上げ、正規労働者の「標準賃率」の非正規への適用がある。前者は日本の労働組合の組織形態に影響されて企業内最賃が多いが、産業別・業種別最賃もある。金融共闘の時給1200円要求、企業内最賃では出版労連が時給1500円の要求を提示している。時間給上げも漸進的ながら、行われている。

正規労働者の「標準賃率」の非正規への適用」とは正規の標準賃金を非正規にも適用することである。ただし、非正規雇用は、資本・企業サイドからは「人件費を削減する」意図から導入したものである。それに対抗してこれを実現すれば、いわゆる同一労働同一賃金による「均等待遇」の実現になる。ただし、この具体化、実現には資本の総額人件費の抑制政策との対抗、企業のこれまでの人事管理の修正、正規と非正規間の「相互理解」が不可欠であろう。正規労働者の賃金切下げでの均等待遇はありえない選択である。

第2、現行最低賃金制の抜本改革。組織化があれば、第1の対策が可能であるが、非正規雇用は圧倒的に未組織である。未組織労働者の賃金を上げるには法定最低賃金による「底上げ」が不可欠である。

日本の最賃制は国際比較⁽¹⁹⁾すれば、2014年で、中位値賃金の38%程度、アメリカと同じで先進国中最下位に属する。フランス62%、ニュージーランドは60%である。ドイツは労働協約優先主義であったが2015年1月1日から発効した法定全国一律制は時給8.5ユーロ（1ユーロ132円として1122円）は、中位値賃金比較で51%である。すでに全国一律最賃制を実現したイギリスでは、中位値賃金比較では47%であるが、物価が高いロンドンおよび近郊地域への生活賃金条例によって一律最賃制の補強が行われている。日本は韓国（42%）にも負ける。アメリカは共和党の強固な反対で連邦最賃は時給7.5ドルに凍結されたままであるが、オバマ大統領は連邦政府契約業

者、再契約業者には2015年1月1日から時給10.10ドルに改定した。さらに市、郡レベルでは生活賃金運動の影響によりロサンゼルス市、郡、サンフランシスコ市などでの2019年～2020年までに時給15ドル（1ドル120円として1800円）が実現している。

この世界の趨勢からみると、日本の最賃法の地域分断、その貧困最賃の現状は驚くべきである。現在発効中の2015年度地域別最賃は加重平均額798円であるが、最高東京で時給907円、最低は沖縄などで時給693円、上下格差は実に214円、月額換算（150時間として）3万2100円、年収では38万5200円にもなる。最低生計費調査では生計費における地域格差がほとんどなく、月額22万4833円、時給（150時間換算）1499円である（2015年5月、全労連作成、総括表による）。このような地域格差を温存している最賃には国内的にも国際的にもなんらの道理がない。最賃を国際基準にてらしてすみやかに全国一律にし、その水準は当面時給1000円以上とし、若者の組織（「エキタス（AEQUITAS）」）が主張しているように、時給1500円を目指すこと、筆者は最低でも中位値賃金の50%以上に引き上げる必要があることを添えたい。

なお、アメリカのリビングウェイズ運動が公契約運動から発展した経緯からみて、日本での「公契約適正化」の成り行きも注目したい。

第3、社会保障給付や公共サービスの充実である。

日本の最賃は貧困最賃と同時に単身者最賃である。貧困が非正規雇用をベースに、世帯の貧困化と結びつけば、その現状は可視化され、社会問題になり、子世代への貧困の連鎖となるおそれが現実化している。当面一人親世帯の貧困が社会問題になっているが、今日の貧困は人口構成の変化による高齢化と少子化によっても影響されている。非正規雇用化と単身化は貧困に陥る大きな要因であり、「本人のみの世帯」（単身世帯）、「本人と親世帯」

にも波及するであろう。

現在のような最賃＝単身者最賃が継続すれば、時給の大幅引上げがあったとしても労働力の世代的再生産を図るには、社会保障や公共サービスを含めた対応が不可欠である。とくに子ども手当の充実、安価な保育所の確保、家賃補助、医療費無料化、教育費の無償化の追求、大学の学費の低廉化や返還の必要のない奨学金の大幅な拡充、高齢者に対する最低保障年金制度の確立などの政策課題が登場する。新自由主義が大手を振って跋扈するなかで、これらの充実の課題は難題ではあるが、賃金だけに依存できない「世帯」の貧困には、膨大な内部留保の活用、大企業、グローバル企業の徴税逃れを許さない税負担の強化、富裕層への課税など財政による富の再配分による公的対処が必須となろう。日本の情勢は大資本の「一方的一人勝ち」を許さない状況であり、市場原理の名を借りた弱肉強食政策からの脱却・転換が不可欠な時代である。

注

- (1) 日本経団連『新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策』1995年5月。
- (2) 電機産業のリストラについては藤田実『日本経済の構造的危機を読み解く』2014年、新日本出版社、第7章を参照。筆者はこの著作から記述の参考を得ている。
- (3) 大原社会問題研究所『労働・社会大年表』からの記述。執筆は筆者。
- (4) この法律無視の賃下げに対して、労働組合（全日本金属情報機器労働組合日本IBM支部）が「就業規則の一方的不利益変更」として労働委員会に提訴、裁判闘争に訴え、判決勝利の間際に会社側は一方的に撤退し、組合側が勝利した。（これは「和解」ではなく「認諾」。すなわち被告が原告の訴訟上の請求を全面的に承認すること、である）なお、「ロックアウト解雇」については2016年3月28日、この異常な解雇の第一次、第二次訴訟の判決が東京地裁で下され、原告5人について「解雇無効」の勝訴判決となった。

- (5) 荻原伸次郎『日本の構造改革とTPP』2011年、新日本出版社、105～107頁。
- (6) 伍賀一道「働き方・働かせ方のブラック化—現状と背景」『労働総研クオーターリー』2014年春号、7～9頁。
- (7) 職種、期間の枠を取り払い、人を入れ替えれば企業は常時外部人材として派遣労働者を自由に活用できる。派遣は「一時的・臨時的」な雇用形態ではなく、「生涯派遣」を可能にした。つまり、低賃金・使い捨ての労働者派遣を一般的な働き方に変え、直接雇用を期待した派遣労働者に展望を喪失させる雇用破壊法である。
- (8) K. マルクス『資本論』第1巻、第23章、新日本新書版4分冊、1106頁。
- (9) 生活保護受給者は1995年（平成7年）88万2229人をボトムとして、その後急速な右肩上昇カーブとなり続け、現在に至るもその数は増加し、2014年（平成26年）2月の「速報値」では被保護人員216万6381人、被保護世帯159万8818世帯、保護率1.7%を記録している。（厚生労働省「生活保護受給者の動向について」平成26年10月20日）。
- (10) 『資本論』における資本蓄積の一般的法則の章、（新日本新書版4分冊）、および伍賀一道「非正規雇用の貧困」『経済』No. 244、2016年1月号。
- (11) 「週刊東洋経済」2015年10月17日号（特集「絶望の非正規」）による。
- (12) 『賃金構造基本統計調査』（平成26年版）では雇用形態別の所定内賃金（年齢計、男女計）で正規労働者31万7700円、非正規労働者20万3000円（正規に対する非正規の格差は63%、なお、平成27年：2015年版では雇用形態別の所定内賃金で、正規労働者32万1100円、非正規労働者20万5100円で、非正規は正規の63.9%である）。
- (13) 金澤誠一『憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活」実現をめざす労働者「生活実態調査報告書」2014年、神奈川労連。
- (14) 藤田孝典『下流老人——一億老後崩壊の衝撃』2015年、朝日新書、110～112頁。
- (15) 厚生労働省は「国民生活基礎調査」「全国消費実態調査」における「相対的貧困率」の数値を発表している。「国民生活基礎調査」では、2012年で16.1%である。「全国消費実態調査」では2009年で135万円であり、この年の貧困率は10.1%であった。この分析では、両調査に共通して、貧困率は上昇傾向で、世帯主の年齢別で見ると、「30歳未満」「65歳以上」で高く、世帯別では「単身世帯」「一人親世帯」で高いことが指摘されている。
- 母子家庭、単身の青年層、中年の単身者、単身の高齢者が歴代自民党政権の規制緩和政策、「雇用改革」「社会保障改革」の犠牲にされている、とみることができる。ただし、筆者はこれに加えて「本人と親の世帯」を加えるべきである、と主張する。
- (16) 労働総研「2016春闘提言『アベノミクス』を止め、政治・経済の転換を』」による。
- (17) 「世帯形成期」における「親1人子1人の賃金水準」として税込み35万円、税抜き約30万円、年収420万円の水準である。（首都圏最低生計費調査チームによる試算）むしろこの額は絶対的なものではない。共働きや親との同居など家族形態の違いで変動する。
- (18) 正社員においても保育や医療、介護など広く福祉労働者は正規労働でも過重労働で低賃金であり、退職者が絶えない。人間を対象とする仕事に「労働の尊厳」を保障し、定着させるには、まずもって賃金を引き上げることが肝要である。だが、新自由主義者たちはそれを「サービス産業」として低コストでの企業参入を奨励している。
- (19) 大重光太郎「最賃制度をめぐる国際的動向」『月刊全労連』No208、2014年6月号によるデータを使用。
- （おごし ようのすけ 國學院大学名誉教授・労働総研代表理事）

「投機資本」の視点からリーマン恐慌を読み解く

宇都宮 勉

《要旨》 マルクスは『資本論』で主要な資本範疇として産業資本、商業資本、貸付資本の3つを取り上げて分析した。しかし現代では第4の資本といえる「投機資本」が巨大な規模に成長し現代経済に多大の影響を与えている。現代の投機資本は、マルクスの時代に存在していなかった投機的増殖の機械（コンピュータとデータ通信システム）と技術（デリバティブ、金融工学）を全面的に利用している。投機資本は1970年代に“誕生”し、グローバルな規模で“瞬時”かつ“大規模”に増殖する。今回の恐慌の一因となったサブプライムローン関連商品は投機商品であり、これを世界中の投資家に販売して恐慌の最大要因を作り出したのは大手金融機関であった。この大手金融機関の連鎖的破綻という形で発生したリーマン恐慌は、現代の投機資本が引き起こした新しい恐慌であった。

目次

- I はじめに
- II 資本範疇としての投機資本の独自性
 - (1) 第4の資本、投機資本
 - (2) 投機資本と新しい機械=コンピュータ
 - (3) 資本の増殖率は投機資本が最も高い
- III 現代の金融システムと投機資本
 - (1) 投機化していった商業銀行
 - (2) 貸付（ローン）も投機証券化された
- IV 投機資本の矛盾とリーマン恐慌
- V まとめ

* この拙論を作成するにあたっては、高田太久吉・中央大学商学部名誉教授に多大のご指導をいただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

I はじめに

2008年9月15日、当時全米第4位の投資銀行であったリーマン・ブラザーズが破綻し、世界同時株安・世界同時不況の引き金を引い

た。本稿はこのリーマン恐慌を「投機資本」の視点から読み解こうとするものである。投機資本とは、貨幣を商品（株、国債など）と交換し（つまり商品を購入し）、商品価格が「変動」して値上がりした瞬間に商品を売って増殖した貨幣を得るものである。現代の投機資本の運動は極度に発達したコンピュータとデータ通信システム（IT：情報技術）によって支えられており、これらのテクノロジーを使って貨幣は、“瞬時に”かつ“大規模に”増殖することができる。

リーマン恐慌前のアメリカを振り返ると、住宅価格の長期の上昇を金融機関が利用し、最初は低金利であるが数年後には利率が急上昇する「サブプライムローン（貸付）」を住宅購入資金として労働者や貧困層に貸し付けてきた。その高利のローンは高利回りのモーゲージ担保証券（投機商品）に組み替えられて証券化され、主に米欧の投資家（投機家や金融機関）に販売されて莫大な手数料を得てきた。しかし上昇を続けてきた住宅価格は供給過剰が表面化して2006年秋に下落に転じた。また当初は低く設定されていたサブプライムローンの利率が急上昇を始め、ローン返済の

焦げ付きが06年末以降多発し始めた。するとこれまでの流れが逆回転を始めた。モーゲージ担保証券の格付けが07年夏から一斉に引き下げられ、価格も急落を始めた。担保証券が売れなくなった投資銀行は短期金融市場（レポ市場など）で貸付資本家の取り付けや大幅な追証請求に会い、ついにリーマンが破綻を宣告したのである。

このようにリーマン恐慌では、①貸付商品（サブプライムローン）を投機商品（モーゲージ担保証券）に組み替える「証券化（投機化）」が大きな役割を果たしたことが、②投機市場化していた住宅価格市場の急落が恐慌の原因となったこと、③住宅価格の急落が投機市場であるニューヨーク株式市場など世界の株式市場の下落を招いたこと、などから「投機資本」が極めて大きな役割を果たしていたことが分かる。さらに投機資本は価格の「変動」によって増殖するが、この価格の「変動」はある時点を境に急激にマイナス方向への変動、すなわち「急落、急収縮」に転化する場合がある。これが発現すると投機資本によって形成された投機バブルは急収縮・破裂する。これが発生したのが2008年のリーマン恐慌であった。

以上のことから本稿では、投機資本を分析しながらリーマン恐慌を読み解いていきたい。

II 資本範疇としての投機資本の独自性

(1) 第4の資本、投機資本

カール・マルクスは『資本論』で、貨幣は運動によって増殖し、増殖する貨幣＝資本となることを明らかにした。「運動によって……貨幣は、資本に転化する^①」。この場合の「運動」とは貨幣と商品の「交換運動」のことである。「貨幣の商品への転化と商品の貨幣への

再転化……その運動によって……貨幣は、資本に転化する」。この交換運動の違いによってマルクスは資本を大きく三つに分けた。「産業資本」「商業資本」「貸付資本（利子生み資本ともいう）」である。

筆者は、マルクスの時代には今日から見れば極めて小規模にしか存在していなかった「投機資本^②」が、現代では巨大な規模に成長し、経済に多大の影響を与えていると考える。マルクスの時代には、投機資本を扱う機械＝コンピュータが地球上に存在していなかったし、今日のような過剰な貨幣資本も蓄積されていなかったからである。そこで筆者は、投機資本を第4の資本範疇に設定し、まずこの分析を行う。

(注) 投機資本について分析した日本の書物は多くはないが、例えば大阪市立大学の川合一郎・元教授は『株式価格形成の理論』（日本評論新社、1960年）の中で「投機利潤を追求するためには、……最初に商品を買入れるための貨幣が必要である。このような貨幣は投機資本である。貨幣を手放してのちにそれを回収し、それが以前よりも大きくなって返ってくるという形で最初の貨幣が増殖するが、それは資本である。……現代の投機資本が前期的な投機資本と異なるのは、産業資本のためのヘッジングの相手方となって準備金節約という役割を果たすから」（150～154頁）と述べて、投機資本を産業資本を補助するものと説明している。また東京経済大学の田坂元・元教授は『現代証券市場論』（有斐閣、1984年）で「金融資本は、投機資本を分化・自立せしめ、……株式市場で発生する危険と損失を負担させつつ株価変動幅を拡大するという機能を果たさせる。そして好況期の株価騰貴を利用して多額の増資をおこなう。」（179～183頁）と投機資本を特に株式市場で運動する資本と捉えている。しかし現代の投機資本は株式市場だけでなく国債、通貨、商品市場で大規模に運動しており、産業資本を凌駕するまでに成長を遂げている。投機資本の現代的分析が求め

られる所以である。

投機資本は商品価格（金利、為替レートを含む）の変動を予想して、貨幣Gを商品W（株、国債、通貨、不動産、市況商品など）と交換し（つまり商品を買）、Wの価格が予想通りに変動したらW'を売って売買差益として利潤 ΔG を得る資本である。その運動は $G - W \sim W' - G'$ （「 \sim 」は価格変動を表す）と書ける。投機資本は、将来の価格変動の方向と確率を予想し、この予想にもとづいて売買差益を上げる貨幣資本であり、したがって、その増殖のためには、商品価格の「変動（ $W \sim W'$ ）」が必須の条件である。『金融資本論』を表したルドルフ・ヒルファディングも述べている。「投機業者にとって……眼目とするところは“変動”だけである。……かれの関心は、収益ができるだけ安定し、できればたえず上昇することをのぞむ生産資本家のそれとは、まったく別のものである⁽²⁾」。

この「変動」の程度は金融工学では「変動性（ボラティリティ）」と呼ばれ、通常、標準偏差（シグマ）で測られる。これが投資リスクの大きさを表現すると同時に、投資家（投機家）が求める、リスクに見合った投機利益を見積もる指標となっている。逆に言うところ「変動」がなければ投機資本は増殖できない。「円高になろうと円安になろうと為替ディーラーは痛痒を感じない。かれらにとって困る問題があるとすれば、相場が動かないことである。上下動がなければ利食いができない⁽³⁾」。

投機資本は、一方で「価格変動」を増殖のエネルギー源にしているが、同時に、価格変動を増殖の機会として利用しようとする投機資本の激しい競争と運動自体が、市場の価格変動を大きく増幅する。このため、現代の投機資本が“誕生”した1970年代以降の現代経済は、金融市場で証券、為替、不動産、その他の市場価格が時々刻々大きく変化する不安定な経済に変わってしまった。さらに、「1970年代以降の……実物投資の停滞で……経済循

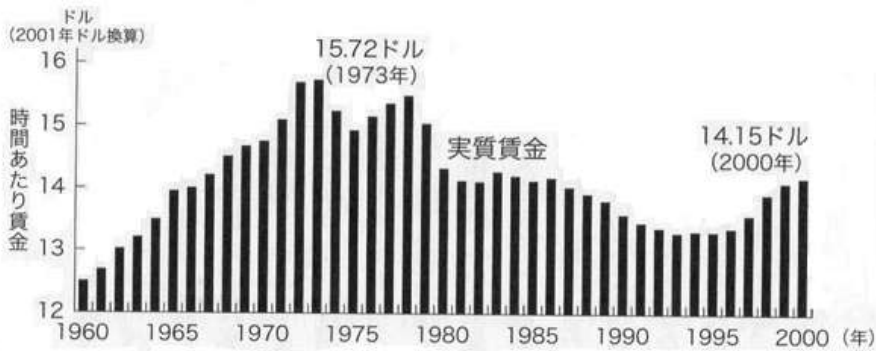
環の波動が比較的緩やかになる『大いなる平穩』と、……過去30年間で100回を超える国際通貨・金融危機に象徴される金融市場の極度の不安定性が並存する複雑な状況⁽⁴⁾」が生まれている。

もっぱら売買差益から利益を上げる投機資本は自らは価値を生み出さない。これが、産業資本に比した投機資本の主要な特徴である。ヒルファディングは「かれら〔注：投機資本家〕の利得は……差益にすぎず、これにたいしては、それと同じだけの損失が対応せざるをえない。……投機は、ただ多数の局外者たちが参加して損失を負担するばあいだけ、さかえる⁽⁵⁾」と言っている。投機資本は価値を生み出さず他者から収奪し、略奪する（ジョン・ガルブレイスはこのメカニズムを“賭博”とも説明している。「賭博師は誰かが損をするから儲かる⁽⁶⁾」）。その損失を負担するのは多くの場合、未熟で小規模な投機家、実需で市況商品や証券を売買する投資家・企業、労働者・国民などである。

国民からの収奪は例えば年金運用や国債売買、通貨投機などで行われている。バブル崩壊後の1992年に導入されたのが、厚生年金・国民年金、郵便貯金、簡易保険などの国民の財産（公的資金）で株式を買う、いわゆるPKO（Price Keeping Operation＝株価維持活動）であった。この結果、厚生・国民年金で6兆円（02年度）、郵貯・簡保資金で9兆円の運用損が発生し、国民の財産が計15兆円も投機資本家に収奪された。2015年7～9月期には株価の下落などで公的年金がわずか3ヵ月で7.9兆円も収奪された。

投機資本は価値を国民から収奪し、収奪された価値の殆どは投機資本に資金を提供する富裕層（大企業の経営者を含む）に再分配されるため、現代の投機資本が生まれた1970年代以降、労働者と資本家の経済格差が急拡大している。投機資本は格差を拡大する傾向にある。「所得分布は、……1970年代初頭までは、経済成長にとまって徐々に平準化する傾向

図1 米国労働者の実質時間賃金の推移



出所：デヴィッド・ハーヴェイ、渡辺治監訳『新自由主義』作品社、2007年、39頁。

にあった。しかし、70年代の中頃には、多くの国でこうした平準化傾向が停止し、その後70年代末になると、各国の所得分布における格差が、……傾向的に拡大するようになった⁽⁷⁾。「1980年、CEOの報酬は平均的社員の給与の40倍だったが、2000年には400倍近くに急増していた⁽⁸⁾」。

こうしてそれまで右肩上がりでも上昇してきたアメリカの労働者の賃金は1970年代末以降に減少を始めた。投機資本による労働者からの収奪が始まり、70年代半ば以降の新自由主義による労働者の賃金への攻撃が開始されたからである。アメリカの製造業で見ると、実質賃金のピークは1973年であり（図1）、2011年段階でピーク時より5%以上低い水準にとどまっている⁽⁹⁾。こうした傾向は、程度の違いはあるが多くの工業国で見られるようになった。

さらに雇用について見ると、投機資本を増殖させるのに必要な労働者の数は産業資本に比べて少なくすむ。例えば産業資本で1000万円の自動車を1台つくるのに仮に50人ほどの労働者が必要な場合、投機資本では1人の労働者（トレーダー）とコンピュータ、数人のバックオフィス要員がいれば1000万円だろうと1億円だろうと稼ぎ出すことができる。投機資本の跋扈は産業的企業を衰弱させ、産業労働者を失業させる傾向にある（投機資本

を増殖させる機械であるコンピュータも、旧来の機械を制御・稼働させることで産業労働者を失業させる傾向にある）。「アメリカの製造業雇用者数は1970年代後半以降減少し、全労働者に占める比率は1979年の21.6%から……2011年には8.9%にまで減少している⁽¹⁰⁾」。

この投機資本によって変質を始めた経済の上部構造を、1975年の株式委託手数料自由化に始まり⁽¹¹⁾、サッチャー、レーガン政権以降急激に強まった「新自由主義的政策」が受け持った。新自由主義が進めた金融分野での自由化・効率化・規制緩和とは金利や国債、通貨などの商品価格を「自由に」変動させるためのものであり、労働分野では労働者の雇用形態をより「自由化」して賃金を削減し雇用を不安定化させるものであった。「新自由主義は、支配階級のなかの金融フラクションのヘゲモニーの回復のイデオロギー的表現である。……金融の権力回復は、1970年代に始まった経済危機〔筆者注：及び投機資本の“誕生”〕に伴う結果であった⁽¹²⁾」。

投機資本は、商品の価格が下落を続ける場合でも儲けを上げることができる。この手法を「空売り」という。空売りでは、値下がりを受け続けようと思われる商品を証券会社などから借りてきてその商品を売り（自分の商品ではないので空売りし）、商品の価格がずっと下がったときにこの商品を買戻して借りて

きた商品を返却し、“高く売って”“安く買った”差額から儲けを得る。さらに後述するように、仕組み証券（デリバティブを利用した証券）市場の膨張と相俟って普及した信用デリバティブ（CDS）は、投機資本にわずかの手元資金で大規模な空売りを実行する便利な手法を提供した。リーマン恐慌の際にも、この空売りで利益を上げたヘッジファンドがあった。「大手ヘッジファンドが、バブルに逆張りすることを思いついた。……ジョージ・ソロス、ジョン・ポールソンなどの大手ヘッジファンドは、バブルが終わるとき住宅ローン関連商品のデフォルトに賭けて〔注：空売りして〕、……500億ドルを超えるかもしれない利益を手にした⁽¹³⁾」。

投機資本では投下する資金の「量」が物を言う。仮に1万円の株が値上がりして1万100円になった時、1株しか買っていなければ投機利益は100円だが、100万株買ってれば利益は1億円になる。そこで投機資本家はレポ市場やCP市場など短期貨幣市場を通じて貸付資本家から貨幣を借りて投下資金を増やす。これが「レバレッジ」である。レバレッジは投機が成功した場合の利益を拡大する。「レバレッジはリターンを高めようとする投資家の主戦法の一つである⁽¹⁴⁾」。反面、投機に失敗するとレバレッジは損失も拡大してしまう。「……この場合、ヘッジ・ファンドのレバレッジは20倍になる。ポートフォリオの損失が5パーセント、全体の20分の1になれば、エクイティ・クラスのポジション〔注：ヘッジ・ファンドのポートフォリオの中でもっともリスクの高い部分〕がすべて吹き飛ぶ⁽¹⁵⁾」。

(2) 投機資本と新しい機械=コンピュータ

現代の投機資本が“誕生”したのは1971年にアメリカのニクソン大統領がドルと金の交換を停止し、通貨ドルの価値が日々「変動」する変動相場制に移行したのがきっかけであ

った。「金ドル交換停止・初期IMF体制崩壊の後には、新たに投機的金融活動が本格化するが、その基本は、実体経済から離れて、金融面での投機的金融収益を求める投機的金融活動である⁽¹⁶⁾」。価値の変動する通貨ドルを使えば通貨投機が日常的に可能になる。こうして外国為替市場が「カジノ資本主義」とよばれる投機市場に変わった。「ブレトン・ウッズ体制が崩壊して、……為替変動による利潤機会が拡大し……新たな投機メカニズムが生み出された⁽¹⁷⁾」。ドルの不換通貨化は、FRBがいくらでもドルを供給して投機資本の資金源になる過剰な貨幣資本を生み出す一因ともなった。

さらに73年には、ロイター社がコンピュータと電話回線を使ってマーケット情報をリアルタイムで表示する機械「モニター」を発売する。「1973年にロイターがそれまでの黒電話をモニターと呼ばれるビデオ端末で置き換えたとき、すべてが一変した。この装置は、全地球上の銀行とトレーディングルームからくる買い注文と売り注文を集中し……表示し、これによって、最初のグローバルな通貨市場を創造したのである⁽¹⁸⁾」。

高速通信技術はたとえ取引相手が地球の裏側にいても、瞬時に売買を成立させることができる。コンピュータの超高速処理と高速通信技術は時間のロスや空間的距離をはぶいて資本の回転速度を飛躍的に高めている。これが現在、全地球規模で24時間のマネー取引を引き起こしている理由である。シティコープの会長だったウォルター・リズトンに述べている。「テクノロジーが、我々を言葉の文字どおりの意味で一つのコミュニティに変えてしまった。……人類はいまや完全に統合された国際的な金融・情報市場を手にしており、貨幣とアイデアを地球上のどんな場所にも数分で移動させることができる⁽¹⁹⁾」。

マルクスが分析した19世紀半ばの機械は、「剰余価値を生産するための手段⁽²⁰⁾」であり、人間の労力や作業回数を原動機や作業機で飛

躍的に高めた。1970年代に個人向けに発展を始めていたコンピュータは情報を処理する機械であり、投機商品（価格が変動し、その売買で投機利益を得る商品）の価格をモニターし、価格が変動すればそれをトレーダーに知らせる文明の利器として「剰余価値を収奪するための“新しい手段”」となった（パーソナル・コンピュータの心臓部であるマイクロプロセッサが開発されたのは1971年。75年に世界初のパソコン Altair 8800 が発売。77年にはApple II 発売）。

かつてのコンピュータは売買のチャンスをトレーダーに知らせるだけだったが、現在では売買の“指示”もコンピュータが証券取引所のサーバに命令を直接送信してプログラム売買を行っている。1987年10月19日に起こった、ニューヨーク・ダウ平均が22.6%、508ドル暴落したブラックマンデーの主因も、コンピュータのプログラム売買の暴走であった。「売り圧力に……連動して、ポートフォリオ・インシュアランス〔注：プログラム〕のヘッジ売りが起こった。株価が下落すれば、機械的に売り注文を出すプログラムが組まれていたからだ。……10億ドル相当が、プログラム売買を通じて、株式市場で直接売買された⁽²¹⁾」。

1990年代からは時間とともに変動する商品価格を分析し、将来の価格やリスクをコンピュータで確率的に計算し、これを利用して既存の商品から派生的な金融商品を作り出すテクノロジー「金融工学」が広まった。しかし金融工学の確率計算のもとになっているのはすべて「過去」のデータであり、将来のリスクと利回りを正確に予測することは誰にもできない。

金融工学が取引に大規模に導入されるようになると、巨大な「金融デリバティブ市場」が作り出された。金融デリバティブ市場は取引契約高で見れば世界最大の金融市場であり、リーマン恐慌前の07年には520兆ドルに達した。デリバティブとはコメの先物取引など商品デ

リバティブとして昔から存在していたが、変動する商品の価格を現時点で固定して変動リスクを回避する（ヘッジする）商品である。これを利用して投機資本は「原資産には手を付けずに相場の変動リスク（将来の損益）が売買できる⁽²²⁾」ので、変動リスクを売って商品の価格変動を回避することもできれば、その変動を利用して投機することもできる。金融デリバティブは「新しい投機商品」となった。

このようなデリバティブの投機商品としての性格を完成の域に高めたのが01年から急増した「クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）」である。通常半年ごとに保険料を払う代わりに、債権や証券がデフォルトした際に保険会社や金融機関が元本を保証する。こうしてCDSは、投機資本がいずれかの証券のデフォルトや下落だけではなく、特定企業の倒産などの予想にもとづいて、事実上の空売りをすることを可能にした。その際、投機資本は当該の証券や企業の株式を実際に保有する必要がなく、単に契約上の想定だけで大規模な空売りが可能になる。リーマン恐慌で破綻に瀕した投資銀行や保険会社の多くは、サブプライムローン絡みの仕組み証券の下落をカバーするCDSの大量の売り手であった。このために、2007年になって仕組み証券の価格が実際に下落すると、それまで受け取っていた保険料の何倍もの保証責任を負うことになったのである。他方、仕組み証券の下落をかねてから予想して大量のCDSを安値で買い込んでいた一部投資銀行や投機組織には、莫大な利益がもたらされた。（この経緯は、マイケル・ルイスの『世紀の空売り』に余すところなく活写されている）。

金融デリバティブもコンピュータの発達によって多様化・複雑化した商品である。例えば1973年に発表されたブラック・ショールズモデルと呼ばれるオプション価格理論は、金融デリバティブであるオプションの価格をコンピュータ（電卓）で簡単に計算できるもの

である。「金融取引はいずれもオプションの形で表現できるので、ブラック・ショールズはすぐにすべての金融商品の価格決定ツールとして使われるようになった⁽²³⁾」。

現在のコンピュータ取引は1秒間に数千回から数万回の取り引きを行う「高頻度取引(HFT)」を行っている。それは確実に儲けを挙げる。アメリカの投資会社バーチュ・ファイナンシャルは2009年から13年末までの5年間1238日で、損を出したのはたった1日だけだった⁽²⁴⁾。HFTは市場の変動性を高めているとの指摘がある。

1秒間に数千回から数万回も行われる取引は人間の能力を完全に超えている。そこで現代の投機取引は発注側(投機資本家側)も受注側(取引所側)も主要な取り引きはすべてコンピュータによって自動的に行われている。またプログラムも人間の脳の仕組みをまねた人工知能(AI)が使われ始めている。アメリカでは、「2007年には、そうした取引所は単にデータセンターにあるひとそろいのコンピュータにすぎなくなっていた。そこで行われる取引の速度は、もはや人間による制約を受けなくなっていた⁽²⁵⁾」、「この敏速さは短時間のわずかな価格動揺をも利用しようとする投機の要求から主として生まれる。……ここでは時は貨幣(かね)なり……である⁽²⁶⁾」。

こうして現代の投機資本は、自らの“誕生”とほぼ同時期の1970年代に、投機的利得を上げるための新しい手段である機械=コンピュータと高速データ通信を手に入れ、これらに支えられて爆発的に増大を始め、現在では主要な取り引きはすべてコンピュータによって自動的に執行されているのである。

(3) 資本の増殖率は投機資本が最も高い

産業資本、商業資本、貸付資本、投機資本の増殖率(利潤率)を比べると、一般に産業資本と商業資本が最も低く、投機資本が最も

高い。産業資本の全体としての増殖率(平均利潤率)は剰余価値率に依存しているために、国民総生産の増殖率である「経済成長率」から長期に渡って大きく乖離することはできない。産業資本のほしい増殖率は先進国では0~数%ほど、途上国では数~10%ほどである。

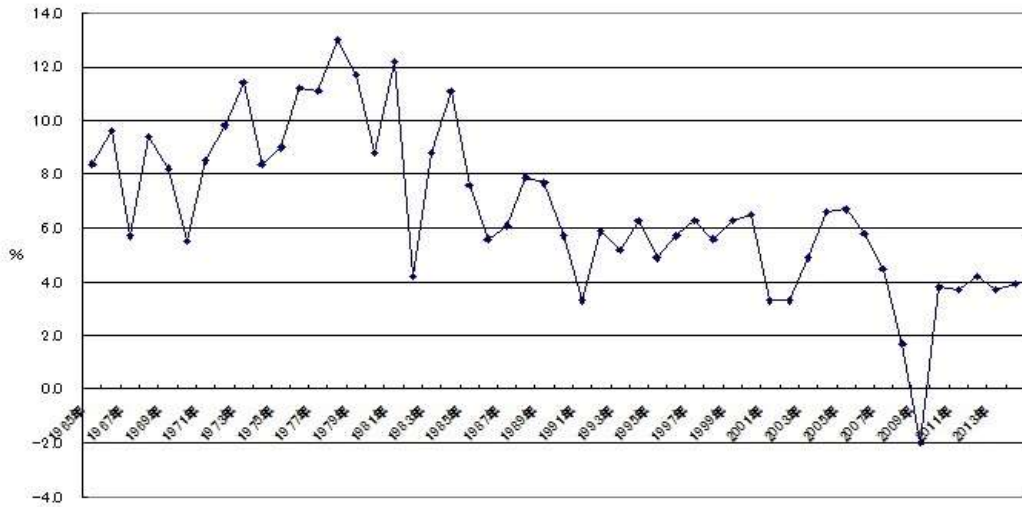
貸付資本の増殖率は、銀行が大企業に貸し付ける長期プライムレートが1%強なので利鞘=増殖率はそれ以下である。労働者への貸付利子は数%~15%ほどなので増殖率は長プラよりもはるかに高い。つまり貸付資本家は、大企業・金持ちには「安く」、労働者や貧しい者には「高く」貨幣を貸し付ける。

レバレッジを利用して価格変動から利益を上げる投機資本の増殖率は利子率によって制約されず、投機資本家(巨大銀行、巨大投資銀行、ヘッジファンド等)によってさまざまである。例えば「クオンタム・ファンド(は)……過去29年間の平均投資利益率が25%を上回る⁽²⁷⁾」、「LTCMは……2年連続で40%以上の運用成績をあげた⁽²⁸⁾」。

貨幣資本はたとえわずかに0.01%(1ベースポイント)の違いであっても増殖率(利潤率)の高い資本に吸い寄せられ、そこに投下されていく。そこで現代の過剰な貨幣資本の多くは増殖率の最も高い投機資本に主に投下されている。従来は格付けの高い安全・適格な債券だけに投資されていた年金・保険などの機関投資家の運用資金のますます多くが、今日ではヘッジファンドを始めとする投機組織を通じて運用されるようになっているのはこのためである。

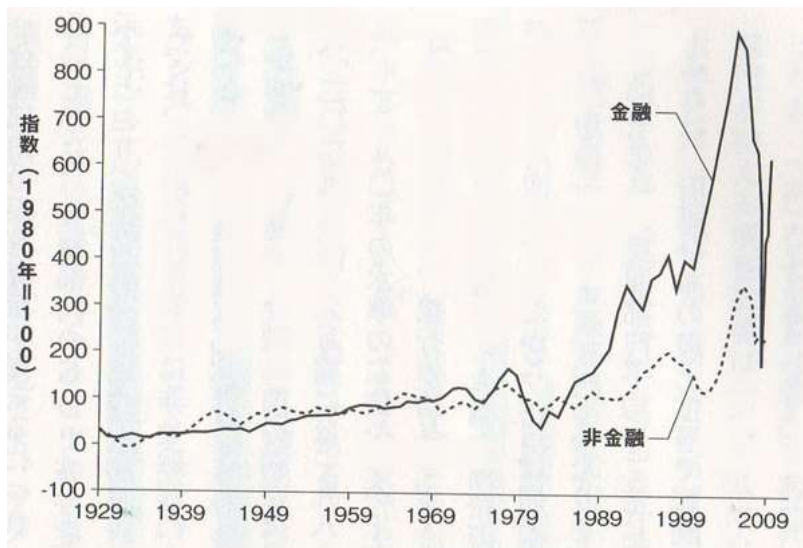
増殖率が相対的に低い産業資本(実体経済)は1970年代後半以降成長に移行していった(図2)。これはグレートモデレーション(大いなる平穏)と呼ばれている。「商品生産が従来どおり『支配』しており、それは経済全体の基礎と考えられているとはいえ、実際にはそれはすでにそこなわれ、主要な利潤は金融的術策の『天才』の手に帰するような状

図2 米国の実質GDP成長率



出所：米国商務省。

図3 金融業と非金融業における実質企業収益の推移



出所：サイモン・ジョンソンほか『国家対巨大銀行』ダイヤモンド社、2011年、80頁。

態にまで、資本主義の発展がすすんだ⁽²⁹⁾。ウラジーミル・レーニンが1917年に表した『帝国主義論』は、「資本主義の発展」すなわち投機資本の“誕生”によって投資銀行やヘッジファンドなどが生み出され、それら投機資本家に金融的利潤が集中されている現代の様子を見事に予言したことになる。「何十兆ドルも

の資産バブルが、もはや商品生産に、言い換えれば工場や機械に、投資されないのは、これらの方法では、金融市場でえられるよりも小さな利回りしか生むことができないからである⁽³⁰⁾」。

こうして投機資本の“誕生”によって、産業資本や商業資本などの実物資本に比べて、

投機資本や貸付資本などの金融資本が急激に増大する「経済の金融化（financialization）」が進行していった。「経済の『金融化』が加速した。……1980～2005年になると、金融部門の利益はインフレ調整後で800%伸びたのに対し、非金融部門は250%しか伸びていない⁽³¹⁾」（図3）。

III 現代の金融システムと投機資本

(1) 投機化していった商業銀行

現代の投機資本の誕生は、預金を集めてそれを企業に貸し付ける商業銀行の姿を大きく変貌させていった。貨幣を貸し付け、一定期日後に元本と利子を回収する貸付資本の増殖率に比べて、価格変動から直接に差益を引き出す投機資本の増殖率の方が一般に高いからである。そこで、貸付（融資）しか認められていなかった商業銀行が資本の高い増殖率を求めて投資銀行化（投機化）し始めた。「投資銀行の代表的な業務としては、……自己勘定の取引であるトレーディング業務があげられる。これらの業務は、大手商業銀行の伝統的業務である預金・貸付業務に比べて、相対的に収益性が高い⁽³²⁾」。

こうしてアメリカでは銀行業と証券業の分離を定めていたグラス・スティーガル法が1999年に廃止された。グラス・スティーガル法は1929年の世界大恐慌の教訓を踏まえ、商業銀行に対しては預貸業務への集中を義務付け、投資銀行は預貸業務を制限される代わりに証券の組成、引き受け、トレーディングなどに従事するよう、銀行業務と投資銀行業務を分離することによって大恐慌を引き起こした証券市場での過度の投機や利益相反問題から銀行を隔離することを目指したものだ。しかし大手銀行業界からの強い働きかけで同

法が廃止されたことにより、銀行は傘下の関連会社（第20条子会社）を通じて証券業務や投資銀行業務に従事したり、証券会社や投資銀行を子会社として買収することが自由に行えるようになり、銀行の投機資本化が始まった。

一方、投資銀行は預金を扱うことができないので短期金融市場（レボ市場など巨大貸付資本家による短期貸付市場）から1週間から翌日払いなどの短期資金を大量に調達して投機資金とした。短期金融市場に資金を供給したのは余資をかかえる年金基金や投資信託、保険会社を中心とする巨大機関投資家であった。大手商業銀行も短期金融市場を利用しており、投資銀行や大手商業銀行は預金に依存しなくても投資家から多量の資金を直接入手して投機の出発点とすることができた。なお投機資本の急激な膨張によって投資銀行は、「1980年代以降の金融証券化の過程で商業銀行に代わって金融産業の主導権をにぎり……銀行セクターが管理する資産総額の比重は全体の20%程度に低下した⁽³³⁾」。

(2) 貸付（ローン）も投機証券化された

投機資本は銀行を投機化させただけでなく、80年代半ばからは貸付（ローン）そのものを投機化（証券化）させていった。ローン（貸付）より証券化商品の売買（投機）の方が一般に増殖率が高いからである。ローンの証券化とは、金融工学を利用し、数千件のローン（貸付商品）を束ねてプールし、これを担保にしてリスクと利回りのグレード、したがって格付けが異なる数十～数百件の証券（トランシュ）に小口化して組み替えることである。証券化によって生み出される利益の源泉は、担保としてプールされるローンの利回りと、トランシュに仕分けて組成され、格付けされて投資家に販売される仕組み証券の利回りとの差額である。サブプライムローン絡み

の証券化では、通常、プールされたサブプライムローンの格付けはトリプルB以下であり、高利回りである。一方、これを担保にして新たに組成・販売される仕組み証券の80%以上は、ムーディーズやS&Pなど大手格付け会社からダブルA以上の格付けが与えられ、低利回りで投資家に販売される。そこで通常、担保のローンと仕組み証券の利回りには2～3%の差異があり、これが投資銀行の利益となる。

仕組み証券は金融工学とコンピュータによって作られた「新しい投機商品」である。投機資本によって仕組み証券市場が急膨張した結果、新しい架空資本市場への貨幣資本の流入が促進され、架空資本市場の活況が引き起こされ、「経済の金融化」に加えて「金融の証券化」も進行していった。

従来のローン（貸付）では貸し倒れ（信用）リスクを金融機関が負わねばならないが、証券化すればその貸し倒れリスクを証券の購入者である投資家に転嫁できる。「銀行家はリスク管理という従来の仕事を放棄し、リスク分散という新手の方法に夢中になった⁽³⁴⁾」。投資家に転嫁されたリスクは、格付け会社が格付けの根拠となる情報を不完全にしか公開しないためにきわめて不透明であり、証券の市場価値に関する投資家の判断を難しくし、証券価格を市況の動きに敏感にさせ、証券化商品を価格変動する投機商品化させた。「証券を購入する投資家が……証券（＝ポートフォリオ）の価格変動リスクという形でリスクを引き受ける⁽³⁵⁾」。

さらに、貸付の回収には例えば10年以上の期間がかかるが、証券化すれば販売代金として数週間で現金化できる。投機化した大手金融機関にとってローンの証券化には多くの利点があったのである。「この結果、大手銀行のビジネスモデルは、伝統的な金利ベースの金融仲介ビジネス〔注：貸付〕から、証券化事業を中核とするいわゆる組成・販売モデルに変質し、金融システム全体に歴史的な構造変

化がもたらされた⁽³⁶⁾」。

証券を購入する世界中の投資家は、少しでも高利回りの投資先を求めている。特に年金基金のような機関投資家やヘッジファンドは高収益を必要とする。そこで金融機関は貸し倒れリスクがあっても高い利子を設定できる中小企業や家計へのローン（ジャンクボンド〔ハイイールド債〕やサブプライムローンなど）を証券化していった。多くの労働者が新自由主義的政策で賃金を減らされて、住宅ローンだけではなく、消費者ローン、カードローン、自動車ローンなどさまざまな信用に依存するようになり、貸付資本の借り方に組み込まれていたからである。「2000年代には、金融技術革新の名の下、中流以下や貧困層の家計までが金融機関の利益追求対象に組み込まれるようになった⁽³⁷⁾」。

1990年代半ば以降にはモーゲージ担保証券に、学資ローンや自動車ローンなどの資産担保証券を束ね合わせる「仕組み証券・債務担保証券（CDO）」化も進む。仕組み証券では複数の証券化商品を束ねるので個々の商品のリスクが“薄め”られる。こうしてリスクの高いサブプライムローンが、仕組み証券に多量に組み込まれていくようになった。「MBS（モーゲージ担保証券）を組み込んだ3億ドル分のCDO債券は、リーマン社内で300口に分割されたあと、1口100万ドル、年利7～8%という条件で市場に出される。2年後には年利が9～10%まで跳ね上がるかもしれない債券を競って買い求めるのは、大手ヘッジファンド、世界じゅうの銀行、主要投資家などの面々である⁽³⁸⁾」。

この仕組み証券の組成、保管、販売、などの業務を金融機関が簿外化して作った組織がシャドーバンク（影の銀行組織）であり、1990年代以降に監督機関の監視外で急拡大した。シャドーバンクは、預金を取り扱わず、預金保険制度を始めとするセーフティネットに繋がらないで金融仲介を行う金融機関と定義されるが、広義には投資銀行やノンバンク、

ヘッジファンド、投資ピークルなど金融当局による監視の枠外で活動するさまざまな金融産業を含む。シャドールンクによる金融仲介の規模はリーマン前の07年には60兆ドルまで増大し、金融取引全体の4分の1ほどを占めた。シャドールンクは証券化と投機活動のための金融組織であり、銀行も証券子会社や簿外ピークルなどを利用してシャドールンキングの領域に積極的に参入していった。

シャドールンクは、銀行の信用リスクを保有証券のリスクに転換することで、表面的には銀行を信用リスクから隔離するが、いったん証券市場が危機に直面すれば、シャドールンクには損失を補てんする自己資本が用意されていないために、それまで隠されていたリスクが銀行本体に遡及することになる。こうして、投機リスクをふくむ証券化のリスクが、不透明な形で銀行の簿外で“潜在的に”累積し、銀行自体を証券市場の変動に対して脆弱化させたのである。

IV 投機資本の矛盾とリーマン恐慌

投機資本はリーマン恐慌でも中心的な役割を果たした。2000年代前半期のアメリカではITバブルの崩壊を受けてFRBが金利を史上最低の1%（当時）に引き下げており、これを受けて住宅市場に大量に資金が流入、住宅価格が右肩上がりですり昇る投機バブルの状態を呈していた。金融機関はこの住宅価格の上昇を利用して、住宅の価格は将来必ず上昇しますから今が買い時ですと、住宅を“投機商品化”して家計に販売した。その住宅購入資金は、将来は利率が急上昇するが当初の2～3年は低い金利だけを支払えばよいサブプライムローンで労働者や貧困層に“略奪的”に貸し付けた。万一貸し倒れになっても、住宅価格が上昇していれば銀行は担保である住宅

を売却して貸付資金を回収できた。そのサブプライムローンを高利回りの「投機商品」に組み替えて米欧の投資家に販売した。

投資家に証券化商品販売する際には、格付け会社に通常の5倍近い手数料を払うことでトリプルAの格付けを入手した⁽³⁹⁾。平均でトリプルB以下の格付けのローンを担保にして大半がトリプルAの証券を販売することは、国債や株式の取り扱いに比べて比較にならない利益が期待できる業務であった。このため、大手金融機関の多くは、争って仕組み証券市場に参入し、利益の多くをこの分野で稼ぐようになった。他方、格付け会社にとっても仕組み証券からの格付手数料は全手数料収入の半分以上に達していた⁽⁴⁰⁾。

仕組み証券に組み込まれたローンの信用度を判断する材料を持たず、格付けの基準についても理解する手掛かりを持たない投資家にとって、投資判断の基準になったのは証券取引委員会から「全米認定格付け機関（NRSRO）」に指定された大手格付け会社の格付けだけであった。トリプルAの格付けは、その証券化商品が米国国債同様に“安全”で、まずデフォルトしないことを意味した。また投資家の不安を払しょくするために、ローンのデフォルトに備えて投資銀行などはモノライン保険会社との間でCDSを設定し、保険料を払うかわりに元本を保証してもらった。実際には、ムーディーズやS&Pの格付けは、きわめて杜撰なモデルと不完全なデータに依拠して行われており、疑い深い投資家から尋ねられても、担当者自身が自分たちの格付けの根拠を説明することができなかった。

このような投機資本の上に作られた仕組み証券バブルと住宅バブルだが、投機商品価格の「変動」は、ある時点を境に急激にマイナス方向（急落、急収縮）に転化することがある。上昇を続けてきた商品価格がピーク付近に達すると、投資家たちは「明日は今日より値下がりするかもしれない」と考えるようになり弱気相場に一転する。そして商品の価格

が急落を始めると投機の参加者が一斉に商品を売り始めるので商品価格は暴落していく。上昇を続けてきた住宅価格は供給過剰が表面化して2006年秋以降下落に転じた。

さらに当初は低く設定されていたサブプライムローンの返済利率が急上昇を始め、ローン返済の焦げ付きが06年末以降多発し始めた。以前は5%ほどだった貸し倒れ発生率が、06年以降は25%（4件に1件！）まで上昇したのである⁽⁴¹⁾。これを受けて格付会社がモーゲージ担保証券の格付けを07年夏から一斉に引き下げ、価格も急落を始めた。モーゲージ担保証券の元本保証を求められたモノライン保険会社は、十分な準備金を確保していなかったため保険金を払えずに07年末から破綻し始めた。

証券化商品を所有していた金融機関や投資家は商品の価格が急落したため安値で投げ売りするか、売るに売れずに商品を抱え込んだ。仕組み証券の流通市場は相対取引であるため始めから殆ど市場が存在しないのも同然であったが、仕組み証券を担保にして金融機関と機関投資家が短期資金の貸借を行うレポ市場やABCP（資産担保CP）市場から貸し手が居なくなる「流動性消失」が発生した。「信頼できるのは短期投資——米国債3ヵ月物——だけになり、〔注：貨幣を持っていた〕投資家たちはそこへ資金を移してしまい、グローバル金融システムは突如として“血液循環停止”の危機にさらされた⁽⁴²⁾」。売れなくなった仕組み証券を簿外組織（SIVなど）で多量に保有していた投資銀行も短期金融市場（レポ市場や金融CP市場）で貸付資本家の大規模な取り付けや大幅な追証請求に会い、ついに2008年9月15日、リーマンブラザーズが破綻申請、世界同時株安、世界同時不況の引き金を引いた。こうして大規模に投機を行ってきた5大投資銀行はすべて消滅した。

リーマン破綻の翌日には世界最大の保険会社AIGがFRBから最大850億ドルの緊急融資を受けて政府の管理下に置かれた。AIGは

FRBが管轄する銀行ではなかったが、新しい投機商品である金融デリバティブのCDSを欧州などの投資銀行やヘッジファンド相手に大量に販売しており、AIGが破たんすればそれらのCDSが紙くずになり、これらの投資銀行やヘッジファンドに莫大な損失が発生すると見込まれたためにいわば超法規的な救済措置が取られたのである。言い換えればFRBは、仕組み証券の暴落に近いことを見越してAIGから大量のCDSを購入していた投資銀行と投機組織を救済するためにAIGを救済したのである。

さらにFRBは08年12月、政策金利であるFF金利の誘導目標を0~0.25%とする「ゼロ金利政策」を採用し、ほぼゼロ%で民間銀行に貨幣を貸し付けた。銀行はその資金で国債などを買って国債の利回り分を丸儲けした。「ゼロに近い政策金利でFRBから資金を借り、それを利回りが3パーセントから4パーセントの10年物や30年物のアメリカ国債に投資すれば、確実な収益を得られる⁽⁴³⁾」。このゼロ金利政策は恐慌から7年たった2015年12月にやっと解除された。なお、ゼロ金利やマイナス金利などの低金利は、株や国債の価格を上昇させるので、投機資本にとって有利である。

さらにFRBは「量的緩和（QE）」で、投資家や銀行の売れ残ったモーゲージ担保証券や国債を買い取った。アメリカの量的緩和は14年10月に終了し、買い取られたモーゲージ担保証券などはFRBが保有している。この政策は日本のバブル崩壊に対処するため、日銀が2001年以降に発動した全く新しい手法で、「最後の買い手」政策といえる。「本来、中央銀行が行う金融政策は、短期金融市場において資金を供給、あるいは吸収することを通じて、市中に流通する資金の量を調整するというもの……。それがQEにおいては、債券や株式、住宅ローン債権など、マーケットで取引されている有価証券を中心に売買を行う。……『最後の貸し手』ならぬ、『最後の買い手』である。……これは中央銀行の進化である⁽⁴⁴⁾」。

こうして銀行などには3次の量的緩和で4.5兆ドルもの公的資金が投入された。投資家や銀行の手元に現金＝貨幣が戻ったのである。これらの資金の一部は銀行のバランスシートの改善ではなく、自社に巨額の損失を残して退職する役員やトレーダーへの巨額のボーナスとなった。これに対してサブプライムローン等の返済が焦げ付いた住宅所有者は「数百万人が差し押さえを食らって家から追い出され、さらに数百万人が9兆ドル分のお金を失った⁽⁴⁵⁾」。ここでも投機資本家は納税者・国民から大規模に貨幣を収奪したのである。金融恐慌が貨幣収奪の口実とされたと言える。

以上のようにリーマン恐慌は投機資本と貸付資本の異常な膨張が限界に達して急収縮した「金融恐慌（投機＋貸付恐慌）」で始まった。マルクスによれば資本は貨幣と商品が交換運動を続けることで増殖するが、この「貨幣－商品交換運動」が急停止すると資本の増殖運動が停止してしまい、全経済が一挙にドミノ的崩壊を始める。リーマン恐慌では投機資本家が持っていた商品（モーゲージ担保証券や株など）の価格が急落したため誰も貨幣と交換して買ってはくれなくなり、貨幣と商品の交換運動が急停止し投機資本の運動が停止した。貸付資本家である銀行は、少しでもリスクのある投機資本家や産業資本家に貨幣を貸し付けるのを停止した。つまり貸付資本の運動を停止させ、投資銀行やヘッジファンドなどシャドーバンキングの最大の資金源であったレポ市場とABCP市場は一時的に“消滅”した。貸付を停止された産業資本家や投機資本家は資金繰りがつかず倒産し、労働者に支払う賃金もなく労働者は多量に解雇されて失業率が急上昇した。労働者の需要の激減で商品は売れなくなり商業資本の運動も停止し、商業資本家の手元に大量の商品在庫が積み上げられた。このようにリーマン恐慌では、投機資本と貸付資本の運動が急停止することで起きた金融危機が、産業資本や商業資本の分野にも波及して恐慌が発生したのである（ち

なみに2009年の米欧日の経済成長率は戦後初めてそろってマイナスとなった）。

今回のリーマン恐慌は投機資本と貸付資本の急収縮が引き起こしたものであり、産業資本が作り出した過剰生産が恐慌の直接原因とはいえない。その意味では1929年の世界大恐慌が株式投機バブルの破裂で起きたことと類似性が認められる。しかし世界大恐慌時はコンピュータが作り出した新しい投機商品である証券化商品や金融デリバティブはまだなかったし、投機を扱う機械＝コンピュータも存在していなかった。また貨幣や情報を瞬時に世界中に伝達できるデータ通信システムもなかった。さらに、仕組み証券の原理自体は新しい発見ではないが、その技術の爆発的な普及を可能にした金融工学も存在しなかった。リーマン恐慌は、人類が地球規模で累積した莫大な貨幣資本の増殖運動を飛躍的に促進する技術（コンピュータ、データ通信技術、金融工学、デリバティブ他）をフル稼働させることで初めて経験した、その意味で資本主義の歴史を画する大規模、甚大、かつ特異な金融恐慌となったのである。

V まとめ

以上見てきたように1970年代に新しい形態で“誕生”した投機資本は、当時蓄積されていた過剰な貨幣資本と個人用に発展しつつあったコンピュータおよびデータ通信システムに支えられて急激に膨張した。投機資本のエネルギー源は商品価格の「変動」であり、この変動は現代経済を日々変化する不安定な経済へと変えてしまった。投機資本は産業資本や貸付資本より増殖率が一般に高く、産業資本や貸付資本の分野から投機資本の分野に貨幣資本の大移動が起きた。これが産業資本をグレートモデレーションという低成長に移行

させ、この低成長が産業資本を弱体化させていった。また貸付資本を扱っていた商業銀行を、増殖率の高い投機活動に従事する投資銀行分野に移行させた。さらに貸付商品（ローン）を、より増殖率が高い投機商品（証券）に組み替える「証券化」の動きが大規模に進み、投機資本を扱うシャドープランクが多数生み出されていった。

ITバブル崩壊以降アメリカでは、住宅価格の長期の上昇を金融機関が利用し、最初は低金利だが数年後には利率が急上昇する「サブプライムローン（貸付）」を住宅購入資金として労働者や貧困層に貸し付けた。その高利のローンは高利回りのモーゲージ担保証券に組み替えられて証券化され、米欧の投資家に販売された。こうして住宅と株式の二つの投機バブルが形成された。

しかし投機商品価格の「変動」は、ある時点で急激にマイナス方向の変動（急落、急収縮）に転化する場合がある。投機商品の価格が急落すると、商品と貨幣の交換運動が急停止し、資本の増殖運動が停止してしまう。この資本の増殖運動の急停止が投機資本と貸付資本でまず発生して金融危機を引き起こし、その危機が産業資本や商業資本の分野にも伝播したのがリーマン恐慌であった。

マルクスが『資本論』を表した19世紀半ばには現在見られるような株式市場や債券市場は発展しておらず外国為替市場も未発達で、投機資本がこれらの市場を利用してグローバルな投機活動を展開するための情報インフラやコンピュータも地球上に存在していなかった。

存命中にマルクスは『資本論』を完成することができず、とりわけ第3巻第5編の「利子生み資本」は、完成された原稿は乏しく、その多くが後の考察のための覚書、収集された資料や抜粋の束に留まっている。これらの資料や抜粋は当時最新の市場情報を含んでおり、マルクスが後に予定していた利子生み資本の理論的考察に備えて、現実の信用制度の

歴史的発展に継続的に関心を寄せていたことを示している。

リーマン恐慌と呼ばれるようになった今回の恐慌は、資本主義の歴史を画する甚大かつ特異な恐慌であり、恐慌のメカニズムを構成する市場的、技術的要因が歴史的に新しい段階に達したことを示している。したがって、現代の恐慌を立ち上げて分析するためには、現代の金融システムの構造と動態に関する最新の情報と、それを考察するための最新の理論が求められている。本稿は、現代の投機資本——投機のための新しい機械を駆使して、未曾有の規模で貨幣を増殖させる——の役割に焦点を当てることで、この課題に接近する手掛かりを得ることを目指す一つの試みである。

注

- (1) カール・マルクス『資本論』大月書店国民文庫、1巻、258頁。
- (2) ルドルフ・ヒルファディング『金融資本論』大月書店国民文庫、1巻、264頁。“ ”は筆者。
- (3) 加藤仁『ディーリングルーム25時』講談社文庫、21頁。
- (4) 高田太久吉『マルクス経済学と金融化論』新日本出版社、243頁。
- (5) ルドルフ・ヒルファディング、前掲、307頁。
- (6) ジョン・ガルブレイス『大暴落1929』日経BP、46頁。
- (7) 高田太久吉『金融グローバル化を読み解く』新日本出版社、175頁。
- (8) ヘドリック・スミス『誰がアメリカンドリームを奪ったのか?』朝日新聞出版、上、162頁。
- (9) 高田太久吉『現代資本主義とマルクス経済学』新日本出版社、22頁。
- (10) 高田太久吉『現代資本主義とマルクス経済学』、122頁。
- (11) 奥村宏『世界金融恐慌』七つ森書館、122頁。
- (12) Duménil, G & D. Lévy *"The Crisis of the Early 21st Century: General Interpretation, Recent Developments, and Perspectives"*, 2012.

- 訳文は高田太久吉『現代資本主義とマルクス経済学』、25頁。
- (13) チャールズ・ファーガソン『強欲の帝国』早川書房、163～164頁。
- (14) ヘンリー・カウフマン『カウフマンの証言』東洋経済新報社、160頁。
- (15) チャールズ・モリス『なぜ、アメリカ経済は崩壊に向かうのか』日本経済新聞出版社、157頁。
- (16) 井村喜代子『世界的金融危機の構図』勁草書房、54頁。
- (17) ジョン・イートウエルほか『金融グローバル化の危機』岩波書店、3頁。
- (18) ウォルター・リズトン「主権の黄昏」『金融グローバル化を読み解く』新日本出版社、18頁。
- (19) 同前、61～62頁。
- (20) マルクス『資本論』、2巻、245頁。
- (21) リチャード・ブックスターパー『市場リスク暴落は必然か』日経BP、32～46頁。
- (22) 渡辺雅男「経済の金融化と資本の神秘化」『政経研究』104号、15頁。
- (23) チャールズ・モリス、前掲、76頁。
- (24) 「日経」2014年4月6日。
- (25) マイケル・ルイス『フラッシュ・ボーイズ／10億分の1秒の男たち』文藝春秋、19頁。
- (26) ルドルフ・ヒルファディング、前掲、1巻282頁。
- (27) 宮島秀直『ヘッジファンドの興亡』東洋経済、2頁。
- (28) 同前、53頁。
- (29) ウラジーミル・レーニン『帝国主義論』大月書店レーニン10巻選集、6巻219頁。
- (30) *Der Spiegel*, 20/2009. 訳文は高田太久吉『マルクス経済学と金融化論』、117頁。
- (31) サイモン・ジョンソンほか『国家対巨大銀行』ダイヤモンド社、78～79頁。
- (32) 徳永潤二ほか『バブル・リレー』岩波書店、159頁。
- (33) 高田太久吉「2007-2008国際金融危機の特徴をどう見るか」信用理論研究会報告論文、3～7頁。
- (34) デビッド・スミック『世界はカーブ化している』徳間書店、311頁。
- (35) 高田太久吉「資産証券化の膨張と金融市場」『経済』新日本出版社2008年4月号、90頁。
- (36) 高田太久吉『マルクス経済学と金融化論』、173頁。
- (37) 小倉将志郎「経済の金融化と金融機関行動」一橋大学大学院経済研究科学学位請求論文、76頁。
- (38) ローレンス・マクドナルドほか『金融大狂乱』徳間書店、126頁。
- (39) ニコラス・ダンバー『悪魔のデリバティブ』光文社、181頁。
- (40) 高田太久吉「資産証券化の膨張と金融市場」、99頁。
- (41) NHK取材班『マネー資本主義』NHK出版、164頁。
- (42) デビッド・スミック、前掲、18頁。
- (43) ヌリエル・ルービニほか『大いなる不安定』ダイヤモンド社、208～209頁。
- (44) 武者陵司『超金融緩和の時代』日本実業出版社、52～57頁。
- (45) ヘドリック・スミス、前掲、下、21頁。
- (うつのみや つとむ 経済研究者)

中国のシャドーバンキング業務の 膨張と金融改革

范立君

《要旨》 2013年6月、上海銀行間取引金利である短期金利（SHIBOR）が一夜にして7%台から過去最高の13%台に跳ね上がった。このことをきっかけに、中国のシャドーバンキングの膨張の実態は注目されるようになった。他方、その後の金融当局の動きを見ると、シャドーバンキングの急膨張が暴露された後、100%民営銀行の設立や株式市場の規制緩和を中心に金融改革が加速されている。しかし、今まで中国のシャドーバンキングの実態について、体系的に分析した文献は少なく、さらにそれを契機とする金融改革の加速との関連についての考察はあまり見られなかった。本稿は「理財商品」を中心とするシャドーバンキングの急拡大という金融現象から掘り下げ、中国の金融システムの構造という側面に焦点を当て、シャドーバンキングに迫られた金融改革の実態の解明を試みる。

目次

はじめに

I 中国のシャドーバンキングの現状

1. 中国のシャドーバンキングの概念
2. 銀行のシャドーバンキング業務の現状

II 銀行のシャドーバンキング業務の展開と仕組み

1. 委託融資モデルの仕組み
2. 「銀信合作」モデルの展開と仕組み
3. リスクはどこから発生するか？

III シャドーバンキング発生 of 必然性と迫られる金融改革

1. シャドーバンキングの背景と拡大要因
2. シャドーバンキングの二重構造とその問題
3. 迫られる金融改革

おわりに

を世界に広げてきた。そのシャドーバンキングの定義・仕組み・リスクとそれについての規制などに関する研究も数多く行われている。関根栄一[2013]、福光寛[2014][2015]、張明[2013]、孫智[2015]、李立栄[2015]などでは、それぞれ中国のシャドーバンキングの定義を銀行理財・信託理財と銀信合作理財を中心に説明した上で、それらの理財商品の仕組みを、資金をプールする方式として認識し、このような資金プールが融資類信託計画に投資、運用されることで、各商業銀行の重要な資産プールに転化されるということが考察されている。このような仕組みでは、借り手の返済不能、資金プールと資産プールの返済期限のミスマッチングによるリスクや銀行職員のモラルハザードによる不祥事のリスクも大きいので、様々な規制の必要性を強調した。これらの研究は有益な文献を提供してくれるものの、なお以下のような不明な点が残っている。

第1に、シャドーバンキングの定義について、インフォーマル金融（民間金融）の位置付けと関連しての、近年注目された公的セクターのシャドーバンキング業務についての理

はじめに

近年、中国のシャドーバンキング（影の銀行）の問題は高度成長に陰りが見えてきた中国経済にくすぶる不動産市場の諸問題やインフレへの懸念と相まって、不気味なイメージ

解は説明されていない。第2に、理財商品モデルの仕組み・リスクやそれについての規制は考察されているものの、中国のマクロ経済政策の中で、その仕組みに関わる実態の展開のプロセスに関する詳しい論述が足りない。第3に、シャドーバンキングが中国の金融改革を加速させた仕組みについての検討が不十分である。

本稿では、国弁発[2013]107号文をベースに、中国の公的セクターによるシャドーバンキングの概念をインフォーマル金融の位置付けを理解した上で紹介し、その上で、公的セクターによる理財モデルの仕組みの実態の展開をマクロ経済政策・規制措置の進展と関連して、詳しく考察する。最後に銀行によるシャドーバンキング業務の急速な膨張が金融改革を加速させた原因について検討する。そこで第I節では、まず、中国のシャドーバンキングの定義を論じた上、銀行のシャドーバンキング業務の規模拡大の現状を考察する。第II節では、公的セクターのシャドーバンキング業務の変遷、仕組みやリスクについて、検討する。それを踏まえた上で、第III節では、シャドーバンキングの規模拡大の原因を探って、公的セクターのシャドーバンキング業務の拡大が金融システムの二重構造（双軌制）による積極的作用を減じたという問題を検討し、その対応策として金融改革が加速されることを分析する。

I 中国のシャドーバンキングの現状

この節では、中国のシャドーバンキングの概念を考察し、社会融資規模という項目に基づいて、近年の、銀行によるシャドーバンキングの規模拡大を確認する。

1. 中国のシャドーバンキングの概念

シャドーバンキング（影の銀行）という言葉は、2007に太平洋投資管理会社（PIMCO）の前チーフ・エコノミストのポール・マカリー（Paul McCulley）によって初めて用いられた。その概念は「通常の銀行ではなく、ファンドや信託、証券会社、特別目的会社（SPC）などの金融業態の総称を指す」（『日本経済新聞』朝刊、2012年12月15日、009頁）と理解されている。一般にアメリカのサブプライムローン危機を契機とする世界金融危機におけるシステミックリスクとの関連で使われてきた⁽¹⁾。一方、中国式のシャドーバンキングの概念については、2013年まで統一したものがなく、その内容によって判断する部分が大きかった。その後2013年の国务院弁公庁による発布した公式文書——『影の銀行に対する監督管理の強化にかかわる諸問題に関する通知』（国弁発[2013]107号文とも言われる。以下、107号文と略）の中で、初めて政府レベルで正式にシャドーバンキングの位置づけと概念を明確にした。その内容は下記のようなものである。

「影の銀行の発生は金融の発展、金融イノベーションの必然的結果であり、伝統的銀行システムの有益な補足として、実体経済に金融サービスの提供や居住民の投資ルートが多様化などに、積極的作用を果たしている。我が国の影の銀行は主に3つの種類がある。1つ目は金融業の経営許可証を持たず、完全に金融当局の監督管理から外れた信用仲介機関である。それは主に新型のネット金融会社や民間の各種の資産管理会社、理財機関がある。2つ目は金融業の経営許可証を持たず、ある程度政府のコントロールを受けながら、金融当局による監督管理が不足している信用仲介機関である。これは融資性をもつ担保会社や

小口貸出会社などがある。3つ目は金融業の経営許可証を持つが、金融当局による監督管理が不足し、あるいは監督管理を回避するための業務という問題を抱えている金融機関である。これは主に貨幣市場における各種のファンドや資産の証券化と、一部の理財業務を含む。現在、我が国の影の銀行によるリスクは全体的に見てコントロール可能な範囲内にある。しかし、2008年の国際金融危機が示唆するように、影の銀行のリスクは複雑性、隠ぺい性、脆弱性、突発性と連鎖性を持ち、システムリスクを誘発しやすい。したがって、国際金融危機によるこれらの教訓を真剣に学び、金融の発展とイノベーションを促進しながら、金融業に関する監督管理、リスク管理なども強化しなければならない。(中略)それは影の銀行の積極的作用を発揮すると同時に、そのマイナスの影響とリスクを最低限にすることである⁽²⁾。」

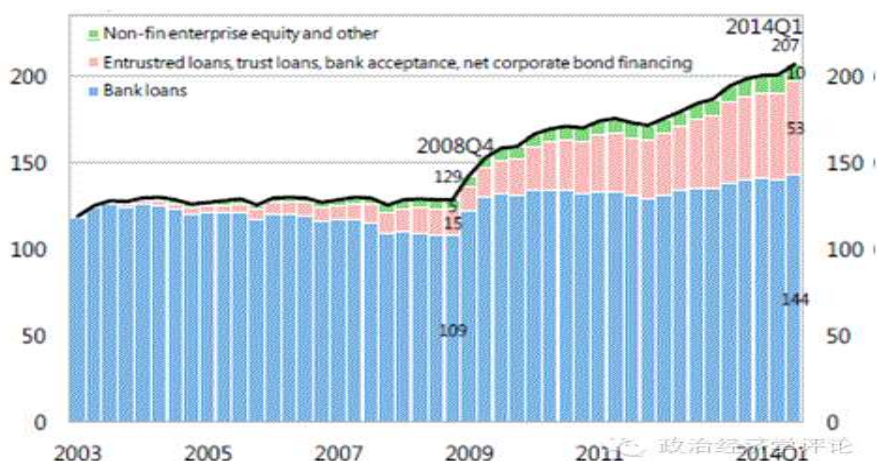
以上からわかるように、107号文では、中国のシャドーバンキングの発生の必然性と積極性を認め、そのうえで金融業に関する監督管理の強化を提言している。また、上記の107号文に示唆されているように、中国のシャドーバンキングには、公的金融機関によって行われるものと、民間の金融会社によって行われるものがあり、主に、以下の3つの業務モデルがある。

第1の業務モデルは、民間金融である。中国のシャドーバンキングの起源は民間金融であると言われている。民間金融は、政府の金融監督当局のコントロールを受けない民間のインフォーマルな金融活動である。近年の民間金融会社は工商局による会社経営の許可証を持つものの、金融当局による金融業の免許を持たないのが一般的である。また、こうした新しい民間金融組織はITを利用したネット型金融の特徴を持つ⁽³⁾。中国では民間の金融組織を媒介した貸借活動は、中小・民営企業および社会的弱者グループが存続と発展の維

持に必要な外部金融資源を獲得する重要なルートであった。民間貸借の規模については、2011年6月末までの中国銀行業監督管理委員会による推計では、4兆～5兆元、シャドーバンキング規模の約33%、貸出総額の約7%を占める。民営経済の発達している浙江省温州市では、民間金融の規模は貸出総額の50～60%ぐらいのシェアを占めていると言われる⁽⁴⁾。本来、中国では、民間金融が行うビジネスモデルや金融活動がシャドーバンキングと定義されてきたが、2007年以降に、これらのシャドーバンキングの規模が公的金融の領域でも急速に膨張した。民間金融の実態は、范[2013]などの記述に譲りたい。本稿では、公的セクターによるシャドーバンキング業務の展開に焦点を当てることに注意されたい。

第2は委託融資モデルであり、第3は、理財商品モデルである。これらの2つのモデルは公的金融機関としての銀行や信託会社、地方政府の融資平台⁽⁵⁾、ノンバンクなどと連携して行うシャドーバンキングの業務モデルである。また、理財商品については、銀行理財商品と信託理財商品に分かれる⁽⁶⁾。銀行理財商品は商業銀行によって販売され、大衆化されており、最低投資額は5万円で、平均収益率4～6%のものが多い。信託理財商品は信託会社によって販売され、最低投資額は100万円で、平均収益率は8～11%のものが多い。また、法律上では離婚などの事態によって債務の紛糾が生じる場合に、銀行理財商品が借金の返済や債務を補うことができ、信託理財商品が債務隔離機能を持っており、債務などの弁済に当てなくて済む。つまり、信託理財商品は限定された富裕層を対象に行う資産運用商品である。運用期間においては、一般的に銀行理財の方が1カ月から1年で流動性が高いと思われる(信託理財は1年以上)。実際、銀行理財と信託理財は「你中有我、我中有你(お互いに融合し合っている)」の関係にある。銀行理財の多くは信託理財資産に投資されていることも多い。後述のように、近年、銀行

図1 社会融資規模（ストック）の構成（対GDPの比率）



注：英文項目の順次邦訳：「非金融企業の株式その他」、「受託貸付金 (entrusted loans)、信託貸付 (trust loans)、銀行引受手形 (bank acceptance)、社債によるネットの資金調達額 (net corporate bond financing)」、「銀行貸出」
 出所：卢(2015)、図5の引用。原資料：International Monetary Fund (2014)、p.5の図「中国:社会的資金調達残高 (China: Social Financing Stock)」

のオフバランス取引としての「銀信合作」モデルと「委託融資」モデルの拡大が注目されている。次項では、このような銀行におけるシャドーバンキング業務の規模拡大の様子について、公式なデータと筆者の収集した資料によって確認したい。

2. 銀行のシャドーバンキング業務の現状

先にも述べたように、銀行が行っているシャドーバンキングの業務は主に委託融資、銀行理財である。そして、銀行理財商品の50%以上は銀信合作理財商品である。銀信合作理財商品は統計では、信託融資あるいは信託貸付として計算されている。これは銀行が信託会社を通じて、監督管理を回避し、帳簿外で企業に資金を供給する手法である。これらの業務について、当局も実態を把握しきれていないが、「社会融資規模」(Aggregate Financing to the Real Economy: AFRE)という統計からある程度推計することができる。

図1はIMFによる2003年から2014年第1四

半期までの期間におけるGDPに対する社会融資規模（ストック）の比率の推移を示したものである。2003～2008年の間、この比率はほぼ125%前後に安定的に保たれていたが、その後は急激な上昇を見せ、2008年末の130%から2013末の206%（131兆元）まで上昇した（2014年末は122兆元、193%⁽⁷⁾）。このように、信用膨張の主要原因は、銀行貸出より、銀行の貸出以外の委託融資や信託融資などを含まれるシャドーバンキングの部分である。図のように、2008年末から、銀行ローン以外の融資が急激に拡大し、2014年初めにGDPの53%に達し、約35兆元となる。

次に、社会融資規模のフローのデータを使って、各項目の推移を見よう。表1は、2002年から2014年までの社会融資規模に占める各項目の金額（フロー）の推移を示したものである。社会融資規模のうち、シャドーバンキングに準ずるものは委託融資、信託融資である。ここからわかるように、非金融業国内株式融資を除き、2008年から社会融資規模とそれを構成する各項目の総額は相まって急激に増加している。社会融資規模総額では、政府

表1 社会融資規模（フロー）の構成要因の推移（2002～2014年）

単位：億元

年度	社会融資規模	各項目の金額						
		人民元貸出	外貨貸出	委託融資	信託融資	割引前の銀行引受手形	社債	非金融業国内株式融資
2002	20112	18503	724	181	0	-704	362	623
2003	34113	27632	2286	614	0	2013	512	546
2004	28629	22617	1374	3121	0	-286	458	687
2005	30008	23706	1410	1951	0	30	2011	330
2006	42696	31595	1452	2690	811	1494	2306	1537
2007	59663	36394	3878	3401	1730	6682	2267	4355
2008	69802	48861	1954	4258	3141	1047	5514	3350
2009	139104	95982	9320	6816	4312	4590	12380	3338
2010	140191	79909	4907	8692	3925	23412	11075	5748
2011	128286	74406	5773	12957	2053	10263	13598	4362
2012	157630	81968	9143	12768	16709	10561	22541	2522
2013	173168	88316	5888	25456	18356	7793	18183	2251
2014	159800	99076	3196	22212	3356	-2077	25089	3995

注：社会融資規模（フロー）とは、一定期間内に金融システムが実体経済に供給した資金の総額を指す。実体経済とは非金融企業と家計を意味する。

出所：各種資料により、筆者作成。2012～2014年の資料は中国人民銀行ホームページ「調査統計」の項目 <http://www.pbc.gov.cn/publish/diaochatongjisi/126/index.html> による。2002～2011年の資料は主に中国紡績報2013年7月15日などによる。

財政による4兆元（約60兆円⁽⁸⁾）の景気対策を受け、2008年の7兆元弱から2009年の14兆弱へと約2倍に増え、増加率が99%（うち人民元貸出96.4%、委託融資60.1%、信託融資37.3%、手形338%、社債124.5%）に達している。人民元貸出増額では、2009年のピーク時期を過ぎ、金融引き締め政策を背景に、その後、減少傾向が続いている。手形は一番早くそれに対応する形で2009年の4590億元から2010年の2.3兆元強まで、410%の増加を見せた。委託融資では、2003年と2004年の急上昇の後⁽⁹⁾、いったん落ち着き、その後2008年の4.3千億元から2013年の2.5兆元強（2014年は2.2兆元強）まで拡大した。また、2012年と2013年は信託融資がもっとも拡大した時期でもある。それぞれ1.7兆元弱（増加率714%）と1.8兆元強の水準となり、その拡大ぶりが際立っている。社債では、2008年の5.5千億元から2014年の2.5兆元まで増大し、大企業の直接金融による資金調達増加が窺える。

以上のデータは完全ではないが、社会融資規模という項目の統計から、ある程度銀行によるシャドーバンキングの展開ぶりと膨張の

現状が窺えた。以下第2節では、委託融資と銀信合作を中心とする銀行の理財商品業務の仕組みについて、検討する。

II 銀行のシャドーバンキング業務の展開と仕組み

前節でも触れたように中国のシャドーバンキングの起源はインフォーマルな民間金融であるが、こうした規制逃れの金融業務は2008年以降、銀行においても、委託融資、「銀信合作」理財商品などの業務を中心に急激な展開が見られた。この節では、こうした銀行によるシャドーバンキングの仕組みとそのリスクの実態について、解明することを試みる。

1. 委託融資モデルの仕組み

委託融資業務は2001年以降から出現した銀

行による大企業同士を対象とする貸借の仲介サービスである。この金融サービスの手法は民間金融会社による仲介型の貸借業務と同じような仕組みを持っている（范[2013]第5章）。

まず、資金の借り手はあるプロジェクトを実施するための資金調達を銀行に委託する。借り手は融資する当該プロジェクトに関する資料と情報を銀行に提供し、同時に提供した資料と情報の真実性を保証する。銀行はそれに応じて、貸し手を探す。借り手自身は銀行が推薦した投資意向者（貸し手）と接触し、融資に関連する諸事項を交渉する。最終的に貸借契約は借り手と貸し手との間で結ばれる。そのため、貸し倒れリスクは企業が負う。銀行は借り手の債務不履行リスクを負わない。銀行は、自分の貸借対照表の上で貸出を行うのではなく、最終的貸し手の資金供給と最終的借り手の資金需要を仲介する機能を果たしているだけとなる。銀行は自分の高い信用力と体制内経済における広い顧客のネットワークにより、主に（国有）大企業同士の金融仲介業務を行う。

2. 「銀信合作」モデルの展開と仕組み

中国の理財商品モデルの特徴として、銀行、信託会社および大企業の提携協力によって展開されているところが注目される。これは中国語で「銀信合作方式」と呼ばれる。「銀信合作」理財商品は文字通り、銀行と信託会社が提携して組成・販売する資産運用商品である。その背景には、銀行業と信託業の分業経営と金融イノベーションを奨励する政策がある。分業経営の下での理財商品モデルにおいて、銀行は高い信用力に基づいて、資金を集めることができるが、信託業務を行えない。信託会社は広範な業務を行う能力があるが、資金の面で制約される。このような制度的背景の下で、銀行が信託会社に理財資金の運用を委

託することによって（法律上の曖昧さがあるが）、信託会社が銀行業務の補完的役割を果たし、銀行を中心に、様々な銀信合作理財商品が作られるようになった。さらに、この取引は簿外で行われるため、預貸率の制限や金融当局の貸出規制を回避することができる。

銀信合作理財商品には、主に信託貸付理財商品、貸付資産理財商品がある。それらが2010年まで理財商品発行総額の70～80%を占めていた。その後、当局の一連の緊縮政策の影響を受け、発行量は低下したが、相変わらず発行総量の50%以上のシェアを占める。以下、まず信託貸付理財商品と貸付資産理財商品について、紹介する。

図2は信託貸付理財商品モデルを示したものである。2006年5月、国家開発銀行の借り手企業の資金返済に関する保証を裏付けに、民生銀行が発行した理財商品による資金を平安信託会社が吉林省の江珲高速道路建設のプロジェクトへ投資したことをきっかけに、信託貸付理財商品の発行、販売が、急速に拡大した。以下、このケースと関連して、図3を説明していきたい。

第1に、民生銀行は預金より高い金利で人民元理財商品（12か月）を発行し、資金を集める。投資者は資金の管理を銀行に委託する。銀行は資金の管理権を獲得する。

第2に、平安信託会社は吉林省の高速道路建設プロジェクトへの融資という信託計画を成立させる。当該信託計画を販売するため、提携銀行に投資信託ファンドを開設する。このモデルでは、銀行が予め指定した企業のプロジェクトのケースがほとんどである。また、この場合の借り手としての企業は往々に、地方政府出資の投資会社であることが多い。

第3に、民生銀行はすべての投資者を代表し、単一機関委託人として、予め決められた方法で理財資金の運用を平安信託会社に委託する。

第4に、信託会社は銀行と約束通りに、銀行が指定した大企業に資金を貸す。最終的借

図2 信託貸付理財商品モデルの仕組み

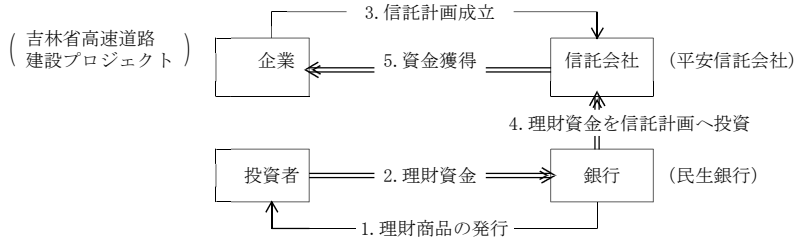
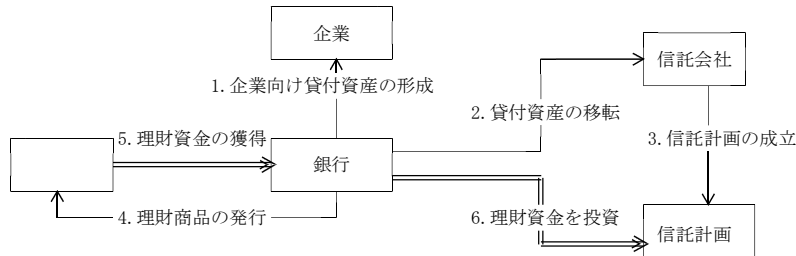


図3 貸付資産理財商品モデルの仕組み



出所：普益財富⁽¹⁰⁾の資料。

り手企業は資金を獲得する。

第5に、国家開発銀行（政策銀行）はその後の借り手の債務返済を管理監督し、債務不履行が生じる場合に借り手に十分な後続資金を提供し、貸付債務の安全を確保する。

信託貸付理財商品が出た2ヵ月後の2006年7月に、最初の貸付資産理財商品も興業銀行によって発行された。図3はそれを示したものであるが、信託貸付モデルと異なるところは、理財資金を自社銀行、あるいは他社銀行の貸付資産に投資することにある。また、2009年まで、このモデルでは、貸付資産（原債券）を移転する銀行は何らかの形で貸付資産の買戻しを条件にしていた（レポ取引）⁽¹¹⁾が、2009年末に、銀監会は『貸付資産の移転および貸付資産類の理財業務を規範するための諸事項に関する通知』を發布した。その中で、「銀信合作理財資金は理財商品の発行銀行自身の貸付資産への運用をしてはならない。さらに、商業銀行は貸付資産を譲渡するときに、あらゆる形式での買戻しの条件を付けてはならない」と規定した。当局の監督管理を

避けるため、その後、より多くの金融機関（例えば、2つ、3つの銀行）が共同提携して、貸付資産理財商品モデルをより複雑化したが、それに対して、2010年8月に銀監会は『中国銀監会による銀信理財合作業務を規範することに関わる諸事項に関する通知』を公布した。その中で、「信託会社は融資類の銀信理財合作業務に対して、残高の比例管理を実行する。つまり、融資類業務の残高が銀信理財合作業務残高に占める割合は30%以上になってはならない」と定めた。さらに2010年12月と2011年1月には、それぞれ『銀行業金融機関における貸付資産の譲渡業務をより一層規範することに関わる通知』と『銀信合作理財業務をより一層規範することに関わる通知』を發布した。いずれも「融資類の銀信合作理財商品のうち、信託貸付の残高が占める割合は少なくとも四半期ごとに25%のテンポで圧縮しなければならない」ことを強調していた。2009年まで急速に発展してきた信託類理財業務が制限され、2010年、2011年にそのテンポが一時落ちてきた。

しかし、緊縮的な金融政策の下で、銀行の正規業務による資金供給は制限され、銀行の収益も制約された。また、銀行は企業の旺盛な資金需要をとて満足することができなかった。そこで、理財商品に関するこうした厳格な監督管理にも関わらず、2011年には厳しい規制を回避する新しい理財商品が開発された。これが信託収益権譲渡式理財商品と委託貸付債権譲渡式理財商品である。信託収益権譲渡式理財商品モデルでは、銀行がまず大企業1を探して、信託会社を通じて企業2（最終的借り手）に信託貸付金を提供する。次に銀行は理財商品を発行し、獲得した資金で大企業1の信託貸付収益権を購入する。つまり、大企業1は自分の信託貸付収益権を銀行に譲渡することになる。信託収益権譲渡式の理財商品に対して、委託貸付債権譲渡式の理財商品モデルでは、銀行はまず大企業1を探して、大企業1は企業2への貸付を銀行に委託し、銀行を経由して企業2に資金を提供し、委託貸付を行う。次に銀行は理財商品を発行し、獲得した資金で大企業1の持っている委託貸付債権を購入する。これ以外に銀行は直接に理財資金を募集して、委託貸付の形式で企業に貸付するケースもある。例えば、2011年4月に建設銀行広西支店は発行された「乾元」第1期委託貸付型理財商品の資金運用を中徳住宅貯蓄銀行に委託し、予め指定した柳州市不動産開発有限責任公司への委託貸付を行った。これらのモデルでは、理財資金の運用は形式上、信託会社に委託する形ではないので、銀監会による銀信理財合作業務を規範するための諸事項の制約の範囲に属しないことになるので、制約を受けなくて済む。2011年に信託収益権譲渡式の理財商品の発行数量は多かったが、2009年末から2011年初頭にかけて、当局による銀信合作式の理財商品に関する一連の規制政策の下では、法的裏付けのないこれらのモデルの情報公開が十分に行われていなかったため、統計調査には実情が表されていなかったと思われる。このことも2011年の

信託融資の統計上の急落の一因として考えられる。

しかし、銀監会による一連の規制を回避するため、銀行によって創出された新しい理財業務のモデルはすぐ当局の視野に入った。2011年7月、銀監会は5つの国有銀行、8つの株式制商業銀行と1つの都市商業銀行⁽¹²⁾の関係者を集めて、座談会の方式で当時の銀行の理財業務に存在する諸問題（各種の規制回避の手法や資産プール式の理財商品と期限のミスマッチによる金利差の獲得など）を洗い出し、『商業銀行理財業務に関する監督管理の座談会の会議紀要』を發布した。その中で、委託貸付型の理財商品に対して、商業銀行は一般大衆向けに発行した理財商品で募集した資金を委託貸付に使ってはならないことを明確に要求し、同時に商業銀行は委託貸付に担保を提供してはならない、委託貸付業務においてあらゆるリスクを負ってはならないと規定した。また信託収益権類の理財商品に関しては、商業銀行は信託収益権類の業務を展開するとき、銀監会の銀信合作業務に関する諸規定を厳格に守り、信託会社を抜きに信託収益権類業務を展開してはならないとした。これによって、信託類理財商品の開発ルートはより一層打撃を受け、特に2011年下半年から2012年初頭にかけて、信託類理財商品の発行種類は急激に減少した。中金財富⁽¹³⁾の資料によれば、その種類は2009年末の3300種余りから2012年初頭の24種まで急落した。残された数少ない信託類理財商品（信託貸付、貸付資産）の多くは組成型の金融商品に設計された。これらのケースでは、いくつかの信託資金で1つの貸出資産を購入することもあれば、1つの信託資金がいくつかの貸出資産を購入することもある。組成型の信託類理財資金の流れと用途に関して、ますます把握しにくくなったが、全体で占めるシェアから見て、その金額は大きくはなかった。

さらに興味深いのは、金融機関が監督管理当局と理財商品業務をめぐる規制と反規制の

駆け引きのプロセスで、規制回避に対する経験とスキルを蓄積したことである。別の言い方では、新商品の開発やイノベーション能力がある程度訓練された。さらに金融引き締め政策の下での市場における旺盛な資金需要と銀行の中間業務に対して業務拡大の強い願望もあって、信託ルートが狭められたものの、2011年下半年から信用状の割引代替業務の爆発的拡大に伴って国内信用状⁽⁴⁾収益権式の理財商品は徐々に注目のイノベーション業務となった。つまり、銀行が発行した理財商品で獲得した資金を、国内信用状の収益権に投資することである。信用状の割引代替業務は簿外取引として計算され、かつ最低補償金額も高いため、安全性が高いと思われる。それに10%以上の手形割引率に対して、国内信用状の融資コストは8~9%の水準にあることも加わって、2011年下半年から民間の資金需要の旺盛な浙江省を代表に多くの銀行は、国内信用状の割引代替業務に携わるようになった。それに伴って、国内信用状収益権式の理财商品の発行も試みられるようになった。例えば、2012年4月に中国銀行によって発行された個人向けのオープン組成型の「中銀集富专享理财計画」という理财商品の資金の90%は国内信用状収益権に投資されていた。残りの10%は銀行預金や銀行間の取引債券などの金融資産に投資されていた。

このように、当局の厳しい規制の中、銀行が委託類貸付と信託類貸付をベースにシャドールバンキング業務を巡って、新商品を開発してきた。それは法律的あいまいさを有しながらも、金融イノベーションとしての肯定される部分も大きいと認められている。

3. リスクはどこから発生するか？

この項目では、上記で見えてきたシャドールバンキング業務のリスクについて、検討してみる。一般的にシャドールバンキングに対する不

安は主に以下の2つのリスクから発生する。

第1に、ファンディングリスク（Funding Risk）である。つまり、資金の最終的借り手が返済不能となるリスクである。近年、地方政府の欠陥事業と思われる大型プロジェクトの融資もシャドールバンキングを通じたものが多いと思われ、これが不良債権の温床と考える人も多い。

第2に、市場リスク（Marketing Risk）である。簡単に言えば、短期で調達した資金を長期の貸し出しに運用することによって、発生するリスクである。例えば、契約期間が3カ月の3億円の理财資金を同じ契約期間が3カ月の3億円の貸出に運用される場合は、マクロ経済の変動を除けば、借り手が資金を返せない場合のファンディングリスクだけが存在する。しかし、銀行が3カ月の短期の理财商品を発行して、信託会社に1年の長期の貸出運用に委託する場合は、理财商品を4期にわたって、発行しなければならない。第2期で調達した理财資金を第1期の返済に使い、第3期のものは第2期の返済に使うような仕組みになる。連鎖の途中で、理财商品が売れなくなり、資金調達ができなくなったら、銀行は流動性危機に陥る可能性が高くなる。

それではこうした中国のシャドールバンキングのリスクはコントロール可能であろうか。これに対しては、前述の第I節の1の中で107号文にあるように「全体的に見てコントロール可能な範囲内にある」という公式見解がある。また、中国農業銀行の首席エコノミスト向松祚氏も「地方政府が破たんする恐れはないか」について、「その点は海外の懸念は少し過渡にみえる。債務の返済が困難な地方政府には、保有資産を売却させればよい。地方政府の多くは地方銀行を保有し、持ち株比率は60~80%もある。半分を売り払っても構わない」との意見である。さらに、問題は「債務の規模ではなく、その構造だ。地方政府は原則、地方債を発行できないため、債務の大部分を銀行などからの短期の借り入れに頼る。

短期で調達した資金をインフラ整備など長期の投資に回すという期間のミスマッチが大きく、今後3～5年が債務返済のピークだ」と指摘した⁽⁴⁵⁾。

また、2015年2月の新京新聞によると、コンサルティング会社の奥維（All View）の推計によれば、重複計算を除いて、2013年の中国のシャドーバンキングの総額31.2兆元（約620兆円）のうち、不良債権率は10%～23.9%の間にある。不良債権のうち、商業銀行へ移転する可能性のあるものは22～44%に留まり、商業銀行の不良債権率を1.8～4.3%上昇させる可能性がある。この数値は中国の金融システム全体に対するマイナスの影響は限定的であることを示し、大規模な混乱を引き起こす可能性がほとんどないと判断している。ただし、当局はシャドーバンキングのこれ以上の規模拡大を抑制する措置をとるべきだとも指摘した（和讯銀行サイト、<http://bank.hexun.com/2015-02-04/173043774.html>、2015年2月4日確認）。上記の観点に筆者も賛成する。そもそも中国のシャドーバンキングは資産の証券化を特徴とする欧米型とは異なり、实体经济への資金供給を主な目的としながら、金融イノベーションを兼ねて、金融仲介ルートが多様化を伴っているものである。もちろん、そのプロセスで金融仲介ルートが長くなったり、不透明性が増したりすることは否定できない。また、前述のように中国のシャドーバンキングには異なる類型があり、それぞれの類型に分けてのきめ細かな評価も必要となる。それは今後の課題にしたいと思う。

III シャドーバンキング発生の必然性と迫られる金融改革

以上、公的セクターによるシャドーバンキングの仕組みとリスクについて見てきた。この節では、民間金融の発生原因からスタート

し、公的セクターによるシャドーバンキングが広がる背景と原因を検討した上、シャドーバンキングの膨張はいったいどこが問題なのか？ それは中国経済、金融改革にとってどのような問題点と意義があるか、について探してみたい。

1. シャドーバンキングの背景と拡大要因

2008年以降、注目されるようになった中国のシャドーバンキングの拡大要因については、以下の4つの側面から見ることができる。

第1は、金融構造の問題である。1949年の建国後に築き上げられた国有一色の金融システムによる資金配分のゆがみが指摘される。实体经济の分野において、中国の企業形態には、国有企業、集団企業、私営企業、個人企業などがあるのに対して、金融分野においては、基本的に大銀行も、中小銀行も国有銀行である。しかも、預貸率や企業規模や所有状態に基づく融資基準が厳しい一方で、金利が人為的に低く抑えられており、通常の銀行融資を受けられない企業が多い。このような金融システムが企業金融にもたらした結果として、銀行は政治的コネのある国有企業にばかりに貸し出しをし、他方で新規雇用の大部分を創出している私営企業などは、銀行からの借り入れをあてにすることができず、慢性的な資金不足状態にある。こうした民間の旺盛な資金需要を背景に、伝統的的人ネットワークに基づく高金利のインフォーマル金融（民間金融）の繁栄は正規金融の有益な補足として、中国経済の潤滑油の役割を果たしてきた（范[2013]）。つまり、中国では、国有銀行—国有（大）企業、民間金融—私営（中小）企業という二重性の金融構造がある。第I節でも説明したように、本来、中国では、民間金融が行うビジネスモデルや金融活動がシャドーバンキングと定義されてきたが、2007年以降に、これらのシャドーバンキングの規模が公的金融

融の領域でも急速に膨張した。その原因について、以下で検討してみる。

第2は、公的部門の過剰投資体質と民間部門の資金不足の下での景気刺激策と金融引き締め政策の繰り返しである。

中国では1978年の改革開放以降、2010年まで年率平均10%を超える勢いで高度成長が続いてきた。このような超高成長をけん引したのは政府主導の不動産投資と設備投資であった。2008年の国際金融危機に対処するための経済刺激策として4兆元の財政支出を加えて、銀行の貸出債権規模が急速に増加したことを背景に、2009年まで貸付資産理財商品が著しく増大した(図1)。2009年の金融危機への対応としての4兆元の財政支出(旧4兆元)はこうした生産過剰の体質をより一層加速しただけでなく、中央政策に応じて地方も不動産投資や設備投資を中心に投資行動を行い、その後、(資金の回収が遅れる)プロジェクトのフォローアップ資金の需要も引き起こした。さらに、発生した大量の債権資産が理財商品の資金運用プールともなっていた。過剰投資体質による競争力の低下やインフレが顕在化し、2010年から監督当局は預金準備率の引き上げや理財商品に対する規制管理などの金融引き締め政策をとることによって、銀行の貸出規模をより厳しく制限するようになった。このことはそもそも資金不足に悩まされていた民間部門にさらなる打撃となった。2012年、国民経済成長の鈍化傾向に目を奪われた政府当局は理財商品に対する監督管理が緩くなり、さらに、経済刺激策として4兆元の金融政策(新4兆元)⁽¹⁶⁾も打ち出した。これをきっかけに、銀行は旺盛な資金需要に応じてシャドーバンキング業務をより一層拡大し、企業に資金を提供し、利益を増大させようとした。こうして、一連の政策の繰り返しの中で、銀行などによるシャドーバンキングの規模がどんどん膨張していった。

第3は、低金利、過剰貯蓄の下での投資者の資金運用意欲である。中国では銀行の収益

を保つため、預金金利が政策で低く抑えられてきた(范[2013]143-149)。そうした中、より高い利率、高いリターンの投資の運用先を探す預金者と投資家が利回りの高いさまざまな投資商品に目を向けるようになり、当局が監督しきれない金融商品のまん延を招いてきた。つまり、シャドーバンキングは低金利の預貯金の受け皿となっている。

第4は、ここでは、詳しく検討しないが、金融業へのIT手法の導入とその普遍化傾向も1つの重要な促進要因である。例えば、范[2013]で詳しく紹介した民間金融の「福元運通」モデルやそのモデルをより一層緩めた(ここでの「緩く」は信用審査や参加者の参加ハードルを指す)P2Pモデルなどは当局の金融政策制定の範囲内になりつつある。

2. シャドーバンキングの二重構造とその問題

では、いったいどこに問題があるのか。それは国有一色の金融システムの下では、シャドーバンキングも二重構造となっていることである。前述のように、中国では、国有銀行一国有(大)企業、民間金融一私営(中小)企業という二重性を持つ金融構造がある。この二重性を持つ金融構造によって、民間金融システムは銀行から融資できない旺盛な資金需要を持つ中小私営企業に資金を提供し、ある程度金融市場の需給のゆがみを是正し、金融改革に時間を稼ぐことにつながった。しかし、銀行の行うシャドーバンキングの業務では、委託融資モデルは主に国有企業間の貸借を仲介する。理財商品の運用対象資産の多くが不動産と政府のインフラ建設であり、しかも中央政府の審査をパスした大口案件が多い。このような公的セクターによるシャドーバンキングの急速な展開は本来、私営中小企業を中心に資金を供給する民間金融の積極的役割を削減することになる。なぜならば、銀行によるシャドーバンキング業務の資金の運用構造

はそもそも資金不足にある民間金融に流れる資金を奪ってしまったからである。その結果、民間金融はより一層高い金利で資金を引き寄せ、より高い金利で私営企業に融資することになる⁽¹⁷⁾。したがって、高コスト体質を抱える企業のデフォルトリスクも高くなる。他方、本来私営企業に貸し出される部分の民間の余剰資金が信用力の高い銀行仲介の委託融資や銀行

の理財商品に集まり、結局雇用の弾力性の低い国有企業や不動産業に貸し出すことになる。したがって、銀行中心のシャドーバンキングの拡大は隠れた不良債権を生む懸念を増すだけでなく、金融構造のゆがみをより深刻化させることによって、国有経済の投資過剰と雇用の弾力性の高い私営経済の資金不足を促進し、いびつな経済発展の下での景気減速・格差⁽¹⁸⁾の拡大を加速した。その結果、早急な金融改革が迫られた。

他方、シャドーバンキング業務で蓄積された民間の金融組織の信用審査スキルや銀行の新しい業務に対する運営スキルを民営銀行の設立・運営に活用し、民営銀行システムの導入を加速するというメリットもある。これは金融機関の金融改革に対する方向性を暗示しただけではなく、金融改革に対する銀行などの柔軟な対応力をも養い、改革の礎ともなっている。

3. 迫られる金融改革

上述のように、公的銀行によるシャドーバンキングが急速に拡大する結果として、金融改革が当面の急務となり、当局は金融政策の

表2 貸出金利と預金金利における中国のこれまでの金利自由化の主な歩み

時期	金利自由化の主な実施内容
1998年	金融機関の小企業向け貸出金利変動幅を10%～20%へ拡大。農村信用合作社の貸出金利最高変動率を40%～50%に拡大。
1999年	県レベル以下の金融機関の貸出金利について貸出基準金利に最高30%の上乗せが認められる。
2004年10月	商業銀行と都市信用合作社について貸出金利の上限の規制を撤廃。農村信用合作社の貸出金利については、基準金利の2.3倍まで拡大。
2012年	6月に〈預金金利の上限引き上げ〉基準金利の「1倍」を「1.1倍」に。7月に〈貸出金利の下限引き下げ〉基準金利の「0.7倍」。
2013年	7月に貸出金利の下限規制を撤廃。12月に銀行に譲渡性預金（CD）の発行解禁。
2014年11月	〈預金金利の上限引き上げ〉基準金利の「1.2倍」に。
2015年	3月、〈預金金利の上限引き上げ〉基準金利の「1.3倍」に。5月、預金保険制度を正式に導入。年内、預金金利の上限規制を撤廃へ。

出所：各種資料により、筆者作成。1996～2004年の資料は范[2013]148頁（原資料は玉置知己・山澤光太郎[2005]163）による。2012～2015年の資料は日本経済新聞2015年3月13日による。

調整を余儀なくされた。シャドーバンキングによって顕著に現れた2つの重要課題は、金利規制と中小企業向けの資金調達ルート不足である。金利規制について、下記の表2は中国のこれまでの金利自由化の主な歩みを示している。ここでわかるように、2004年には貸出金利が自由化されたが、預金金利に対する規制緩和が本格的に着手されたのは2012年からである。2015年5月1日に銀行の預金保険制度を正式に発足し、10月、預金金利の上限規制を撤廃した。このことは、段階的に進めてきた中国の金利の自由化にとって質的な変革といえよう。中国の金融改革史の中で、中国の金融体制の根本に触れるものであった。もちろん、金利の自由化は、すべてを市場に任せるまでには曲折もあることに注意されたい⁽¹⁹⁾。

次に、中小企業向けの資金調達ルート不足の解決について、銀行外の資金ルートであるシャドーバンキングは当局の監視を前提に認める方針を示している。当局は2014年に初めて5つの民営銀行に金融業経営許可証を与え、民営銀行や消費者金融会社のテスト地点の拡大を当面の急務として強調した。そもそも2013年に建設されていた上海自由貿易区における金融改革においては、テストとしての

意味合いで、オフショア（offshore）業務の自由化、金利の自由化、預貸率の緩和や金融業の参入の自由化、民間銀行の設立を容認するなどの項目の拡大を進めた（夏斌編、[2013] 137-157）。さらに、2015年4月21日、広東自由貿易試験区、天津自由貿易試験区と福建自由貿易区が正式に承認された。今後、これら4大自由貿易区における改革措置の実行に伴い、金融改革を含め、中国の経済社会に大きな変化をもたらすことが期待される。また、株式市場における中小企業を中心とする「中小板」や「創業板」の上場基準の緩和や株取引基準の緩和など資本市場の改革も実施している⁽²⁰⁾。

おわりに

すでに明らかのように、中国では、民間金融が行うビジネスモデルや金融活動がシャドーバンキングと定義されてきたが、2007年以降に、これらのシャドーバンキングの規模が公的金融の領域でも急速に膨張した。本来、シャドーバンキングとしての民間金融は、銀行から融資できない民営中小企業に融資し、改革開放後の中国の民営経済の発展に極めて積極的な役割を果たしてきた（范[2013]）。しかし、2007年以降急拡大してきた公的セクターのシャドーバンキングは、金融イノベーションの推進と、経済のハードランディングを防ぐ効果がありながら、民間金融の積極的役割を削減し、民営経済の発展を妨げ、国有経済の過剰体質の処理を遅らせ、産業の高度化と経済構造改革をより難しくさせたことになった。このことは同時に金融改革を迫った原因ともなっている。

もちろんこれは、金融改革が進展すればシャドーバンキングがなくなるということの意味しない。周知のように、金融の自由化がよ

り進んでいる欧米でも、シャドーバンキングはより複雑に展開している。中国のシャドーバンキングに限定しても、そもそも複雑な経済文化を持つ中国では、血縁や地縁、社会的ネットワークを利用した民間金融が、社会経済、社会安定にとって果たしてきた積極的役割を無視できないし、また、金融の市場改革の効率性を発揮するためには、金融機関における情報収集、信用審査やリスク管理などの金融業務を運営するための基盤づくりや、投資者の金融リテラシー能力の強化と当局の適切な監督管理能力の強化とが並行して進められなければならない。言い換えれば、金融改革の目的はシャドーバンキングをなくすことではなく、資金が必要なところへ必要な量が流れる金融の仕組みを築くことである。金融改革の加速によって、設立された中国の民営銀行の経営状況や金融システム全体の動きが世界経済に引き起こす作用と反作用については、今後の研究課題にしたい。

注

- (1) 欧米型のシャドーバンキングについて、石倉[2012]、李立栄[2015]を参照せよ。
- (2) 筆者による邦訳。点線のアンダーラインは筆者による。
- (3) 最近のネット上の貸借P2Pモデルや「福元運通」モデルに代表される。ここでは具体的に民間金融を論じないが、范[2013]を参照せよ。
- (4) 民間金融に関する論述については、范[2013]を参照せよ。
- (5) 中国の地方政府が傘下に置く投資会社であり、地方政府に代わり資金を調達する。
- (6) 関根[2013]、福光[2015]を参照せよ。張明[2013]では、銀行理財と信託理財を狭義のシャドーバンキングとしている。
- (7) 2014年数値は人民銀行による。
- (8) 2008年における人民元/円の為替レートで換算（1元=14.9円）した。
- (9) 2003年の金融引き締め政策の反動として、規制回避するための融資の増加と考えられる。

- (10) 四川の成都にある大手投資コンサルティング会社であり、特に理財商品における研究と統計データの収集に知られる。
- (11) レポ取引については石倉[2012]を参照せよ。
- (12) 5つの国有銀行は工商銀行、建設銀行、中国銀行、農業銀行、交通銀行である。株式制商業銀行には、中信銀行、光大銀行、華夏銀行、民生銀行、招商銀行、興業銀行、広発銀行、深発銀行がある。都市商業銀行には、北京銀行がある。
- (13) 中国深センにある著名な大手資産管理会社である。高額個人や有力企業向けに総合的金融サービスを提供する。
- (14) 貿易決済を円滑化するための手段として、銀行が発行する支払い確約書である。
- (15) 向松祚氏に関する引用は『日本経済新聞』朝刊、2013年8月8日7頁による。アンダー点線は筆者による。
- (16) 2012年に銀行の貸出能力を増やすため、4兆元のベースマネーを増やした。2008年の財政政策としての4兆元を「旧4兆」と呼ぶのに対して、2012年の金融政策としての4兆元は「新4兆」と呼ばれる。また、「旧4兆」は鉄道や不動産などのインフラを中心に投下されたことに対して、「新4兆」は経済構造の調整を目的とするとされる。
- (17) 民間金融の資金不足と高金利については、范[2013]の第5章を参照せよ。
- (18) 北京大学の調査「中国民生発展報告2014」は、所得分配の不平等さを示すジニ係数は2012年に0.73だったとした。『日本経済新聞』朝刊、2014年7月29日、7頁
- (19) 最近、一度上げた金利を当局は高金利が金融システムの安定や景気減速の可能性があると考え、銀行側に窓口指導で引き下げを指示した。『日本経済新聞』2015年4月6日、7頁。
- (20) 『揚州時報』2014年3月24日。原資料：『中国証券報』。

(参考文献)

日本語

- 石倉雅男[2012]「証券化と金融危機——『影の銀行システム』における金融不安定性をめぐって——」原正彦編『グローバル・クライシス』青山社、93～112頁。
- イブ・ケアリー[2013]「シャドーバンキングの闇」*Newsweek*日本版、2013年7月2日。
- 関志雄[2013]「中国におけるシャドーバンキング現状と課題」『季刊中国資本市場研究』公益財団法人野村財団、2013年夏号。
- 清水頭司[2013]「中国——影の銀行と地方債務問題」『ジェトロセンサー』、2013年10月号。
- 関根栄一[2013]「中国の金融・資本市場改革——シャドーバンキング問題と不良債権問題——」『フィナンシャル・レビュー』第119号。
- 孫智[2015]「中国の理財商品の形成と今後の課題——銀行理財商品を中心に——」『千葉商大論叢』第53巻第1号。
- 千葉香代子[2013]「シャドーバンキングの秘密」*Newsweek*日本版2013.9.3
- 范立君[2013]『現代中国の中小企業金融——中国型リレーションシップ・レンディングの展開の実情と課題』時潮社。
- バリーノートン[2013]「中国を待ち受ける未知の領域」*Newsweek*日本版、2013年9月3日。
- 福光寛[2014]「中国のシャドーバンキングをどうとらえるか——さまざまな定義の併存、肯定説と中小企業金融への貢献説」『成城大学経済研究所研究報告』No.68。
- [2015]「中国の銀行理財についての規制」『成城大学経済研究所研究報告』No.69。
- 李立栄[2015]「中国のシャドーバンキングと金融システム改革の課題」『信用理論研究』第33号。
- [2013]「シャドーバンキングの実態と金融システムの不安定性」『金融ビジネスの病態と素因』金融財政事情研究会。

英語

International Monetary Fund [2014]. “PEOPLE’S REPUBLIC OF CHINA 2014 ARTICLE IV CONSULTATION—STAFF REPORT,” *IMF Country Report*, No. 14/235, July. (<https://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14235.pd>)

f; 2015年6月13日閲覧)

Janju Li and Sala Hsu[2013] “Shadow Banking in China: Institutional Risks”, *Political Economy Research Institute*, Working paper Series Number 334, University of Massachusetts Amherst.

中国語

高海红、高倍 [2014] 「中国影子银行与金融改革：以银证合作为例」『国际经济评论』第2期。

郎咸平[2013] 『郎咸平说改革如何再出发』东方出版社

卢荻 [2015] 「重塑”中国模式“」『政治経済学評論』 (*China Review of Political Economy*) Vol. 6, No. 1, pp. 102-115, 中国人民大学書報資料中心出版。

夏斌編[2013] 『首席经济学家论坛·增长动力与上海自贸区』 No. 3.

张明 [2013] 「中国影子银行：界定、成因、风险与对策」『国际经济评论』第3期。

HTTP資料

- ・ 銀行業監督管理委員会ホームページ
- ・ 証券業監督管理委員会ホームページ
- ・ 中国人民銀行ホームページ
- ・ 中華人民共和国国家統計局：[http://www. stats. gov. cn/](http://www.stats.gov.cn/)

(はんりっくん 大月短期大学)

文化社撮影写真の特質と意義

—— 敗戦直後の写真とその利用をめぐる ——

井上 祐子

《要旨》 文化社は敗戦直後に設立された写真工房兼出版社である。その前身は、戦時期に主に対外向けの写真宣伝物を制作していた東方社であり、文化社においても、写真集やグラフ雑誌を制作・刊行していた。活動期間は約2年と短い。文化社に所属していたカメラマンたちは、東京を中心に敗戦直後の人々の暮らしや街の様相、社会運動などを撮影している。本稿では、これらの中から「街頭の賑わい」、「社会運動と労働者」、「戦災者収容施設と街頭奉仕」の3つのテーマに関わる写真と文化社の出版物及び文化社の写真を利用した他社の雑誌記事を主な資料として、占領軍側カメラマンの撮影した写真などを収録した既存の写真集あるいは当時の新聞・雑誌と比較しながら、文化社の写真の特質とその歴史的意義及び文化社の思想について考察する。

目次

はじめに

1 街頭の賑わい

- ①『東京 一九四五年・秋』の二面性
- ②街頭の人々と風景
- ③露店・露天市
- ④祝祭

2 社会運動と労働者

- ①社会運動と占領軍憲兵
- ②労働者と『マッセズ』

3 戦災者収容施設と街頭奉仕

- ①戦災者・戦災孤児と「浮浪者」収容施設
- ②寮の生活
- ③在外父兄救出学生同盟と街頭での医療活動

おわりに

村伊兵衛、美術部主任の原弘、編集担当で文化社代表となった山室太柁雄などが運営を担った⁽¹⁾。しかし、翌46年11月頃に経営の行詰りなどから解散となる。その後第2次文化社が結成される⁽²⁾が、これも47年末頃に解散した。文化社については、同社発行の写真集『東京 一九四五年・秋』やグラフ雑誌『マッセズ』が知られているが、従来の研究では東方社の延長として補足的に言及されることが多く⁽³⁾、文化社の研究はまだ浅い。

東京大空襲・戦災資料センターでは、共同研究「戦争末期の国策報道写真資料の歴史学的研究——国防写真隊と東方社を中心に——」⁽⁴⁾ (2011～13年度)において、「青山光衛氏旧蔵東方社・文化社関係写真コレクション」(略称「東方社コレクション」)の整理を行った。文化社では、東方社時代のものも含め、ネガフィルムをそれぞれの撮影者に分配したが、同コレクションは何らかの事情で撮影者に戻されず、文化社の社屋に残されていたものである。同コレクションには文化社の写真が2064枚含まれているが、これらの写真については、大岡聡がその内容を整理・分析し、文化社の業績を再評価している⁽⁵⁾。

はじめに

文化社は、戦時期、陸軍参謀本部の下で、主に対外向けの写真宣伝物を制作していた東方社の後継団体である。1945年10月頃に活動を開始し、東方社解散時(1945年7月)に理事長代行(理事長は空席)だった中島健蔵と木

筆者が代表を務める共同研究「戦中・戦後の「報道写真」と撮影者の歴史学的研究——東方社カメラマンの軌跡——」⁽⁶⁾（2014～16年度）では、前共同研究を引き継ぎ、発展させるために、東方社カメラマンの遺族などが保管している写真ネガや資料の発掘・収集にあたり、その整理を行っている。現在までに同社カメラマンだった林重男及び菊池俊吉の遺族から提供された写真の中に、文化社時代に撮影されたものは林1562点・菊池1095点があり、他に浅野隆所蔵の写真301点⁽⁷⁾も確認できている。これらの写真と「東方社コレクション」中の文化社写真の大半は、第1次文化社時代のものである。本稿では、これらのうち、文化社写真の主たるテーマであった「街頭の賑わい」、「社会運動と労働者」、「戦災者収容施設と街頭奉仕」に該当する写真⁽⁸⁾と文化社写真が利用された当時の出版物を資料として、文化社写真の特質と歴史的意義及び文化社の思想について考えたい。

前述のように文化社の写真は、木村伊兵衛はじめ文化社の各カメラマンに分配されているが、現時点では、林・菊池・浅野以外のカメラマンの写真は、調査・収集に至っていない。また文化社の写真整理は、日本学術研究会議原子爆弾災害調査研究特別委員会学術調査団に同行した菊池・林及び助手の田子恒男が、1945年10月に撮影した原爆被害写真から始まる⁽⁹⁾が、本稿では、原爆被害写真については考察の対象としない。したがって、本稿で扱う写真は文化社撮影写真の一部にすぎない。しかし文化社の写真は、当時の出版物に一部が掲載された以外は、木村伊兵衛撮影写真が木村の各種写真集⁽¹⁰⁾に、木村・菊池・林撮影の銀座周辺の写真が『銀座と戦争』（平和博物館を創る会編、平和のアトリエ、増補版1993年）に収録されるなど、いくらかは公表されているものの多くが未発表であり⁽¹¹⁾、現段階での整理・考察にもそれなりの意義があると考える。

占領期の研究は長い蓄積があり、プランゲ

文庫などの資料の整理・活用も進んでいる。また、米国立公文書館や米国防総省などに所蔵されているアメリカ人撮影の写真を利用した写真集は、太平洋戦争研究会編著『開封された秘蔵写真 GHQの見たニッポン』（世界文化社、2007年）や半藤一利編著『敗戦国ニッポンの記録』上下（アーカイブス出版株式会社、2007年）など多くあり、米日双方の写真を取録したものも刊行されている⁽¹²⁾。これらの出版物の多くは、占領軍による“占領の成功”をイメージさせるものだが、近年では、佐藤洋一文・構成『米軍が見た東京1945秋——終わりの風景、はじまりの風景——』（洋泉社、2015年）のように、これまでとは異なる写真の使い方によって占領期のイメージの相対化を図る試みも行われている。

本稿が資料とする文化社の写真は、1945年11月から翌46年11月の間に、主に東京で撮影されたものであり、期間も短く範囲も狭い。しかし、占領軍とは異なる日本人としての関心と視線で、敗戦直後の混沌とした社会とそこで生きる日本人の姿を切り取っている。また、当時の日本の新聞や雑誌に掲載された写真とは、共通点も相違点もある⁽¹³⁾。文化社撮影写真を米側の写真及び当時の新聞・雑誌と比較しながら、これら占領期の写真を歴史研究に結びつける方策も探っていきたい。

1 街頭の賑わい

①『東京 一九四五年・秋』の二面性

敗戦直後の東京の街を写せば、露天市が写りこむことも多く、街頭や焼跡の風景と露天市は分かちがたい。現在判明している文化社写真には、焼跡・露天市を含め街頭を写したものが1000枚近く残されている。資材不足で写真をふんだんに撮れる人はまだ限られてい

だが、文化社には東方社から引き継いだフィルムや資材がかなり残っていたようで⁽¹⁴⁾、撮影や『東京 一九四五年・秋』（以下、『東京』と略す）などの出版にはそれがあてられた。本節では、文化社の東京での撮影活動の起点となった、写真集『東京』について考えたい。

『東京』は、占領軍向け(1946.4)と国内向け(1946.7)の2種類が刊行された。日本語英語併記、グラビア刷で、B5判68頁⁽¹⁵⁾に125点の写真を収録した、当時としては贅沢な写真集であった。中島健蔵は1945年10月30日の日記に、「午前中、文化社へ行き、出版計画。英文版写真集TOKYO1945—Fallの構成を、編集会議で発表。(木村伊兵衛以下、撮影にとりかかる。)」⁽¹⁶⁾と書いており、菊池俊吉の撮影メモからも撮影は11月に行われたと思われる。同写真集には都内各所の写真が掲載されており、焼跡も写されてはいるが、比較的建物も多く残り、人が集まり、バスや都電も動いているところが多い(図1)。銀座の占領軍向け購買部(PX)や遊興施設付近を歩きかたり、上野公園で子供と手をつないで歩く占領軍兵士を写した写真もある。また仏像や相撲、茶道など日本的なものの写真も掲載されている。つまり曲りなりに都市として機能している場所と観光名所的な場所、そしてそこに立つ占領軍兵士たちの姿を入れ込んだ写真集で、占領軍の土産物としては適当なものだったのだろう。木村伊兵衛と原弘は、1930年代から海外向けの雑誌や写真集の制作に携わっており、また東方社の社員らは海外取材などを通して、戦時期に日本軍に占領されていた国の様子を知ってもいた。

占領軍向けの方ではまず英語の巻頭言があり、次に右半分はその日本語訳、左半分に英語の標識7枚が打ち付けられた街路樹を写した写真「進駐軍の道標—四谷見附」(木村伊兵衛撮影)を掲載した頁が続く。巻頭言を書いたのは中島健蔵である。中島は戦後の東京を切開手術を終えたばかりの病人に例え、「その傷口を縫ってある糸は、英語の道標だ」と記



図1 銀座4丁目交差点 菊池俊吉撮影 1945.11

しているが、「道標」という言葉には、占領軍の導きによって再生しつつある東京を道案内するという二重の意味が込められている。

この占領軍の導きによる再生のイメージは、『東京』だけでなく、『婦人公論』の戦後再刊号(1946年4月号)に文化社が提供したグラビア記事「新しき春にあはん」にも見られる。この記事には、『東京』に掲載された写真のうち、並んで歩く若い男女の写真など6枚が掲載されているが、ジープが並んでいる写真に、「太平洋戦場歴戦のジープは今新日本誕生のよき助産婦である」というキャプションがつけられており、“占領軍の手助けで新しく生まれ変わる日本”というイメージが作られている。

中島は『東京』の巻頭言について後に、「被占領下という気がねの中で書いた」⁽¹⁷⁾と述べているが、気がねというよりむしろ迎合という方が適当であるように思われる。それは文化社だけでなく、日本のメディア全体の問題だった⁽¹⁸⁾が、文化社も占領軍の意向をはかり、それに応えようとする態度を共有していた。

しかしその一方で、『東京』には上野公園の戦災者や空襲で罹災した浅草寺の写真などもあり、単なるお土産写真帖ではなく、写真記録という側面ももっていた。最終頁には、「もっと堅固な美しい町が生れるまでの仮の姿。しかし、これも、忘れがたいひと時の「東京」の姿であらう」と書かれているが、この言葉からは、早晚変化するであろう予想、あ

るいは期待の下で、敗戦直後の東京の姿を残し、伝える意図があったことがうかがえる。記録的な写真集であるからこそ、国内向けのものも発行されたのであろうが、戦災・敗戦の記録という性格をもたせた背景には、空襲や原爆の被害写真を撮影した経験も影響しているのではないと思われる。

② 街頭の人々と風景

『東京』用の撮影の後も文化社では引き続き、銀座やその周辺地域を中心に、多くの街頭の写真を撮っている。カメラマンたちは銀座辺りでは、若い女性たちや中年の男性、子供を連れた母親など、彼らの目を引いた通行人たちに次々にシャッターを切っていたようである(図2)。その他の場所でも、大きな荷物を背負った買出しの人や、道路や公園で遊ぶ子供たちなど、さまざまな人や焼跡の風景にカメラが向けられている。占領軍兵士の姿もあるが、日本人が行きかう街頭の写真においては、ことさら彼らの友好性を強調するわけではなく、日本人同様に关心ある被写体として捉えているように見受けられる。

またカメラマンたちは、高所から街の様子や眺望を写してもいる。戦時中は空襲被害の撮影など特例を除き、高所からの撮影は禁止されており、それは戦後を象徴する視角といえよう。大胆な俯瞰のアングルや遠近の深い構図には、東方社で鍛えた彼らの技術が生かされている。

日本人を中心にした街頭風景は、『アサヒグラフ』などでも掲載されている⁽⁹⁾が、1年とはいえ街を行く人々や銀座などの街の状況継続して撮影し、人々の身なりや街の様相の変化を記録しているところに文化社の街頭写真の特徴がある。

さらにまた、これらの写真からは、東方社の写真との違いも見てとれる。戦時期においては人々は、東方社のような権力側のカメラ



図2 日本劇場前の通行人 東方社撮影 1946.10

マンの前で求められる表情や態度を心得ていたのであり、撮られる側は多くの場合、いわばそういう表情や態度を演じていた。しかし敗戦後は、軍機保護法などの縛りがなくなる一方、特権もなくなり、文化社の街頭での撮影は、撮られる側の了解や合意のない、隠し撮り的なスナップ写真に変わる。通行人や次にとりあげる露店の売り手の写真に、前方からではなく、後ろや横、あるいは上から撮影したものが少なからずあることに、それは象徴されていよう。

戦時の統制や抑圧から解放された人々は、表情も身なりも態度も多様になり、撮られることを予期せずに写された写真には、その多様性が反映される。そして、その多様性が解放や自由を実感させる。隠し撮り的な撮影が行われた理由には、物理的な条件や撮影者の興味のあるか、あるいは被写体への配慮などもあるだろうが、カメラマンの地位・身分が変わったことも影響していると思われる。撮る側と撮られる側の関係性が変化する中で、カメラマンたちは新しい撮影方法を模索していたのであろう。写真の撮り方の変化がうかがえるという意味でも、街頭の写真は重要である。

③ 露店・露天市

東京の露店は敗戦数日後から出現したといわれているが、1945年秋以降拡大し、46年1月の東京の露店数は6万店になったという⁽²⁰⁾。しかし、インフレの温床との批判や縄張り争いのため警察の取締りが厳しくなり、夏以降は減少していく。メディアでも当初は「復興する店舗」(『アサヒグラフ』1945.10.15)などとして露天市の賑わいを紹介し、品物が出回ることを歓迎していたが、次第に批判を強めていく。

文化社では、銀座・日本橋・上野・神田・渋谷・新宿などの露天市を撮影しており、地面に筵むしろをひいて物を並べただけの店から、屋台、葦簀よしず張りの店、簡易建築の長屋形式の店など、さまざまな形態の露店が縦横に写されている。露天市の多くは、旧来の繁華街や主要ターミナル駅附近に作られたが、それらの駅と鉄道で結ばれた後背地の状況など、立地条件によりそれぞれの露天市の商品やあり様に違いがあったという⁽²¹⁾。文化社では一つの露天市を数枚から数十枚写しており、その地域別の特色がそれぞれの写真群から読みとれる。撮影時期にもよるのだろうが、例えば銀座や日本橋辺りでは、地面に筵や簡単な台の露店が多く、渋谷では葦簀張りや簡易建築の飲食店が多く見られる。

1946年7月の調査によれば、露店の業種の割合は、食料品・飲食店と日用雑貨がそれぞれほぼ4割となっている⁽²²⁾が、写真でもそれらが多い。その他に、占領軍向けに絵葉書や和傘、アクセサリなどを売っている露店があったことや、占領軍兵士やその家族たちが露店見物をしていたことも写真からは読みとれる。

露天市の写真は既存の写真集にも多く収録されているが、文化社の写真には、露天市全体の様子や個々の店の構えや商品だけでなく、



図3 日本橋の露店 東方社撮影 1946.3頃

売り手の風体や客の様子に焦点をあてたものも多くある。大工道具や靴を真剣に品定めする人たち(図3)や櫛の山に集まる女性たち、肩から毛布をはおって立ち食いする人の姿からは、彼らの生活が想像できる。前述のように、売り手の方は後ろ姿であったり、顔が切れているものもあるが、復員軍人や工具風の男性に混じって、姉さんかぶりの女性やソフト帽にコート姿の男性なども見受けられる。前述の調査によると、露天商の男女比は7対3、素人露天商が8割を占め、戦災者、失業者、軍人戦災遺家族、復員軍人などが店を開いていたという⁽²³⁾。文化社の写真は当時の調査結果に具体性を加味するものといえる。

文化社の露店写真の多くは、露天市の猥雑ではあるが活気ある明るさを写し出している。しかし露天市の写真からはまた、市民生活の破壊の大きさと、さまざまな人が露天商とならざるを得なかったことがうかがえるのであり、戦争の傷の深さも刻印しているといえよう。

④ 祝祭

占領軍は、米陸軍記念日(4月6日)や米独立記念日(7月4日)などさまざまな機会に、閲兵式やパレードを行った。宮城前広場や東京都心の大通りを軍楽隊や戦車が行進していたが、それは正に統治者アメリカの力を誇

示する行為であった。これらの写真は当時の新聞にも掲載されており、既存の写真集にも収録されている。当時の出版物には利用されていないが、文化社でも撮影している。

その一方で日本側については、日本国憲法の公布⁽²⁴⁾や施行の祝賀行事はあるものの、祝祭の写真を目にすることは少ない。しかし1946年には東京各地だけでなく、横浜や大阪、名古屋あるいは広島でも復興祭が行われていた。地方ニュースのため扱いは小さいものの、新聞各紙でも銀座や日本橋などの復興祭を写真入りで報じている。銀座復興祭は「日本ニュース」(1946.5.2)でも放映された。既存の写真集では、占領軍の食糧放出に感謝するメッセージを掲げた盆踊り会場や山車などを見かけるが、占領軍に感謝するものでもなく、占領政策に直接関係もないためか、“復興祭”と銘打った祭の写真はほとんどない⁽²⁵⁾。

文化社の写真には、銀座・日本橋・神田・下谷の復興祭の様子を撮影したものが残っており、合計で320枚ほどある。日本橋・神田・下谷では、各町内会の山車や神輿が繰り出し、大変な賑わいを見せているが、祭を楽しむ大勢の観客や肉体を躍動させて神輿を担ぐ人々の写真(図4)からは、彼らの喜びや逞しさが伝わってくる。下谷では復興祭に合わせて運動会なども行われた。復興というにはまだ程遠い状況の中で行われたこれらの祭は、祭の復活を喜び、戦争の抑圧からの解放を祝うとともに地域を活気づける意味合いが濃かったように見受けられる。苦しい生活が続く中、復興祭は数少ない明るい行事であり、庶民にとっては大きな意味があったことが写真からはうかがえる。



図4 神田復興祭の女神輿 東方社撮影
1946.9.14

2 社会運動と労働者

① 社会運動と占領軍憲兵

周知のように、1945年10月のGHQによる「労働組合の促進」の指令と12月の労働組合法の制定を受け、同年秋以降、労働組合結成の動きが盛んになる。釈放された共産党幹部など左派系指導者のリードの下、誠首反対と賃上げを主な要求とする労働組合の運動と食糧を要求するより広範な市民の運動が相まって、大きなうねりとなり、人々はそれらの要求に加えて、反動政府打倒や民主統一戦線結成を訴え、デモや集会を行った。

文化社では、野坂参三帰国歓迎大会(1946.1.26)、幣原反動内閣打倒人民大会(46.4.7)、第17回メーデー(46.5.1)、飯米獲得人民大会(食糧メーデー、46.5.19)などの集会やデモの様子を撮影している。幣原内閣打倒人民大会後のデモでは、首相官邸になだれ込むデモ隊の激しい行動の様子を間近で捉えており、食糧メーデーでは、子連れの母親たちやモンペ姿の年配の女性、楽隊に合わせて歌う人々など、多様な参加者の姿を写している。これ

らの写真は総計700枚余りに上る。

また労働組合は“経営の民主化”を求めて生産管理闘争を繰り広げていくが、文化社では、その先駆けとなった読売争議や映画・興行界の組合活動を牽引した東宝の組合活動など、前述のデモや集会以外に労働組合関係の写真も180枚ほど残している。

集会やデモあるいは争議について、日本の新聞は連日のように伝えたが、米側でも関心は高かった。マーク・ゲインの『ニッポン日記』（井本威夫訳、筑摩書房、1963年）にも、それらの取材の様子がしばしば記されている。しかし既存の写真集では、労組のデモや集会などの写真も収録されているが、占領初期に関しては、米側が“占領政策の成功”と誇るメーデーの写真が多く、食糧メーデーなどは少ない。これも周知のことだが、食糧メーデーに対してはマッカーサーから「暴民デモを許さず」の声明が出され、この後、GHQは労働争議や社会運動を抑制する方向へ変化して行く。

文化社の写真の中には、前述のゲインのように集会を取材する外国人記者やカメラマンの写真もあるが、会場などで監視にあたる占領軍憲兵（MP）が写る写真も散見される。MPといえば、銀座4丁目交差点などで交通整理をする写真が多く、そのイメージが強い。文化社の写真では、交通整理をするMPを写したものもあるが、社会運動の集会の参加者の脇で、あるいはデモ隊が進む通りで、日本人警察官と共に集会やデモの参加者たちに目を光らせるMPの姿も捉えられている。野坂歓迎大会後のデモでは、夜間撮影のため写りはよくないが、デモ隊に併走して走るジープやジープを止めて降りてくるMPの姿も写している（図5）。これらの写真は、MPが日本人の行動を監視し、規制する権力機関であったことを再認識させるものであり、米側にとっては好ましくない写真だったかもしれないが、文化社の占領軍に対する態度が迎合だけではなかった（51頁参照）ことが、ここから



図5 野坂歓迎大会後のデモ 東方社撮影
1946. 1. 26

は読みとれよう。

② 労働者と『マッセズ』

『マッセズ』は、文化社が「働く人のグラフ」と謳って創刊したグラフ雑誌である⁽²⁶⁾。創刊号の発行日は1946年12月25日になっているが、発売は遅れ47年1月下旬になった⁽²⁷⁾。同誌はGHQの労組奨励の政策にも合致していたが、編集長の山室太柁雄や中島健蔵が当時抱いていた、日本共産党や共産党系の全日本産業別労働組合同議へのシンパシーから考案されたものであろう。山室は戦前、日本プロレタリア芸術連盟に関わっていたようだが、『マッセズ』には伊豆公夫（「歴史の歯車」創刊号）や徳永直（「大きな眼ざめ」2号1947.4）など共産党系文化人のエッセイが、街頭やデモ、復興祭の写真などと組み合わせられて掲載されている。

しかし、グラフ雑誌としては写真を主とした組写真記事が重要であり、また後述の発行の趣旨からも、創刊号では「組合カメラ訪問第1回 武器よさらば！ 日本鋼管川崎製鉄所労働組合」が柱だといえよう。

「武器よさらば！」（写真菊池俊吉）では4頁にわたって17枚の写真が使われているが、最初の見開きでは、250キロ爆弾が平炉の中に

投入される迫力ある写真で、軍需からの転換を印象づけるとともに、シャベルやタイヤなどを製造している写真で、民生品の製造に励んでいることを伝える。そして次の見開きでは、工員たちが働く写真を真中にして、従業員への講義の様子や机を囲む組合幹部、従業員たちの集会の様子を撮影した写真がその周りを囲む。スローガンが書かれた貼紙もコラージュされて、従業員が組合での学びや討議に結びつけられる。『アサヒグラフ』でも「武器よさらば!」(1945. 11. 5)や「復員する鋼鉄」(1946. 5. 25)などで、民生品の資材となる兵器の山やそれを作り変える工場などがとりあげられているが、労働現場と組合活動を巧みなレイアウトで結びつけ、民生のために働き、学び、討議する労働者の姿を伝えているところに、この記事の特徴があろう。解説では、労組の必要性と現状や課題、闘争の意義や正当性が論じられているが、これらの特徴は、前述の東宝の労働組合に取材した「労組カメラ訪問第2回 映画をつくる人たち 東宝撮影所」や省線電車の車両修理に励む「省電病院の人」(ともに2号)にも共通する。

これらの記事には、記録性もあり問題提起性もある。しかし同時に、“あるべき労働者” “あるべき組合”の姿を表現しようとするものでもあり、その意味では、東方社の『FRONT』はじめ戦中のプロパガンダ雑誌と共通性をもつといえよう。創刊号の中島健蔵の巻頭言「マッセズに就いて」によれば、職場の人の集まりである「MASS」の集まりが「THE MASSES」であり、「THE MASSES」とは民衆であり、人民であるという。そして、「その人間の大きな集りの意見が、ほんとうの輿論」だと述べる。『マッセズ』は、その「ほんとうの輿論」を形成して行く場としての雑誌を目指したのであろうが、そこには「ほんとうの輿論」は組合を通してできるという前提がある。それゆえ“あるべき組合”の結成が最大の目標になり、模範像を提示するに至ったのであろう。しかし現実には、次々と作られ



図6 日本鋼管労働組合の集会 菊池俊吉撮影
1946. 7

る組合が実践を通して成長しており、社会運動や労働争議が抑圧される局面に変わっていく中で、後追いで示される模範像に訴求力があつたとは考えにくい。

また創刊号の「編輯ノート」によれば、制作にあたって「編輯・写真・美術・業務」の全員が何十度びか編輯会議につらなって検討し活動した」とあり、中島健蔵の7月10日の日記には「文化社」に寄る。「労農グラフ」あるいは「働く人」の創刊プランがまだごたごたしている⁽²⁸⁾と記されている。「武器よさらば!」のもととなったと思われる写真は250枚ほどあるが、東方社時代同様に、それらの写真を使って彼らの観念や主張を視覚化する試行錯誤が、何度も繰り返された⁽²⁹⁾ことが想像される。日本鋼管や東宝の写真そのものは、作為的なものもないではないが、労働現場の現実と組合活動(図6)を大量に記録した稀有なものである。しかし、雑誌制作の現場で目指されたのは、1930年代以来の「イデオロギー形成のための絶大なる武器」⁽³⁰⁾としての「報道写真」であった。それは「マッセズに就いて」の横に、木村伊兵衛が1940年に満洲で撮影した木材の切り出し作業の写真⁽³¹⁾を、戦後の労働者であるかのように掲載しているところにも現れている。

『マッセズ』の創刊準備は1946年5～6月に始まった⁽³²⁾が、やや出遅れの観もある。労

働運動の盛り上がりに対し、『マッセズ』の売行きは伸びず、文化社は1947年末に解散した。検閲あるいは用紙・印刷の問題もあった⁽³³⁾とはいえ、制作に時間がかかったことと、「作ることだけを考えてきた習性が抜け」ず、営業販売に気が回らなかったことを文化社の破綻の原因とする多川の見解⁽³⁴⁾は、妥当であろう。しかし『マッセズ』を通して見える文化社の最大の問題は、大岡も指摘する⁽³⁵⁾ように、戦時期の活動や出版物に対する反省的な議論が積極的には展開されなかったことであろう。『マッセズ』においては、戦時期同様、送りの観念を表現・伝達することに力が注がれ、受け手の状況を把握し、受け手に益することが軽視されていたように見受けられる。そして「作ることだけを考えて」いたにもかかわらず、従来の「報道写真」の考え方や型に対する見直しの意識も希薄だった。そのために『マッセズ』は、創刊の趣旨から離れて上意下達的な傾向を強めてしまったのだろう。

不振を打開するため、『マッセズ』は4号(1947.10)から、左翼的な部分を残しつつ一般大衆向けの「民衆のグラフ」に衣替える。しかし、こちらも既存誌との差別化が図れたわけではなく、次の5号(1947.12)で廃刊に至る⁽³⁶⁾。

3 戦災者収容施設と街頭奉仕

① 戦災者・戦災孤児と「浮浪者」収容施設

東京都民生局によれば1946年1月の段階で、「東京都下に於て戦時災害により住宅を喪失したものの合計884,970戸その内都内に残留して壕舎及仮小屋に居住せるもの79,700世帯291,337人であつ」⁽³⁷⁾たという。「壕舎及仮小屋」、いわゆるバラックやそこでの生活を撮影した写真は多いが、バラックを作る力もなく

頼る縁故もない戦災者たちは、路上生活を余儀なくされた。彼らが上野駅地下道などで夜を明かしていたことは、よく知られている。

当時は彼らを「浮浪者」と呼んでいたが、東京都では、増加する「浮浪者」を放置することは、「治安上からも帝都の明朗化といふ上からも面白からぬ結果を招くことになるので、本都では積極的に浮浪者の収容に努力し」⁽³⁸⁾していると述べている。そこには保護や救済の視点はない。米国は占領政策遂行のために、対日救済にかかわらざるをえなくなるが、救済政策の基本原則は日本の自力更生におかれ、米国に責任はないとしていた⁽³⁹⁾。日本の行政当局もGHQに追随し、現実には民生の問題に積極的に取り組んではいなかった⁽⁴⁰⁾。

東京の「浮浪者」収容施設としては、東京都養育院の他、被災した忍岡国民学校を利用した上野厚生会館、篤志家が開設した浅草東本願寺戦災者更生会の施設などがあつた。養育院以外は都の委嘱を受けて運営されていた。養育院も被災していたが、収容者は増え、敗戦前の月平均在院者数が1300人弱だったのに対し、1946年11月には3000名に達した⁽⁴¹⁾。この頃の入院者は、「在来の浮浪者とは異り、戦災者、復員軍人、海外引揚民、徴用解除の工員、戦災孤児等であり、青壮年層が多」⁽⁴²⁾かつたという。戦災孤児の問題も重要だが、青壮年層の問題も深刻だったのである。これらの収容所の実態については、大河内一男編『戦後社会の実態分析』(日評社、1950年)など⁽⁴³⁾に詳しいが、「救済はないといって差支えあるまい」⁽⁴⁴⁾といわれるほど劣悪な環境だった。

当時の新聞では「浮浪者」の問題を再三とりあげており、対策の必要を訴えたり、収容の実施結果や調査結果、対策の要綱を報じたりしていた。しかし収容施設の内情については、『朝日新聞』(1946.2.8「雪・寒さ・帝都の一断面」)が上野厚生会館の母子室の寒々とした様子を写真と短い記事で紹介しているものの、ほとんど報じられることはなかった⁽⁴⁵⁾。

その中で、収容施設の環境の劣悪さを暴露し、問題提起した記事が、『世界画報』⁽⁴⁶⁾ 3号(1946.6)の「救いを待つ人々 戦争が生んだ 生みつつある 浮浪者のむれ」(図7)であり、写真を菊池俊吉が担当している。

同記事では、収容施設の実情を述べ、収容者たちは戦災により浮浪せざるを得なくなったのであり、「この不愉快な収容所を再び逃亡し、遂に救はれ難い人間に陥って」本当の浮浪者になる前に救わなければならないと主張する。写真は、厚生会館の擦り切れた筵の上に子供を抱いて座る女性や毛布にくるまって雑魚寝する養育院の男性たち、浅草本願寺の地下の病室など各収容施設の状況と、上野駅地下道で重なりあうようにして眠る人々などを写している。壊れた窓に焼トタンを打ち付けた厚生会館の前に並んで座る男性たちの写真には、「悪疫発生で足止め食った浮浪者」というキャプションがつけられているが、ネガの中にはDDTを散布されたと思われる男性が写った写真もあり、伝染病が発生していたことがうかがえる。収容施設の劣悪な環境を伝えるためには、写真は有効な手段であり、この記事は、写真の特性を生かして現実の問題に迫ったものとして評価できよう。

菊池がこの記事のために撮影したと思われる写真は68枚あり、文化社の写真として整理されている。これらの写真の中には、うつむいている人も多く、顔が見える人の表情もほとんどが暗く、疲れが見える。1や2で見られた笑顔や活力が、ここではほとんど見られない。また養育院の女性収容室で医師が診察をしているところを撮った写真では、靴のまま畳に上がっている男性医師が、他の収容者もいる中で、上半身裸になった若い女性の胸



図7 「救いを待つ人々」 『世界画報』3号

に聴診器を当てている。過酷な環境の中で収容者たちが気力を失いがちであったことや、収容施設でさらに人権や尊厳を蹂躪されていたことを写真は記録している。しかし同時に、これらの写真からは、写真あるいはメディアがもつ権力性という問題も透けて見える。

戦災孤児については、当時のメディアでもよくとりあげられ、写真も多い。林忠彦の代表作「煙草をくゆらす浮浪児」は、『婦人公論』(1946年10月号)のグラビア「忘れられた子供」の1枚として発表された。渡辺拓也は雑誌記事に「「浮浪児」を二通りに分類する視点」が多く見られることを指摘している⁽⁴⁷⁾が、『アサヒグラフ』(1946.7.15)の「小さき生の営み」でも、路上の孤児たちに対する同情・憐憫と嫌悪・警戒の視線が感じられる。しかし写真関係記事ではそれだけでなく、さらにそこに収容施設で貧しいなりに温かい保護を受ける子供たちの姿を写した写真が付け加えられることがある。「忘れられた子供」にも、楽しそうにトランプをする施設の子供たちの写真が、大きく掲載されている。収容施設の温かさを印象づける写真は、それを拒む路上の孤児たちへの視線を一層冷たくする可

能性を孕んでいたように思われる⁽⁴⁸⁾。

文化社の写真の中には、戦災孤児を主たる被写体としたものは少ないが、偶然に戦災孤児が写りこんだものも含めて、周囲の人々の孤児への無関心がうかがえるものがある。他者から切り離された孤独な孤児たちを捉え、あるいは浮び上らせているところに、文化社の写真の特徴があろう。

② 寮の生活

前述のように日本の行政当局は、国民の生活の立て直しに迅速に着手したわけではなかった。しかし住宅難の改善は喫緊の課題であり、政府や東京都はその対策の一つとして、旧兵舎や軍需工場の工員寮、倉庫などを借り上げ、戦災者や引揚者の寮に転用した。

世田谷区の東部第186部隊跡に作られた戦災者寮もその一つであるが、これは平和日本建設教団という団体によって運営されていた。ここでは「戦災復興生活協同組合」を発足させるなど、共に暮らす戦災者たちが協力して再起を図ろうとしており、『朝日新聞』（1945.12.13「戦災者たちに理想郷」）や『毎日新聞』（1946.2.4「楽しい兵舎町会」）などでとりあげられた。『アサヒグラフ』（1945.12.5「兵舎利用の楽しいわが家」）でも戦災者たちの理想郷として紹介され、大きな窓から光が入る整頓された屋内やボロをもって授産所に集まる女性たち、空地进行して畑にする人々の写真などが掲載されている。

出版物には載らなかったが、文化社でも林重男が撮影した写真の中に、このような寮で生活する人々の写真が29枚ある⁽⁴⁹⁾。ただ林の取材した寮は、第186部隊跡の寮ほど快適そうではない。大きな建物は柱と筋違だけで支えられており内部に壁はなく、それらで仕切られた3～4畳ほどのスペースに1世帯が住んでいたようである（図8）。林は菜園で働く人々や通路の土間で子供を抱いて料理をする女



図8 寮の内部 林重男撮影 1946.5頃

性たち、夫婦と子供4人の一家などを撮影している。また寮内の学校と思われる教室での授業の様子も7枚写している。赤ちゃんを負ぶって授業を受ける児童や教室を歩く幼児がおり、子供たちが弟妹を連れて学校にきていたことがわかる。これらの写真からは、寮は決して恵まれた環境ではなかったが、そこで暮らす人々には生きる気力とそれなりに落ち着いた生活があったことが見てとれる。

『東京都政概要 昭和二十二年版』によれば、引揚者・戦災者用の定着寮は57カ所あり、5000余世帯、18000余名を収容していたという⁽⁵⁰⁾。バラックの数に比べればはるかに少ないが、これらの寮もまた敗戦後の生活形態の一つであり、そこに暮らす人も少なからずいた。その内部に入り、実情を記録したこの写真群は、バラックとはまた違う暮らしと問題があったことを伝えている。

③ 在外父兄救出学生同盟と街頭での医療活動

引揚者たちの写真は多いが、在外父兄救出学生同盟の写真は少ない。在外父兄救出学生同盟は、敗戦時家族が外地にあった学生たちの団体で、互助と情報収集のために結成された⁽⁵¹⁾が、あわせて自らの家族と同じ境遇にあった引揚者たちを支援する活動を行っていた。

活動内容は、引揚港の収容所や駅・引揚列車内での医療活動、情報提供、荷物運搬などであった。新聞にとりあげられることもあり、『読売新聞』（1946.5.29「引揚者に学生の真心」）では、「政府も冷い、国民もひややかななかで在外にまだある父兄への愛情をそのままに引揚同胞に一切を捧げる救出同盟」の学生たちの真心に泣いたという引揚者の談話や、上野駅で荷物を預かる女子学生の写真を掲載している。『毎日新聞』（1946.2.1「異郷の父母偲びつゝ」）でも、駅での握飯配給の様子を撮った写真を入れて同盟を紹介している⁽⁵²⁾。

文化社の引揚列車関係の写真は全部で32枚だが、浅野隆が撮影した子供の面倒をみる品川駅の女子学生たちの写真2枚が、『婦人公論』（1946年5月号「故国を拓く」）に掲載されている。その他に菊池俊吉が撮影した荷物を運搬する男子学生の写真などがある。

街頭での医療活動については、都が行った無料種痘⁽⁵³⁾13枚と、結核予防会下北沢予防所が渋谷駅前に開設した天幕病院の写真24枚がある。天幕病院は、結核予防会が帝都復興聯盟と共催して街頭のテントで行った医療活動で、1946年7月15日に有楽町で始められ、ツベルクリン反応検査やBCG注射など結核予防を中心に、コレラの予防注射なども市価の3割程度で行ったという⁽⁵⁴⁾。『朝日新聞』（1946.7.16「結核 治療よりまづ予防」）では、レントゲン撮影の写真を添えて、天幕病院の活動を報じている。この頃の伝染病対策といえば、GHQが主導した発疹チフス対策のDDT散布の写真が多く、そのイメージが強いが、このような活動も行われていた。

文化社の写真では、受診のために並ぶ人々や活動する医師（図9）、種痘の真似をして遊ぶ子供たちなどの写真が残されている。また天幕病院の写真には、テントや周辺の建物に張り出されたポスターや有楽町での検査結果などが写っているものもあり、啓蒙活動もあわせて行われていたことがわかる。

結核予防会の巡回診療は戦時中にも行われ



図9 渋谷駅前の天幕病院 東方社撮影 1946.8

ており、戦後に始まったものではない。しかし、戦後日本の現実に鑑みて、医師たちが主導して活動したところに天幕病院の意義があるろう。在外父兄救出学生同盟も天幕病院も既存の写真集には収録されていないが、日本人が他者や社会のために自発的に行っていた活動の一端を、文化社の写真は伝えている。

おわりに

占領期の日本をGHQの占領政策と切り離して考えることはできない。しかし、占領政策という視点から見ただけではこぼれ落ちるものもある。大門正克は、「アメリカ軍が写し、日本で出版されている本土の写真からは三つの印象が残る」⁽⁵⁵⁾とし、①占領軍の権力と権威、②占領軍を受容した日本の風景、③写されていない場面や写されても封印された場面がある可能性をあげる。そして③の事例として、米海兵隊カメラマンのジョー・オダネルが私的に撮った写真⁽⁵⁶⁾をあげている。

本稿では、文化社や日本側メディアのカメラマンが撮影した写真の中にもまた、占領政策という視点からは見えない、占領初期の日本の姿が残されていることを見てきた。日本

のメディア各社には、占領軍の検閲を経て公表された写真だけでなく、多くの未公表の写真がある。近年ではそれらも用いて占領期の日本を見直す試みもある⁽⁶⁷⁾。文化社の写真もまた、これまでに形成されたイメージの相対化に資するものであり、この写真群から学ぶべきことは少なくないと思われる。

大門はまた、「写真には撮る側と撮られる側の関係が反映する」⁽⁶⁸⁾とも指摘しているが、写真を撮る者と撮られる者、そしてそれを所有し見る者の関係は必ずしも対等ではない。占領期の米日の力関係は明らかだが、それでも文化社の写真は占領軍に対して複数の視線をもっていた。これは先の大門の③の指摘と相まって、重要なことだろう。占領軍兵士の写真は本稿では一部しか考察の対象にしなかったが、文化社写真の中には多数あり、今後さらに検証を進める必要がある。

さらに力関係は米日間にあっただけでなく、日本人同士の中にもあった。文化社のカメラマンたちは、彼らと同じように新時代を謳歌できる人たちが自在なカメラワークで捉えていたが、それだけでなく、その陰で戦争の傷あとに苦しむ人たちにもカメラを向けていた。戦後は戦中と異なる形で戦争のむごさが露わになった。戦争で家や家族や仕事を失った戦災者・失業者に敗戦の苦難がより重くのしかかったことを、限られたものではあるが、文化社の写真は再認識させるのであり、彼らの姿を記録したことには大きな意義がある。しかしその一方で、そこには撮る者と撮られる者の力関係も透けて見える。

人々の日常を写しとった文化社の大量の写真は、1950年代に盛んになるリアリズム写真運動の先駆けともいえよう。しかし、それらを生かす新たな「報道写真」観が構築できなかったため、文化社自体では必ずしも有効に利用できなかった。そして戦後も長い間忘れられていたが、前述のような視線のあり方や力関係も含めて、文化社の写真は敗戦直後の日本社会を見直す一つの手がかりになるもの

であり、現代に生かすべきものとする。

本稿は、学術研究助成基金助成金基盤研究(C)「戦中・戦後の「報道写真」と撮影者の歴史的な研究—東方社カメラマンの軌跡—」(課題番号26370810、研究代表者井上祐子)の研究結果の一部である。

注

- (1) 文化社の主な参加者は、写真部では菊池俊吉・林重男・関口満紀・大木実・浅野隆など、美術部では多川精一・村田道紀、総務・営業では井筒有などである。
- (2) 第1次文化社から山室・菊池・浅野・多川・井筒が参加し、後に浅野留雄が加わる。
- (3) 文化社については、多川精一『焼跡のグラフィズム 『FRONT』から『週刊サンニユース』へ』(平凡社、2005年)が最も詳しいが、時間の前後関係などに誤りも見られる。他に多川精一『戦争のグラフィズム 回想の『FRONT』』(平凡社、1988年)や白山真理『<報道写真>と戦争一九三〇—一九六〇』(吉川弘文館、2014年)などにも言及があり、拙稿「東方社再考—「東方社コレクション」のあらましと東方社への新たなアプローチ—」(井上祐子・植野真澄・大岡聡・山辺昌彦・小山亮・石橋星志『戦中・戦後の記録写真—「東方社コレクション」の全貌—』東京大空襲・戦災資料センター、2014年)でも文化社の活動の概要をまとめた。
- (4) 学術研究助成基金助成金基盤研究(C)課題番号23520853、研究代表者山辺昌彦。
- (5) 大岡聡「文化社の活動と敗戦直後の東京写真」(前掲井上ほか『戦中・戦後の記録写真』)。
- (6) 学術研究助成基金助成金基盤研究(C)課題番号26370810、研究代表者井上祐子。
- (7) 浅野隆撮影・所蔵写真の原板は、公益社団法人日本写真家協会日本写真保存センターに所蔵されており、一般にはまだ未公開であるが、特別に許可を得て閲覧させていただいた。
- (8) 菊池俊吉所蔵写真のうち、文化社時代に撮影されたものは、コンタクトシートレベルでは1095点確認できているが、本稿では『東京復興写真

- 集1945-46 文化社がみた焼跡からの再起』(山辺昌彦・井上祐子編、勉誠出版、2016年予定)出版のために遺族からネガを提供された689点を主な考察の対象とした。林重男所蔵写真には、菊池など林以外の撮影者による写真も含まれており、「東方社コレクション」中の写真の撮影者は、ほとんどが不明である。また菊池所蔵写真にメモがある以外は付随資料が少なく、写真に写っているものや出版物から場所や撮影時期を推測したものも少なくない。形態としては、林のものに紙焼き写真を、浅野のものにブローニー判を若干含むが、それ以外はすべて35mmのネガフィルムである。また、本稿でとりあげなかった写真のテーマとしては、第22回衆議院選挙・帝国議会、自然・科学、占領軍、農村、商品見本写真などがある。
- (9) 宇多田寿子「菊池俊吉撮影写真——2ヵ月後と2年後のヒロシマ——」(『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告』第5号、2009年、82頁)によると、菊池が撮影した原爆被害の写真ネガの記号番号がA1(35mm)及びRA1(ブローニー判)から始まっており、菊池に次いで林のものがA706とRA119から続いている。本稿で考察した写真の中で最も早いネガ番号はB18である。また原爆被害写真については、1947年に広島県観光協会から『LIVING HIROSHIMA』(瀬戸内海文庫、1949年)の制作依頼を文化社が受け、中島・木村・原・山室・菊池・大木・多川・浅野が制作に携わっている。
- (10) 『木村伊兵衛写真全集 昭和時代』第2巻(筑摩書房、1984年)、『木村伊兵衛の昭和』(筑摩書房、1990年)などがある。
- (11) 文化社の写真を収録したものに他に、『世界』(1955年8月号)の「終戦——そして私たちは——」、『アサヒグラフ』(1960.8.14)の特集「二度とごめんだ」などがある。また注8で記したように、2016年5月現在、未発表写真を含む『東京復興写真集 1945-46』の刊行準備を進めている。
- (12) 米側の写真を利用した近年のものに、佐藤洋一『図説 占領下の東京』(河出書房新社、2006年)、水島吉隆著・太平洋戦争研究会編『写真で読む昭和史 占領下の日本』(日本経済新聞社、2010年)、太平洋戦争研究会編著『フォトドキュメント 本土空襲と占領日本』(河出書房新社、2015年)などがある。また日米双方の写真を利用したものとしては、『一億人の昭和史 日本占領』1~3(毎日新聞社、1980年)などがある。
- (13) 該当期の『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売報知』、『読売新聞』(いずれも東京版)及び『アサヒグラフ』と比較検証した。
- (14) 「反核・写真運動」編『母と子で見る 原爆を撮った男たち』(草の根出版会、1987年)99頁、前掲多川『焼跡のグラフィズム』112頁。
- (15) 国内向けでは英語の巻頭言が省かれ、64頁になっている。前掲白山『<報道写真>と戦争』(333頁)にも例示されているが、写真は8枚が差し替えられており、レイアウトのみ変更されている頁も1頁ある。
- (16) 中島健蔵『回想の文学⑤ 雨過天晴の巻』(平凡社、1977年)267頁。
- (17) 中島健蔵『回想の戦後文学』(平凡社、1979年)56頁。
- (18) 新聞については、有山輝雄『占領期メディア史研究——自由と統制・1945年——』(柏書房、1996年)で検証されている。
- (19) 「大東京の釣風景」(1945.11.5)、「浅草の表情」(1946.1.25)、「うら悲しきファッション」(1946.3.15)などがある。
- (20) 松平誠『ヤミ市 幻のガイドブック』(筑摩書房、1995年)219頁。
- (21) 前掲松平『ヤミ市 幻のガイドブック』、橋本健二・初田香成編著『盛り場はヤミ市から生まれた』(青弓社、2013年)などのヤミ市研究によって明らかにされている。
- (22) 「戦後における露店市場」所収「東京露店商同業組合員構成(昭和21年7月同業組合本部調査)」、大河内一男編『戦後社会の実態分析』(日評社、1950年)223頁。
- (23) 同前、なお同調査でいう失業者とは、軍需工場などの休廃止により職を失った人々と思われる。

- (24) 文化社の写真の中にも日本国憲法公布記念祝賀都民大会の様子を撮影した写真が64枚ある。
- (25) 米側が撮った復興祭の写真は管見の限りでは、前掲『敗戦国ニッポンの記録(下)』(60頁)と『決定版昭和史別巻2 アメリカ兵の見た占領日本』(毎日新聞社、1985年、27頁)に掲載された2点がある。
- (26) 前掲多川『焼跡のグラフィズム』(130頁)によれば、第1次文化社時代に創刊準備が進められていたが、解散となったため、井筒有が発行権と社名を譲り受けて発行した。当初はA4変型判であったが、4号からB5判になる。
- (27) 「編輯ノート」『マッセズ』2号26頁。
- (28) 前掲中島『回想の文学⑤ 雨過天晴の巻』276頁。なお『マッセズ』創刊号には「庄内風景」という組写真記事があり、農村もとりあげていたが、都市労働者の問題とうまくつなぎあわせることができず、その後、農村関係の記事はない。
- (29) 東方社の制作システムについては、拙稿「太平洋戦争下の報道技術者——今泉武治の「報道美術」と写真宣伝——」(『立命館大学人文科学研究紀要』75号、2000年)を参照されたい。
- (30) 伊奈信男「現代の写真とその理論」(『セルパン』1935年11月号)86頁。
- (31) 木村伊兵衛『王道楽土』(アルス、1943年)の「六、横道河子」の章に掲載されている。
- (32) 山室太柁雄「ざっくばらん——戦時下の特殊出版社物語」(『FRONT』復刻版解説Ⅱ、平凡社、1990年)56頁。
- (33) 前掲多川『焼跡のグラフィズム』130頁、136頁、「編輯ノート」(『マッセズ』1号)26頁。
- (34) 前掲多川『焼跡のグラフィズム』116頁。
- (35) 前掲大岡「文化社の活動と敗戦直後の東京写真」62頁。
- (36) 他に『マッセズ』特集として『あでびと 東宝映画スタア・ポートレート集』(1947.5.30)が刊行されている。
- (37) 『民生局年報 昭和二十三年版』(東京都民生局、1949年)17頁。
- (38) 『東京都政概要 昭和二十一年版』(東京都庁、1948年)89頁。
- (39) 村上貴美子『占領期の福祉政策』(勁草書房、1987年)12頁。
- (40) 東京百年史編集委員会『東京百年史』第6巻(東京都、1972年)74頁、148～149頁。
- (41) 『養育院八十年史』(東京都養育院、1953年)154頁。
- (42) 『東京都政概要 昭和二十二年版』(東京都庁、1948年)94頁。
- (43) 『資料集昭和期の都市労働者1 東京 日雇・浮浪者7(昭和21年・22年)』(近現代資料刊行会、2006年)には、各種調査の結果や報告が収録されている。浅草本願寺の収容施設については、山本俊一『浮浪者収容所記 ある医学徒の昭和二十一年』(中央公論社、1982年)に詳しい。
- (44) 「東京都に於ける浮浪者——一九四五年一二月調査——」、前掲大河内『戦後社会の実態分析』206頁。
- (45) 『読売報知』(1945.11.9)の「東京の課題(2) 戦争犠牲者」にも、「収容所の上野の浮浪者たち」として、厚生会館の建物の前にうつむいて座り込む男性たちの写真があるが、記事全体は収容所の問題ではなく、戦災者たちの実情を報じるものである。また『朝日新聞』(1946.10.15)の「冬を控へ追はれる人々」では、厚生会館の収容者に対し、忍岡国民学校の父兄が明け渡しを要求していることが、同館母子室の写真を添えて報じられている。
- (46) 1946年1月に創刊されたグラフ雑誌で、越寿雄が初代編集長を務めた。
- (47) 渡辺拓也「第二章焼け跡ぐらし 章解説」(山本武利監修・永井良和編『占領期生活世相誌資料Ⅰ 敗戦と暮らし』新曜社、2014年)81頁。
- (48) 『アサヒグラフ』(1946.2.15)の「その後の戦災孤児」は、収容施設で過ごす子供たちの写真と、施設運営の苦勞と路上の孤児たちへの批判を述べた解説で構成されている。
- (49) 『アサヒグラフ』(1975.3.14「未公開写真・日本大空襲」)に、このシリーズの中の1枚が掲載されており、「焼け出された人々は兵舎の一部などに収容された 昭和20年7月ごろ 東京・大橋

の東部第106部隊か？」とキャプションがつけられているが、掲載写真のネガ番号からみて戦中ではなく戦後のものである。

- (50) 前掲『東京都政概要 昭和二十二年版』88頁。
- (51) 毎日新聞社編『在外父兄救出学生同盟』（毎日新聞社、1968年）によると、1945年11月17日に結成大会を開催した（28頁）。その後、1946年7月に在外同胞救出学生同盟と改称し、1947年2月に解散した（239頁、241頁）。
- (52) 他に「サン写真新聞」（1946. 11. 20）に在外同胞救出学生同盟の学生たちの写真が掲載されている。（毎日グラフ別冊編集部編『サン写真新聞 “戦後につぼん”』第1集昭和21年、毎日新聞社、1989年、41頁。）
- (53) 『朝日新聞』（1946. 3. 31「天然痘の関所」）では、3月21日から街頭で種痘が行われていたことを写真入りで報じている。
- (54) 「街頭で結核予防」『朝日新聞』（1946. 7. 13）。『毎日新聞』（1946. 7. 16「街頭で都民の健康診断」）でも写真入りで報じられている。
- (55) 大門正克『日本の歴史第15巻 戦争と戦後を生きる』（小学館、2009年）290頁。
- (56) ジョー・オダネル『トランクの中の日本——米従軍カメラマンの非公式記録——』小学館、1995年。
- (57) 雨宮昭一監修『発掘された貴重写真で見る占領下の日本』（宝島社、2015年）など。
- (58) 前掲大門『戦争と戦後を生きる』290頁。

（いのうえ ゆうこ 政治経済研究所主任研究員）

自然の復讐と人類史の課題

渡辺 雅男

《要旨》 本稿は、マルクスとエンゲルスの著作に学びながら人間の自然破壊の意味を考えようとする一試論である。人間は動物と異なりその労働過程の中で合目的な意志を発揮し、自然を自己の目的に奉仕させる。ただ、目さきの目的に駆られた人間が将来の結果を考慮して行動することは稀である。見通しを持たない人間に対し自然は予期せぬ復讐を果たすことがある。だが、人間はそれを想定外の自然災害としてしか理解できない。人間の自然支配が巨大になればなるほど、自然の復讐も甚大になる。こうした被害を引き起こす経済的、政治的、文化的動機を人間社会から除去していかなければ、文明の存続は危うい。

目次

- 1) 人間と動物の分岐点
- 2) 人間の増長と自然の復讐
- 3) 文明か野蛮か

自然環境の保護という問題がいまや地球の規模での人類共通の課題であることは、おそらく誰も否定しないであろう。この課題が日本でたんなる一般的な意味以上の危機感をもって受け止められているとすれば、それは、われわれ日本人が2011年3月11日の東日本大震災と福島原発事故を同時に体験したからである。「想定外の事態」という言い逃れを平然と口にして恥じない電力会社の経営陣（そして、経営陣に同調する御用労組）、再稼働に向けてなりふり構わず政治的圧力をかける政権与党、安全神話をまき散らすことと引き換えに膨大な金銭的・権威的見返りを享受してきた御用学者やお雇いの文化人たち、彼らの呆れ果てた振る舞いをわれわれは事故後この目に焼き付けてきた。こうした人々が得てきた利益の対極には、故郷を追われ、職も家族も失い、放射能汚染を恐れて暮らす膨大な数の庶民がいる。いまなお被害の実態はおろか事故

の全容さえ把握できていない事故被害の損失が存在する。目さきの利益に群がった人々が示す傲慢と増長の対極には、取り返しのつかない自然破壊、人間性の否定、そして地域社会の解体が引き起こした計り知れない苦悩が広がっている。こうした問題を考えようとするとき、「自然の復讐」ともいうべき事態の発生を現代のわれわれ以上に強い危機感をもって予想し、問題の根源を人間存在の本質から考えようとした二人の19世紀の思想家マルクスとエンゲルスの議論はきわめて示唆的である。人間はなぜ自然環境を破壊しようとするのか、問題解決の糸口はどこにあるのか、人類の自然破壊と暴走の果てにはなにが待ち構えているのか。19世紀の批判的知性が行った考察は、現代においても、否、問題の深刻さが広く認められるようになった現代だからこそ、啓発的であり、また教訓に満ちている。彼らの残した著作の断片を手がかりに考えてみたい。

1) 人間と動物の分岐点

有機的自然の世界（人間界を含む）では、すべての運動は生命の維持と再生産を基礎にして成り立っている。そして、この「生命の維持と再生産」は、生命体が自己を取り巻く環境とのあいだで行なう相互交流⁽¹⁾の結果であり、外的自然に対する生命体の働きかけ（環境への作用）と、生命体自身の内部で起きる自然的な変化（環境への順応と適応、進化と発展）との二つの契機で構成される自然界の日々の営みである。これが広い意味での物質的生産の基礎をなす自然過程であり、人間を含むすべての生命体が行っている自然運動であり、その歴史が自然史である。

例えば、人間が行う労働も間違いなく自然運動の一部である。そこでは「自然素材（Naturstoff）にたいして彼自身一つの自然力（Naturmacht）として相対する。彼は、自然素材を、彼自身の生活のために使用される形態で獲得するために、彼の肉体にそなわる自然力、腕や脚、頭や手を動かす。人間は、この運動によって自分の外の自然に働きかけてそれを変化させ、そうすることによって同時に自分自身の自然（Natur 天性）を変化させる。彼は、彼自身の自然のうちに眠っている潜勢力を発現させ、その諸力の営みを彼自身の統御に従わせる。」⁽²⁾ かつてマルクスはこう述べて、人間の労働過程がまずなによりも物質的生産を行なう人間の自然活動であることを指摘した。この記述の「人間」を「動物」に置きかえてみても、文意は完全に成り立つ。その限りでは人間と動物の間に差異はないのである。

「たしかに動物も生産をする」と語ったのはその若きマルクスであった⁽³⁾。ただ、これに続けて、彼はつぎのようにも述べている。

「それ（動物）は一面的に生産をするのにたいして、人間は普遍的に生産をする。……動物はただその属する種の規格と必要に合わせて作るだけであるのにたいして、人間はどのような種の規格に合わせてでも生産するすべを知っているし、どこでも内在的な規格を対象にあてがうすべを知っている。それゆえ人間はまた美の法則に合わせて作ることもするのである。」⁽⁴⁾

人間と動物との間にこうした究極の違いをもたらす根本的な要因は何なのだろうか。それを探し求めるとすれば、人間が他の動物と同様に物質的生産を行ないながら、しかし、同時に人間独自の仕方（動物とは違った仕方）でこの生産を行なっているという日々の事実、すなわち、人間の労働過程に含まれる特徴的契機に注目するしかないであろう。カギとなる概念が「目的」である。動物が本能で生産を行なっているのにたいし、人間はある目的を想定し、その目的の実現のために合目的的意志を発揮しながら生産を行なっている。この合目的性こそが人間と動物を分かつ最大の特徴である。それを最初に述べたのは成熟期のマルクスである。『資本論』の第1巻第5章「労働過程と価値増殖過程」に建築士とミツバチの有名な比較がある。曰く、「蜘蛛は、織匠の作業にも似た作業をするし、蜜蜂はその蟻房の構造によって多くの人間の建築士を赤面させる。しかし、もともと、最悪の建築士でさえ最良の蜜蜂にまさっているというのは、建築士は蜜房を蟻で築く前にすでに頭のなかで築いているからである。労働過程の終わりには、その始めにすでに労働者の心像のなかには存在していた、つまり観念的にはすでに存在していた結果が出てくるのである。」⁽⁵⁾

労働者の合目的的活動（目的を意識し、目的を実現する労働）が一定程度の精神的能力を前提にしていること、また人間性を特徴づける精神的活動の萌芽的發展の背後には労働の合目的的活動があることをこの引用文は示

唆している。観念を働かせなければ、目的を意識することはできないし、目的を意識すればするほど、観念的な構想力は鍛えられる。さらにまた、目的を意識するだけでなく、目的を実現するためには、一定程度の意志力の行使が前提となる。だから、マルクスはこう言うのである。「労働者は、自然的なものの形態変化を引き起こすだけではない。彼は、自然的なもののうちに、同時に彼の目的を実現するのである。その目的は、彼が知っているものであり、法則として彼の行動の仕方を規定するものであって、彼は自分の意志をこれに従わせなければならないのである。そして、これに従わせるということは、ただそれだけの独立した行為ではない。労働する諸器官の緊張のほかに、注意力として現われる合目的的な意志が労働の継続期間全体にわたって必要である。しかも、それは、労働がそれ自身の内容とその実行の仕方とによって労働者を魅することが少なければ少ないほど、したがって、労働者が労働を彼自身の肉体的および精神的諸力の自由な営みとして享受することが少なければ少ないほど、ますます必要になるのである。」⁽⁶⁾

以上、合目的活動としての労働と、人間独自の精神的な能力とのあいだに密接な関係があることをわれわれは確認した。次に、この合目的性や観念的能力を人間が獲得したことで、人間と自然とのあいだにどのような関係の変化が生じたのか、それを考えてみよう。

エンゲルスは論文草稿「猿が人間化するにあたって労働が果たした役割」の中で、人間労働を独自に特徴づけるこの合目的性について、次のように述べている。「要するに、動物は外部の自然を利用するだけであって、たんに彼がそこにいあわせることで自然のなかに変化を生じさせているだけなのである。人間は自分がおこす変化によって自然を自分の目的に奉仕させ、自然を支配する。そしてこれが人間を人間以外の動物から分かつ最後の本質的な区別であって、この区別を生みだすも

のはまたもや労働なのである。」⁽⁷⁾

目的をもって自然に対峙するのが人間であり、本能をもって自然に対峙するのは動物である。換言すれば、「自然を自分の目的に奉仕させる」のが人間であり、動物は「外部の自然を利用するだけ」である。だから、人間の活動は目的実現的な力の発揮（努力）であるのに対し、動物の活動は偶然的な自然利用を行うだけの力の発揮（努力）なのである。

人間が動物と異なる点は、その行為における合目的性の存在であったとすれば、人類史が自然史と異なる点も、目的合理性の存在であると言ってよいだろう。マルクスは人類史と自然史の区別について以下のように語っている。「ヴィコ [イタリアの哲学者・社会学者 1668～1744] も言っているように、人間の歴史が自然の歴史から区別されるのは、前者はわれわれがつくったものであるが、後者はそうでないということによるからである」⁽⁸⁾。

つまり、人間のみが歴史を創るのである。「どんな動物のどんな計画的行為も、ついに彼らの意志の刻印を大地にしるすまでにはいたらなかった。そうするためには人間が必要だったのである。」⁽⁹⁾これは先の記述に先立つエンゲルスの発言である。人間が創造したものを歴史と呼ぶ限り、たしかにそのとおりである。したがって、マルクスにとってもエンゲルスにとっても歴史とは人類史のことであった。もちろん自然史を本来の歴史と考え、人類史をその自然史からの逸脱とする考え方も理論的な可能性としてはありうる。だが、人類史が自然史から離陸してしまったことは後戻りのきかない厳然たる事実であり、人間が動物から遠く離れた存在になっていることも厳粛な事実である。もし、われわれが人類史の反省を自然史の立場に引き戻して行うのだとすれば、それは人類史の主要な歩みを原罪として切り捨て、人間性の根源的な否定を問うに等しい。マルクス流に言えば、それは「今日あるがままの社会のうちに、一つの無階級社会のための物質的な生産諸条件とそれ

に照応する交易諸関係とがかくされているのを見いだそうとせず」、それでいて「爆破の試み」を企てようとする、「ドン・キホーテ的愚行」に等しいことになる⁽⁴⁰⁾。

人間労働に潜む合目的契機の暴走を反省しようとする本稿の立場からすれば、反省はあくまで動物から遠く離れた人間のあり方、自然史から離陸した人類史のあり方を前提にしつつ、それを踏まえて行く以外に道はない。

2) 人間の増長と自然の復讐

合目的な活動を人類が行うようになったこと、人間行為が目的合理性を帯びるようになったことが、人間を動物から引き離し、人類史が自然史から離陸できた最大の理由である。これが人間に大きな優越感を与えたであろうことは想像に難くない。自然を自己の目的に奉仕させるとき、人間はついに自然を支配できたことの優越感に浸ったはずである。

もちろん、それは人間の行為が行為者の意思通り、当初の目的の実現に結びついたことを必ずしも意味しない。また、人類史が当事者の意図どおりに創られてきたことを必ずしも意味しない。しかし、当初の意図と目的が最終の結果によってどれほど裏切られたとしても、意図や目的なしに人間の行為は開始されないし、行為の積み重ねである歴史は意図や目的の無数の累積なしには形成されない。この目的合理的な人間行為と人類史がどのように当事者の当初の個々の意図や目的から離れ、全体としては独立した外観を呈することになるか、個人の意図や目的が集団行動や人類史の奔流のなかでどれほど捻じ曲げられ、抵抗を受け、実現を妨げられ、最終的には当初の意図や目的から大きく隔てられた結果へと帰着するか、現実の歴史を精査すればその好例は山ほど見つかることだろう。それゆえ、

当事者が現実の運動のなかで直面する「想定外の事態」をエンゲルスは「力の平行四辺形」の譬えで説明するのである。

曰く、「歴史のつくられ方というのは、多くの個別意志の葛藤のなかから最終結果がいつでも生まれてくるものであり、しかもそれらの個別意志はそれぞれまた多くの特殊な生活条件によってそのような個別意志になっているのです。つまり、無数の、たがいに阻害し合う力、すなわち力の平行四辺形の無限の集まりがあり、そのなかからひとつの合成力——歴史的結果——が生まれるのであり、それ自身はまた全体として無意識に、無意志にはたらく力の産物としてみなすことができるのです。なぜならば、個々の一人ひとりの者がもとめるものは、他のそれぞれの者によってはばまれ、そして出て来るものはだれもがもとめなかったものということになるのです。こうしてこれまでの歴史はひとつの自然過程のように経過していますし、また本質的には同じ運動法則にしたがっています。」⁽⁴¹⁾

もちろん、これはあくまで比喩であり、譬えであり、行為の因果関係を正確に解き明かしたものではない。ただ、このような譬えを使って説明しなければならないほど、行為の目的合理性が直截に発現するものでない（一筋縄ではいかない）ことは確かであり、エンゲルスがそれを示唆しようとしたのだと考えることはわれわれにとって十分に意味がある。なぜなら、その証拠に、エンゲルスは上記の文章に続けて、以下のきわめて重要な但し書きをつけ加えているからである。

「しかし、個々の意志が——そのそれぞれが体質や外的な、最終的には経済的な事情（それ自身の個人的な事情または一般的社会的事情）にせまられて、そのもとめることがきまってきます——そのもとめることを得られず、溶け合って全体の平均、すなわち共通の合成力が生まれるからといって、個々の意志イコール・ゼロとみなすべしなどと考えるてはなりません。それどころか、個々の意志

はそれぞれ合成力に関与するのであり、そのかぎりでのなかに含まれているのです。」⁽¹²⁾

エンゲルスが言いたかったのは、この点である。全体の合成力を構成する個々の意志の確かな存在であり、その関与である。ただし、社会科学の現在の研究水準では、この関与の仕方を説得的に解き明かすところまでにはとうてい至っていない。ましてや、個々の意志に働きかけてそれを「共通の合成力」に平均化させてしまうような現実的社会機構の成立を想定することも馬鹿げている。だからこそ、「われわれがつくったもの」(マルクス)であるはずの人類史が、いまだ「そうではない」はずの「ひとつの自然過程のように経過して」(エンゲルス)いと説明しなければならなかったのである。

いずれにしても、人類の歴史が自然の歴史と異なるのは、人間が目的を意識し、それを達成し、歴史をつくりあげたとする点である。だが、そのかぎり人間が自然を支配したと思いきや、その増長ぶりには無理からぬところがある。そして、そこに落とし穴があったのだ、とエンゲルスは言うのである。

「しかしわれわれは、われわれ人間が自然に対してかちえた勝利にあまり得意になりすぎることはやめよう。そうした勝利のたびごとに、自然はわれわれに復讐する。なるほど、どの勝利もはじめはわれわれの予期したとおりの結果をもたらす。しかし二次的、三次的には、それはまったく違った、予想もしなかった作用を生じ、それらは往々にして最初の結果そのものをも帳消しにしてしまうことさえある。メソポタミア、ギリシア、小アジアその他の国々で耕地を得るために森林を根こそぎ引き抜いてしまった人々は、そうすることで水分の集中し貯えられる場所をも森林といっしょにそこから奪いさることによって、それらの国々の今日の荒廃の土台を自分たちが築いていたのだとは夢想もしなかった。アルプス地方のイタリア人たちが、北側

の山腹ではあれほどたいせつに保護されていたモミの森林を南側の山腹では、伐りつくしてしまったとき、それによって自分たちの地域での自分たちのアルペン牧牛業を根たやしにしてしまったことには気づかなかった。また、それによって一年の大半をつうじて自分たちの山の泉が涸れ、雨期にはそれだけ猛威をました洪水が平地に氾濫するようになるうとは、なおさら気がつかなかった。ヨーロッパにジャガイモをひろめた人々は、この澱粉質の塊茎と同時に腺病をも自分たちがひろめているのだとは知らなかった。」⁽¹³⁾

一次的な「予期した結果」を裏切る、「二次的、三次的」な「予期しなかった作用」に直面したとき、人間は、自分たちが自然の復讐に晒されていること、かつての自分たちの増長ぶりの代価をいま支払わされていることに気がつくはずである。だが、注意してほしい。代価は平等に支払わされたわけではなかった。自然を「支配」することによってもたらされる利益が人々に平等に分配されたわけではなかったのと同様に、自然が「復讐」することによってもたらされる損害もまた人々によって平等に受苦されたわけではなかった。エンゲルスが「われわれの生産的活動の間接の、遠い将来における社会的作用」⁽¹⁴⁾という表現で示唆しているのは、こうした不平等と格差を是とする構造の社会が引き起こす社会構成員にたいする別次元での「復讐」のことである。

それはさて置き、人間一般の対自然的関係を引き続き問題にしよう。自らの増長を挫かれた人間は、そこからどのような反省を引きだしてきたのか。否、引き出すべきであったのか。エンゲルスの指摘に再び耳を傾けてみよう。

「こうしてわれわれは、一步すすむたびごとに次のことを思いしらされたのである。すなわち、われわれが自然を支配するのは、ある征服者がよそのある民族を支配するとか、なにか自然の外にあって自然を支配するといったぐあいに支配するのではなく、——そう

ではなくてわれわれは肉と血と脳髓ごとごとく自然のものであり、自然のただなかにあるのだということ、そして自然にたいするわれわれの支配はすべて、他のあらゆる被造物にもましてわれわれが自然の法則を認識し、それらの法則を正しく適応するという点にあるのだ、ということである。そして実際にわれわれは日ごとに自然の法則をいっそう正しく理解し、自然の昔ながらの歩みにわれわれが干渉することから起こる近い将来または遠い将来の結果を認識してゆくことをまなびつつある。ことに今世紀（一九世紀）にはいって自然科学が長足の進歩をとげてからというもの、われわれはしだいに、すくなくともわれわれの最も日常的な生産行動については、そこから当然生じてくるはずの遠い将来の自然的結果をも知ってこれを支配することを習得しうる立場になってきている。しかしそうしなければなるほど、人間はますますまたもや自分が自然と一体であるということを感じるばかりか知るようになるであろうし、また古典古代の没落以来ヨーロッパで抬頭して、キリスト教においてその最高度の完成を見た、あの精神と物質、人間と自然、魂と肉体との対立という不合理で反自然的な観念は、ますます不可能になってゆくであろう。」⁽¹⁵⁾

巨大な生産力を駆使して人間は自然を自分の目的に奉仕させ、自然を支配してきた。そうしなければなるほど、人間は「日常的な生産行動から当然生じてくるはずの遠い将来の自然的結果」の復讐に見舞われてきた。「われわれの生産的活動の間接の、遠い将来における社会的作用」の場合もまた同様であって、例えば「ジャガイモと、その結果生じた腺病の蔓延」が「一八四七年ジャガイモの病害の結果アイルランドを襲い、ジャガイモ食かそれに近い生活をしていた百万のアイルランド人をあの世に、別の二百万人を海のかなたに追いやった大飢饉」を引き起こしたことを思い起せば「ヨーロッパにジャガイモを広めた人々」に対する「ジャガイモ」の復讐が社会構

成員にたいして不平等に引き起こされていたことは明らかである。

「自然に対する人類の能動的態度」が「遠い将来の自然的結果」と「遠い将来の社会的作用」とを通じて「予期せぬ自然的結果」（生態学的リスク）を引き起こしてきたことにわれわれは十分に目を向けるべきである。想定外の事態に直面するたびに、人間は、自然が人間に復讐を加えていることに気づくべきである。その復讐の災禍さえ、不平等にしか受苦されないのだとしたら、われわれは自然の復讐だけでなく、社会の復讐にも十分な目を向ける必要があるだろう。暴走を避ける慎重さ、引き返す勇氣、教訓を生かす知恵は必須である。これを忘れたとき、復讐の災禍は取り返しのつかない規模で人間存在のすべてに襲いかかるであろう。その災禍は、権力によって守られた人々にはより小さく、権力から疎外された人々にはより大きく、不平等に分配されるだろう。だから、人間は「そこから当然生じてくるはずの遠い将来の自然的結果をも知ってこれを支配することを習得しうる」ようにならなければならないだろうし、「自然の昔ながらの歩みにわれわれが干渉することから起こる近い将来または遠い将来の結果を認識してゆくことを学ぶこと」が必要なのである。動物から遠く隔たった人間、自然史から離陸を遂げてしまった人類史は、それを肝に銘じて歩み続けるしか道はない。

3) 文明か野蛮か

これで問題は整理できた。人間は合目的的活動を止めるわけにはいかない。人間が人間であることを止めるわけにはいかないからであり、進化のはるか原点に立ち戻るわけにはいかないからである。合目的的活動の暴走がどうして起きたのか、それも理解できた。自

然を自分の目的に奉仕させ、自然を支配できたと錯覚してしまった人間（人間集団）の増長がそもそもの間違いだったのである。自然を人間が「支配」するなど悪い冗談でしかない。なぜなら、人間が自然を奉仕させたその目的とは、ほんの目さきの、一次的な目標のために設定された目的であって、それが引き起こす、遠い将来の、二次的、三次的な結果について人々は想定さえできていなかったからである。自然を大規模に「支配」できるようになればなるほど、人間にとって予期せぬ事態（想定外の事態）がもたらす自然の復讐は深刻な様相を呈する。そこにあって学ぶべきは、「われわれは肉と血と脳髓ごとごとく自然のものであり、自然のただなかにあるのだということ」⁽¹⁶⁾の知見であり、そして、「自分が自然と一体であるということ」⁽¹⁷⁾の感覚である。自らが創り出した自然破壊を前にして、多くの人々がようやくこの認識にたどりついたのは自然環境が地球的規模で悪化する20世紀も終盤に差しかけた頃であった。19世紀のエンゲルスの警告から優に一世紀を経てたどりついた人類の共通認識であった。ただ、もっとも厄介な問題は、そうした教訓を学びつつある人類のただなかで、それに挑戦するかのように増長を止めず、暴走を繰り返す人や勢力がまだ権力を握っていることである。東日本大震災と福島原発事故を体験するなかで思い知らされたのがこの事実であった。彼らをいかに抑え込むか、その影響力をいかに取り除くか、社会はその存在そのものを危機に晒しながら抜本的な反省を迫られている。

重ねて言うが、自然に対する支配や暴走は人々の平等な関与によって成されたわけではない。自然を自己の目的に奉仕させようとする人々、言い換えれば、自然を支配しようとする人々は、もっとも権力に近い立場にいる人々である。逆に言えば、もっとも権力から遠い人々は、自己の目的に自然を奉仕させるどころか、自然の支配に晒されて生きること

の多い人々である。なぜならば、権力の源泉はまずなによりも自然に対する支配力や影響力の大きさにあるからである。経済的な権力は自然から最大限可能な経済的利益を引きだす。そのために自然を最大限に利用し搾取する。政治的な権力は自然を支配したり利用したりすることで、自然に依存して暮らす人々への政治的支配をより確かなものにする。文化的な権力は、経済的、政治的権力者と密接な関係を結ぶことによって、両者が提供する物質的恩恵と政治的庇護とを享受しつつ、経済的、政治的権力の正当性を彼らに代わって代弁する。現代においても、この力学的構造に変化はない。増長と暴走を繰り返す最大の勢力は経済権力を代表する資本である。第二の勢力は政治的支配層である。それは政治権力を代表する。第三の勢力は支配的文化人である。彼らが文化権力を代表する。これら三つの勢力はすべて「自然を自分の目的に（最大限）奉仕させ、自然を（最大限）支配する」ための利害関係を共有する権力集団である。

エンゲルスはそのうちの最大勢力、資本の自然支配について、次のように述べている。「ひとりひとりの資本家が直接的な利潤のために生産し交換しているところでは、まず第一に考慮されるのはごく目さきのごく直接的な結果でしかありえない。ひとりひとりの工場主や商人は、自分が製造したり仕入れたりした商品を普通の儲けで売りさえすればそれでもう満足しているのであって、その商品やその買い手があとでどうなるかといったことなど、気にはしない。この同じ生産的行動の自然的作用についても同じことである。……今日の生産様式のもとでは、自然や社会について考慮されることは、主として、いちばん最初の、いちばんわかりやすい結果だけである。そしてあとになってから、そうした結果をめざした行動の、もっとさきになって現れてくる影響が、それとはまったく違っていて、たいていはその正反対になっていることに驚

き、需要と供給との調和が十年ごとの産業循環の経過に示されているように、またドイツでも「大がら」としてそのささやかな序幕を体験しているように、この両者の対極的な対応にまで転化してしまうことに驚き、自己の労働に基礎を置く私的所有が必然的に働く人々の無所有にまで進展するまでは、財産はすべて働かざる人々の手にますます集中してゆくことに驚き……」（『全集』第20巻、494頁）と、残念ながら、ここでエンゲルスの草稿は途絶えている。もし、あえてこれを書き継ぐとすれば、こうなるのではないだろうか。「驚きつつも、それに背中を押されるようにして、われわれはわれわれの生産活動の間接の、遠い将来における社会的作用を学びつつある。それによってわれわれがこれらの作用を支配し規制する必要性もまた生まれつつある。しかし、このような支配規制を実現するためには、たんなる知識以上のものが必要である。そのためには、われわれはこれまでの生産様式と、またそれとともにわれわれの今日の社会的秩序の全体を完全に変革することが必要である。」⁽¹⁸⁾

この記述の「資本家」を「政治権力者」あるいは「支配的文化人」に置きかえてみても、文意は完全に成り立つ。

経済、政治、文化の権力複合体が自然に対して取り返しのつかない損害を与えているなかで、それに対する危機感を表明しているのはエンゲルスだけではない。マルクスもまた、資本家の傲慢と近視眼を批判して、「われ亡きあとに洪水はきたれ！これが、すべての資本家、すべての資本家国の標語なのである」⁽¹⁹⁾と喝破している。なぜなら、「どんな株式投機の場合でも、いつかは雷が落ちるにちがいないということは、だれでも知っているのであるが、しかし、だれもが望んでいるのは、自分が黄金の雨を受けとめて安全な所に運んでから雷が隣人の頭に落ちるということである。……だから、資本は労働者の健康や寿命には、〔あるいは自然環境保護の問題には〕社会に

よって顧慮を強制されないかぎり顧慮を払わないのである。」⁽²⁰⁾

資本は自然の復讐から社会が受ける苦しみに対して、ずっと無関心を装ってきた。マルクスはゲーテの言葉を使って、資本家の心底の声を代弁させている。「この苦しみはわれわれの楽しみ（利潤）をふやすのに、どうしてそれがわれわれを苦しめるというのか？」⁽²¹⁾、と。

いま、世界の資本家が自然環境保護の取り組みにある程度の積極姿勢を見せなければならなくなったとすれば、それは彼らが「社会によって顧慮を強制される」ようになったからにはほかならない。1970年代以降の反公害闘争、自然環境保護意識の高まり、被害者の声に呼応して世界が問題への関心と憂慮を強めてきた事実はこの間の世界の歴史を振り返ってみればよく分かる。資本家が、政治支配層が、そして、支配的文化人が彼らの本性を変えたのではない。社会の強制に晒された彼らがこれまでのような自然支配や自然搾取の姿勢を露骨に示せなくなっただけのことである。それが一時の妥協の結果であったことをわれわれは東日本大震災と福島原発事故を通じて改めて知ったのである。

かつて、自然の報復を受けて滅亡した文明は数多く存在した。「原始的な共同所有は、一方では、その視野がこのようなごく目さきのことだけに限られていた人間のある発展段階に対応し、また他方では、自由にできる土地がいくらでも余っていて、このごく原始的な経済になにか困った結果が起こってもこれに対処するだけのゆとりが残されているということを前提としていた。このような余分な土地が尽きてしまえば、共同所有もまた没落した。」⁽²²⁾われわれ現代人もいま同じ状況にさしかかっている。

かつてマルクスは「労働者の生命や健康の浪費」について以下のように語った。「人間社会の意識的再建に先行する歴史時代に人類一般の発展が確保され達成されるということは、

じっさい、ただ個人的発達の極度の浪費によるほかはないのである。」⁽²³⁾

自然に対する人間社会の関係がそっくりここに表現されている。私的所有にもとづく社会は、そのもとで解放された生産力をもって、地球全体を舞台にした富の体系を築き上げた。自然環境や自然資源の極度の浪費によって人類の自然支配が成し遂げられ、復讐におびえる日々を送っているのがこの文明の姿である。「労働者の生命や健康」という「内なる自然」を浪費することで達成された文明は、同時に自然資源や環境という「外なる自然」を浪費することで支えられている。浪費の代償は、いつ襲ってくるかもしれない「自然の復讐」である。どのような姿を取って現れるか予想もつかない。現れたが最後、事態はつねに想定外である。こうしたなかで19世紀の警告は、改めて切実にわれわれの耳に響く。「われわれはこれまでの生産様式と、またそれとともにわれわれの今日の社会的秩序の全体を完全に変革することが必要である。」

注

- (1) これは「資本論」第1巻第5章を中心に頻出する概念「質料変換 *Stoffwechsel*」のことであるが、*Stoff*（日本語では「素材」あるいは「質料」と訳される）は*Kraft*（力）と並んで*Materie*（物質）を構成する一属性にすぎないから、*Stoffwechsel*を「物質変換」（中国語訳）あるいは「物質代謝」（日本語訳）と訳すのは正しくない。
- (2) 「資本論」第1巻第5章第1節、『マルクス・エンゲルス全集』——以下『全集』——第23巻I、234頁。
- (3) 「経哲手稿」『全集』第40巻、437頁。
- (4) 同上。
- (5) 「資本論」第1巻第5章第1節、『全集』第23巻I、234頁。
- (6) 「資本論」第1巻第5章第1節、『全集』第23巻I、234頁。
- (7) 『全集』第20巻、491頁。
- (8) 「資本論」第1巻第13章第1節、注89、『全集』第23巻、487頁。
- (9) 『全集』第20巻、491頁。
- (10) 「経済学批判要綱」、貨幣にかんする章、ノートI、『マルクス資本論草稿集1、1857～58年の経済学草稿I』、140頁。
- (11) 「エンゲルスからヨーゼフ・ブロッホへ（1890年9月21～22日）」『全集』第37巻、402～3頁。
- (12) 同上。
- (13) 『全集』第20巻、491～492頁。
- (14) 『全集』第20巻、493頁。
- (15) 『全集』第20巻、492頁。
- (16) 『全集』第20巻、492頁。
- (17) 同上。
- (18) 『全集』第20巻、493頁。
- (19) 「資本論」第1巻第8章第5節、『全集』第23巻I、353頁。
- (20) 同上。〔 〕内は引用者加筆。
- (21) 同上。
- (22) 『全集』第20巻、493頁。
- (23) 「資本論」第3巻第5章第2節、『全集』第25巻I、112頁。

（わたなべ まさお 一橋大学〔日〕名誉教授・清华大学教授）

平均利潤率の傾向的低下の法則とその論争

余 斌

李 曉 魁（日本語訳）

《要旨》 マルクスは『資本論』第3巻で平均利潤率の傾向的低下の法則を定式化した。この法則は資本主義社会の現実を理論的に総括したものであるが、後の学者たちの批判を招いた。代表的なものとしては、日本の学者である置塩信雄が提起した置塩定理がある。しかし、これらの批判は理論的に検討を要する問題を抱えている。本稿はこれらの批判に関する分析を踏まえ、「平均利潤率の傾向的低下の法則」モデルを設定し、平均利潤率が低下する必然性についての基本的な原因の一つを考察し、既存資本の価値減少も平均利潤率低下のカテゴリーに含まれることを主張する。

目 次

- 一 平均利潤率の傾向的低下の法則
- 二 平均利潤率の傾向的低下をめぐる論争
- 三 理論上の論争に関する分析
- 四 平均利潤率の推定と計算
- 五 平均利潤率低下の必然性に関する根本的な原因
- 六 平均利潤率下落傾向法則の一つのモデル

本稿は、2015年11月5日に中国・清華大学で開催された日本・独占研究会と同大学とのシンポジウムにおける報告原稿がベースとなっている。当日の会場で、また、帰国後は日本から、貴重なコメントを寄せてくださった鶴田満彦教授に深く感謝する。

一 平均利潤率の傾向的低下の法則

マルクスは『資本論』第3巻でつぎのように述べた。「このこと〔資本の有機的構成の高度化……引用者加筆〕が意味しているのは、与えられた大きさの価値の可変資本によって自由に使用されうる同数の労働者、同量の労働力が、資本主義的生産の内部で発展していく特有な生産方法の結果として、労働諸手段、機械設備、およびあらゆる種類の固定資本、原料および補助材料のつねに増大していく総量を——それゆえまたつねに価値の大きさの増大していく不変資本を——前と同じ時間内に運動させ、加工し、生産的に消費する、ということにほかならない⁽¹⁾。」つまり、可変資本が総資本に比べて相対的に減少すること、これは資本主義的生産様式の法則である。「不変資本それゆえ総資本に比べての、可変資本のこの累進的な相対的減少は、社会的資本の平均的な有機的構成の累進的な高度化と同じことである。それはまた、労働の社会的生産力の累進的發展の別の表現でしかないのであり、この発展は、まさに、機械設備および固定資本一般のますます多くの使用によって、ますます多くの原料および補助材料が同じ数の労働者たちによって同じ時間内に——すなわちより少ない労働によって——生産物に転化される、ということに現れる。不変資本の価値の大きさのこの増大——これは、不変資本を素材的に構成する現実の諸使用価値の総量の増大を表わすにはほど遠いものでしかないが——には、生産物のいっそうの低廉化が

働力が、資本主義的生産の内部で発展していく特有な生産方法の結果として、労働諸手段、機械設備、およびあらゆる種類の固定資本、原料および補助材料のつねに増大していく総量を——それゆえまたつねに価値の大きさの増大していく不変資本を——前と同じ時間内に運動させ、加工し、生産的に消費する、ということにほかならない⁽¹⁾。」つまり、可変資本が総資本に比べて相対的に減少すること、これは資本主義的生産様式の法則である。「不変資本それゆえ総資本に比べての、可変資本のこの累進的な相対的減少は、社会的資本の平均的な有機的構成の累進的な高度化と同じことである。それはまた、労働の社会的生産力の累進的發展の別の表現でしかないのであり、この発展は、まさに、機械設備および固定資本一般のますます多くの使用によって、ますます多くの原料および補助材料が同じ数の労働者たちによって同じ時間内に——すなわちより少ない労働によって——生産物に転化される、ということに現れる。不変資本の価値の大きさのこの増大——これは、不変資本を素材的に構成する現実の諸使用価値の総量の増大を表わすにはほど遠いものでしかないが——には、生産物のいっそうの低廉化が

照応する。個々の各生産物は、それ自体として考察すれば、労働に投下される資本が生産諸手段に投下される資本に比べてはるかに大きな比率を占めるより低い生産段階に比べて、より少ない労働分量を含有する⁽²⁾。」

それゆえ、「資本主義的生産は、不変資本に比べての可変資本の累進的な相対的減少につれて、総資本の有機的構成のますますの高度化を生み出すのであり、その直接の結果は、労働の搾取度が変わらない場合には、またそれが高くなる場合にさえも、剰余価値率は、恒常的に低下する一般的利潤率で表現される、ということである。」「したがって、一般的利潤率の累進的な低下の傾向は、労働の社会的生産力の累進的発展を表わす、資本主義的生産様式に特有な表現にほかならない。そう言ったからといって、利潤率が他の諸原因によっても一時的に下落することがありえないと言っているのではなく、そのことによって、資本主義的生産様式が進展するうちに、一般的な平均剰余価値率が、下落していく一般的利潤率に表現されざるをえないということが、資本主義的生産様式の本質から一つの自明な必然性として示されているのである。使用される生きた労働の総量が、それによって運動させられる対象化された労働の総量すなわち生産的に消費される生産諸手段の総量に比べてつねに減少するので、この生きた労働のうち支払われない剰余価値に対象化される部分の、使用総資本の価値の大きさにたいする剰余価値総量のこの比率が、利潤率をなすのであり、それゆえこの利潤率は恒常的に下落せざるをえない⁽³⁾。」

しかしながら、マルクスが発表したこの法則については、多く学者の批判があり、学界での論争を引き起こした。

二 平均利潤率の傾向的低下をめぐる論争

日本の経済学者である置塩信雄は一般的利潤率の傾向的低下の法則に対して疑義を呈した。資本家がある新技術を導入するか否かを考える時、資本家は、この新技術が労働生産性を高めるか否かでなく、生産費用を削減できるか否かで導入を決める。それゆえ、利潤率を低下させる最大の要因は実質賃金率の上昇であり、この実質賃金率の上昇に逆らって資本の利潤率を維持ないし上昇させる最大の要因はと言えば、それは革新的技術の導入である。置塩はそう考えたのである。置塩のこの主張は置塩定理と言われる。

中国にも、利潤率の傾向的低下の法則を批判する学者がいる。彼らは、一般に資本の有機的構成の高度化は剰余価値率の高度化と同時進行すると考えている。だが、資本の有機的構成の高度化の背後には、資本の蓄積過程が隠されており、その奥には利潤率を低下させる（または高める）力（ダイナミズム）が同時に存在している。利潤率の下落を阻止する要素が存在するのであり、例えば、賃金率の上昇を上回る労働生産性の上昇、不変資本の節約、新技術の導入および対外貿易の作用などがそれである。資本蓄積や技術の進歩は必ずしも一人一人が扱う資本の増加をもたらすとは限らないし、技術革新が資本集約的な結果に結びつくとは必ずしも言えない。さらに労働生産性の上昇の渦中では、実質賃金が変わらなくても、商品価値の下落は可変資本の価値を低下させ、これにつれて剰余価値率が高まり、結果的に利潤率の低下を抑制することも可能である。マルクスは資本回転の加速化や不生産部門への投資比率の上昇などの要素については触れていないが、これらの要素も考慮に入れれば、現代社会で利潤率の低

下を阻止する力が強く働いていることは明らかである。たしかに、資本の有機的構成の高度化には限度がなく、剰余価値率の上昇には限界がある。だからといって、資本の有機的構成の高度化を語るだけで利潤率の傾向的低下という結論を導出できると考えたら、それは間違いだろう。競争の圧力によって労働生産性の上昇が速まり、生産諸手段の数量がある程度増加するとしても、その価値は変わらないばかりか、強いて言えば減る場合もあるからである。不変資本や可変資本の増加分が剰余価値の増加分に対して独立であるとする数学モデルを作成し、それを使って、不変資本や可変資本の増加が剰余価値の相応の変化を超えた場合に起きる利潤率の下落を証明することが必要ではないだろうか。つまり、資本の有機的構成が累進的に高度化するというマルクスの大前提は利潤率低下の議論にとって必ずしも不可欠な存在ではないのである⁽⁴⁾。そもそも、資本の技術的構成が徐々に高度化するとしても、それは、価値で表された資本の有機的構成が高度化することを必ずしも意味しない。なぜなら、前述の労働生産性の上昇が機械の価格を引き下げたため、その数量の増加分と相殺されるからである⁽⁵⁾。新たな投資に関して、それが「労働集約型」でなく「資本集約型」をとることを証明する理由はまったくない。仮に企業内に余剰労働力が存在すれば、資本家が労働でなく機械に投資すべきであるという選択は根拠を失うことになるからである⁽⁶⁾。

別の中国の学者は、以下のような論点を提起している。リチャード・ジョーンズは産業部門の多様化の中で資本蓄積が進行することを論じている。マルクスは『資本論』第三巻の中の非常に目立たない箇所（第三巻第45章の注36）でジョーンズのこの論点に言及しているが、マルクスはこれを利潤率の下落と相殺される要素とは考えなかった。おそらくこれは偶然でない。なぜかという、生産物の革新がもたらす部門の多様化の議論を導入す

れば、マルクスの利潤率低下理論の方法論上の基礎が動揺すると考えられたからである⁽⁷⁾。

他方、利潤率の傾向的低下の法則を支持する学者たちは、次のように主張している。彼らは、資本収益率の低下が20世紀の2、30年代の「大不況」を引き起こしたという事実から資本の有機的構成の高度化が利潤率低下を引き起こすというマルクスの議論は正しいと主張する。反対に作用する傾向が存在するため、利潤率の低下は単線的ではなく、ある時期は潜在的な形で現れるが、ほかの時期でも現象には強弱の違いがあり、景気循環の形で現れる。資本主義は現行労働時間の制限を克服することができないため、長期的に見れば利潤率は低下する傾向にある⁽⁸⁾。マルクスは生産性の上昇を念頭に置きつつ、それが労働力価値の生産時間を労働日の中で相対的に引き下げるため、彼が言う法則にとって「相殺的影響」があると認識したのである。資本家は利潤を生産する労働者の労働をさらに多く搾取し、「搾取率」を引き上げることで労働者の実質賃金を引き下げないで済ますことも可能である。しかし、この逆方向の影響力行使には限りがある。生産性を高めることにより、労働者の生存に要する労働時間を毎日4時間から3時間に縮めることができるが、マイナス1時間まで縮めることはできない。また、これと正反対に、労働者の過去の労働を生産手段に転化するさらなる蓄積には制限がない。搾取度の上昇につれ、さらなる利潤が資本に転化し、将来の蓄積に潜在的な可能性を切り開く。

中国における、もう一つのマルクス理論を支持する考え方は、次のようなものである。仮に労働者の労働に対してまったく賃金が支払われない場合、つまり、「搾取率が最大化」される場合でも、投資利益率の下落を阻止することはできない。もし、最初に新技術を導入した資本家はその新技術の導入によって他の資本家に対する競争優位を得たとしよう。彼には超過利潤がもたらされるが、ひとたび

この技術が普及すれば、超過利潤は消えてしまう。生産性の上昇は1年後に機械購入のコストを引き下げることがありうるが、資本家が既存の機械の購入に支払った金額をさかのぼって減らすことはできない。仮に、技術革新によりこの投資の既存価値が以前の半分になったとすれば、資本家はその消失部分に対応する額を利潤で支払わなければならない。利潤率の直接の下落と同様に、時間の経過につれた資本価値の減価も、資本家にとって頭痛の種となる。アメリカでは1991年から1999年にかけて投資は倍増するが、バブルが崩壊したとたん、人々は实体经济への巨大な投資、例えば今使われている光ファイバー通信ネットから利益を得たことが一切ないことを思い知らされた。どの大手企業も投機利潤を手に入れるため、自分の利潤を誇大に吹聴したが、実は彼らが公表した利潤は実際の利潤の約50%増しだったのである。資本家は競争の中で優位を保つため、絶えず新技術を求める。そのなかには新たな資本投下によらない、スキルによる革新も含まれているが、それ以外の革新は、これまで以上の多量の生産手段を必要としている。中国を含め各国の経験によれば、実際の物質的手段への投資は労働力の投資より速く進行する。例えば、1948年から1973年まで、アメリカの労働者1人あたりの充用純資本（純基本資本）は毎年2%～3%増大した⁽⁹⁾。

三 理論上の論争に関する分析

確かにクリス・ハーマン（Chris Harman）が指摘した通り、ある資本家が費用削減を通して獲得した超過利潤は、資本家間競争によって消失してしまう。それゆえ、置塩の費用基準は、平均利潤率の傾向的低下の法則を否定できない事になる。一方、資本家が利潤の

追求を放棄したかのように描いてしまうこともできない。実際はこうである。たとえ贅沢品の生産費用が同じ種類の一般商品より高くても、資本家は贅沢品の生産を諦めたりはしない。なぜなら、そのような贅沢品は価格も高く、利潤も少なくないからである。

マルクスが指摘したように、資本の有機的構成の高度化が一般利潤率の下落をもたらすことはありうるが、前者が後者の唯一の原因であるとは言えない。それゆえ、それ以外の利潤率低下の原因を挙げたところで、それにより一般利潤率の低下法則を否定したことはない。とくに、価格変動は利潤率変化の原因とはならない。それは価格が従属変数であり、自立変数ではないからである。

資本の有機的構成の高度化を考察する場合、固定資本だけを考え、流動資本を忘れることがあってはならない。仮に、一定量の可変資本でより多くの流動不変資本すなわち原料を加工したり、より多くの商品を生産したりすることができるのでなければ、労働生産性の大幅上昇などありえないからである。仮に競争によって生産手段の数量が増加するとしても、その価値が変わらず、強いて言えば減少する場合、このような競争も間違いなく利潤率を下落させる。マルクスも言うように「資本の過剰生産の結果として起こる競争のために利潤率が低下するのではないであろう。そうではなく、逆に、利潤率の低下と資本の過剰生産とが同じ事情から生じるために、いま競争戦が始まるのであろう⁽¹⁰⁾」。

剰余価値率が高いと言うことは利潤量が大きい、あるいは利潤率が高いことを必ずしも意味しない。低い剰余価値率でも高い利潤率を得ることは可能だし、高い剰余価値率の場合、利潤率は一般的に低かったりもする。たとえば、中国に見られるように、国家の発展が低い段階から高い段階に移行する過程で、あるいは先進国と発展途上国を比較した場合で、このような現実が垣間見えるものである。資本の有機的構成、剰余価値率と利潤率の関

係を考察すると、下記の公式が適用できる。

$$P' = \frac{m'}{\frac{C}{V} + 1}$$

P' 、 m' 、 C 、 V は、それぞれ利潤率、剰余価値率、不変資本、可変資本を表す。

C/V ($C/V=C_v$) は、資本の有機的構成を表す。利潤率は、資本の有機構成に対する導関数を求めると、下記の公式となる⁽¹¹⁾。

$$\frac{dP'}{dC_v} = \frac{\frac{dm'}{dC_v} - P'}{C_v + 1} \quad \text{式(1)}$$

そのため、

$$\frac{dm'}{dC_v} < P' \quad \text{式(2)}$$

でさえあれば、また、

$$\frac{dm'}{dC_v} > 0$$

であっても、つまり、資本の有機的構成の高度化が剰余価値の上昇を引き起こした場合には、上記式(1)と式(2)により、下記の式も得られる。

$$\frac{dP'}{dC_v} < 0$$

上記の式(2)が成立すれば、資本の有機的構成の高度化に伴って利潤率は下降すると言えるであろう。また、資本の有機的構成の高度化に伴う技術の進歩は、既存の固定資本の加速的減価と淘汰を引き起こす。これらの損失は利潤をもって補填しなければならない。これによって剰余価値率にさらに大きな上昇があっても、式(2)は成立しないこととなる。また、損失を補うため、利潤率低下が起こる可能性もある。

資本家、特に大資本家に対して、利潤量が確保できれば、利潤率が少し低くてもよいとされる場合もある。もし新しく蓄積された少量の追加資本が元の一般的利潤率の水準で充用できなくなれば、より低い利潤率の水準でこれらの資本を充用せざるをえないが、そのほうが利潤率ゼロで据え置くよりも有利で

ある。それゆえ、これらの蓄積された少量の追加資本が労働集約型で充用されることはありうるし、そのような場合の利潤率は一般に低くなる。そうでなければ大量の資本がこの分野に参入して競争が激化するからである。これら新たに蓄積された資本が一定の水準に達しておらず、元の資本と同じように活用できない場合には、それらは利潤率の平均化に真に参加しているとはいえないことになる。それゆえ、このように充用された新たな追加資本は、たとえそれらが利潤率を引き下げることがあったとしても、有機的構成の上昇による一般的利潤率の低下の法則とは切り離して考えられるべきである。

資本主義発展の歴史から見れば、過剰労働力が存在しても、資本家が向かう投資先は依然として主に機械であって、労働力ではない。そうでなければ、資本主義社会で、大規模な失業者を生み出すような機械の改良はおこらない。機械が絶えず改良され、すなわち、資本家が新たな機械に投資を続け、それにより大量の労働者が失業者となり、大量の相対的過剰人口が形成されたことは、歴史的事実である⁽¹²⁾。

リチャード・ジョーンズの産業部門の多様化という点について言えば、ジョーンズがこれで明らかにしようとしたのは、「利潤率の下落にもかかわらず“蓄積の誘因および能力”が増加する⁽¹³⁾」ということにすぎない。さらにジョーンズが「低い利潤率は、通常は、イングランドでのように人口に比べて速い蓄積率を伴い……高い利潤率は人口に比べてより緩慢な蓄積率を伴う⁽¹⁴⁾」と主張している点を考慮すれば、ここで、産業部門の多様化が利潤率の下落を相殺するという主張を彼が行っていると見ることはできないだろう。事実、現在このような多様化がもたらした不生産的労働の増加は利潤率の低下を促している。マルクスは、スミスからの引用に続けて以下のような指摘をおこなっている。「自然生産物と加工された自然生産物に加えらるる人間的勞

働の進歩は労賃を殖やすことをしないで、かえって一方では、収益を上げる諸資本の数を殖やしたり、他方では後継の各資本の、先行の諸資本に対する割合を殖やしたりする⁽¹⁵⁾。」この意味で、産業部門の多様化の中で、新たに生産性の高い労働部門が増加したとしても、資本増加のスピードが賃金増加のスピードより速ければ、資本の有機的構成は高度化し、同時に平均利潤率の低下が促進される。

四 平均利潤率の推定と計算

現実社会においては、多少とも、一般的利潤率の完全な形成を妨害する何らかの要因が存在するため、われわれは、平均利潤率という形で推定計算したものを一般的利潤率の近似値または推定値としている。マルクスが提示した一般的利潤率の傾向的低下の法則については、多くの学者が、利潤率、とくに平均利潤率の歴史的変化に注目し、それを数値化することで検証を試みてきた。

アメリカの学者 Deepankar Basu と Panayiotis T. Manolakos の研究によると、1948年～2007年のアメリカ経済において、一般利潤率の長期的な低下傾向については、わずかな確証しか挙げられていない⁽¹⁶⁾。彼らは、他の学者の利潤率データを利用しており、またその計算方法とは、国内純生産から賃金を差し引いて得られた利潤を、再調達原価法で得られた固定資本の純存量で割る、というものである。このようにして算出された利潤率は、明らかにマルクスが定義した利潤率より高くなる。マルクスの理論によれば、利潤率を計算する分母には、賃金および原材料いわゆる流動資本、また産業資本以外の商業資本も含まれる。なぜなら、商業資本が利潤分配に関与しているからである。また、固定資本については、再調達原価法ではなく、資本家

が実際に投入した帳簿価額を利用して計算する必要があるとしている。逆に、帳簿価額が再調達原価より大きい部分については、損失分として利潤率を計算する分子から差し引くことも必要である。そのため、この二人のアメリカの学者の研究は、マルクスの利潤率の傾向的低下の法則を十分に検証したものとは言えないのである。

李民騏と朱安東も、アメリカの民間部門の（平均）利潤率について推定計算を行っている。彼らの結論は、19世紀半ば以降、アメリカの利潤率が四段階の長い波動を経験したとしている。1869年～1897年の間の平均利潤率は17.5%、1898年～1940年は13.0%、1941年～1982年は11.9%、1983～2000年は12.7%である⁽¹⁷⁾。彼らの利潤率の計算方法とは、国内純生産から賃金コスト（労働者報酬）と税金原価コスト（間接税と会社の所得税を含む）を差し引いて得られた利潤、つまり、資本家階級の課税前の全個人収入を分子としている（配当金、利息、賃料と非会社企業利潤の総額）。

分母となる資本には、私人部門の全非住宅固定純資本を利用している。同様に、彼らも分母から可変資本、流動資本と商業資本を見落とし、分子に対しても、含めるべき間接税と会社所得税を差し引いてしまっている。労働者に多くの間接税が転嫁されるため、賃金コストと間接税を減らすと、二重計算したことになる。

謝富勝と李安は Weisskopf、Henley と Bakir などの分析方法を参考にして、アメリカの利潤率を測量計算した。その結果、1975年～2008年のアメリカの利潤率の平均値は8.35%、中央値は8.53%であった。それぞれ1952年～1974年の平均値10.61%、中央値10.53%より低かったのである⁽¹⁸⁾。彼らの計算方法とは、利潤率を利潤シェア、生産設備利用率、生産設備資本割合という三つの変量の相乗積で表したものである。即ち、

$$r = \Pi / K = (\Pi / Y) \times (Y / Y^*) \times (Y^* / K)$$

r、 Π 、K、Y、 Y^* がそれぞれ、利潤率、利潤量、名目資本量、名目産出量、名目潜在産出量を表すものとし、 Π/K が利潤率、 Π/Y が利潤シェア、 Y/Y^* が生産設備利用率、 Y^*/K が生産設備資本割合を表す。

彼らは、実際に1975年～2008年のアメリカ非金融企業部門の課税前四半期の利潤率を考察した。利潤は資本減耗計上前の課税前利潤を用い、棚卸評価額の調整は排除した。もちろん、この計算方法もマルクスの本来の意味とは異なっている。また、住宅用建築物は資本家と労働者の消費財であり、如何にして名目資本存量として直接計上するのが問題である。マルクスは次のように指摘したことがある、「住宅などとしては消費元本に属し、したがって社会的富——資本はその一部にすぎない——の一要素をなすとはいえ、決して社会的資本に属さないということがありうる⁽¹⁹⁾。」また、利潤シェア (Π/Y)、生産設備利用率 (Y/Y^*) と生産設備資本割合 (Y^*/K) という三つの値は、決算報告書から把握でき、計算の必要もない。そうでなければ、この計算方法は、直接 Π/K 、とくに非金融企業部門の資本総計の平均利潤率($\Sigma \Pi / (\Sigma K)$)の計算と比べて、計算量と計算誤差を増加させた以外の違いはなく、有益なことはないのである。

Economakisをはじめ一部のアメリカの学者は、純固定資本の収益率をマルクスの利潤率の指標としている。この指標とは、純増値から労働報酬を差し引き、純営業黒字(利潤)を算出してから、純固定資産(純固定資本)で割るものである。その結果、アメリカ非金融企業部門の純固定資本の収益率は、1962年～1982年の危機以降に回復がみられたが、まだ1940年代と1960年代の水準には達していないのである⁽²⁰⁾。

全体的に見れば、現時点で、中国国内だけではなく国外の学者においても、平均利潤率に関する推定計算は、いずれもマルクス本来の意味との乖離が生じている。まず、これら

の学者は、分母となる資本量の計算において乖離を示しており、大部分は、固定資本のみを考慮し、可変資本と流動不変資本を見落としている。また、彼らもマルクスが資本家の資本に関して、貨幣資本、生産資本と商品資本という三形態が同時に存在するという論述を考慮しておらず、この三形態を合計して総資本を計算するという配慮を示してこなかった。同時に、利潤分配に参加することによって、一般利潤率を引き下げている商業資本も見落とされた。

また、これらの計算方法において、分子となる利潤の項目の吟味についても不十分であり、マルクスに照らして問題がある。第一に、税金は、間接税と企業所得税を含んでおり、実際に控除対象となるため、これを利潤の項目として入れるべきであろう。第二に、CEOや、高級管理者の報酬や、ボーナスなども利潤の項目の中に入れるべきである。これに対して、マルクスは次のように指摘した。「実際に、利潤の一部が賃金として分離されるし、現実に分離されているという点、またはむしろ逆に、賃金の一部は、資本主義的生産様式の基盤の上では、利潤の不可欠な構成部分として現われるという点も根拠となる。この部分は、「すでにスミスが正しくみつけ出したように、管理者の給料——すなわち、拡張などによって、管理者に特殊な賃金が支払えるほど十分に分業が行われるまでになっている事業部門における管理者の給料——において明確に現われる。⁽²¹⁾」第三に、商業部門の営業収入(ただ金利支払い前で課税前の利益ではない)は、必要な運送原価コストと保管原価コストを引いた後、すべて利潤の項目に繰り入れなければならない。なぜなら、商業部門の一部支出は、同様に産業部門が譲渡する剰余価値から負担されるものだからである。第四に、国際貿易において、中国企業がアメリカ企業に一部剰余価値を転移した。この部分の剰余価値はアメリカの国内純生産から差し引くことにより、さらに正確になると考え

られる。

最も重要なのは、分子や分母の計算いずれの場合も、われわれは現在会計報告表中のデータを利用するとすれば、われわれが把握できるのは、価値量ではなく、価格量のみであるということだ。しかし、通貨貨幣価値の変動すなわちインフレあるいはデフレは、これらの価格量に対して大きな影響を及ぼす。一般に名目量の中から実際量を得るためには、消費財の価格指数あるいは産出品の価格指数を利用して、インフレあるいはデフレの影響を取り除くことが必要である。但し、これらの価格指数は、貨幣価値の実質的な変動を反映できないため、この方法でいわゆる修正を行うことは、無意味なだけでなく、現実からの乖離を生じさせることになる。

マルクスが述べたように、「経済学においては、実際的な関心事と理論的な必然事の間には大きな隔りがあり、けっして、ほかの諸科学の場合のように、必要な材料がすぐ目の前にあるというわけにはいかないのである⁽²²⁾。」依然として今なお同様の状況である。なぜなら、自己の企業について客観的な理論研究の立場から計算を行おうとする資本家はいないからである。中国政府に限らず、国家の統計部門も企業に関するデータを提供するように企業に要請することはできないし、通常、要請もしない。それに、国家の関係部門であれ、社会調査によってであれ、得られた企業データはつねに企業の「産業家たち自身のフリーな報告書だけにもとづいているので信用しがたい⁽²³⁾」のである。だが、資本家企業は、税金の支払いを回避したり、あるいは低賃金を合理化したりするため、政府や労働者に対しては利潤をできる限り少なめに見積もり、他方、株価の水準を高め、借入れ能力を高めるため、株主に対しては利潤を多めに見積もるのが常である⁽²⁴⁾。それゆえ、このようなデータに基づいて上記のような実証研究を行ったとしても、平均利潤の変化は大雑把な把握にしかならない。

しかし、使えるデータがさしあたり見当たらないとしても、資本家や企業管理層の現場感覚という面から利潤率の長期的あるいは広域的状況を知ることは可能である。例えば、最近よく中国で「薄利の時代」という言葉が使われる。これは世界的規模において経済が低い利率、少ない利潤、そしてわずかな報酬の時代に入ったという意味である⁽²⁵⁾。先進国の企業管理層が感じているプレッシャーは何年か前よりも確実に強くなっており、全力を出して経営に当たらなければ収入目標を達成することはできない⁽²⁶⁾。中国に見られるこうした経営現場の感覚や認識からも、実際の一般利潤率の下落を説明できるのではないだろうか。

五 平均利潤率低下の必然性に関する根本的な原因

ここでは、下記の定理を証明する。すなわち、資本主義の生産様式が発展していく限り、すべての資本の利潤率、さらには平均利潤率がゼロに向かって低下し、ある場合にはゼロ以下に下落する必然性がある。

この定理は、マルクスが提示した資本の有機的構成の上昇による一般的利潤率の低下理論よりもさらに明確に、一般的利潤率の漸次的低下傾向が、資本主義生産様式において言うまでもなく必然的であることを表している。

但し、この定理は、マルクスの理論に端を発している。マルクスは、プライスを批判したなかで次のように語っている。「プライスは幾何級数から生じる数字の巨大さに簡単に幻惑された。彼は、資本を、再生産および労働の諸条件を考慮せずに、自己活動する自動装置、自己増加する単なる数とみなしたので、自分が資本増大の法則を $s=c(1+z)^n$ という定式——ここでは、 s は資本プラス複利の総額、 c は前貸しされた資本、 z は利子率、 n は過程

が進行する年数である——において発見したと妄想することができた⁽²⁷⁾。」これに触発され、以下のように考えることはできないだろうか。もし $c > 0$ 、 $z > 0$ であれば、 $n \rightarrow +\infty$ の時に、 $s \rightarrow +\infty$ がありうるという事である。もしこれがありうるとすれば、われわれは上述の平均利潤率の必然的傾向的低下の定理を導きだすことができる。これから、背理法を利用してこの定理を証明する。

仮に、上述の定理が成立しえないとすれば、平均利潤率は終始一貫してある極小の正数より大きいことが必然である。われわれはこのなかの一定部分を取って、例えば、これを a と記し、蓄積率とする。なぜなら、利潤すべてを蓄積に回すわけにはいかないからである。マルクスの観点によれば、「蓄積、または拡大された規模での生産——それは、不断に拡張される剰余価値の生産のための、それゆえ資本家の致富のための手段として、資本家の個人的目的として、現われ、資本主義的生産の一般的傾向のうちに含まれている——は、……自己の発展を通じて個々の各資本家にとっての必然事になる⁽²⁸⁾。」当然ながら、個々の資本家にとっては一つの極小の蓄積額は拡大再生産には足りないが、社会総資本にとっては一つの極小の蓄積率であっても拡大再生産に適用可能である。

最初の社会的総資本を C_0 (> 0) と表示すれば、 n 年間の蓄積の後の社会的総資本は

$$C_n = C_0(1+a)^n$$

と表現できる。

$a > 0$ のため、

$$\lim_{n \rightarrow +\infty} C_n = +\infty .$$

仮に、一国の総資本が、当初 1 円程度の規模であっても、利潤率が低下せず、蓄積率を 2% に維持することができれば、2000 年後、この増加にしたがって、総資本は次のような水準に達するようになる。すなわち、2 億人で計算すれば、1 人あたりで使用できる円の価値量の資本は 7.9 億円を超え、全体として巨額な数字になる。当然のことながら現実にと

んなことはありえない。そのため、平均利潤率は終始一貫して、ある極小の正数より大きいという前提が成立しないのである。現実の有限性からみれば、上述の限界が存在するとしても、必ず有限的であり、つまり収斂的である。また、周期的変動などの原因が存在しなくても、数列 $\{C_n\}$ も同様に限界をもつ。この二つの状況とも、上述の数列 $\{C_n\}$ の成長率を平均的または全体的意味で、低下させる方向に作用する。つまり、平均利潤率の必然的低下の定理が証明される。

時間の流れは緩められも止められもしない。すなわち n の増長を緩めることも止めることもできない。そのため、 $C_n \rightarrow +\infty$ を緩めたり、あるいは止めたりするには、 a を引き下げるか、あるいは一部の C_0 を破棄するか、他に方法がない。資本主義制度の下、これは「利潤率の減少、現存資本の価値減少、すでに生産されている生産諸力を犠牲としての労働の生産諸力の発展⁽²⁹⁾」を意味する。しかし、既存資本の価値減少は中国において実証されるまでもなく当然に平均利潤率低下のカテゴリーに含まれる。

ここでは、平均利潤率の低下について、二つの形態を想定することができる。一つは、累進的に低下する形であるが、その場合は 0 を限度とするため、資本の増加についても上限が存在し、それ以上、無限大になっていくことはあり得ない。もう一つの形態は、平均利潤率が周期的に低下する形であり、ある時点で 0 以下に低下し、その後再び 0 以上に戻る場合である。これは、資本主義経済の周期性を明らかに表している。経済危機により、「資本は、労働の一時的な停止や資本の大きな部分の破壊によって、引き続き十分に充用できるような点にまで、強力的に引き戻される⁽³⁰⁾」。但し、長期的に見ると、平均利潤率の全体が継続的に低下する。そうでなければ、このように $C_n \rightarrow +\infty$ という起こり得ない結果が再現する。

六 平均利潤率下落傾向法則の一つのモデル

ここではさらに、マルクスが論じた資本の有機的構成の高度化と利潤率の関係について、考察する。

商品を、仮に綿布とする。総資本量は、固定的であると仮定し、 K とする。仮に綿布の生産資本の有機的構成の高度化前は、前貸し総資本の構成は C_1+C_2+V である（ C_1 、 C_2 、 V がそれぞれ「固定不変資本」、「流動不変資本」、「可変資本」を表わす）。 $C_1+C_2+V=K$ となる。一次生産過程で、 n 単位の綿布が生産でき、雇用労働者人数 $=L$ 、固定資本の損耗率 $=a$ （ <1 ）とする。仮に労働者一人が提供する労働量を1とすると、

剰余価値 $m=L-V$ 、剰余価値率 $m'=(L-V)/V$ となる。したがって、資本の有機的構成の指数は、

$$C_v = \frac{C_1+C_2}{V} = \frac{K-V}{V}$$

利潤率は、

$$p' = \frac{L-V}{K}$$

となる。

1単位あたり綿布の原価コストの価格構成は $w=c_1+c_2+v$ であり、各項目の内訳は、 $c_1=\alpha C_1/n$ 、 $c_2=C_2/n$ 、 $v=V/n$ である。1単位あたりの労働力価値 $u=V/L$ となる。

現在では、新式機械を使用し、労働力が節約され、生産効率が高められている。同時間の一次生産過程で、 $n^*(>n)$ 単位数量の綿布が生産できる。仮に、原材料の綿織り糸の価値および、原材料と生産物との技術関係も不変、つまり1単位の綿布に含まれた c_2 は不変だとすれば、新たな生産条件の流動不変資本は $C_2^*=n^*c_2=(n^*/n)C_2$ 、新たな固定資本の価値は $C_1^*=C_1+\Delta$ となり、固定資本の損耗

率が依然として a （会計において償却率は、固定である）であり、即ち、新たな可変資本は、

$$V^*=K-(C_1^*+C_2^*)=V-\Delta-(n^*/n-1)C_2$$

となる。

上記の式により、総資本量が不変の状況で、もし $V^*<V$ であれば、資本の有機的構成の高度化が見られ、 $(n^*/n-1)C_2 > -\Delta$ の時に、 $V^*<V$ となる。ここで、以下のことを注目すべきであろう。新式機械の価値上昇時、つまり $\Delta > 0$ の時は、資本の有機的構成が高度化する。

新式機械の価値が旧式機械より低い場合でも、原材料など流動不変資本の消耗に伴い $(n^*/n-1)C_2 > -\Delta$ が成立すれば、 $\Delta < 0$ の時にも資本の有機的構成が高度化する。

便宜上、 $X=(n^*/n-1)C_2+\Delta$ と表示する。 X は、新技術の下で、不変資本の増量あるいは可変資本の減量を表し、 $X < V$ である。

労働者の消費商品である綿布は、労働生産性が上昇することにより、労働力の価値を低下させる。新たな労働力の価値は $u^*=u-\delta > 0$ 、 $\delta \geq 0$ となり、新たな剰余価値率は、 $m^*=(1-u^*)/u^*=m'+\delta/(u^*u) \geq m'$ となる。

新式機械を使用するという状況で、1単位あたり綿布の新たな原価コストの価格構成は、 $w^*=c_1^*+c_2^*+v^*$ であり、内訳は、 $c_1^*=\alpha(C_1+\Delta)/n^*$ 、 $c_2^*=c_2$ 、 $v^*=V^*/n^*$ である。

以上のことから、新式機械を使用するには、下記の式が必要である。

$$w^* < w$$

したがって、以下の式が得られる。

$$\alpha(C_1+\Delta)/n^*+V^*/n^* < \alpha C_1/n+V/n$$

即ち、

$$\alpha(C_1+\Delta)/n^*-\alpha C_1/n < V/n-V^*/n^* \quad \text{式(3)}$$

上記式(3)の左側は、1単位当たり綿布において増加した機械価値である。右側は、1単位当たり綿布において減少した労働力価値である。それゆえ、式(3)は、まさにマルクスが述べた「資本にとっては、機械の使用は、機械価値と、機械によって置き換えられる労働

力価値との差によって限界づけられる⁽³¹⁾」のである。

新たな労働力価値に従って、新たな可変資本V*が雇用する労働力の人数は、

$$L^* = V^* / u^* = (V - X) / (u - \delta)$$

となる。

1単位の労働者は、1日に生産する価値量が不変であるため、新式機械を使用した後、利潤(剰余価値)は、 $m^* = L^* - V^*$ であり、新たな利潤率は、

$$p^* = \frac{L^* - V^*}{K}$$

である。

以上の推察により、本モデルの中で、 $m^* < m$ であれば、利潤率が低下する。 $m^* < m$ であれば、以上の数量関係により、下記の式となる。

$$\delta < \frac{(1-u)X}{L-X} \quad \text{式(4)}$$

式(4)が意味するのは、総資本が固定の場合、新技術の条件下で、利潤総量が元の利潤総量より低下しても、当然ながら、総資本増加後、新たな利潤総量が元の利潤総量を上回るという可能性に影響を与えることはないということである。

$L > V > X$ と $u < 1$ であるため、 $X > 0$ の時、式(4)の右側 > 0 である。したがって、 $\delta = 0$ の時、つまり労働力価値が低下しない時、資本の有機的構成が高度化すると、即ち $X > 0$ であれば、必ず利潤率が低下する。一方、 $\delta > 0$ の時、剰余価値率が上昇する時、式(4)が資本の有機的構成の上昇条件を満たせば、剰余価値量と利潤率は低下する。これは、マルクスが述べた「労働の搾取度が変わらない場合には、またそれが高くなる場合にさえも、剰余価値率は、恒常的に低下する一般の利潤率で表現される、ということである。⁽³²⁾」同時にここでは、新式機械の価値が旧式機械よりも高いというわけではない。

以上により、マルクスの述べた、資本の有機的構成の高度化が平均利潤率の低下を引き

起こすという法則が、剰余価値率の上昇や新たな固定資本の低下など、さらに広い範囲に適用可能であることが明らかとなった。

注

- (1) カール・マルクス(資本論翻訳委員会訳)『資本論』第9分冊、新日本出版社、1987年、363頁。
- (2) 同上書、363~364頁。
- (3) 同上書、364~365頁。
- (4) 朱奎「利潤率の決定機制及其变动趋势研究——基于劳动价值论的新解释」『财经研究』2008年、第7期。
- (5) 周思成「欧美学者近期关于当前危机与利润率下降趋势规律问题的争论」『国外理论动态』2010年、第10期。
- (6) Chris Harman, “The rate of profit and the world today”, *International Socialism* (2nd series), No.115, Summer 2007 (<https://www.marxists.org/archive/harman/2007/xx/profitrate.htm>) (2016年2月10日閲覧) [英]クリス・ハマン「利潤率和当前世界经济危机」(丁为民、崔丽娟译)『国外理论动态』2008年、第10期。
- (7) 张宇、孟捷、卢荻主编『高级政治经济学』北京、中国人民大学出版社、2006年、411頁。
- (8) 朱奎「利潤率の決定機制及其变动趋势研究——基于劳动价值论的新解释」『财经研究』2008年、第7期。
- (9) Chris Harman, op. cit. (同前)
- (10) カール・マルクス(資本論翻訳委員会訳)『資本論』第9分冊、新日本出版社、1987年、430頁。
- (11) 式(1)の導出の過程は、次の通りである。

$$\begin{aligned} \frac{dP^*}{dC_v} &= \frac{d\left(\frac{m'}{C_v+1}\right)}{dC_v} = \frac{\frac{dm'}{dC_v}(C_v+1) - m' \frac{d(C_v+1)}{dC_v}}{(C_v+1)^2} \\ &= \frac{\frac{dm'}{dC_v}(C_v+1) - m'}{(C_v+1)^2} = \frac{\frac{dm'}{dC_v} - \frac{m'}{C_v+1}}{C_v+1} = \frac{\frac{dm'}{dC_v} - P^*}{C_v+1} \end{aligned}$$

- (12) この点については、マルクス『資本論』第1巻の第23章「資本主義的蓄積の一般的法則」、とくに第2節「蓄積とそれに伴う集積との進行途上での可変資本の相対的減少」及び第4節「相

- 対的過剰人口の種々の存在形態 資本主義的蓄積の一般的法則」を参照。
- (13) 同上書、452頁。
- (14) 同上書、452頁。
- (15) カール・マルクス「経済学・哲学草稿」『マルクス・エンゲルス全集』第40巻、大月書店、1973年、407頁。
- (16) Deepankar Basu & Panayiotis T. Manolakas, “Is There a Tendency for the Rate of Profit to Fall? Econometric Evidence for the U.S. Economy 1948-2007”, *Review of Radical Political Economics* 2013(45)1:76-95.
- (17) 李民骐、朱安东「当前世界的基本状况与资本主义的历史趋势」『高校理论战线』2005年、第5期。
- (18) 谢富胜、李安「美国实体经济的利润率动态：1975-2008」『中国人民大学学报』2011年、第2期。
- (19) カール・マルクス（資本論翻訳委員会訳）『資本論』第6分冊、新日本出版社、1985年、332頁。
- (20) Economakis, Anastasiadis and Markaki, “An empirical investigation on the US economic performance from 1929 to 2008”, *Critique* 2010 [美]乔治・艾克诺马卡斯等「马克思主义危机理论视野中的美国经济利润率(1929-2008)」(王向东译)『国外理论动态』2010年、第11期。
- (21) カール・マルクス（資本論翻訳委員会訳）『資本論』第10分冊、新日本出版社、1987年、649頁。
- (22) 「マルクスからエンゲルスへの書簡(1868年5月16日)」『マルクス・エンゲルス全集』第32巻、大月書店、1973年、74頁。
- (23) カール・マルクス（資本論翻訳委員会訳）『資本論』第8分冊、新日本出版社、1986年、131頁。
- (24) Chris Harman, “The rate of profit and the world today”, *International Socialism* (2nd series), No.115, Summer 2007 (<https://www.marxists.org/archive/harman/2007/xx/profitrate.htm>) (2016年2月10日閲覧) [英]克里斯・哈曼「利润率和当前世界经济危机」(丁为民、崔丽娟译)『国外理论动态』2008年、第10期。
- (25) 张俊喜「微利时代 举步维艰」『新财经』2003年、第2期。
- (26) 亚德里安・斯莱沃斯基(Adrian Slywotzky)、理查德・怀斯(Richard Wise)「微利时代的需求创新」『英才』2006年、第7期。
- (27) カール・マルクス（資本論翻訳委員会訳）『資本論』第10分冊新日本出版社、1987年、672-673頁。
- (28) 同上書、第5分冊、125頁。
- (29) 同上書、第9分冊、425頁。
- (30) カール・マルクス（資本論草稿翻訳委員会訳）『マルクス資本論草稿集2 1857-58年の経済学草稿 第2分冊』、大月書店、1993年、563頁(注32)。
- (31) カール・マルクス（資本論翻訳委員会訳）『資本論』第3分冊、新日本出版社、1983年、679頁。
- (32) 同上書、第9分冊、364頁。

参考文献

- [1] カール・マルクス（資本論翻訳委員会訳）『資本論』新日本出版社、1982-89年。
- [2] カール・マルクス（資本論草稿翻訳委員会訳）『マルクス資本論草稿集2 1857-58年の経済学草稿 第2分冊』、大月書店、1993年。
- [3] カール・マルクス「経済学・哲学草稿」『マルクス・エンゲルス全集』第40巻、大月書店、1973年。
- [4] 「マルクスからエンゲルスへの書簡(1868年5月16日)」『マルクス・エンゲルス全集』第32巻、大月書店、1973年。
- [5] Chris Harman, “The rate of profit and the world today”, *International Socialism* (2nd series), No.115, Summer 2007(<https://www.marxists.org/archive/harman/2007/xx/profitrate.htm>) (2016年2月10日閲覧) [英]克里斯・哈曼「利润率和当前世界经济危机」(丁为民、崔丽娟译)『国外理论动态』2008年、第10期。
- [6] Deepankar Basu & Panayiotis T. Manolakas. “Is There a Tendency for the Rate of Profit to Fall? Econometric Evidence for the U.S. Economy, 1948-2007”, *Review of Radical Political Economics*, 2013 (45) 1:76-95.

- [7] Economakis, Anastasiadis and Markaki, “An empirical investigation on the US economic performance from 1929 to 2008”, *Critique* 2010. [美]乔治·艾克诺马卡斯等「马克思主义危机理论视野中的美国经济利润率(1929-2008)」(王向东译)『国外理论动态』2010年、第11期。
- [8] 亚德里安·斯莱沃斯基(Adrian Slywotzky)、理查德·怀斯(Richard Wise)「微利时代的需求创新」『英才』2006年、第7期。
- [9] 谢富胜、李安「美国实体经济的利润率动态：1975-2008」『中国人民大学学报』2011年、第2期。
- [10] 朱奎「利润率的决定机制及其变动趋势研究——基于劳动价值论的新解释」『财经研究』2008年、第7期。
- [11] 周思成「欧美学者近期关于当前危机与利润率下降趋势规律问题的争论」『国外理论动态』2010年、第10期。
- [12] 张宇、孟捷、卢荻主编『高级政治经济学』北京、中国人民大学出版社、2006年。
- [13] 张俊喜「微利时代 举步维艰」『新财经』2003年、第2期。
- [14] 李民骐、朱安东「当前世界的基本状况与资本主义的历史趋势」『高校理论战线』2005年、第5期。

(よ ひん 中国社会科学院マルクス主義研究院研究員 北京 100732)

(り ぎょうかい 一橋大学社会学研究科特別研究員・社会学博士)

福島原発事故の除染問題について

—— その費用対効果の検証⁽¹⁾ ——

山口由二・八田純人・姫野俊一・小田川遥平

《要旨》 福島第一原発の事故は東日本を中心に甚大な放射能汚染をもたらした。現在除染が行われ、特別除染地域で約6割がすでに完了し、除染関連費として2014年度までに1兆6,889億円が支出され、16年度内に累計3兆円を超える。30年間の中間貯蔵施設での管理費用を合わせると総額5兆円を超えることが予想される。農地の除染による低減効果（76.3~31.8%）は高いが、森林の同率（29.3~10.7%）は低く、さらに林縁から20mの範囲では本格除染とは言い難い。被災当時毎時1マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）以上であった地域では、除染しても5年後の線量は居住の基準とする毎時0.23マイクロシーベルト以下にはならないことが予想される。事故後故郷を追われた住民6万人の帰還の希望は薄れるばかりである。

目次

はじめに

1. 汚染の状況
2. 除染の目標
3. 除染方法
4. 除染の進捗状況
5. 除染の効果
6. 放射線の自然減耗(経年変化)
7. 人為的減少(除染効果)と自然減耗
8. 除染費用の推定
9. 実際の支出
10. 想定をはるかに超える除染費用
11. 住民の意思
12. 今後の進展

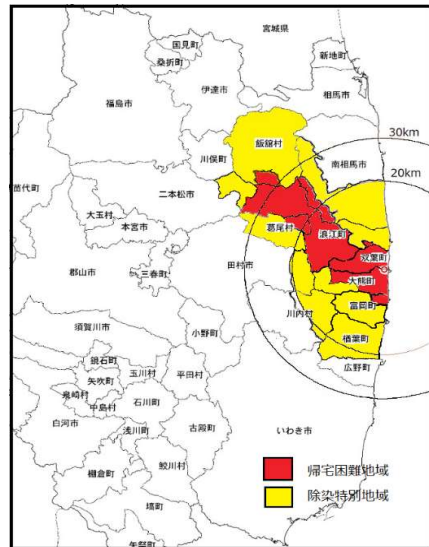


図1 特別除染地域と帰宅困難地域

出所：環境省除染情報サイト（<http://josen.envn.go.jp>）より作成。

はじめに

2011年（平成23年）3月11日、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は東日本特に東北地方の岩手、宮城、福島の三県に甚大な被害をもたらした（東日本大震災）。

この地震とそれに伴う津波を引き金に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、炉心熔融など一連の放射性物質の放出という

最悪の事態（国際原子力事象評価尺度（INES）でレベル7（広範囲の健康及び環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出）⁽²⁾を引き起こした。これにより広範囲の地域が放射性物質で汚染され、11万人以上の住民が避難することとなった。

2011年7月以降、筆者らは、原発20キロ圏外の汚染地域（福島県浪江町津島地区、同県飯舘村、同県南相馬市小高地区）をたびたび訪れ、汚染の状況を調査してきた⁽³⁾。

本研究では福島県内の国直轄除染と東日本を中心に8都道府県で現在も行われている市町村の除染活動に着目し、その実態を政府が公開しているデータから解析し、費用対効果を分析し、最終処分までの除染の有効性について検証・考察する。

1. 汚染の状況

今回の原発事故により大気へ放出された放射性物質は報告⁽⁴⁾されているものだけで31種類に及ぶ。このうち注意すべき物質はセシウム134（セシウムの同位体で数字は質量数を表す、以下同様に表記する）、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素131である。

大気中に放出されたこれらの放射性物質は、ブルーム（放射性雲：気体状の放射性物を含む雲）となり、気流に乗り拡散し、重力や降雨の影響により降下し、地表面に汚染地域が広がっていったと考えられる。このうち、現在、汚染土壌等から検出されるのは、セシウム134とセシウム137である。セシウム137は放出量が多く、半減期（放射性崩壊により半分の量になる期間）が比較的長い。一方セシウム134は半減期が約2年と短いため、事故から5年経った現時点（2015年3月）では、5分の1程度となっていると考えられる。ヨウ素131は事故直後、人体（特に若齢者）への影響が懸念されたが、半減期（核分裂によって当該元素が半分の量になるまでの時間）が約8日と短く、現時点では全く検出されることはない。ストロンチウム90は半減期が約29年と比較的長い、放出された絶対量はセシウム137の100の1以下でこれも除染の対象外とな

表1 福島第一原発事故での放射性物質の放出量推定^{*1}

機 関	公表日 (年・月)	放出量 (PBq) ^{*2}			
		I ₁₃₁	Cs ₁₃₄	Cs ₁₃₇	INES ^{*4} 評価
日本原子力研究開発機構 ^{*3}	2012・3	120		9	480
原子力安全・保安院 ^{*3}	2012・2	150		8.2	480
フランス放射線防護原子力	2011・3	200		30	700
東京電力(株)	2012・5	500	10	10	900

*1：[東京電力(株)、2012]の表5ならびに表7をもとに作成。

*2：I131はヨウ素131、Cs134はセシウム134、Cs137はセシウム137を示す。

*3：公表日の最新の推定値のみを掲載

*4：I131の放出量+Cs137の放出量×40(換算係数)で算出

っている。

セシウム134及び137は、鉱物と結びつきやすく、いったん結びつくとも離れにくい。そのため、構造物の壁面等に付着した場合、極めてはがれにくい。また土壌中では粘土鉱物と強く結びついているため、溶け出すことはほとんどなく、移行しにくく、土ごと除去することが必要となっている。

2. 除染の目標

2011年8月30日、放射性物質汚染対処特措法⁽⁶⁾が公布された。同法は、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。」(同法第一条)とした。さらに「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」⁽⁶⁾[日本国政府、2011]が示され、除染の対象として「追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト (mSv/year) 未満である地域」(同方針5頁9行目)として、同地域を「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト (mSv/year) 以下になることを目指す」(同方針5頁11行目)ことを目標としている。こ

れを放射能測定に用いられている最も一般的な機器である「NaIシンチレーション式サーベイメータ」の1時間当たりの線量に換算すると毎時0.23マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$)に相当と推定している⁷⁾。つまり、屋外に8時間、屋内(遮へい効果0.4倍)に16時間という生活パターンでは年間1ミリシーベルトに達する毎

時線量は0.19マイクロシーベルトであり、これに大地からのガンマ線毎時0.04マイクロシーベルトを加えると、毎時0.23マイクロシーベルトが同器での検出量となる。

なお、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上となる地域は「帰宅困難地域」(図1参照)として除染対象から除外して、当面除染を行わないこととなっている。

3. 除染方法

除染は5つの地目に分類して行われている(表2参照)。住宅の場合、家屋表面の拭き取り、農地の場合、除草したうえで表土を5センチはぎ取り、客土の上、15センチの耕起が一般的な方法となっている。道路の場合、路面の高圧除染と側溝等の堆積物の除去が除染の中心となる。森林は、住居・農用地・道路に隣接する森林のみで、林縁から20mの範囲のみの除染となり、除草、枝打ち堆積物除去を行っている。つまり、森林への住民の立ち入りは想定されてない。

4. 除染の進捗状況

除染は国が直轄で行う地域と、市町村で行う地域とに分かれる。このうち国直轄除染地域に指定されているのは「計画的避難区域」(事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルト超の地域)と「警戒区域」(東京電力福島第

表2 除染の方法について^{*1}

地目	方法
住宅	家屋の拭き取り、庭の除草、表土の削り取り
大型施設	屋上の高圧洗浄、壁面の拭き取り、舗装面の超高圧水洗浄
農地	除草、表土削り取り(5cm)、客土、耕起(15cm)
道路	堆積物除去、超高圧洗浄
森林	除草、枝打ち、堆積物除去(なお、住居、農用地等に隣接する森林については、林縁から約20mの範囲)、

*1: 除染プラザ(<http://josen-plaza.env.go.jp/>2016年3月20日閲覧)で取り上げられている一般的な方法。その地点の状況や汚染レベルによって、除染方法を変えている。

一原子力発電所から半径20キロメートル圏内)であり、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、および飯館村の7町村については、全域が指定を受け、田村市、南相馬市、川内村、および川俣町の4市町村については、それぞれの行政区域の一部がこの指定を受けている。

国直轄除染地域の除染の進捗状況を表3に示す。対象となっているのは福島県内の11市町村で当該地域の人口は6万1200人、24.8km²となっている。全体として進捗状況(2016年3月現在)は宅地2万1697件のうち58%が、農地は9670haのうち56%が、森林5376haのうち85%が、道路1424haのうち70%がそれぞれ完了している。なお、田村市、檜葉町、川内村、葛尾村、川俣町、および大熊町の6市町村はすでに100%除染完了の状態であるが、対象面積の比較的広い飯館村、南相馬市、浪江町、富岡町の除染の進捗率は低くなっている。

自治体が主体となって除染している所は、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、および千葉の8県内の99市町村である。そのうち、茨城、埼玉、および千葉県内の市町村では完了している。栃木、群馬の2県内の市町村は農地・牧草地の除染を終え、公共施設を除いてほぼ完了している。国直轄除染地域外の福島県内の市町村では38万件近い住宅除染の目標の8割を済ませている。宮城県は道路の除染の進捗率が16%と低い。なお、この集計では計画区域には指定されていたが、実際には調査のみで除染を行わなかった地域を除染計画地域から除いて集計している。

表3 国直轄除染の進行状況——計画数量と進捗率(2016年3月4日現在)——*1

	対象人口 (人)	対象面積 (ha)	宅地		農地		森林		道路		宅地以外の合計	
			(件)	進捗率	(ha)	進捗率	(ha)	進捗率	(ha)	進捗率	(ha)	進捗率
田村市	400	500	140	100%	140	100%	190	100%	29	100%	359	100%
檜葉町	7,700	2,100	2,500	100%	810	100%	450	100%	170	100%	1,430	100%
川内村	400	500	160	100%	130	100%	200	100%	38	100%	368	100%
飯館村	6,000	5,600	2,000	100%	1,700	54%	1,200	92%	240	46%	3,140	68%
南相馬市	13,300	6,100	3,900	92%	3,100	32%	1,200	52%	320	38%	4,620	38%
葛尾村	1,400	1,700	460	100%	470	100%	630	100%	110	100%	1,210	100%
川俣町	1,200	1,600	360	100%	480	98%	500	100%	68	100%	1,048	99%
浪江町	18,800	3,300	1,967	44%	1,900	35%	380	61%	240	67%	2,520	42%
大熊町	400	400	180	100%	170	100%	160	100%	31	100%	361	100%
富岡町	11,300	2,800	6,000	9%	670	85%	460	100%	170	94%	1,300	92%
双葉町	300	200	97	91%	100	100%	6	100%	8.4	62%	115	97%
総計	61,200	24,800	17,764	61%	9,670	56%	5,376	85%	1424	70%	16,471	67%

*1：環境省除染情報サイト (<http://josen.env.go.jp/index.html>、2016年3月20閲覧)より集計

表4 市町村での除染の進捗状況——計画数(調査のみの件数を除く)と進捗率——

県名	実施自治 体数	公共施設・その他		住宅		道路		農地・牧草地		森林	
		件	進捗率	千件	進捗率	km	進捗率	ha	進捗率	ha	進捗率
福島県	39	9,294	86%	377.5	80%	11.6	55%	3	91%	0.3	82%
茨城県	19	921	100%	2.1	100%	3.5	100%	0	—	0	—
栃木県	8	1,826	63%	27.4	99%	26.9	100%	852	100%	83	100%
群馬県	10	249	66%	10.6	99%	1.9	100%	505	100%	74	100%
埼玉県	2	150	100%	0.0	—	3.4	100%	0	—	0	—
千葉県	9	2,120	100%	8.2	100%	95.5	100%	0	—	0	—
宮城県	8	354	100%	7.1	76%	452.8	16%	4.9	100%	152	100%
岩手県	4	761	44%	2.8	6%	0.2	100%	0	—	0	—
総計	99	15,675	84%	435.7	81%	595.8	35%	1410	100%	310	100%

*1：環境省除染情報サイト (<http://josen.env.go.jp/index.html>、2016年3月20閲覧)より集計。

5. 除染の効果

『汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン』[環境省、2013年]では除染の効果については一般に低減率と除染係数の2つで評価されている。そのうち、低減率は除染により低減された放射線量(主として、空間線量率、表面線量率、表面汚染密度)の除染前の線量に対する割合で以下のように定義される。

$$\text{低減率}(\%) = (1 - \text{除染後の線量} / \text{除染前の線量}) \times 100$$

本稿では、人体に対する外部被ばくという観点から「地面から1mの空間線量の低減率」を除染の効果指標として用いる。

これまで特別除染区域の調査結果は除染の

終了した4つの市町村(田村市、檜葉町、川内村、および大熊町)で公表されている。その結果から除染前の放射線量と除染による低減率を表にまとめると表5のようになる。

これを見てわかるように農地の除染による低減率は高く、高汚染帯(毎時3.5マイクロシーベルト以上)では低減率は76.3%となり、放射線は4分の1以下に下がっているのに対して、道路、森林の低減率は低く、高汚染帯(毎時3.5マイクロシーベルト以上)での森林の低減率(29.3%)は、農地の同値(76.3%)の半分以下である。さらに低線量帯(毎時0.5マイクロシーベルト未満)での森林の低減率は10.7%で、除染の効果が極めて限定的である。また、人為的除染だけでは、政府が目標としている年間1ミリシーベルト以下を達成する毎時0.23マイクロシーベルト以下に到達していないと推定される。

表5 地目別、除染前線量別の低減率（田村市、南相馬市、川内村、および川俣町の実績）*1

	除染前の線量帯			除染後の線量帯			除染前の線量帯			除染後の線量帯		
	(μSv/h)	測定点数	除染前の 平均値 (μSv/h)	除染後 の平均値 (μSv/h)	低減率	(μSv/h)	測定点数	除染前の 平均値 (μSv/h)	除染後の 平均値 (μSv/h)	低減率		
宅地	3.5以上	887	4.65	1.79	61.5%	森林	3.5以上	710	4.81	3.40	29.3%	
	2.5~3.5	1,131	2.94	1.20	59.2%		2.5~3.5	511	2.95	2.17	26.4%	
	1.5~2.5	2,246	1.95	0.85	56.4%		1.5~2.5	550	2.03	.56	23.2%	
	1.0~1.5	—*2	1.25	0.60	51.6%		1.0~1.5	—*2	1.25	0.98	21.6%	
	0.75~1.0	15,147	0.85	0.46	45.3%		0.75~1.0	3132	0.85	0.68	19.8%	
	0.5~0.75	30,344	0.61	0.36	41.6%		0.5~0.75	3465	0.63	0.54	14.9%	
0.5未満	38,123	0.37	0.24	34.5%	0.5未満	773	0.41	0.36	10.7%			
農地	3.5以上	686	4.94	1.17	76.3%	道路	3.5以上	370	4.57	1.89	59.0%	
	2.5~3.5	462	3.02	0.93	69.2%		2.5~3.5	616	2.91	1.33	54.0%	
	1.5~2.5	604	1.95	0.81	58.5%		1.5~2.5	1,204	1.97	1.05	47.0%	
	1.0~1.5	—*2	1.25	0.64	49.1%		1.0~1.5	—*2	1.25	0.73	41.6%	
	0.75~1.0	2753	0.84	0.53	36.2%		0.75~1.0	5038	0.85	0.55	35.0%	
	0.5~0.75	6892	0.60	0.4	29.7%		0.5~0.75	10812	0.60	0.41	31.9%	
0.5未満	3880	0.40	0.28	31.8%	0.5未満	12227	0.37	0.27	27.7%			

*1:「除染実施計画に基づく除染の結果」(<http://josen.env.go.jp/area/data/index.html>, 2015年3月20日閲覧)を集計して筆者作成、*2:上下の線量帯の数値を用いて推定。

表7 高さ1mの線量の経年変化(表6の数値による試算)

経年数	0	1	2	3	5	7	10	15	20	30
残存率	1.00	0.79	0.64	0.52	0.38	0.31	0.25	0.20	0.18	0.14
低減率	0.00	0.21	0.36	0.48	0.62	0.69	0.75	0.80	0.82	0.86

6. 放射線の自然減耗(経年変化)

今回放出された放射性物質のうち、現時点で問題になっているのはセシウム134とセシウム137である。今回の事故による両種類の放射能(ベクレル:Bq)は当初ほぼ1対1の割合で拡散したことが知られている。セシウム134とセシウム137の半減期と線源(キロベクレル)から1m離れた場合の線量当量(ミリシーベルト/時)への換算係数((mSv/h)/(kBq)) [IAEA, 2000]は表6のとおりである。

表6 放射性セシウム2核種の特性

核種	半減期 (年)	高さ1mでの空間線量への換算係数 (mSv/h)/(kBq)	比率
Cs-134	2.065	1.6×10^{-7}	2.58
Cs-137	30.17	6.2×10^{-8}	1.00

[IAEA, 2000]. より筆者作成

これによるとセシウム134の線源から1m離れた場合の線量当量(生体への影響性)は、セシウム137と比較して2.58倍大きいことがわかる。このことから2核種からの事故後の空間線量(高さ1m)の経年変化は、

$$X(t) = \frac{1}{1+2.58} 2^{t/30.17} + \frac{2.58}{1+2.58} 2^{t/2.065}$$

で、算出できる。この結果をまとめると表7となる。これによると事故後3年で線量は約半分に自然減耗し、その後も減り続け、現時点(5年後)では除染を行わなくても事故当初の38%の水準にまで減耗していることがわかる。

7. 人為的減少(除染効果)と自然減耗

前述のように、線量の減少は人為的な除染効果だけではなく核種の経年的な自然減耗による効果も大きい。ここで、除染前の各線量帯の低減率(表5参照)と自然減耗による線量の経年変化(表7参照)を用いて、事故直後の高さ1mの空間線量がそれぞれ毎時10、5、3、1、0.5マイクロシーベルトであった地点が、3年目に除染を行った上で5年後の時点での線量と、全く除染を行わなかった場合を推定し比較すると表8のようになる。

事故直後の線量が毎時0.5マイクロシーベルト以下の場合、(正確には毎時0.6マイクロシ

表8 除染効果の検証*1 (単位: $\mu\text{Sv/h}$)

事故直後の線量	5年後の線量				
	除染なし	3年目に除染した場合			
		宅地	農地	森林	道路
10.0	3.80	1.44	0.91	2.70	1.56
5.0	1.90	0.78	0.59	1.41	0.87
3.0	1.14	0.50	0.48	0.88	0.60
1.0	0.38	0.22	0.27	0.32	0.26
0.5	0.19	0.13	0.13	0.17	0.14

*1: 表6、表7の数値を用いて筆者推定

*2: 斜字体部分は目標とする $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回る

ーベルト)、除染をしなくても、目標となる毎時 0.23 マイクロシーベルト未満となると推定される。その一方で、宅地以外(農地、森林、道路)では除染をしても5年間では目標とする毎時 0.23 マイクロシーベルト以下に到達できない可能性がある。特に森林除染は効果が極めて限定的で、事故時毎時 0.5 マイクロシーベルトの汚染水準では5年後、除染を行わなくても毎時 $0.5 \Rightarrow 0.19$ マイクロシーベルトとなるのに対して、同汚染水準で除染した場合毎時 0.17 マイクロシーベルトとなり、わずか毎時 0.02 マイクロシーベルトしか下げる効果がないと推定される。同様に森林の除染効果は事故時毎時 1.0 マイクロシーベルトの汚染水準では毎時 0.06 マイクロシーベルトの低減、毎時 3.0 マイクロシーベルトでは毎時 0.26 マイクロシーベルトの低減で除染の効果がやはり低い結果となった。

8. 除染費用の推定

除染費用については様々な推定がなされている。除染費用には、除染の実施費用だけでなく、除染後の汚染物質の維持・管理費用

が必要となり、特に後者の費用はいまだに確定した費用として推計することは難しい。

これまで除染費用を推定した研究として[産業技術総合研究所, 2013年]がある(表9参照)。この推定は特別除染地域(国直轄除染)を想定して、農用地、森林、建物用地、および道路の4分類に分けて除染モデル事業の実績から除染単価を推計している。これによると1ha当たりの除染費用は、農地5447万円、森林3,221万円、建物1,750万円、道路480万円となる。これに土地利用データを用いて除染面積を推計、農地2万360ha、森林3850ha、建物4151ha、道路1192haとして除染総額を推計すると、総額1兆3,500億円と算出している。このうち農地に対する除染費用が82%となっている。またこれによると保管費用が全体の3分の2以上を占め(農地の除染の場合71%)、特に最終処分場に移送するまでの間(最長30年間)、県内に保管する中間処分施設(減容化を含む)での経費は全体の約40%となっており、今後とも継続して費用が掛かることが想定されている。

9. 実際の支出

2011年度から2014年度までの3年間に1兆6,889億円が除染費用として使われている(表10参照)。さらに2015年度予算では6,439億円が、さらに2016年度予算では9,518億円が計上されており、これにより2016年度末には累計で3兆2,800億円に達する。2016年3月の段階で除染の進捗状況がおおよそ7割に達しており、除染そのものの費用は減少すると考えら

表9 除染費用の推定根拠

土地利用	推定除染面積(ha)	除染方法	除染単価	廃棄物発生量	保管容器費用	保管		単価合計	総額
						仮置き場	中間貯蔵施設		
農地	20,360	除草・5cm除去、客土	950	815	652	1,630	2,215	5,447	11,090
森林	3,850	落葉・腐葉土層の除去	745	530	424	1,060	992	3,221	1,240
建物	4,151	全体除染	1,750	150	120	300	450	2,620	1,088
道路	1,192	ショットブラスト	480	30	24	60	90	654	78
合計	29,553								13,496

産業技術総合研究所(2013)より引用

表10 除染関連決算*1および予算額*2 (単位：億円)

	2011～2014年度執行額	2015年度予算額	2016年度予算額 (12年補正予算額を含む)	2011年度～2016年度までの累計額
除染関連	16,889	6,439	9,518	32,846
除染		4,174	6,032	10,206
放射性物質汚染廃棄物処理等		1,387	2,140	3,527
中間貯蔵施設の整備等		758	1,346	2,104

*1：「平成26年度東日本大震災復興特別会計の決算概要及び復興関連予算の執行状況(平成26年度末)について」2015年7月、復興庁。

*2：「復興庁平成28年度予算概算決定概要」, 2015年12月. 復興庁*2：「復興庁平成28年度予算概算決定概要」, 2015年12月. 復興庁。

表11 除染面積 (ha) と汚染物の発生量 (個)*1

市町村	対象面積	宅地(件)	農地(ha)	森林(ha)	道路(ha)	汚染物発生量	面積当たり発生量(個/ha)
田村市	500	140	140	190	29	31,590	63
檜葉町	2,100	2,500	810	450	170	575,362	274
川内村	500	160	130	200	38	85,961	172
大熊町	400	180	170	160	31	199,011	498
4市町村合計	3,500	2,980	1,250	1,000	268	891,924	255

*1：フレキシブルコンテナバッグ(約1トンの容量)の個数

れるが、今後、汚染廃棄物処理(減量化・焼却等)や中間貯蔵施設等の維持管理費用が増大し、長期化することが予想されている。除染により生じた汚染物質はフレコンバッグ(フレキシブルコンテナバッグ)に詰められ、一時保管所に積まれているが、一時保管所での保管が長期化すればフレコンバッグの劣化が避けられず、詰め替え等の新たな問題が発生する可能性がある。

10. 想定をはるかに超える除染費用

除染による汚染物質の発生量をすでに除染が終了している4市町村のデータでみると、表11のようになる。自治体によって、単位面積当たりの汚染物質の発生量に著しく差があることがわかる。特に事故を起こした原発の位置する大熊町では面積当たりの発生個数は498(個/ha)であるのに対して、比較的汚染の度合いの低いと考えられる田村市では63個/haであり、汚染の状況により、除染の強度を変えて行っていることがわかる。

また、[産業技術総合研究所, 2013年]で想定された除染面積と実際の除染面積(表3、表4)⁽⁸⁾を比較すると、森林の除染面積は想定

(3850ha)の約1.5倍の面積の5686haであるが農地の実際の除染面積は想定(2万360ha)の約半分の1万1080haとなっている。このことから、当初想定されていた除染単価(万円/ha)をそれぞれ適用すれば除染総額(中間管理施設を含む)は、約3,875億円となる。つまり、想定をはるかに超える(6倍以上)支出が除染に費やされていることとなる。すでに2014年度までに1兆6,900億円が除染費用に使われ、さらに2015年度2016年度の予算額を合わせると3兆円を突破している。

産業技術総合研究所(2013)による推計では除染および仮置き場での保管までに農地除染の場合全体(5,447万円)の約6割の費用(3,232万円)が、森林除染の場合全体(3,221万円)の7割の費用(2,229万円)が投じられ、以後、中間貯蔵施設での費用(全体の3～4割)が見込まれる。

表12では4種の地目(農地、森林、建物(住宅)、および道路)の現在までの除染面積(A)に、現在進行している仮置き場までの処理単価の推定値([産業技術総合研究所, 2013年]) (B)を掛け合わせて除染費用(想定)(C)をまず算出した。なお、除染面積は特別除染地域を主体に、農地と森林についてのみ、市町村による除染の面積を加えて計算した。

表12 中間貯蔵施設までの総費用の推定(単位:億円)

地目	除染面積 ^{*1}	仮置き場までの	除染費用	実際にかか	*1進	仮置き場	中間貯蔵費用	中間貯蔵	除染から中間
	(ha)	単位面積当たり	(想定)	った費用 ^{*1}	捗率	までの完	÷仮置き場ま	にかかる	貯蔵施設まで
	A	B	C=A×B	D=C×Q ^{*3}	E	F=D÷E	G	H=F×G	K=F+H
農地	6,850	3,232	2,214	13,327	62%	21,496	68.5%	14,725	36,220
森林	4,856	2,229	1,082	6,516	85%	7,666	44.5%	3,411	11,077
建物	2,408	2,170	522	3,145	58%	5,422	20.7%	1,122	6,545
道路	1,001	564	56	340	70%	486	16.0%	78	563
合計	13,395		3,875	23,328		35,069		19,336	54,405

*1: 2016年3月現在までの実際値を表3から算出

*2: 表9を利用(産業技術総合研究所(2013)の推定値)

*3: Q(6.020)=実際にかかった費用(23,328)÷想定費用合計(3,350)

図2 飯館村村民の帰村に対する意向(2013年9月飯館村調査)

18歳以上の全村民5598人が対象、無回答社2359人(数字は人数)

除染開始以来これまで

実際にかかった除染関連

費用(2016年3月現在)

が2兆3,319億円(D:表

10より算出)であるから、

当初の想定3,850億円

の6.02倍に及んでいる

ことがわかった。さらに

地目ごとの進捗率(E)を

用いて仮置き場まで完了

した場合の総費用(F)は

3兆5,069億円となると

推定された。中間貯蔵施設

での単位費用と除染から

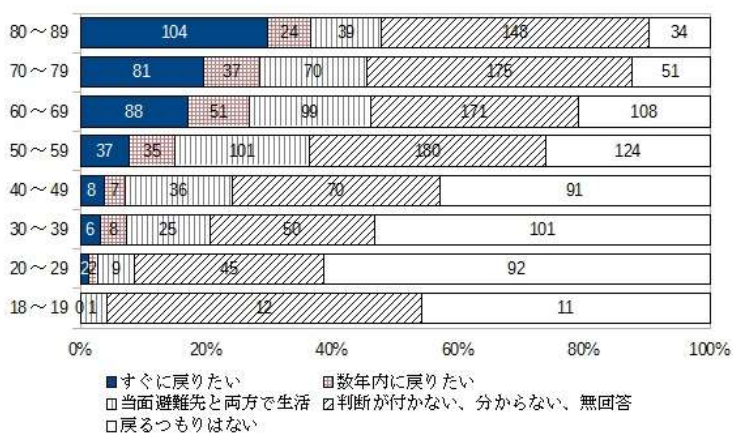
仮置き場までの単位費用

の比率(G)を表9の数値

で算出し、これにより中間

貯蔵施設での費用(H)を

推定すると総額1兆9,336



費用が、投じられていることとなる。

11. 住民の意思

全村民避難となった飯館村で2013年9月に住民の意向調査^⑨が行われている。この調査は飯館村役場により18歳以上の全村民を対象に行われた。主な質問事項は帰村の意向、避難生活の状況、行政区の課題などである。回答者は2359人約42%であった。帰村の意向の結果を年齢別に集計すると図2のようになる。これを見てわかるように、60代以上の高齢者世代では帰村の意思(すぐ戻りたい+数年内に戻りたい)を示す住民が「戻るつもりはない」と回答している住民を上回っている。こ

れは、長年住み慣れた故郷に戻りたいという高齢者が多いことを反映している。一方で、60歳未満の勤労者世代では、「戻るつもりはない」と答える住民が多い。これは、すでに村外に勤め先も得ており、さらに、家族として、帰村することがむずかしくなっていることが、理由として考えられる。

12. 今後の進展

今後、特別除染地域において、政府の目標とする空間線量、毎時0.23マイクロシーベルトが達成され、帰宅制限区域が順次、解除された場合、前述したように住民が自宅に戻るかどうかは不透明である。特に、60歳未満の家族にとって、現時点で戻ることとなっても5年の経過により、すでに移転先で生活の基盤が確立されており、帰村が難しい可能性がある。そもそも過疎地域である被災地では、一度失われた地域コミュニティを回復することは極めて難しいといえる。

これほど多額の費用をかけて除染を行った意味はどこにあるのか。今回の原発事故で汚染地域として、自宅を追われることとなった住民の方々にとって、原状復帰を望むのは当然のことである。しかし、今の除染の方法では、汚染の低減はできても、原状復帰には程遠い。生活圏として農地、道路、住宅周辺の除染を行っても、かつて山菜狩り、キノコ狩りを楽しんだ野山の除染は行われない。たとえば飯舘村の場合、森林面積は総面積の75%で、その5%程度しか森林除染が行われていない状況では、実際に林野に踏み込めるのは、数十年先のことである。5兆4千億円という巨額の除染費用を費やしても不十分な除染しかできず、住民が戻ってくることは期待できない。除染の意味が問われることとなる。除染の意味をどのように考えるかという問いに対して、「今回の甚大な原発被害を少しでも早く払拭するため」という可能性はないである

うか。事故後、政府は原発をベース電力と位置づけて、引き続き運用することを決定している。エネルギーとして原発に依存する上で、事故の記憶や痕跡をできる限りなくしていくことを目論んでいるとは考えられないであろうか。

今後有り得ることとして、「帰宅困難地域の除染問題」が挙げられる。事故当初からこれまで、年間被ばく20ミリシーベルト以上の地域は帰宅困難地域として除染の対象外としてきた。しかし、今後経年的な放射線量の減少にもなると、除染の対象としようという意見が出てくる可能性がある。本研究の結論として帰宅困難地域の除染は行うべきではない。原発事故が如何に甚大な被害をもたらしたかを後世に伝えるためにも、この地域を是非とも保存することが最善の選択と考える。

謝辞

本研究をまとめるにあたって、数度の現地調査を実施した。実施に際しては、松丸雅一氏、ならびに伊藤延由氏に大変にお世話になった。ここに御礼申し上げる。

注

- (1) 本研究にあたって2013年大東文化大学特別研究費を受けた。関係者の方々に御礼申し上げます。
- (2) [IAEA, 2013]の3頁参照。
- (3) [八田純人 他, 2012]を参照のこと。
- (4) 「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書——東京電力福島原子力発電所の事故について——」、2011年6月、原子力災害対策本部)を原子力安全・保安院HPより引用(2015年3月20日閲覧)。
- (5) 正式名称は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)。

- (6) 正式名称は『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針』。
- (7) 『追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方』平成23年10月10日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会 資料より (http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18437&hou_id=14327 (2016年3月30日閲覧))。
- (8) 本研究では国の直轄除染に比べて市町村の除染は小規模であることから、国の直轄除染を中心に、市町村による除染は農地と森林のみを分析対象とする。
- (9) 『飯舘村民の避難生活実態及び帰村意向等に関するアンケート調査報告書』は2014年5月から6月において18歳以上の全村民を対象に行われた。

文献目録

- IAEA. 2013. “INES THE INTERNATIONAL NUCLEAR AND RADIOLOGICAL EVENT SCALE USER'S MANUAL 2008 EDITION CO-SPONSORED BY THE IAEA & OECD/NUCLEAR ENERGY. VIENNA : IAEA, 2013.
- . 2000. “Generic procedures for assessment and response during a radiological emergency”, pp.88, IAEA-TECDOC 1162, Aug.2000. 2000.
- 環境省. 2013年. 『汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン』(2013年5月、環境省). 東京：環境省, 2013年.
- 産業技術総合研究所. 2013年. 放射性物質除染の効果と費用を評価—今後の除染方針に関する議論の土台となる情報基盤を提供—. つくば市：産業技術総合研究所, 2013年.
- 東京電力(株). 2012. 『福島第一原子力発電所事故における放射性物質の大気中への放出量の推定について』、2012年5月. 東京：東京電力, 2012.
- 日本国政府. 2011. 『平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法』基本方針. 出版地不明：日本国, 2011.
- 八田純人 他. 2012. 「森林土壌における放射性物質の鉛直分布と移行——福島県浪江町における事例——」, 『環境創造』, 16, 27-37, 2012年11月. 東京：大東文化大学環境創造学会, 2012. 1.
- 飯舘村. 2012年. 『飯舘村民の避難生活実態及び帰村意向等に関するアンケート調査報告書』、2012年6月. 飯舘村：飯舘村, 2012年.
- (やまぐち ゆうじ 当研究所主任研究員・大東文化大学教授)
- (はった すみと 当研究所主任研究員・(一社)農民連食品分析センター所長)
- (ひめの しゅんいち 東京大学大学院新領域創成科学研究科)
- (おだがわ ようへい (一社)農民連食品分析センター研究員)

高田太久吉著

『マルクス経済学と金融化論』

——金融資本主義をどう分析するか』

(新日本出版社、2015年)

石倉雅男

1. 本書の目的と構成

本書は、2007年にサブプライムローン危機を契機に発生した世界的な金融恐慌の原因とメカニズムの解明を主要な動機として、著者が一貫して取り組んでこられた研究の成果を取りまとめた大著である。本書では、英語圏の学界を中心に活発な議論が展開されつつある「金融化論 (financialization approach)」

(本書、2頁)の研究成果を射程に入れつつ、金融恐慌に関する現代マルクス経済学の分析視角を再検討したうえで、今回の金融恐慌の舞台となった「組成販売型」金融システムの構造に関する諸問題 (金融の証券化、シャドールバンキング、レポ市場など)、および、金融機関に対する監督と規制をめぐる諸論点について詳しく考察されている。さらに、金融化論による問題提起を踏まえて、現代マルクス経済学の理論的課題について展望されている。本書の主要目次は、以下のとおりである

第1章 現代資本主義論としての「経済の金融化」論

第2章 現代資本主義と「経済の金融化」——信用制度の役割と金融恐慌をめぐる

て——

第3章 金融危機の要因としての過剰流動性について

第4章 資本の過剰蓄積と貨幣資本の過剰——現代恐慌分析の方法をめぐる——

第5章 過剰生産恐慌と「独自の貨幣恐慌」——今次金融恐慌の基本的性格規定をめぐる——

第6章 金融恐慌とシャドールバンキング

第7章 シャドールバンキングとレポ市場——現代金融恐慌のメカニズム——

第8章 現代資本主義の蓄積様式とデリバティブ市場

第9章 国際金融危機とToo Big To Fail問題

第10章 マルクス経済学と「経済の金融化」論

2. 「経済の金融化」への本書の視座

金融化論の視点から現代経済を分析した共同研究として知られるエプシュタイン編『金融化と世界経済』の序章では、「金融化 (financialization)」の広い意味での定義として、「金融化とは、国内経済および国際経済の運営において、金融的動機、金融市場、金融的アクター、および金融機関の役割が増大していることを意味している。」(本書、18頁の

引用文〔Gerald Epstein (ed.), *Financialization and the World Economy*, Edward Elgar, 2005, p. 3〕と説明されている。本書第1章では、「金融化」の概念に基づいて現代資本主義を分析した最近の研究として、エプシュタインのほか、Blackburn、Erturk、Lapavitsas、Palley、Stockhammerらの諸氏の所説について紹介、検討されている。著者によると、「経済の金融化」の「基本的な意味」とは、「過去20～30年の間に、新自由主義を導きの糸とする金融グローバル化を背景に、金融市場の革新、拡大、深化が進み、これにともなって金融市場と金融産業の企業・家計を含む経済全般に対する影響力が顕著に強まったこと、その結果、現代資本主義の蓄積様式および企業・家計の行動様式にさまざまな変化が生じている状況を概念化したもの、あるいは、現代資本主義の研究に際して、これらの変化に焦点を当てて研究するアプローチ」（本書、20頁）である。「企業・家計を含む経済全般」に対する「金融市場と金融産業」の影響力の高まり、あるいは、「金融市場と金融産業の膨張、動向および利害が实体经济を構成する企業と家計の経済活動に及ぼす影響の重要性」（同、32頁）を強調し、これを解明している点が、金融化論の基本的な特徴であると評価されている。

だが、金融化論では、金融システムの質的な変化を考慮に入れた分析も行われている。著者は、「金融化が『金融の証券化』を促し、金融システムの基軸を、銀行制度から資本市場に移す大きな力として働いた経緯を明らかにした」（同、33頁）ことも金融化論の貢献であると評価したうえで、「経済の金融化」の意味について、「貨幣資本の価値増殖」の観点から、「金融化は、金融市場に流入する貨幣資本を増大させ、この貨幣資本の価値増殖の手段として、あらゆる資産を金融商品化する、すなわち金融市場で売買可能な証券に転化しようとする傾向を生み出す」（同）と説明している。さらに、「金融化論の理論的意義を評価す

る場合の最重要な論点」は「現代資本主義に特有の過剰な貨幣資本をめぐる問題」（同、41頁）であり、「過剰な貨幣資本の不断の増大を引き起こしているメカニズム、さらに、膨大な貨幣資本の蓄積が金融市場と企業に及ぼす影響を具体的に分析すること」（同、42頁）こそが、金融化論の課題であると指摘されている。

本書では、英語圏における金融化論をめぐる近年の研究が検討されるにとどまらず、「貨幣資本の過剰」の背景にある信用制度の質的な変化、および、それに伴う貨幣資本の価値増殖の変容という著者自身の観点から、「経済の金融化」について考察されている。本書の中心的な課題は、今回の世界金融危機の舞台となった証券化を伴う金融システムにおいて、貨幣資本の過剰がどのような形態で現れ、どのような径路で金融市場と实体经济に影響を及ぼしたかを解明することである。

第2章では、「経済の金融化」の基礎にある信用制度の質的な変化に関連して、次のように指摘されている。「貨幣資本の過剰を背景とする金融イノベーションの基本的な役割は、金融取引の主要舞台を、企業の運転資金や投資資金、商社その他の貿易取引に必要な決済資金、家計の住宅資金や自動車の購入資金など、生産活動や消費活動に根拠を持つ資金需要を充足するための取引から、株式や債券の流通市場、外国為替市場、短期金融市場（インターバンク市場）等、实体经济との関連が希薄な『貨幣・金融分野』に移し替えることである」（本書、63頁）。また、「金融イノベーション」の役割については、「貨幣資本の価値増殖を、できるだけ経済の現実的プロセスから遠ざけ、遊離させることで、現実資本の蓄積に依存しない貨幣資本の自己実現的な価値増殖の領域を作り出すことである」（同、64頁）とも指摘されている。さらに、各種の証券化商品および信用デリバティブの市場の膨張を支えた「金融CP市場やレポ市場」が世界金融危機の「主たる震源」となった経緯につ

いては、「現代の信用制度が、企業や家計の現実の経済活動やそれにとまなう資金需要から極度に遊離した、その意味で純粋に金融的なリスク取引の仕組み（リスクの商品化）に変質していることを証明しているのである。」（同、64頁）と指摘されている。

3. 「過剰な貨幣資本」概念の再構築

本書では、今回の世界金融危機の背景にある金融システムの役割の質的な変化に注目して現代経済の「金融化」が考察されるが、そのさいに、貸出債権の証券化を伴う「組成・販売モデルが機能する金融システム」（本書、90頁）における「貨幣資本の過剰」の概念について検討されている。第3章では、「ポートフォリオをつねに値洗い（時価評価）している資本市場型金融機関」（同、91頁）の行動様式に注目して景気循環増幅的な（pro-cyclical）金融市場の変動を説明する近年の研究としてAdrianとShinの論文「流動性と金融的循環」（Tobias Adrian and Hyun Song Shin, “Liquidity and financial cycles,” *BIS Working Papers*, No.256, July 2008, pp.1-22）が検討され、同論文における「余剰資本（surplus capital）」（Ibid., p.2）の概念を手がかりとして、「貨幣資本の過剰」の概念が再構築されている。本書の議論と関連するかぎり、同論文の議論を見ておこう。

両氏の論文では、資産側に証券を保有するための資金を負債と自己資本によって調達している金融仲介機関が、レバレッジ比率[=資産÷自己資本]の一定の目標値を維持するために「バランスシートを能動的に管理する」（Ibid., p.5）と仮定されたうえで、資産価格（証券価格）の上昇がバランスシートの規模の拡大を通じていっそうの資産価格の上昇を引き起こす正のフィードバック、あるいは、資産価格の低下がバランスシートの縮小を通じていっそうの資産価格の低下を引き起こす

負のフィードバックを引き起こすメカニズムについて、以下のような数字例を用いて説明されている（Ibid., pp.6-8）。

出発点では金融仲介機関のバランスシートが「資産(100)=負債(90)+自己資本(10)」であり、レバレッジ比率（=資産(100)÷自己資本(10)）が目標値(10)と一致している。資産価格（証券価格）が上昇し、資産が100から101へ増加した場合、（負債の金額は変わらないと仮定すれば）正味資産（自己資本）が10から11へ増加し、バランスシートは「資産(101)=負債(90)+自己資本(11)」へ変化する。この場合のレバレッジ比率（=資産(101)÷自己資本(11)）は9.18であり、目標値(10)を下回る。レバレッジ比率の目標値(10)を達成するためには、追加的な債務を取り入れ、証券を追加購入しなければならない。証券の追加購入額(x)は、 $資産 \div 自己資本 = (101+x) \div 11 = 10$ により、 $x=9$ である。追加的な債務(9)の取り入れにより、証券が追加購入された後のバランスシートは「資産(110)=負債(99)+自己資本(11)」となり、レバレッジ比率（=資産(110)÷自己資本(11)）が目標値(10)と一致するが、バランスシートの規模（110の資産）は出発点の100と比べて10%拡大している。バランスシートの規模の拡大は、資産（証券）に対する需要の拡大を意味し、資産価格（証券価格）を上昇させる圧力となる。したがって、レバレッジ比率の目標値を維持するための能動的なバランスシート管理を前提とすれば、資産価格（証券価格）の上昇は、証券の追加購入と追加的な債務の取り入れによってバランスシートの規模を拡大させ、その結果、資産価格のいっそうの上昇を引き起こす（正のフィードバック）。

逆に、資産価格（証券価格）が低下すると、（負債の金額は変わらないと仮定すれば）正味資産が減少し、レバレッジ比率が目標値よりも高くなるので、レバレッジ比率の目標値を維持するためには、証券の売却と負債の返済を通じてバランスシートの規模を縮小させ

なければならない。それゆえ、レバレッジ比率の目標値を維持するためのバランスシート管理を前提とすれば、資産価格（証券価格）の低下は、証券の売却と負債の返済によってバランスシートの規模を縮小させ、その結果、資産価格のいっそう低下を引き起こす（負のフィードバック）。

証券価格の上昇によってレバレッジ比率が目標値(10)を下回る状況について「金融仲介機関は余剰資本（surplus capital）を保有し、自分たちの余剰資本を使うことのできる方法を見つけようと試みるであろう」（Ibid., p. 2. 邦訳は引用者による）と指摘されている。さらに、「余剰資本」の概念については、「製造業の企業との厳密でない類推で言えば、金融システムが『余剰能力（surplus capacity）』を持っていると見なしてもよい」（同）と注記されている。

証券価格の上昇に伴ってレバレッジ比率が目標値を下回った場合の追加的な債務の取り入れによるバランスシートの拡張について、本書第3章では、「このバランスシートの拡張は、資産サイドでは信用供与や証券投資の形で、負債サイドではレポ市場を含む短期債務の増加を通じて行われる」（本書、91頁）と指摘されている。さらに、AdrianとShinの前掲論文で提起された「余剰資本」の概念に基づいて、「貨幣資本の過剰」の存在形態について、次のように説明されている。

「かれら〔AdrianとShin〕の説明によれば、金融産業における過剰資本の主要な存在形態とは、貸付可能な資本の過剰ストックや一般に言われる『過剰流動性』という曖昧な概念ではなく、金融機関の多くが適正水準以下のレバレッジ（バランスシートの規模に対して過大な自己資本）で運営されており、バランスシートを自己資本に見合う適正規模に拡大するために、投資可能な証券や貸付可能な借入手を積極的に探している状態ということになる。」（同、〔〕内は引用者）。

本書で金融バブルや金融危機について分析されるさいに基礎とされるのは、「貸付可能な資本の過剰ストック」あるいは「過剰流動性」という「多義的で、曖昧な概念」（本書、80頁）ではなく、「バランスシートを自己資本に見合う適正規模に拡大する」ことに努める投資主体の行動様式に基づいて定義された「貨幣資本の過剰」の概念である。本書の「貨幣資本の過剰」の概念が、AdrianとShinの前掲論文における「余剰資本」あるいは「余剰能力」の概念を基礎としていることは、次の文章からも確かめられる。

「現代の金融危機を説明するためには、危機の原因となる金融バブルを引き起こす過度の信用膨張が確かに必要であるが、このような信用膨張が実現するためには、あらかじめ銀行と機関投資家の手元に、過剰な貨幣資本（Adrian & Shinのいわゆる過剰能力）が存在していなければならない。つまり、バブルも金融危機も、単なる『信用』あるいはレバレッジの問題としてではなく、利子生み資本としての貨幣資本の過剰蓄積の問題として理論的に考察しなければならないのである」（本書、94頁）。

4. 「貨幣資本の過剰」と「投資適格な証券の不足」

本書では「貨幣資本の過剰」とは、前掲引用文に見られるように、投資家としての金融機関が「投資可能な証券や貸付可能な借入手を積極的に探している状態」（本書、91頁）であると把握されている。これは、追加的な債務の取り入れによって調達された巨額な貨幣が、投資対象となりうる投資適格な証券を探している状態であり、さらに言い換えれば、貨幣の超過供給に証券の超過需要が対応する状態である。

本書第4章では、「今回の場合には、資本の過剰蓄積が最初に顕在化したのは、いわゆるジャンクボンドを含む社債や国債などの架空

資本の利回りの異常な低下であった。言い換えれば、投資適格な架空資本に対する需要の異常な増加として現れた」（同、104頁）こと、すなわち「貨幣資本の過剰」に対応するものは「投資適格な架空資本に対する需要の異常な増加」であったと指摘されている。また、「貨幣資本の過剰」をもたらした重要な要因として、「金融的利得を求めて架空資本の購入に充てられる貨幣資本の趨勢的過剰（運用資本に対する証券供給の不足）」（同、118頁）が指摘され、「貨幣資本の過剰」に「証券供給の不足」が対応すると把握されている。

さらに、本書第5章では、「ゼロ水準に近い低金利で莫大な額の貨幣資本が現実資本の運動から遊離してグローバルな規模で金融的利殖の機会を求め、あらゆる証券をリスクを度外視して買いあさり、結果として貨幣資本が購入する適格な証券が世界的に不足するという現代資本主義に特有の現象は、あきらかに貨幣資本の過剰蓄積を表している」（同、152頁）と指摘され、「貨幣資本の過剰」に投資適格な証券の世界的な「不足」が対応することが、より明確に把握されている。

「貨幣資本の過剰」に対応するものが「投資適格な証券の不足」であると考えるか、それとも、商品に対する「架空の需要」であると考えかに応じて、今回の世界金融危機のとらえ方が変わってくる。本書第5章の説明によると、「マルクスが過剰生産恐慌に付随すると考える貨幣恐慌」の場合には、「自立した商人資本、とりわけ直接的消費から遊離した〔中略〕卸売業（遠隔地貿易を含む）の分野で活動する商人資本に対して用立てられる銀行信用が、再生産過程の制限を超えて架空の需要を作り出し、それが最終的に再生産の内的依存性の限界に突き当たることで、信用それ自体の架空性が露呈し、信用の急停止と支払い手段に対する殺到という再生産過程の異変を引き起こす」（本書、147頁。〔 〕内は引用者）という展開になる。しかし、今回の世界金融危機の場合には「住宅市場の過剰供給

は明らかに重要な要因であったが、これ自体がこれほど大規模な恐慌の主因であったと結論付けることは困難である」（同、148頁）と指摘される。さらに、サブプライムローン危機に関して「全過程を突き動かしてきた最大の原動力は、住宅産業の競争や利潤動機ではなく、また本来の家計の住宅需要でもなく、証券化商品の組成・販売で暴利を目論む、金融機関（投資銀行）の運動であったといっても間違いではないであろう」（同、149頁）と指摘される。証券化商品の組成・販売から収益を挙げようとする「金融機関（投資銀行）」の行動に注目されているが、これも、「貨幣資本の過剰」に「投資適格な証券（証券化商品も含めて）の不足」が対応すると把握されているからほかならない。

5. 組成販売型金融システムをめぐる諸問題

次に、金融仲介機関の行動様式に基づく「貨幣資本の過剰」の概念、および、「貨幣資本の過剰」と「投資適格な証券の不足」との対応に関する以上の分析を踏まえて、組成販売型金融システムが直面する諸問題について検討されている。

本書第6章では、「シャドーバンキング（shadow banking）」を「銀行制度の枠外で発展した金融仲介の新しい仕組み」として定義することは「理論的に困難であると同時に現状認識として不正確」であると判断される理由として、「銀行の金融仲介機能自体が、すでに銀行業務の自由化（グラス＝ステイーガル法撤廃）、預金以外の市場性資金（レポ市場やABCP）への依存、さまざまな非預金取扱関係会社を包摂する金融持ち株会社の成立、証券化にともなう多様な簿外ビークルの利用、ヘッジファンドとのますます深まる業務関係などによって、シャドーバンキングとの関係が不可逆的に拡大している」（本書、163-164頁）と指摘される。そのうえで、シャドーバ

ンキングが発展するための要件は「銀行のバランスシートの負債勘定を介さないで市場に提供され、金融仲介機能の一部を果たしながら企業、家計、証券発行体に『流動性』を供給するシステム化された仕組み」（同、168頁）であり、その代表が「レポ市場とCP市場」（同）であると指摘される。また、シャドールバンキングの特徴として、「それ自体深刻な脆弱性を孕んでいるだけでなく、銀行との複雑な“interconnectedness”を介して金融システム全体の不透明性と脆弱性を高め、信用の膨張・収縮を増幅させ、金融市場の景気増幅機能を拡張する」（同、191頁）と指摘されている。

シャドールバンキングの特徴を銀行の金融仲介機能との連関のなかで把握する本書の視点は、最終的貸し手と最終的借り手の間に介在する金融仲介機関（証券化のプロセスに関わるさまざまな機関）相互の複雑化した債権債務関係が把握されている点で、きわめて的確である。また、本書では、シャドールバンキングに対する規制に関連して、「大手銀行の証券化ビークルは、ほとんどがタックスヘイブンに開設されており、大手銀行自体もまた、デラウェアをはじめとするタックスヘイブンに登記されている」（同、188頁）という実情に鑑みて、従来の監督機構によるシャドールバンキングの監視とリスク評価に限界のあることが指摘されている（同）。証券化に関わる金融機関の租税回避行動に関する本書の指摘は、組成販売型金融システムの実情を把握するうえで、きわめて重要である。

本書第7章では、シャドールバンキングの拡大を支えるレポ取引・レポ市場をめぐる諸問題が検討されている。レポ取引の基本的な仕組みについて「レポ取引（repurchase agreement）は、ディーラー銀行、ヘッジファンドなどのレバレッジ・ベースの金融機関が、証券売却の形で機関投資家から大口の資金を借り入れ、約定期間後に証券買い戻しの形で資金を返済する、『買い戻し条件付き』証券売買



価格 ¥3,348（本体 ¥3,100）
サイズ A5判 / 348頁
新日本出版社（2015/03 発売）
商品コード 9784406058872
NDC分類 331.6

である」（本書、205頁）と特徴づけられている。

レポ取引には「仲介機関を通さないバイラテラル・レポ（bilateral repo）」と「エージェント銀行あるいは清算銀行が仲介するトリ・パーティ・レポ（tri-party repo）」（同、206頁）があるが、「近年でもレポ取引の大半は依然としてバイラテラル・レポであり、トリ・パーティ・レポが占める割合は、15～20%と見られている」（同）と指摘されている。

2000年代以降のレポ市場の急速な膨張の背景にある要因の1つとして、「安全で流動性の高い証券に対する需要」（本書、211頁）を支える「機関運用される資金プール（institutional cash pool）」（同、122頁、211頁）の存在が指摘される。「Institutional Cash Pools」とは「グローバルな非金融企業と、資産管理機関、証券貸し付け業者、年金基金などの機関投資家が大規模かつ集中的に管理し

ている、短期のキャッシュ・バランス」(Zoltan Pozsar, “Institutional Cash Pools and the Triffin Dilemma of the U.S. Banking System,” *IMF Working Paper*, No.11/190, August 2011, p.4 [本書、211頁の引用文]) のことであり、本書で言われる「投資適格な証券の不足」に対応する「貨幣資本の過剰」の具体的な形態であると考えられる。さらに、「レポ市場や証券貸し付け市場の急膨張を可能にした重要な仕組み」として「担保再利用 (re-hypothecation)」（同、214頁）の重要性も指摘されている。「担保再利用」とは「担保として提供された資金ならび証券」が「借り入れの担保として繰り返し重複して利用される」ことにより「市場（取引残高ベース）を膨張させるメカニズム」（同）のことである。

レポ取引・レポ市場に関する以上の考察を踏まえて、金融恐慌を引き起こした決定的に重要な契機について、次のように指摘される。「今回の金融恐慌の決定的なプロセスは、大手金融機関が主導する証券化およびグローバル化と相俟って拡大してきたシャドーバンキングの資金／証券の調達／運用を支えてきたレポ市場、証券貸し付け市場、ならびに ABCP市場で発生した、大規模な『取り付け (runs)』あるいは『資金の逆流』として理解することができる。」（同、226頁）。シャドーバンキングを支えたレポ市場等の「取り付け」も、金融システムの質的な変化を背景とする「貨幣資本の過剰」の帰結であると言える。

6. 本書で提起される政治経済学の課題

本書第9章では、金融市場の規制と監督をめぐる諸論点について考察される。「Too Big To Fail問題」の解決に向けた経済学の今後の課題について「金融システムの公共財としての役割、公益としての価値を分析し、とりわけさまざまな機関投資家の管理する貨幣資本

の運動を公共的な基準で管理するための新しい政治経済学の理論を発展させる必要があるであろう」（同、300頁）と指摘される。「機関投資家の管理する貨幣資本の運動」に関する本書の考察を踏まえ、「貨幣資本の運動」を「公共的な基準で管理する」ための理論と政策を検討することは、現代の政治経済学に課せられた喫緊の課題である。

最後に、本書第10章では、現代経済を研究するマルクス経済学の課題として、「価値法則と矛盾しない、資本の運動原理の一つ」として「架空資本に価値を形成する『資本還元』（同、339頁）を解明すべきことが指摘される。こうした研究の方向性に評者は基本的に賛成であるが、資本主義経済分析の基礎となる価格形態の考察、金融部門と非金融部門との債権債務関係を導入したマクロ経済の分析枠組みの構築、投資家の行動様式を基礎づけるリスク概念の検討など、取り組むべき課題は数多い。

（いしくら まさお 一橋大学教授）

アングス・マディソン著・政治経済研究所監訳

『世界経済史概観——紀元1年～2030年』

(岩波書店、2015年6月)

八尾 信光

まえがき

本書は、世界各地と主な国々の過去2000余年間の発展史、経済社会の統計的分析方法の形成・発展史、世界経済の2030年までの展望を、巨視的かつ具体的に論じた大著 *Contours of the World Economy, 1-2030 AD: Essays in Macro-Economic History* (Oxford University Press, 2007) の邦訳である。著者のマディソン (1926～2010) は、英国の重工業都市ニューカッスルで鉄道労働者の息子として生まれ、世界大恐慌の影響で苦しむ多くの失業者や貧困家庭を間近に見ながら育った。両親らの影響で少年時代から社会・経済・労働問題とその歴史に強い関心を持ち、ケンブリッジ大学と北米の有名大学等で歴史と経済学、統計学を研究し、1953年～1978年にOEECとOECDの中心的なエコノミストとして活躍した後、オランダのフローニンゲン大学教授に就任し、同大学に成長開発センターを創設して世界各国・各地域の経済社会の発展過程、その数量的分析と制度的分析に取り組み、よりよい社会の形成に向けた研究に全生涯をささげた経済学者である。

彼は20冊 (編著等も含めれば39冊) に及ぶ著作を遺したが、そのうち本書は、1995年刊

行の『世界経済の成長史1820～1992年』(金森久雄監訳・政治経済研究所訳、東洋経済新報社、2000年)、2001年刊行の『経済統計で見る世界経済2000年史』(金森久雄監訳・政治経済研究所訳、柏書房、2004年)と並ぶ、世界経済発展史に関する彼の三大労作の最後のものである。以下では本書の構成と概要を紹介し、その特長と意義、世界経済の将来展望に関する感想などを述べてみたい。

I 本書の構成

序説と要約

第I部 世界発展の輪郭 紀元1～2003年

第1章 ローマ帝国とその経済

第2章 西ヨーロッパの復活とアメリカの転形

第3章 アジアと西の相互作用 1500～2003年

第4章 イスラムとヨーロッパがアフリカの発展に与えた影響 紀元1～2003年

第II部 マクロ計測の進歩

第5章 マクロ計測の先駆者たち 政治算術学派と歴史人口学者

第6章 現代のマクロ計測 われわれはどこまで来たか?

第Ⅲ部 来るべき事態の姿

第7章 2030年の世界経済

付録統計〔紀元1～2003年〕

解説〔斎藤 修〕 訳者より 索引

Ⅱ 本書の概要

本書の内容については著者自身が冒頭で要約している。それも参照しつつ本書の概要を評者なりに紹介してみる。

第1章は、紀元前1000～紀元476年の約1500年間における〔西〕ローマ帝国の形成・発展・崩壊の過程を具体的に説明している。特に帝国の全盛期については、イタリア半島を中心にヨーロッパ・西アジア・北部アフリカの属州を含む帝国全体および諸地域における西暦14年の面積と人口、平均寿命、総所得と1人当たり所得、自由民と奴隷の数、それらの所得水準、皇帝をはじめとするエリート層の所得、都市の数と人口などについて、主な先行研究を吟味しつつ推計した多数の総括統計を示しており、世界経済史研究における画期的な貢献であろう。人口や平均所得については、紀元14年だけでなく紀元前300年と紀元後1000年の推計値も示し、ローマ帝国確立期までの約300年間と、その後、帝国が爛熟と崩壊を経て中世社会が形成され確立するまでの約1000年間の変化も示している。なお所得額等に関する彼の推計値は、1990年GK（＝ゲアリー＝ケイミス〔Geary-Khamis〕国際ドル：この二人が開発した方法で推計した購買力平価で1990年の米国ドルに換算した値）で示されている。

それによれば、西暦14年のイタリア半島の人口は700万人（うち奴隷は250万人）、ローマ帝国全体は334万km²、人口4400万人（奴隷は450万人）、イタリア半島での国民可処分所得総額は（1990年GKドルで見て）60億ドル、1人当たり可処分所得は857ドル〔≒12万1990年円〕、帝国全体では251億ドル、1人当たり

可処分所得は570ドル程度であったとされる。

〔2000年前のイタリア半島での1人当たり実質可処分所得は約12万円、1家族当たり数十万円、帝国全体の平均は、その2/3程度であったということになる〕。

また紀元前300年→紀元14年の約300年間には、イタリア半島の人口は390→700万人（1.8倍）、総所得は16.6→60億ドル（3.6倍）、1人当たり所得は425→857ドル（2.0倍）に増えたのに対して、紀元14→1000年の約1000年間には、〔シチリア等も含む〕イタリアの人口は800→500万人（0.63倍）、総所得は65→23億ドル（0.35倍）、1人当たり所得は809→450ドル（0.56倍）に減少したとされる。ローマ帝国確立期までの約300年間にはイタリア人の実質平均所得が約2倍に増えたが、その爛熟と崩壊を経て封建社会が確立するまでの1000年間にはそれが0.56倍に減少したことになる。

第2章の前半では、紀元1～2003年の間に世界各地の1人当たり実質GDP、人口、実質GDP、平均寿命が、どのように変化したのかを総括表で示し、この約2000年間における世界経済の拡大過程を概観した上、その中で「西」の国々（the West：西欧諸国と米加豪新4国を含む西欧系諸国）の経済が中世後半以降急速に発展した理由を分析し、中世に国家宗教化したキリスト教が一夫一婦制を確立させ相続制度や親族制度を変化させて個人主義と蓄財を促したこと、11～12世紀にフランドルや北イタリアの諸都市で商取引が活発化し、企業家精神・財産権の保障・会計制度・金融・保険業の発展を促したこと、1080～1500年間に70の高等教育機関が設立され、1455年以後の活版印刷の普及で知的進歩が加速されて、14～16世紀のルネサンス・17世紀の科学革命・18世紀の啓蒙主義などを開花させ、経験主義的・科学的な見方を広げたこと、商業や貿易の発展と航海や造船での技術進歩が市場の拡大を促したこと等を指摘している。

第2章の後半では、〔マヤ文明や〕アステカ、インカなどの帝国は存在したが、全体として

は原始～古代の社会段階にあったと見られるアメリカ大陸に、西洋人が到来してからのアメリカ社会の変容と発展の過程を分析し、1500～2003年の約500年間におけるアメリカ各地域の人口や1人当たりGDPとGDPの推移に関する総括推計、1820年時点の人種構成等を示しつつ、中南北アメリカの社会経済史を論じ、スペイン人による上記帝国の破壊と征服、1500～1820年の間に送り込まれた800万人近い黒人奴隷、200万人のヨーロッパ人入植者、持ち込まれた新作物（小麦、砂糖キビ、バナナ、コーヒー……）と家畜（牛、豚、羊、馬……）、持ち出された作物（とうもろこし、じゃがいも、とうがらし、トマト、カカオ、たばこ……）、それらに伴う「新旧」両世界での農業や鉱業と貿易の変容を指摘している。またこの間にスペインが展開した「征服帝国主義の政策」、それが19世紀以降の中南米諸国の経済社会の発展も制約した事情、ブラジルに入植し黒人奴隷を輸入して砂糖プランテーション、金やダイヤモンドの採掘を展開したポルトガル人の役割、カリブ地域に進出した蘭・英・仏3国の行動、英国が植民地化した北米で、8つの大学を創設して洗練されたエリート層を育成し、農場経営や海運業・造船業なども発展させ、いくつもの大都市を創出しつつ独立を実現した米国の発展過程などを説明している。

第3章では、バスコ・ダ・ガマが海路インドに到達した1498年以降の西欧とアジアの関係を分析し、そのころ西欧の5倍の人口を有し、明朝や後のムガル帝国など幾つもの大帝国を擁したアジアに対して、西欧が優位に立ちえた理由は、西欧の艦船・航法・兵器などが15世紀に著しく進歩したこと、英国とオランダの法制度や税制度・信用制度が海外での冒険的事業を容易にし、中南米で獲得された貴金属が中国やインドとの商取引で大歓迎されたこと、それにより英蘭両国はインドとインドネシアで1820年までに領土的覇権を確立して帝国主義的拡張政策を進め、それを追って仏露米日といった国々も同様の政策を展開

したこと、アヘン戦争以降の中国への植民地主義的侵入は、[ウィーン会議後の]列強協調体制の形成と英国主導の自由貿易政策を背景に複数の国々による帝国主義的進出という形になったことを指摘している。

第4章は、イスラム教徒（ムスリム）と西欧諸国の強い影響を受けたアフリカの2000年史を、多数の先行研究を参照し総括的な統計表や推計表も示しつつ詳述している。イスラム教は、メッカ出身の商人ムハンマドが、610年頃に唯一神アッラーの啓示を受けたとして、旧約聖書や新約聖書を聖典として踏まえつつも、独自に創始した厳格な一神教で、最初アラビア半島の西半分、以後後継者たちが中東地域全体と中央アジア、北部アフリカとイベリア半島を征服し、16世紀までにトルコとバルカン半島、マラッカ、インドネシア、インドも制覇した世界宗教である。本章前半ではエジプトやモロッコをはじめとする北部アフリカとその周辺地域のムスリムによる征服と以後の歴史、後半では11世紀以降のポルトガル、17世紀以降の蘭英仏3国の進出や奴隷貿易などに焦点を合わせ、それらがアフリカの文化と経済社会の発展と変容に与えた影響、以後2003年までのアフリカ経済の発展過程などを詳しく説明している。

第5章では、巨視的経済統計分析の先駆者となったウィリアム・ペティ（1623～87）、彼の友人で最初の本格的な人口統計学者となったジョン・グラント（1620～76）、彼らの研究を発展させたグレゴリー・キング（1648～1712）、フランスの「政治算術」家たちなどの業績を紹介して、17世紀後半期における社会経済統計の形成過程を説明し、ペティやキングが示したイングランドとウェールズでの資産と労働、それらに基づく所得の総額と構成、彼らが示した推計人口、キングが示した1695年の年齢別推計人口、世界各地域の推計人口、1688年の国内総支出と内訳、職種・階層別の合計所得と1人当たり所得の総括表などを例示している。

第6章では、17世紀後半期に発展したが、その後は低迷したマクロ経済計測がケインズの『戦費調達論』（1940年）やコーリン・クラークの『経済進歩の諸条件』（1941年）以来、再び注目されて大発展し、今では各国経済の規模と成長率を比較し、諸問題の解決に向けた指針や政策を研究するための基礎となっていることを、1950年以降の研究史を踏まえて説明している。なおこの章の最後で著者は、近代社会における「加速度的成長」は、1760年代以降の産業革命で突然に生じたのではなく、1500年ごろから西欧諸国で進展した近代化と各分野での技術や制度の改革が基盤で、オランダに続いて英国がそれらを先導し、それが欧米諸国全体に波及したから1820年以降の急発展が実現されたのだという見方を示している。

第7章は、近現代（1820～2003年、特に1950～2003年および1990～2003年）における世界の各地域と主要国の経済拡大過程を、各種の総括統計も示しながら分析して、世界の実質GDPは1973→2003→2030年の間に（1990年ドルで見て）16→41→97兆ドル程度に増えると予測し、今後のエネルギー需要・炭素排出量・地球温暖化・その影響と対策などに関してIPCC〔気候変動に関する政府間パネル〕、IEA〔国際エネルギー機関〕、英国貴族院、英国政府が、2000～2006年の間に発表した主な報告書を詳しく検討している。地球温暖化は臨界点を超えるだろうとする議論は退けつつも、炭素排出量削減のための炭素税、排出量取引、規制、代替エネルギー開発、再森林化、共同研究、国際協力、途上国支援などの重要性を指摘し、それらはIEAを中心に参加国を増やしながらか進めるべきだと提言している。〔進歩が目覚ましい省エネ技術の開発と普及を加速することも極めて重要な課題であろう〕。

巻末の付録統計Aは西暦1～2003年の世界経済発展史、付録統計Bは1820～2003年の米英日3国の経済発展史を数量的に概観し比較

するための貴重な総括統計である。

III 本書の特長と意義

以上概観したように本書は、古代ローマ帝国の形成・発展・崩壊の歴史を踏まえ、世界経済2000年の発展史と2030年までの展望を、総計1000点に及ぶほどの先行研究や統計資料を参照し、多数の総括統計や推計表を示しながら分析し説明した一大労作である。提示された統計表や推計表を見るだけでも、世界経済の発展史をより深く理解し、将来を展望するための大きな助けになる。各章で示された著者の分析や見解も大変興味深い。

これによって読者は、西洋文明の形成発展史、経済社会近代化の歴史、大航海時代以降の中南北アメリカの社会経済史、インドや東アジア諸国の歴史と今後の展望、西アジアとアフリカの2000年史、7世紀以降それに大きな影響を与えたイスラム文明の役割、マクロ経済統計の形成と発展の歴史、などについて多くのことを教えられる。

なお、経済の発展過程を理解する上で著者は、農業や工業における技術進歩はもちろん、商業・交通・通信・貿易・海外投資、それらに伴う市場の発展、ヒト・モノ・カネ・技術・制度・情報・知識の国際移動、それらを促した技術や組織・文化や教育・諸制度の発展にも注目しながら世界経済の歴史を説明している。物的財貨の生産力の増大は経済社会発展の基礎であるが、経済社会全体の発展は、社会的分業の進捗、流通・サービス・金融等の部門や事務・管理・行政等の分野での効率性にも依存している。また世界経済の発展速度は、技術や制度の進歩だけでなく、進んだ技術や制度がどれだけの地域に普及するかに依存している。後発国での経済社会発展過程においては、こうした点が特に重要で、それらに関する著者の説明も貴重であろう。

IV 今後の世界経済の展望について

本書の最終章で著者は2030年までの世界経済の変化を予測している。著者ならではの興味深い分析と予測が示されているので感想を述べてみたい。

著者は、西欧30国と米加豪新日5国を含む従来の「富裕国」（評者は「先進諸国」と総称）全体の1人当たり実質GDPは、1973→2003→2030年の間に（1990年ドルで見て）13,100→23,300→37,100ドル、「その他」の国々（評者は「新興諸国」と総称）全体の平均は2,100→3,800→8,500ドルに、「富裕国」の人口は7.2→8.7→9.5億人、「その他」の国々の人口は32→54→72億人に増えるだろうから、「富裕国」の実質GDPは9→20→35兆ドル、「その他」の国々の実質GDPは7→21→61兆ドル程度になると予測している。

* なお、1990年ドルで示された数値を2000年ドルに換算するには、それを1.23倍、2010年ドルに換算するには1.52倍すればよい。

著者の予測では、1973→2003→2030年の間に「先進諸国」の実質GDPが世界経済に占める割合が59→50→36%に減り、「新興諸国」の実質GDPの割合は41→50→64%に増えることになる。1990年前後までの常識からは信じがたいような予測である。

だが評者は、2030年までにこのような激変が生じると見る著者の見解に賛成であるばかりか、実際にはもっと劇的な経済的力関係の変化が生じると見ている。

というのは、著者の予測が2003年までの国際統計を検討して作成した世界経済史統計に基づいているのに対して、その後の国際統計をも参照しつつ後掲の拙著や2014年に発表した拙稿で示したように、「新興諸国」全体の平均経済成長率は、さしあたり高成長期以降の「先進諸国」の後を追うような形で推移すると見られるからである。

2015年の「新興諸国」全体の実質平均所得は「先進諸国」の（62年前）1953年の水準になると見られ、2015年までの10年間の平均経済成長率は年率5.4%程度で、それは「先進諸国」における1950年代の4.5%、1960年代の5.1%を上回っている。簡単にいえば、2010年代の「新興諸国」全体の平均所得は「先進諸国」の1950年代の水準だが、その経済成長率は高成長期の「先進諸国」の成長率を超えているということである。ただし、1955～2015年の60年間ににおける「先進諸国」全体の20年ごとの平均経済成長率は、年率5.1%→2.7%→1.6%と遞減してきたから、今後さらに遞減していくだろうし、今後数十年間の「新興諸国」全体の平均成長率もこれまでの「先進諸国」と似たような形で遞減していくと見られる。それゆえ上記の拙稿では、2030年の「先進諸国」の実質GDPは〔1990年ドルに換算すれば〕27兆ドル、「新興諸国」は73兆ドル（世界全体の73%）程度になると展望した。

この展望については、今後更新されていく国際統計を参照し、その間における世界経済の動向と変化を観察しつつ見直す必要があるけれども、「新興諸国」全体の実質経済規模と世界経済に占める割合が、マディソンの予測よりもかなり大きくなるのは疑いえないように思われる。（後掲の拙著と拙稿で示した長期展望と説明を参照されたい）。

資本主義システムの形成と発展は未曾有の経済発展を実現した。例えば、1500～2020年の間に英国の実質GDPは606倍（1人当たり実質GDPは35倍）、1820～2020年の200年間には47倍（15倍）、ドイツでは73倍（35倍）、米国では973倍（28倍）、日本では148倍（37倍）、1950～2020年の70年間だけでも日本で19倍（13倍）、韓国では80倍（33倍）、タイで51倍（15倍）、インドネシアで30倍（9倍）、インドで35倍（10倍）、中国では99倍（39倍）程度に増大すると見られる。このような経済拡大は先進諸国では上限に近づいているが、後発途上国の中には今後さらに数倍に拡大させる

国々もあろう。

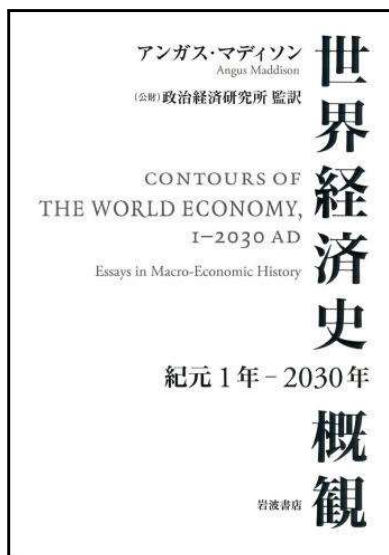
資本主義経済システムには、それ以前に比べて実質経済規模を数十倍ないし数百倍に、実質平均所得を数十倍近くに増大させる機能がある。そうだとすれば、今後の経済社会の課題は、こうして実現されつつある高度の富裕化を基礎に、誰もが安心して人間らしく仕事をし生活できる社会を実現していくことであろう。

もちろん、資本の増殖を経済活動と経済発展の原動力とする資本主義システムには、19世紀以来の多くの社会思想家や経済学者たちが批判し告発してきたような諸問題が内包されているから、それらを理論的・実証的に解明しつつ、それらを克服するための理論や政策と運動の展開が必要である。そのためには、19世紀以来の歴史の中で段階的に拡充された民主主義をさらに拡充強化し、資本主義列強による勢力圏拡大競争の果てに20世紀前半に引き起こされた二度の世界大戦の悲劇を経て広まった平和主義と国際協賛・協力の理念や制度をさらに発展させる必要があるのは言うまでもない。[2016. 4. 20]

主な関連拙稿など

拙著『21世紀の世界経済と日本』（晃洋書房2012年、なお同書には、2010年のマディソン統計最終版と、その後に更新された国際諸統計を踏まえて作成した多数の統計グラフや図表を掲載した）
拙稿「長期経済統計から見た21世紀の世界経済」
経済理論学会編『季刊 経済理論』第51巻第1号、
2014年4月

（やお のぶみつ 鹿児島国際大学名誉教授）



定価（本体 7,400 円 + 税）
A5 判・上製・カバー・514 頁
岩波書店（2015 年 6 月 26 日）
ISBN978-4-00-061033-9 C0033

競合的学派の思想と理論を深く問い直す

—— 伊藤誠著『経済学からなにを学ぶか』を読む ——

(平凡社新書、2015年3月)

塚本 恭 章

I. はじめに

本書表題『経済学からなにを学ぶか』の副題には「その500年の歩み」という文言が付されている。われわれ人間の一生涯をゆうに超えるいわば「歴史的時間（の長さ）」が読者諸氏に社会科学としての経済学の雄大さを端的に告げている。その「500年」は経済学の年齢といってもよいであろう。

ではなぜ、われわれは500年にも及ぶ長い経済学の歴史を学ぶのだろうか。「あとがき」でのT・ピケティに対する著者の見識がそのヒントを与えている。『21世紀の資本』を通じたピケティの一連の論議は、「資本と所得の社会的配分の不平等を、自由、平等、人権を保障すべき社会のもとで、どのように理解し、これにどのような政策で対処すべきか、経済学の歩みのなかで、重農学派や古典派以来、中心的論題のひとつとされ続けてきた争点に、あらためて現代社会の構造的問題としての関心を復帰させる意義が大きい」（258頁；以下本書の頁数）。経済学史を広く学ぶことは、過去・現在と未来を有機的に繋ぐにとどまらず、人類社会の直面する多様な問題群へのより深い本質的理解を促すのである。

更に、「資本主義経済のしくみそのものが多重危機のなかで閉塞感を深めるとともに、経済学もまた、その閉塞状態をどうのりこえてゆけるか、それぞれの学派をつうじ、重大な危機と岐路を迎えている」（259頁）以上、学問としての経済学史固有の存在意義はむしろその重要性を増しているのではないか。こうした明確な問題意識が全体を貫き流れる当該新書は、6つの主要学説（重商主義、重農学派、古典派、歴史学派・制度学派、新古典派そしてマルクス学派）の特徴とその現代的意義・可能性を省察した作品である。

なお本書は、20年前に刊行された著者編著の『経済学史』（有斐閣、1996年）をベースとして、その内容を入門者や一般読者向けにあらためて「新書」として書き下ろしたものである。編著『経済学史』自体がかつての東京大学経済学部での著者の「経済学史」講義ノートを筆者分担のうえ刊行されたものであるため、当該新書も論述水準は高く密度も濃く、むしろ研究者向きといえなくもない。とはいえ、「経済学史」の書を単独で著すことのできる経済学者はごく限られており、「経済学の通史」の重みを実感するためにも、本書は広く格好の手引きとなるに違いない⁽¹⁾。

II. 本書の概要—競合的学派の諸相

各章の内容に先立って、本書「冒頭」の文章である「いま、なぜ経済学を学ぶのか」において、著者はいわゆる「経世（国）済民の学」としての（政治）経済学が、16世紀以降のイギリスをはじめとする西欧資本主義市場経済の発生・発達とそれをめぐる自己認識の歩みとして体系的に成立してきたという歴史的経緯の含みを説いている（13頁）。「資本主義」という大きな主題自体が現代的には「グローバル資本主義」といった名称で広く論議されており、その意味でもまた、「学問としての経済学（史）」は、この「出口」であり「入口」でもある点への正確な把握から開始しなければならない（目次後の「経済学史の概略」も参照）。資本主義市場経済を乗り越えようとした20世紀社会主義の壮大な実験の意義と教訓、その新たな可能性についても資本主義経済の原理から問い直すことで再出発しなければならない。経済理論と社会的・政治的思想（イデオロギー）との関連も再考を要する。

本書は計6つの章から構成されている。

- 第I章 国富の増大をめざした重商主義
- 第II章 自由放任への重農学派
- 第III章 労働価値説にもとづく古典派経済学
- 第IV章 歴史学派と制度派経済学の発展
- 第V章 新古典派経済学の方法論的個人主義
- 第VI章 社会科学としてのマルクス経済学

本書は、経済学説史上の6つの競合的学派の思想と理論の多系的継承・発展関係や差異・補完性に着眼し、経済学の「500年の歩み」を周到に概説している。すべての論点を網羅することは不可能であり、本書がとくに第V章と第VI章の競合性と対抗性を主要かつ

重要な争点（の1つ）にしていることを念頭に、まず本書の内容をその特徴と意義もあわせて要約的にやや詳しく紹介しよう。

(1) 16世紀から18世紀にかけての「資本主義発生期の支配的学説」である重商主義の経済学は、金・銀を貨幣としての「国富」とみなしてその増大と蓄積をめざす学説（その発想の一部は重金主義）であり⁽²⁾、それは租税国家主義的な経済政策の体系を支配的教義としていた。重商主義の経済学において、「国家の経済的役割は、きわめて大きかった」（25頁）。その代表的学説は、取引差額主義（の政策）やのちにそれを批判し総括的な貿易差額を重視する貿易差額主義であった。こうした重商主義の経済学に合理的基礎を与えるべく、主に流通過程からの総括的研究を試みたのがスコットランドのJ・スチュアートによる『経済学原理』（1767年）である。

スチュアートは重金主義の狭い貨幣像、もっぱら交換手段・媒介手段としての貨幣機能とそれに依拠する「セー法則」を想定する古典派や新古典派経済学と異なり、流通手段や蓄蔵貨幣、世界貨幣など貨幣の諸機能の豊かさや資本主義市場経済の歴史的特性の意義にも考察を及ぼしており、注目すべきはこうした一連の観点が、のちにケインズではなくマルクスによって継承発展されていくということである。そこにある、「埋もれていたスチュアートを発掘したマルクスの功績と学問的見識のたしかさ」（32頁）を見落としてはならない。さらにいえば、貨幣の諸機能がもたらしうる自由な商業社会（資本主義社会）における不均衡化・不安定性に伴う経済的災厄とそれを除去すべく国家による財政・金融政策の必要性を説いていたスチュアート経済学の固有の特徴からみれば、ケインズはマルサスではなく、自らのマクロ的貨幣経済理論の着想の先駆者としてスチュアートにこそ注目すべきであった（31頁）。こうした著者の主張は、過去の経済学説（史）についての文献考証の

広さと深さで、マルクスのケインズに対する優位性を示唆するものといえよう。

*

(2) 他方18世紀のフランスにおいては、いわゆる「自然法を尊重する発想」(35頁)とともに、「経済秩序にも人間と自然の本性にもとづく普遍的原理の実現」(同頁)を求める思想的基盤から自由放任的通商政策を標榜することで、それまでの国家による重商主義的干渉政策を批判し、新たに生産活動としての農業に国富や所得(社会的剰余)の源泉と形成を見出す重農主義(ないしは重農学派)とよばれる学派が登場した。重農主義という概念は、「自然(フィジオ)の統治(クラシー)」という原語に由来していた(36頁)。代表的論者は有名な『経済表』(1758年)の創始者のフランソワ・ケネーであり、その後、彼によって創始された重農主義の経済学は、資本家と賃金労働者との区分をあらためて明示的に導入し、古典派経済学以降の三大階級論の先駆を切り拓いたチュルゴーによってさらに拡充されていった(45~48頁)。

重農学派の思想と理論は、流通面に比重を置く重商主義と対峙し、生産としての農業が諸階級(生産階級、地主階級、非生産的階級)の富と所得を社会的再生産の経済システムとして循環的に維持していく機構と動態をすでにふれた「自由放任主義」思想(ないしは人間主義的啓蒙思想)にもとづき体系的に確立するものであり、それは「いわば封建社会から資本主義への過渡期を反映する両面性」(49頁)を示す特徴をも有していた。自然環境をふくむ生態系的循環についてのエコロジー問題、現代の農業問題をめぐるTPP交渉と重農主義思想との関連への本書での言及も示唆に富むが、より興味深いのは、すべての経済社会を貫く経済の「再生産」原則の構造的性質を先駆的に確立したケネーの洞察が、のちのマルクス再生産表式やレオンチェフの産業連関分析、そして新古典派限界理論の基盤を揺るがしたスラッフア体系へつらなる、

「学派をこえた理論の継承展開の事例」(53頁)の側面ではないだろうか⁽³⁾。それは、現代の主流派マイクロ経済学の市場像や経済観とは異なる分析視角の意義をどう汲み取るかというきわめて重要な問題提起を含蓄している。

*

(3) 重商主義と重農学派の両経済学を批判的に総括し位置づけ直すことで出現した「古典派経済学の本流は、アダム・スミスとリカードを生んだイギリスにあった」(57頁)。古典派以後の「歴史学派・制度派経済学」、「新古典派経済学」そして「マルクス経済学」の特質と現代的意義を、古典派との理論的・思想的距離から捉え返すならば、スミスが創始しリカードで頂点を迎える古典派経済学の「なに」が「どう」継承され、批判・彫琢を加えられていったのが着眼に値する。

すなわちスミスの『国富論』(1776年)とリカードの『経済学および課税の原理』(1817年)に代表される古典派経済学は、総じて資本主義市場経済の自然的自由の秩序がいかに調和的に実現されるのかを、資本家・賃金労働者・土地所有者の三大階級の経済的基礎とその所得形成・分配を主眼とする理論体系を構築した。さらに既存の重商主義や重農学派の経済思想と対峙し、「自由主義政策の論拠を、より広い産業的基盤にもとづいて示そうとした」(58頁)。そして「そのさい、この古典学派の重要な支柱をなしていったのが労働価値説であった」(59頁)。但し古典派の成果はその自然主義をふくめ、労働価値説の論証の不備やセー法則の帰結としての全般的過剰生産・周期的恐慌の否定という理論的限界も抱えていたのである(96~105頁)。

経済思想・理論の両面に及んで骨格をなしたスミスによる理神論的自然主義の発想にたつ(神の)「見えざる手」の論拠は、市場経済にもとづく資本主義の基本的イデオロギーを表明する政策思想であり、それは主流派の新古典派マイクロ経済学や現代の新自由主義経済政策の論理としても多様な解釈と影響力を今

なお保持している。それゆえ『国富論』にもとづくスミスの経済学は、「経済学がゆきづまると、そこに戻って根本から修復を図りたくなる、母港の役割を果たし続けてきているのもうなずける」(62頁)。スミスの複合的労働価値説を投下労働価値説として純化し、古典派の価値と分配の理論を完成させたリカードの不朽の名著についても氏は、「そこには現代にいたるまでさまざまな学派の優れた理論経済学者がどれほど多くの示唆をうけ続けてきたか、はかりしれないほどの奥行き深い不思議な知的洞察の泉がある」(82頁)と高く評価している。それはのちにスミスとリカードの経済学の理論的・思想的限界を克服していくマルクスとマルクス経済学への敬意を予感させるものだが、彼に先立つその先駆的貢献としての雄大な古典派体系そのものへの率直な敬意でもあるのだろう。

*

(4) 19世紀中期以降、F・リストの『経済学の国民的体系』(1841年)を契機として、後発国ドイツから歴史学派が誕生した。総じて歴史学派は、資本主義の先進国イギリスの特殊利害を普遍的真理として一面的に理論化したものとしてスミスらの古典派経済学を批判し、国民経済の生産力の発展段階に呼応する経済政策(保護貿易・関税政策)の必要性を強調した。「あらゆる時代のあらゆる国民に普遍的に妥当する経済理論はありえないとする見地」(111頁)に立つ学派であり、その特質も影響し、本書では「経済理論の発展に貢献する成果をもたらすこともなかった」(114頁)とひとまず総括されている。

ただ歴史学派の一連の学問的系譜はその後の新旧制度派経済学やポランニーの経済人類学、ホジソンをその指導的担い手として近年日本を含め世界的に研究が推進されてきている進化経済学につらなる多面的諸相を有している。たとえば社会生活の経済調整・統合様式として、ポランニーの主著『大転換』(1944年)において提示された「交換(市場)」、「再

分配(国家)」そして「互酬(共同体/コミュニティ)」の動的バランスそれ自体が、新自由主義的グローバリゼーションのなかで大きく変容し、市場的領域が拡充浸食していくことに随伴する多様な問題群をいかに把握し対処しうるかなど、ポランニーの市場社会論には世界的な関心が高まっている⁽⁴⁾。

さらに歴史学派が元来から着眼していた「歴史」や「発展」に加えて、それらは「制度」や「企業」・「組織」、「慣習」、「知識」、「成長」・「動態」そして「進化」といった、社会科学としての経済学において概念の定義や理解が多義的であるものに積極的に取り組んでおり、今後は学派横断的な認識営為がより必要となるであろう。「拡張」新古典派としての進化ゲーム理論やマルクス経済学など理論的参照枠も一様でなく複数存在し、「資本主義の多様性/多元性」論やソ連型社会主義後の「代替的経済システム」論の可能性を模索するそうした諸学派の探究も注目に値する。

*

(5) スミスとリカードの古典派経済学の思想的・理論的性質との距離や継承性において大きく競合・対抗関係にあるのが新古典派経済学とマルクス経済学であり、本書のおよそ半分の分量を割いて両学派の経済学の特質が詳述されている⁽⁵⁾。本稿の冒頭ですでに言及しておいたように、「歴史の多重危機が深まっている」(130頁)ことにくわえ、「経済学全体に重大な試練と危機が訪れている」(同頁)のであり、それゆえ「両学派の競合関係を、これにどう活かせるかが問われているのではなかろうか」(130~131頁)という本書全体を貫く著者自身の学問上の問題意識がここではより強く鮮明に打ち出されている。

これら両章の対比を通じてわれわれが汲み取るべき重要な一論点は、「経済学の思想と理論の関係の多様性ないし弾力性」(147頁)を説く著者のヴィジョンをどう理解し拡充・深化していけるかである。これはいわば「21世紀の経済学」が挑むべき難問とあってよく、

あらためて経済学の「500年の歩み」を正確に辿る意義を実感できるだろう。

資本主義市場経済を合理的で自然的自由の秩序とみなすイデオロギーを古典派から継承しながら、古典派の客観価値論としての労働価値説と階級諸関係を棄却し、数理的な限界分析の導入と消費者個人の主観的選択行為から需給均衡価格理論を体系的に整備したのが新古典派ミクロ経済学である。「新古典派」という場合、通常その源泉として、メンガーのオーストリア学派（限界効用学派）、ワルラスのローザンヌ学派（一般均衡学派）、そしてジェヴォンズを経てのマーシャルのケンブリッジ学派（狭義の新古典派）の三学派があげられるが、本書ではミクロ価格理論とケインズのマクロ経済学の両立をめざしたサムエルソンのいわゆる新古典派総合が指示する主流派経済学（日本では近代経済学）を総称する概念として使用されている（132頁）。

原子論的社会観としての方法論的個人主義を基盤とするそうした新古典派は古典派同様に、特殊歴史的な資本主義市場経済のしくみの根本をなす剰余価値生産の秘密を解明しえず、またその特殊社会が孕む内的矛盾とそれが自己破壊的な周期的恐慌を絶えず生じさせる機構と動態にも考察を及ぼすことができない。大恐慌後にケインズは、『雇用、利子および貨幣の一般理論』（1936年）で、(新)古典派が前提とするセー法則を否定する作業とあわせ、新古典派の不備を克服しうる経済理論・政策論を打ち出した。すなわち流動性選好による貨幣の保有動機と有効需要理論から資本主義における非自発的失業（不完全雇用）と不確実な将来への投資動向に伴う経済システムの内的不安定性が常態であり、国家と中央銀行による裁量的な財政・金融政策、社会民主主義的な雇用政策の意義が説かれた。拡張的な財政・金融政策の弾力的運用から適度なインフレが生じえても問題視することはないとみなすケインズの政策ヴィジョンは、事実上、土地所有者をも含む「金利生活者の

利害を犠牲として、投資と雇用をうながす階級的戦略構想」（166頁）を提示するものであった。とはいえ、マクロ経済学としてのケインズ革命は、「市場経済を所与の前提として、主観的で心理的な選択理論にもとづく限界学派の個人主義的で自然主義的特徴を脱していない」（172頁）のであり、その意味でケインズ理論は、「新古典派体系の内部の変革にとどまっていたともいえる」（同頁）。

1970年代初頭までのケインズのマクロ経済学と新古典派のミクロ価格理論の二本立てによって資本主義は安定的な経済成長と経済秩序を実現しうるという支配的認識は、二度の石油危機を契機としたインフレ恐慌やスタグフレーションの進展から深刻な経済危機に直面し、次第にその権威を失っていく。

ケインズの高弟の一人であるジョーン・ロビンソンによる有名な「経済学の第二の危機」宣言（1971年）にもかかわらず、高度情報技術を物質的基盤とする新自由主義的グローバリゼーションの理論的基礎を与えるものとして、断片的・局部的ではありながらむしろ強化されていった新古典派、ゲーム理論などその「拡張」新古典派に対する氏の批判的認識は明確で揺るがない。マルクス経済学をふくめ「異端派経済学を排除しようとする傾向」（169頁）を顕著に加速化してきている主流派経済学としての「新古典派経済学は、おそらくロビンソンが期待していた方向に『第二の危機』を克服する方向をひらいてきたとはとてもいえない」（173頁）からである。そしてまた、「社会主義や社会民主主義に反対していたハイエク的なオーストリア学派の伝統のみが、狭く選びとられて新自由主義の理論的基礎とされる傾向が目につく」（175頁）ことにも批判的注意を促しながら、新自由主義的資本主義と市場原理主義を乗り越え、21世紀型の社会経済システムのあり方への積極的な問題提起もなされている。

たとえば現在進行中のアベノミクスのような新自由主義とケインズ主義との整合性を欠

く異様な組み合わせからなる経済政策路線を克服し、マーシャルのケンブリッジ学派とその伝統を継ぐ、「ほんらいケインズが志向していたような社会民主主義的産業と雇用の回復への経済民主主義的方向が、現代的な資源・環境問題や少子高齢化社会対策をふくめ、引き出されてゆく」（179頁）ことに期待が寄せられている。著者によるこうした展望と戦略は、前著『日本経済はなぜ衰退したのか——再生への道を探る』（平凡社新書、2013年）においてもつとに強調されていた。

ソ連型集権的計画経済の失敗の総括をふまえ、21世紀型の（市場）社会主義の可能性とその変革の諸契機を模索する営みも依然として重要な挑戦課題をなしている。唯物史観をいわば「導きの糸」としながら、マルクスによる『資本論』の経済学は、特殊歴史的な階級社会である資本主義経済の運動法則を客観的な学問的認識の体系として解明・確立しようとするものであり、「マルクス経済学の理論を社会主義思想による学問とみなしてはならない」（194頁）。とはいえ、『資本論』におけるマルクスの原理的諸考察は社会主義を学問的に基礎づける役割も担っており、あらためてその活かし方が問われている⁽⁶⁾。

経済学の歴史において、一般均衡論学派の始祖ワルラスとその援用を試みたランゲやブルスら東欧改革派の市場社会主義論、分析的マルクス派のJ・ローマーの「これからの社会主義」論、そしてドップやスウィージーのマルクス派、新古典派、ミーゼスとハイエクらオーストリア学派の三学派間で争われた社会主義経済計算論争への著者の現代的関心も上記課題と密接に関わっている。宇野派の流通形態論もその性質から市場社会主義の原理的可能性に活かしようという。

当該論争において、「マルクス価値論の成否をめぐる価値論論争の系譜が、あまり関連性を追究されなかったことは、学説史上意外な欠落をなしている」（143頁）という氏の総括は、1970年代に世界的に再燃したマルクス・

ルネッサンスに宇野派を代表して積極的に関与し、価値論・転形問題論争において労働価値説の意義を問い直した論理的帰結といつてよい。労働価値算定を「余計な回り道」とみなす新古典派のサムエルソンや新リカード派のI・スティードマンによる労働価値説不要論を退け、「労働時間の成果の社会的帰属関係は、歴史社会としての資本主義経済の理解に欠かせない」（237頁）ことがとりわけ強調されているが、それは資本主義後の社会主義においてより大きな含意と射程をもつはずである。『商品による商品の生産』（1960年）で新古典派資本理論への批判を開始し、古典派の客観価値論を復権させたスラッファによる経済学の意義をソ連型社会主義やこれからの社会主義論をめぐって再考する見解も氏に独自のものとして特記されてよい。

こうして著者によるスミスとリカードへの敬意はマルクスにも向けられている。資本主義市場経済を自然的自由の秩序として絶対視し擁護していた古典派と新古典派では解明しえなかった剰余価値生産の秘密に関し、「むしろ資本主義のしくみに批判的な考察をすすめたマルクスによって、はじめてその合理的存立の原理が解明されたことは、経済学の思想と理論の歩みのなかで、なんど考えても興味が尽きないところである」（205頁）。

III. これからの論点——経済学史の未来

本書の「経済学からなにを学ぶか」という表題それ自体が現代的で根本的な問題意識を強く表明している。われわれは経済学の「なに」を「どう」学んでいけばよいか、以下では当該表題を意識しながら幾つかの論点をあらためて再提起し、経済学（史）研究の未来につなげてみることにしたい。

1つ目は、重農学派の経済学の構想を端緒とする、経済過程それ自体を理論的かつ歴史的に捉える分析視点としての「循環」や「再

生産」概念の意義（新古典派の「均衡」概念との対置をふくむ）とその経済学説史上の位置づけである。塩沢由典はすでに1985年の文章でとくにリカード、マルクス、スラッファの経済学を「現代古典派」と称し、その可能性を論じている（塩沢[2002]）。新古典派の「均衡」概念と異なるが、「経済が一定の定常性をもつこと」を認めるという氏のいう現代古典派。さきの価値論・転形問題論争での三学派の競合・対抗関係からあきらかなように、マルクス経済学との対立・異同もふくめ、その理論的特徴は現代的に問い直されてよい研究主題ではないかと考えられる。

重商主義の貨幣をめぐる多様な諸機能についての洞察を継ぐ「貨幣・金融」の政治経済学と古典派以降の客観価値論としての「労働」価値説という二重の理論的特質をもつマルクス経済学は、「社会的再生産」の理論としての内容も有しており、この点をより明確化することは積極的な意味で現在支配的な新古典派とは異なる「政治／社会経済学」の独自性をさらに強く発揮しうる（八木[2009]）。「再生産」概念は時間的・空間的位相にもとづく多層多重的で複雑な深い含みをもつ。「新古典派マイクロ経済学を支える方法論的個人主義に代わる方法論的視座を示す必要があるだろう」という八木の見識は、本書の諸考察と重なり合う大切な論点をなしていよう。いわゆる「経済原則」を重要な鍵概念のひとつとし、日本をふくむ現代世界のあり方と21世紀におけるその変革可能性を積極的に展望する鶴田の一連の議論（鶴田[2014]）もまた、こうした論点につらなり経済学説史・思想史研究をこえるものとして広く注目に値する。

2つ目は上記と密に関連するが、新古典派経済学の評価・妥当性をめぐる一連の問題群であろう。第V章4節の「新古典派経済学の危機と限界」は、そうした点について氏の実直な学問的論評を及ぼしたきわめて意義深い総括であり、より本格的な検討を要するはずである。同様に、第VI章4節の「マルクス経

済学のルネッサンス」は、マルクス経済学とそれを深化発展させた宇野理論に照らし、スミスとリカードの古典派にも新古典派にもスラッファの新リカード派にもない価値論と恐慌論、「市場経済と社会主義」論が、マルクス経済学の優位性を顕著に示すコアの理論としてとりわけ強調されている。われわれはこの対照性をいかに読み込むべきか。

スラッファの主著を契機としてJ・ロビンソンが主導的に推進していた「資本論争」を通じて、主観価値論にもとづく新古典派のとくに資本理論に重大な弱点が内在することが理論的に説かれたにもかかわらず、新古典派は主流派経済学としての地位をむしろ強化し続け、異端派の鋭い批判的省察が正確に活かされることなくいわばその強靱な復元力を発揮し続けている。その「復元力」や「生命力」はいかなる学問的根拠をふまえて理解すればよいのか、さらに総合的に問い直し続ける必要があるのではないか。日本学会議「参照基準」におけるマイクロ・マクロ・計量を経済学の「標準的アプローチ」とみなす立場からすれば、すでにこうした問題提起自体が意味をなさなくなる危険性が伴う。過去の「論争」などすでに解決済みであり、現存する最新の経済理論のみが生き残った正しい理論であるとは決して断言しえない。それは学問としての「経済学史」不要論に直結する。

ソ連崩壊後、「資本主義対社会主義」というイデオロギー上の対立は、新自由主義イデオロギーとそれにもとづく新自由主義的グローバリズムという名の姿態を変えたイデオロギー論としてむしろより深まる事態を帰結したのであり、新自由主義を理論的に基礎づける新古典派マイクロ経済学にきわだっていたのは、市場経済を自然視し、「競争的で自由な市場を理想化して理解する傾向」（172頁）にほかならなかった。それは、置塩信雄のいう「資本主義の歴史性を明確にする経済学」（置塩・伊藤[1986]）と鋭く対峙している。

そこからひるがえってみれば、すでに言及

しておいた、「経済学思想と理論の関係の多様性ないし弾力性」(147頁)についての著者の立場は、新古典派ミクロ経済学に両義的ないしは折衷的な態度を表明しているようにも思われる。たとえば一般均衡学派の伝統から古典的な市場社会主義を構想したランゲや現代のJ・ローマーらの市場社会主義モデルに対しては、モデルを基礎づけるその方法的制約を自覚しながらも概して支持するものであり(伊藤[1992][1995]、ローマー[1997])、おそらく新古典派内部の「多様性」と社会主義経済モデルの「多様性」とがパラレルなのであろう。ただ一般均衡論的社会主義はさきの異端派的批判が妥当しうるのであり、氏における「新古典派」との理論的距離感がいくぶん不鮮明な印象を拭えない。そしてまた「弾力性」という場合、新古典派体系の全否定ではむろんないとするれば、どの理論や観点を活かし棄却すればよいのか。社会主義経済計算論争や価値論・転形問題論争で焦点化される各学派の価格理論体系(新古典派の一般均衡理論、マルクス生産価格論、スラッファ体系)にある種の親近性が汲み取れるという見解からみても、氏のいう「弾力性」の真意と射程がいまひとつ把握しにくい。

他方で本書では、ケインズの経済学は新古典派に内在する基本的な問題点から免れていないと指摘されながら、新古典派ミクロ経済学それ自体よりは、はるかにケインズ理論とケンブリッジ学派への積極的評価がうかがえる点にも注視しておきたい。

マルクス派とケインズ派の理論的補完関係を認め合うことで新古典派に代替しうる政治経済学の深化に寄与しようとする試みは、上記の「弾力性」を尊重する姿勢からも含蓄に富む(伊藤[2011])。その論稿で氏はこう述べている。「リカードを強く意識しつつ、理論的にはリカードの体系を批判的に克服しようとした点で、その内容に理論上の差異はあるものの、マルクスとケインズは学史上に類縁性があるともいえる。この三角関係には、強く

学問的興味をひかれる」。新古典派、それを批判しリカードの復権をめざしたスラッファ体系、ケインズ理論そしてマルクス経済学をめぐる四角関係といってもよい。1970年代の欧米マルクス学派のルネッサンスにおいてこれらの理論的対抗・競合関係をめぐる学界状況とまさに直に接していたM・ドップの理論家としての貢献を、最後の著書『価値と分配の理論』の学説史的意義とともに考え直すのも有意義であろう(Dobb[1976])。ロビンソンのいう「経済学の第二の危機」からの経済学の変転を捉え直すわけである。

本書では分量的に歴史学派・制度派経済学への考察が最も少なくなっているが、レギュラシオン学派のB・シャバンス[2007]が「日本語版への序文」でめざす「経済理論の制度主義的転回」という研究プログラムがすでに進展してきている動向からみると、近年のゲーム理論を援用した比較制度分析や比較歴史制度分析はどのように経済学説史上に位置づけられるのか。その主導的理論家のひとりの青木昌彦によれば、(宇野弘蔵の三段階論にいわば呼応して)、それは、制度の本質をゲームの均衡論として把握する制度原論、各国・各時代に制度がどう出現し変化しうるかという制度の比較形態論、現状・応用分析的なメカニズム・デザイン論と政策論がある(青木[2014]、ノース[2016])。「資本主義市場経済の自生的成長・発展や、その限界をこえる代替的経済システムの可能性を歴史的な有機的現象として考察する歴史学派・制度学派、経済人類学の問題関心」(124頁)が、そうした新たな進化論的な比較制度分析として急速に展開されていることを、単に新古典派内部の発展にとどまるものとして過小評価することは難しい。市場の価格メカニズムをこえた組織・制度研究もマルクス経済学の洞察を活かしうる研究主題にほかならない。

本書をふくめ著者によるここ数十年の作品を再読してみると、多くの文脈で経済学(研究)が直面する重大な危機と試練、知的緊張

感についての率直な学問的認識が繰り返し説かれていくことに気付かされる。多様な諸学派が存在し、いわば「理論の市場」（西部忠）ともいうべき競合的対抗過程から経済学 of 思想と理論が概して深化・拡充し続けてきたにもかかわらず、なぜ重大な危機と試練から脱しえず混迷を深める帰結を招くことになるのか。論点の最後の3つ目は、これからの経済学（史）研究の方法についてである。経済学史の未来といってもよいだろう。

D・ハーヴェイ[2012]の説く「何をなすべきか？ 誰がなすべきか？」は、社会科学としての経済学 of 研究それ自体についても妥当する重いテーマである。マルクス理論家のP・スウィージーもまた、『歴史としての現代』（原著1953年）の「序文」において次のような確固たる信念を述べていた。「現代がやがて歴史になるだろうことは誰もが知っている。社会科学者の最も重要な課題は、現在がまだ現在であるうちに、そしてわれわれがその形と結果とを動かさしめる力をもっているうちにそれを今日の歴史として把握しようと努めることである」。経済学は、特殊歴史的な社会としての資本主義市場経済の自己認識の歩みから出発したのであり、あらゆる学派はこの「資本主義」を考察対象とする点で共通しているはずである。だがそれをどのような分析概念で論じ、そこからいかなる含意を汲み取るのかによって学派同士に隔たりが生じうる。その距離は総じて「論争」を通じてより明確化されるのであり、「論争の歴史」として社会科学としての経済学があるといっても過言ではない。それは経済学 of 大地を問い直す。たとえば地金論争・通貨論争、穀物法論争、方法論争、修正主義論争、日本資本主義論争、社会主義経済計算論争と現代につらなる市場社会主義論争、ケインズ革命と反ケインズ革命のマクロ経済学論争、ケンブリッジ資本論争そして価値論・転形問題論争。論争（史）をめぐる競合的学派の諸相から未来の経済学史研究がさらに推進されてよい。

コンパクトな当該新書は、経済学 of 雄大な「500年の歩み」を、われわれが今に生き暮らす社会 of 現代的問題状況にも留意しながら丹念に辿り続けており、そこにはいわゆる終着駅はない。著者にとつてはたとえ終着してもそれは新たな始発なのであろう。飽くなき知的探究心がそこにある。われわれはその精神を継ぎ、経済学 of 歴史をとともに学び直す歩みを今後も継続すべきなのである。

注

- (1) とくに貨幣と金融の経済理論・思想についての競合的学派の学説史的整理を試みた、著者とラパヴィツァスとの共著『貨幣・金融の政治経済学』（岩波書店、2002年）も本書と併読されたい。
- (2) 重商主義について岩井克人[2006]は、次のような興味深い見解を述べている。重商主義のテキストには「まさに『貨幣』に関する思考があり、『資本主義』に関する思考がある。古典派経済学とそれにつづく新古典派経済学は、まさにこの貨幣や資本主義に関する思考を抑圧することによって成立したということが、よくわかるのです」（15～16頁）。彼の近著『経済学 of 宇宙』（2015年）第八章も参照せよ。
- (3) 菱山泉[1990]は、こうした系譜の経済学説史を鮮やかに描き出している。菱山によれば、「循環的過程としての生産」というケネーの基本構想は、「問題の経済体系の再生産過程の反復過程、あるいは簡潔に、体系の『存続可能性』にもつばらかかわっている。こういう意味で、スラッフアの価格形成論は、ケネーからマルクスへと継承された再生産論の中心的な構想と見事に融合している」（195頁）。
- (4) こうした論点をめぐってのより詳細な検討は、西部忠『資本主義はどこへ向かうのか——内部化する市場と自由投資主義』（NHK出版、2011年）や若森みどり『カール・ポランニーの経済学入門——ポスト新自由主義時代の思想』（平凡社新書、2015年）を参照されたい。それぞれ主に「進化経済学」と「経済人類学」の立

場から議論を推進させている。

(5) とくに以下の論述は、塚本[2015]の一部をもとにして書き改めたものである。

(6) 宇野弘蔵『経済原論』(岩波全書版、1964年)の岩波文庫化された書(2016年1月刊)への著者による巻末「解説」においても、この点をめぐっての論及があり、是非あわせて一読されたい。

参考文献

青木昌彦[2014]『青木昌彦の経済学入門——制度論の地平を拓ける』ちくま新書。

伊藤誠[1992]『現代の社会主義』講談社学術文庫。

伊藤誠[1995]『市場経済と社会主義』平凡社。

伊藤誠[2011]「ケインズとマルクス——政治経済学の思想と理論の再発展に向けて」(ケインズ学会編・平井俊顕監修『危機の中で<ケインズ>から学ぶ——資本主義とヴィジョンの再生を目指して』)、147～162頁、作品社。

伊藤誠[2016]「解説」(宇野弘蔵『経済原論』岩波文庫、2016年1月)。

岩井克人[2006]『資本主義から市民主義へ』新書館。

岩井克人[2015]『経済学の宇宙』東洋経済新報社。

置塩信雄・伊藤誠[1986]『経済理論と現代資本主義——ノート交換による討論』岩波書店。

塩沢由典[2002]『マルクスの遺産——アルチュセールから複雑系まで』藤原書店。

塚本恭章[2015]「書評:マルクス理論家による経済学説史——主要学派の多面的諸相を綿密に概説(伊藤誠『経済学からなにを学ぶか——その500年の歩み』)」『変革のアソシエ』季刊No. 21、72～76頁、社会評論社。

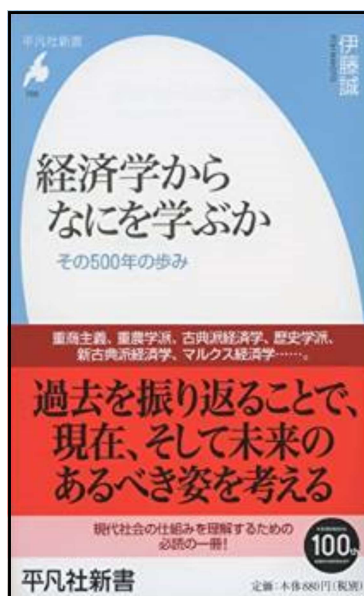
鶴田満彦[2014]『21世紀日本の経済と社会』桜井書店。

菱山泉[1990]『ケネーからスラッファへ——忘れえぬ経済学者たち』名古屋大学出版会。

八木紀一郎[2009]『社会経済学——資本主義を知る』(初版第2刷)名古屋大学出版会。

B・シャバンス[2007]『入門制度経済学』(宇仁宏幸他訳)、ナカニシヤ出版。

P・スウィーージー[1959; 1953]『歴史としての現



価格 ¥950 (本体 ¥880)

新書 271 ページ

平凡社 (2015年3月)

ISBN-13: 978-4582857689

代』(都留重人監訳)、岩波書店。

M・ドップ[1976; 1973]『価値と分配の理論』(岸本重陳訳)、新評論。

D・ノース[2016; 2005]『制度原論』(滝澤弘和/中林真幸監訳)、東洋経済新報社。

D・ハーヴェイ[2012; 2010]『資本の<謎>——世界金融恐慌と21世紀資本主義』(森田成也他訳)、作品社。

J・ローマー[1997; 1994]『これからの社会主義——市場社会主義の可能性』(伊藤誠訳) 青木書店。

(つかもと やすあき 愛知大学専任教員)

浦田賢治 編著

『原発と核抑止の犯罪性』

——国際法・憲法・刑事法を読み解く』

(日本評論社、2012年12月)

黒澤 満

本書は、浦田賢治氏の編訳・編著による憲法学舎叢書の5冊目にあたるものである。これまでは、『地球の生き残り』、『力の支配から法の支配へ』、『核不拡散から核廃絶へ』、『核抑止の理論』が刊行され、主として核兵器廃絶に向けての重要な課題につき、研究者のみならず国際平和に関心をもつ多くの人々に対して、きわめて重要な情報を共有し、新たな可能性を探求するという重要な役割を果たしてきたものである。

本書の特徴は、一言でいえば、これまでの核兵器への批判のみならず、あらたに原発に対する法的な批判が取り込まれていることである。そのため本書のタイトルは、核エネルギー使った原発と核兵器の一体性を強く意識してつけられている。本書は大きく二つに分かれるが、第I部「ヒロシマからフクシマへ」は、「いま、3.11の『フクシマ』という過酷な原発震災に直面して、原発と核兵器はダモクレスの剣のふたつの刃だと言われた。しかし『理性の法廷』は、誰が告発人となるのか、どのように論告・求刑するのか、その犯罪と刑罰はどう判決されるべきか」という問題意識で編まれている。第II部「核抑止の犯罪性」は、国際法・憲法・刑事法に照らして解説した米国のフランシス・A・ボイル教授の論文集の翻訳である。

第I部の最初の論考は、国際反核法律家協会 (IALANA) 共同会長であり、国際司法裁判所判事であった C・G・ウィーラマントリーにより、2011年3月14日に各国環境相に送られた公開書簡「原発の存続拡散は将来世代への犯罪」と題するものである。これは福島原発事故の3日後に出だされたものであり、その要旨は以下のようなものである。

世界の環境相は、原子力発電の恐るべき帰結を知りながら、破局的な損害という帰結が生じる可能性を放置しているなら、義務を履行しなかったことになり、将来世代に対する重大かつ想定できる犯罪を犯しているのである。また核廃棄物処理の問題は、世代間の環境上のかつ物理的な損害の源を残していくことになる。その結果、原子炉の存続と拡散は、人道法、国際法、環境法、および持続的発展に関する国際法のあらゆる原則に反する。

2番目の論考は、フランシス・A・ボイル氏が2012年3月20日に日本の友人に送った書簡であり、「原発産業は人道に対する罪」と題するものであり、その要旨は以下のようなものである。

日本の原発産業は、日本も参加している国際刑事裁判所のローマ規程7条で定義する

「人道に対する罪」を犯しているので、日本の人民はいまこの法廷の結論を使って、日本の原発産業が人道に対する罪を犯すのをやめさせるべきである。またモックス（混合酸化燃料）は最も致死性の高いプルトニウムを含むものであり、今回の爆発で放出されている可能性がある。日本の人民は、日本国政府と日本の原発産業から自分たちを救済するために行動しなければならない。

3番目の論考は浦田賢治氏による「核兵器と核エネルギーの犯罪性」と題するものであり、その要旨は以下のようなものである。

まず、2011年6月のIALANA総会でウィーラマントリーが「核兵器と核エネルギーはダモクレスの剣の2つの刃であり、その剣は日々危険なものになりつつある」と述べたことにふれ、この論調は、核兵器と原子炉を動かす核エネルギーとは別だという支配的な二分法を断固退け、両者を関連づけて認識し、両者に共通する深刻な問題に人々が直面することを求めたものである。

次に、ボイルの主張として、広島・長崎への原爆投下は、ニュルンベルグ憲章によって戦争犯罪と人道に対する罪にあたる、核兵器の保有も、平和に対する罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪、および戦争犯罪を犯す計画、準備、または謀議に当たるので国際犯罪を構成する、米国の核抑止ドクトリンも違法であると述べる。

第3に、1番目のウィーラマントリーの公開書簡および2番目のボイルの書簡を引用しつつ、原爆の存続及び拡散は犯罪であると論じている。

第4に、IALANAのチュチェチン宣言が核兵器全廃条約の締結に向けた準備作業を開始すること、また核エネルギーの世界規模での廃絶を呼びかけていることに注目し、創立以来23年に及んで核兵器の廃絶から平和の探求に進んだIALANAが、この2つの目標のもとに、今回世界規模での脱原発を位置づけた

こと、そして法律専門家としてこの課題に取り組むことを決めたことが今回総会の新たな成果であり、核兵器廃絶・脱原発・平和探求を三位一体として取り組むことにしたといえよう。

4番目の論考は浦田賢治氏による「核と人類は共存できるのか-核兵器と核エネルギーの犯罪性・再論」であり、その要旨は以下のようなものである。

第1に、核と人類は共存できるという理論に関して、新防衛大綱、核抑止論などを検討し、世界諸国の圧倒的多数の首脳が、共存できるという答えをしていると分析し、第2に、核は人類と共生できないという理論について、森滝市郎、ラッセル・アインシュタイン宣言などを検討し、核抑止は神話に過ぎないし、核兵器と原発の両者の廃棄をめざすべきであると述べる。

第3に、核兵器の使用・保有は国際犯罪かを検討し、ボイルの見解、原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島判決から使用は犯罪であり、保有についても核戦争の準備であり、共同謀議であり国際犯罪であると述べる。第4に、核エネルギーの犯罪性について、日本における原子力平和利用の発展を詳細に検討し、槌田敦氏の論文から、原子力平和利用は子孫に対する犯罪行為であることを紹介している。

5番目の論考は浦田賢治氏による「原子力の平和利用を問い直す」と題するもので、これまでの「核兵器=悪」と「原子力平和利用=善」と言う二分法の克服を自覚的に主張するもので、まず原爆奴隷の問題、マーシャル諸島に関するグローバルヒパクシャが検討され、平和の概念を消極的平和と積極的平和、さらに平和的生存権を含めて理解すべきこと、さらに憲法9条2項は「その他の戦力」も保持しないとすする点、またフクシマでは共同体そのものの瓦解の危機に瀕している点が強調される。

原子力平和利用に関してアイゼンハワーの「平和のための原子力演説」の意図が詳細に検討される。日本は原子力平和利用でプルトニウムの所有など特別な配慮が与えられ、核武装能力をもつと考えられており、運搬手段も少しずつ作っているとし、このことは憲法が禁止する「その他の戦力」としての潜在的戦争手段にあたらぬだろうかとの疑問を呈している。

これらのために、核時代の憲法9条の逆説として、前文・9条・人権条項とある構造を逆転させ、人権として平和をとらえる必要性を強調し、自然と社会について人間の知と技の限界を知ることと原発も核兵器もなしに人間らしく豊かに暮らしていく時代をつくることを強調する。

6番目の論考はピーター・ワイズ氏による「核廃絶という課題」と題するもので、筆者は以下の5つの命題を設定し、それらの命題をわれわれの努力の枠組みとすることは、核廃絶の課題を達成できないとしても、そのための任務を継続することが出来ると主張する。

命題1は、核兵器のない世界は、普遍的に実効性のある条約または協約を必要としている。命題2は、核兵器のない世界を約束するといいたてる政治家たちが賛成しているのは、すべての核兵器の最終的な、あるいは究極的な廃絶ということである。命題3は、核兵器国は彼らの誠実義務、すなわち合理的な期間内に核兵器のない世界を実現する諸措置をとるべきだという義務に違反している。命題4は、核兵器が存在することが、現存世界で戦争が起きるまさに原因だとはいえないとしても、その存在はひとつの原因であり続けている。命題5は、核エネルギーと核兵器は一身同体である。

本書の第II部は、フランシス・A・ボイル氏による『核兵器の犯罪性』と題する2002年の論文集の翻訳である。

まずフィリップ・ベリガン氏による序文から始まる。彼はボイル氏について、国連憲章、ニュルンベルク憲章、「核兵器による威嚇または核兵器の使用は違法である」という1996年の国際司法裁判所の勧告的意見の研究など、おそらく合衆国における国際法のもっとも有能かつ熱心な支持者であると述べる。国際法は核クラブの諸国、特に米国の無法な振る舞いと錯乱に対する抑制となっている。国際法は計り知れない制度的重圧を維持している。

最初の論考は、「ジョージ・ブッシュ・ジュニア、9月11日事件、法の支配:異例な序説」と題するもので、彼の政策を以下のようにきわめて厳しく批判している。

就任してすぐに暴露されたのは、ブッシュ・ジュニアの保守主義というものは、反動的なマキャベリズム以外の何物でもないことであつた。世界が立て続けに目撃したのは、ブッシュ・ジュニア政権が、地球温暖化に関する京都議定書、国際刑事裁判所、包括的核実験禁止条約(CTBT)、小型武器取引規制条約、生物兵器禁止条約検証議定書など、特に対弾道ミサイル・システム(ABM)制限条約を拒絶することであつた。

ブッシュ・ジュニア政権のアフガニスタンに対する戦争は、法の観点からしても、正当化されるものではない。それどころか、違法な武力攻撃こそが、アフガニスタンの2200万人々々に対する人道上の破滅状況を作り出し、地域の極度に不安定な状況を助長している。

2011年9月11日の攻撃の直後、ブッシュ大統領の最初の公式声明は、これらの悪辣な攻撃をテロ行為だと特徴づけるものであつた。国際テロに対処するために、過去25年にわたり国連組織の主導の下に確立されてきた国際条約の全体的な枠組みを無視しかつこれを放棄することが、国連加盟国であるアフガニスタンとの戦争に訴える過程において早々と決定された。

米国議会は、公式の宣戦布告ではなく、ブ

ブッシュ・ジュニアにいわゆる戦争遂行権限決議承認を与えた。これは、基本的には、ブッシュ・ジュニア大統領が、独断で何らかの形で9月11日事件の攻撃にかかわっていた個人、組織、国家に対して、軍事力を行使する自由裁量を与えるものである。

ブッシュ・ジュニア政権のアフغانستانに対する戦争は、1928年のケロッグ・ブリアン協定および1945年の国連憲章に違反するものであり、ニュルンベルクの平和に対する罪に相当するものである。これはペンタゴンとブッシュ・ジュニアが国際刑事裁判所の設立にきわめて厳しく反対してきたはっきりした理由の、まぎれもないもうひとつの事例を提供している。ブッシュ・ジュニアのアフغانستانに対する戦争が自衛でないことはあきらかである。報復措置は決して自衛ではない。

ブッシュ・ジュニア政権は、2001年12月13日に、ABM条約から脱退すると発表した。これは6カ月以内に発効するという途方もなく非常識、法外かつ悲劇的なものである。

結論として、この書物は、拡張路線をとる米国政権が、国際条約における過去1世紀のきわめて重要な成果を、それらを強引に押しこむことによって危うくしており、法の支配と自国の権利と自由の骨組み自体を脅威にさらしている危機的な時期に出版されている。この書物は地球規模の反核運動のメンバーのために執筆したものである。

第2の論考は、「国際規模で法ニヒリズムを信望する米国」と題するものである。

レーガン、ブッシュ・シニア両政権により、国際の平和と安全の維持の要請を正しく評価することはおろか、国際法と国際組織の基本的な考慮事項への経緯もほとんど示すことのない米国となった。国際関係の認識、外交および国内問題の処理において完全なマキャベリズムに陥った集団による、国際法秩序の整合性への包括的かつ悪意のある攻撃であった。両政権の外交政策の特定の構成要素は、国際

法と米国国内法の両方で周知のもろもろの原則に照らして現行犯というべき犯罪活動にあたるものであった。

核軍備管理・削減の諸協定は本質的には、すべて核兵器国によって世界の諸人民に対して犯されている詐欺行為である。詐欺行為とは、つまり、人々を誤った安全保障感覚へのなだめすかし、その結果として現実の核軍縮への実態を伴った世論の圧力を脇へ逸らして発散させているのだ。

米国、ロシア、イギリス、フランスおよび中国はすべて、1968年の核兵器の不拡散に関する条約(NPT)6条に規定される厳粛な制約に違反してきたのであり、今日でもなお重大な違反を犯しているのである。

レーガン政権下のスター・ウォーズ計画の遺産はいまだに健在である。米国の「米本土ミサイル防衛」(NMD)は、戦略・戦術核兵器システムを用いての米国の攻撃的な先制攻撃から生き残るかもしれないロシアおよび中国の残存する戦略核兵器を掃討するのに不可欠なものなのである。

核をめぐるこれらの問題は、国際法を根拠に核に反対する抵抗者たちが、環境への被害を根拠に核に反対する抵抗者と共有している関心事項である。私には、世界中の反核抵抗者のこの2つのグループの間での広範囲な基盤をもった連帯の構築については、もっと多くの作業を進める必要があるように思われる。

第3の論考は、「ヒロシマとナガサキの教訓」であり、米ソ間の戦略核抑止システムは明白に違法であるが、米国の核兵器抑止理論の歴史的展開の考察が必要であると、国際法の観点から広島と長崎への原爆投下にかかわる歴史的背景と公的な正当化が分析される。

まず広島・長崎への原爆投下が違法であるとする主要な判例は1963年12月7日の下田隆一対国事件の裁判である。ヒロシマとナガサキに関する下田判決の教訓は、世界の現在の核政策決定者が自らの行為について外国政府

および自国の国民によって責任を正統性をもって問われるという、国際法に基づく効果的な警告となっているのである。

次に、米国陸軍省野戦教範27-10（1940年）は米国政府が、戦場における自国兵士を1907年ハーグ第4条約1条に基づく義務に従わせるための教範である。まず文民たる住民の保護につき、あきらかに、広島と長崎に対する原爆投下は、文民たる住民自体にとくに向けられた軍事的敵対行為である。次に連座罰の禁止につき、広島と長崎の文民たる住民に対してこのような法外な懲罰を与えることは、連座制を禁止しているこの教範に明示的に違反していた。また広島と長崎の原爆投下が、国際法の規則の明確な違反であったことは、「軍事的必要性」という古めかしい原則を解説しているこの教範で検証することが可能である。

核兵器使用の犯罪性に関して、ヒロシマとナガサキへの原爆投下は、当時米国政府によって全面的に受諾されていた国際刑事法の基本原則に対する、明白かつはなはだしい違反であった。さらに、核兵器を使用するという威嚇（核抑止）は進行中の国際犯罪行為である。すなわち、1949年の4つのジュネーブ諸条約、1977年のその第1追加議定書、1907年のハーグ諸条約、1925年ジュネーブ毒ガス議定書、および、とりわけ1949年のジェノサイド犯罪の防止および処罰に関する国際条約の重大な違反のみならず、平和に対する罪、人道に対する罪、戦争犯罪を遂行する計画、準備、謀議、および教唆である。

核軍備管理協定の法的地位に関しては、核軍備管理協定は、共同謀議をさらに永続させるために意図された、少数の犯罪国家集団間の国際的な犯罪謀議の一部に過ぎないのである。核軍備管理協定は、国際犯罪行為を合理化、規則化、近代化し、またそのための手段を完全なものとするを企てるものである。ゆえに、それらは実定国際法としてはいかなる妥当性も認められないのである。

第5の論考は「核抑止の犯罪性」と題するもので、国際司法裁判所の勧告的意見が検討される。

国連憲章は米国の「国土の最高法規」であり、国際司法裁判所の「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する勧告的意見」は、核兵器の威嚇または使用に関する現在の慣習国際法である。ウィーラマントリー判事とコロマ判事の反対意見は、勧告的意見それ自体についてのひとつの権威ある解釈を提供するものである。

裁判所の考えでは、核兵器の威嚇または使用は合法であるかどうかを検討することであり、犯罪性は問題ではなかった。しかし米国の陸軍野戦教範27-10陸戦法（1956年）によれば、戦争のあらゆる違反は、戦争犯罪である。この違反は「違法」「不法」ではなく、「戦争犯罪」である。私の基本的な結論は以下の2点である。①核兵器による威嚇も核兵器の使用も同じく犯罪である。②核抑止それ自体が犯罪である。

意見25項の生命に対する権利に関して、市民的政治的権利に関する人権規約6条および世界人権宣言3条に反するので、核兵器を使用すると威嚇は、国際慣習法と米国が当事国となっている条約が認める「身体の安全」に対する権利を侵害する。意見26項での裁判所の判示は、ある種の状況下では核兵器の使用は実際にジェノサイドという国際犯罪を構成するという命題を支持するものである。

また環境保護に関して、核兵器の使用はその使用国および敵対国の管理外の区域に対して放射性降下物の放出を必然的にもなうであろうから、核兵器の使用は、慣習国際法のこの基本原則に違反するであろう。国連憲章は自衛権を認めているが、必要性和均衡性を前提としており、世界の核兵器国が現在実践している核兵器の威嚇および使用のための現行計画は、あきらかに違法であり、犯罪である。

勧告的意見47項は「憲章2条4項における武力の威嚇と使用の概念は、所与の事例で武力行使それ自体が違法であれば、かかる武力を使用すると威嚇は同様に違法である」と述べており、核抑止それ自体が違法かつ犯罪なのである。核兵器の使用の問題については、核兵器は命令後15分以内に発射されるよう、高度で精密で先端的な運搬システムに搭載され実際に配備されており、核兵器使用の威嚇についてのこういった急迫性は、戦略的核抑止ドクトリンの重要な要素であり、この急迫しかつ危険な状況下では核兵器の保有は違法であり、犯罪である。

裁判所は77項で、戦争法規もまた核兵器の威嚇および使用に適用されると述べており、国際人道法が適用可能性を認めているが、核兵器の威嚇および使用が国際人道法に違反しないという、いかなる状況も想像することは困難であるので、ここでも、核抑止を含む核兵器の威嚇および使用は違法であり、犯罪である。

国際人道法と核兵器に関する裁判所の結論は、核兵器の使用は国際人道法の要件の尊重とはほとんど両立しえないとしつつも、必ずいかなる状況においても矛盾するだろうと、確実に結論するだけの十分な要素を持ち合わせていなど考えるというものである。また国家の存続が危険にさらされている自衛の極端な状況においては同国による核兵器の使用が合法であるか違法であるか確定的な結論に至ることはできないと述べた。

核軍縮について、裁判所はNPT6条が二重の義務を内容としていると解釈した。すなわち①誠実に核軍縮のための交渉を遂行し、かつ②これを完結させる義務である。

主文に関しては、反核抵抗者を国際法上弁護する目的から論じる。まず裁判所が全員一致で採択された判断として、国連憲章に関する意見105項2(C)によれば、国連憲章2条4項に合致し、かつ51条の要件のすべてを充たすいかなる核兵器による威嚇または使用を

想像することも不可能である。国際人道法に関する意見105項2(D)に関し、国際人道法の原則および規則に重大に違反しない、いかなる核兵器による威嚇または使用を想像することは不可能である。核軍縮に関する意見105項2(F)に関して、核軍縮に導く交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する。

勧告的意見主文105項2(E)に関して、ウィーラマントリーは、第1文の「一般的に」という言葉の存在に反対しており、第2文の結論を出せないという状況は避けられるべきであったと述べているが、このコメントはひとつの権威ある解釈である。105項2(E)の前段は、核抑止が戦争法規と国際人道法に反しているのだから、核抑止は犯罪だということである。105項2(E)の本当の問題点は、その後段に与えられるべき適切な解釈に由来する。

結論として、世界法廷の勧告的意見を読むことであきらかになることは、現在米国政府が考慮している核兵器の威嚇および使用はいずれも、国際人道法上違法であり、したがって犯罪であるということである。だから、反核抵抗者を弁護するために必要なのは、この反核抵抗活動の対象となった実際の核兵器システムに世界法廷の勧告的意見を適用することだけなのである。

以上のやや詳細な本書の紹介のあとに、評者の若干のコメントを付け加えたい。『現代軍縮国際法』『軍縮国際法の新しい視座』『核軍縮と国際法』『軍縮国際法』などの執筆者としてこの分野の研究を続けてきた者としての観点から考えると、第1に、国際法の分析および解釈において、「存在する法 (de lege lata)」と「あるべき法 (lex ferenda)」の区別がきわめてあいまいであり、両者が混同されるところが多くあり、実定法として説明されている国際法の内容は、まだ実定法にまで発展していないのではないかと考えられるところも散見される。この関連で、

国際司法裁判所の勧告的意見の分析においても、多数意見である意見そのものに依存するのではなく、反対意見に依存しつつ分析を行うという側面も見られる。

第2に、本書では原発と核兵器が同じレベルにおいて、どちらもそれらが犯罪であるとして、同じ論理で検討され、主張されている。伝統的にみられた「核兵器=悪、原発=善」という一般的な分類は間違っただけであり、破棄されるべきであることは正しいと思われるが、それでも両者をまったく同一のもののように理解し、同じように分析し、対応を検討することには若干の違和感を感じざるを得ない。核兵器の脅威は主として「安全保障 (security)」に関するものであるのに対して、原発の脅威は主として「安全 (safety)」に関するものである。安全保障は、意図的な脅威に対する対応であり、安心は意図的ではない脅威に対する対応である。

第3に、本書の主張は、原発および核兵器が犯罪であるという「犯罪性」に主眼が置かれているが、国際法の場合にすべて犯罪性で検討し、救済を検討するのが妥当かどうか若干の疑問が残る。国際法の分野においてもニュルンベルク原則を初めとして平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪が認められ、集団殺害罪やアパルトヘイト罪などが存在しており、国際刑事裁判所も活動している。この意味で、国際刑事法は国際法の中で一定の存在感を示していることは間違いのないことである。しかし、主権国家を主たる国際社会においては、国際法の違反の大部分は犯罪ではなく不法行為であり、一般に国際法の違反として議論されているのではないだろうか。

以上のような感想を持ちつつも、本書の目的および出版の意図を考慮するならば、私のコメントは的外れのものになるだろうと考える。

本書の全体的な目的は、本書における分析にしばしば現れているように、「反核抵抗者を



定価：4,104円（本体 3,800円）

A5判・312ページ

日本評論社（2012年12月）

ISBN978-4-535-51937-4

Cコード C3032

国際法上弁護すること」であり、実際の法廷活動においていかに国際法の観点から被告を防御するかに焦点が当てられているからである。この観点は、「核兵器」に関してのみならず、本書においてはその前半で詳細に検討されている「原発」にも当然に適用され、「日本の原発産業が人道に対する罪を犯すのをやめさせるために」書かれているのである。したがって、本書は『原発と核抑止の犯罪性』という画期的なタイトルをもっている。

このような基本的な目的をもって出版された本書は、その出版目的の実現という意味では優れた分析になっていると言えるだろう。その意味で、原発および核兵器に対して国際法などの側面から、法廷で闘う人々に対するきわめて有益な情報を与えるものとして高く評価できるであろう。

もう1つ、本書を貫く基本的原則というか基本的哲学というか、われわれ法学者にとつ

て最も重要な原則として、「力の支配」ではなく「法の支配」という主張が、本書のいたるところに表われているのは、より平和でより公平な国際社会を求めるものに大きな勇気を与えるものであり、本書の基盤として評価すべきものである。

(くろさわ みつる 大阪女学院大学教授)

川上則道著

『マルクス「再生産表式論」の魅力と可能性 ——『資本論』第2部第3篇を読み解く』

(本の泉社、2014年12月)

岩見良太郎

川上氏の多くの著作は、一見、すぐれた教師が書いた優れた教科書といった体裁をとっている。本書も同様のスタイルだ。しかし、ていねいに読み進んでいくと、いつも、ひじょうに深い問題提起、理論的挑戦がなされていることに気づかされる。ごまかしのない強靱な思考力によって、徹底的にマルクスに内在し、一貫した理論的整合を築き上げようとする姿勢がそうした問題提起を生み出し、読む側にも、新たな問題意識を触発することになるのである。

評者は、これまでと同じく、本書からも、さまざまな理論的刺激をうけ、新たな問題意識を呼び起こされたが、この書評では、大きく2つの点についてふれたいと思う。

1つは、川上氏が強調する“再生産表式は商品資本循環視点から把握されなければならない”という点にかかわる問題提起である。筆者は経済学の門外漢（都市工学）として、再生産表式の理解はきわめて単純なものであったが、それが、川上氏が誤った再生産表式理解の1つとして批判している、都留重人氏の見解にほぼ似通ったものであることに気づかされたのである。その見解とは、次のようなものだ。

「マルクスの再生産表式における約束を確

認しておかねばならぬ。……マルクスの構想では、一定の期間（かりにこれを一年と呼んでもよい）生産が行われ、その期間がすんだところですべての流通的取引が一せいに行われ、その結果、当事者はそれぞれ、資本家も労働者も、次の生産期間において必要とする素材の補てんをすべて完了して待機の状態に立つ、という組立になっている。」（『国民所得論と再生産』有斐閣、1951年、230頁）。

しかし、それは、「再生産に使用される生産諸手段が今年以前の年に生産されたものだとする」無理な仮定にもとづくものであり、「総資本の再生産を生産資本の循環で捉え」る視点にたった解釈、しかも、非現実的な「総生産資本年1回転説」にほかならない（111～112頁）。こうしたとらえ方は、資本論のどこをみても見いだすことができない、マルクスにしたがいが、「総資本の再生産は商品資本の循環で捉えなければ」（112頁）ならない、というのが川上氏の力説するところである。

評者は、再生産を商品資本循環視点からとらえることの正しさ、重要性を教えられたが、その理解を推し進めていくと、実は、きわめて大きな理論的あい路に陥ってしまったのである。最初にふれたいのは、この理論的困難である。

もう1つは、川上氏が以前から提案されている、再生産表式のマトリックス形式による表現の応用の試みである。

川上氏は、「再生産マトリックス表を考案してから、もう20年ほどにもなるのに、この表現方式が普及しないのはなぜなのかという思いがある……この表現方式を使えば、再生産の均衡条件を簡単に理解できるようになるし、捨象されている諸条件を組み入れやすくなるし、また、拡大再生産の数値計算などもごく簡単になるのに、残念という思いがあるのです。」(45頁)と述べている。評者はこのマトリックスによる表現を高く評価する立場から、いくつか応用の試みを示したいと思う。

I. 商品資本循環視点からとらえた場合の再生産表式の一つの困難

1. 商品資本循環視点からの再生産表式は把握

まず、川上氏の強調する商品資本循環視点からの再生産表式の把握について、評者なりの理解を簡潔に示そう。

商品資本循環範式は

$$W' - \begin{cases} G - W \cdots P \cdots W' \\ g - w \end{cases}$$

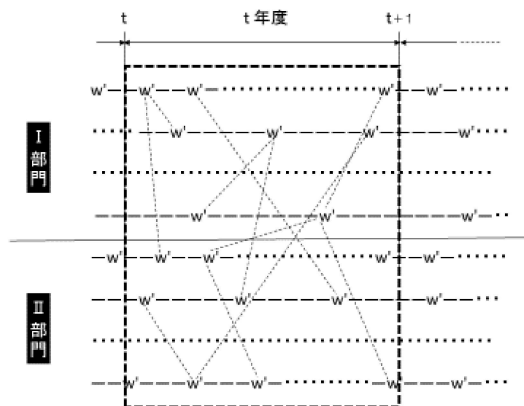
で示される。

この範式こそ、他の個別資本との関係を含むものであり、それゆえ、資本全体の再生産把握の出発点をなすものである。

具体的には、図1のように、商品資本循環 $W' \cdots W'$ の絡み合いとして表現できる。

絡み合いは、第1部門と第2部門間、第1部門内、第2部門内の個別資本相互で形成される。一定生産期間 T (たとえば年間) における個別資本の商品循環に含まれる W' は、 $W' \cdots W'$ の1循環に要する時間の違いによつ

図1 再生産と商品資本循環



出所：岩見作成。

てまちまちである。それが T 以上 (以下) の場合は、2 以下 (以上) である。1 循環時間が短くなればなるほど、 T に出現する W' は多くなるわけだ。図1はそうした1循環時間の異なる個別商品資本循環の併存としての再生産過程を表現している。

再生産表式は、一定期間 T における W' の集計としての総生産物の総括表に他ならない。そして、再生産が順調に進むためには、この総生産物に一定の質料的、価値的均衡条件が満たされていなければならない。マルクスは、総生産物を大きく生産手段部門と消費手段部門に分割して質料的区別をおこない、その価値的構成を $c+v+m$ で表現し、下記の式に総括した。

$$I \text{ (生産諸手段)} \quad 4000c+1000v+1000m=6000$$

$$II \text{ (消費諸手段)} \quad 2000c+ 500v+ 500m=3000$$

これは、単純再生産の表式であるが、その均衡条件は、周知のように、

$$I (1000v+1000m) = II 2000c$$

である。こうした均衡条件が成り立つよう、表式の数字は選ばれているのである。

川上氏は単純再生産の表式をマトリックス形式で表現しなおすことを試みているが、そ

れが、図2である。

再生産が首尾よく継続するには、個別資本による商品資本W'の交換を通じて、総体的に、価値的補填補と素材補填補が過不足なくなされねばならない。それゆえ、そうした関係性を一挙に表現するには、マトリックスは最適である。評者は、これを先駆的に試みた川上氏の慧眼を高く評価するものである。

このマトリックスの説明については、本書に譲り、評者の問題提起を急ぐため、拡大再生産表式の説明に移ろう。いま見たように、商品資本循環視点からの単純再生産式把握はきわめて明快であり、そこに、いかなる論理的不整合性も見出しえない。しかし、拡大再生産表式の分析に移るや、一つの理論的困難が顕在化してくるからである。

2. 拡大再生産表式における一つの困難

拡大再生産表式は、次のように表現される。

$$\begin{aligned} \text{第1年度} \quad & \text{I} \quad 4000c+1000v+1000m=6000 \\ & \text{II} \quad 1500c+ 750v+ 750m=3000 \\ \text{第2年度} \quad & \text{I} \quad 4400c+1100v+1100m=6600 \\ & \text{II} \quad 1600c+ 800v+ 800m=3200 \end{aligned}$$

川上氏は、これをマトリックスによって図3のようにまとめている。

拡大再生産の場合、mの一部が消費されず、追加投資に回される。この例の場合、I部門では1000の剰余価値の内500が追加投資(400c+100v)に、II部門では、750の剰余価値の内150が追加投資(100c+50v)に、それぞれ投ぜられている。

ここまでは、何の問題もない。問題は、2年度の総生産額の導き出し方にある。マルクス=川上氏は、第1年度総生産額に、(c+v+m)を上乗せした額を2年度の総生産額としている。評者がどうしても納得できないのはこの点である。

図2 単純再生産表式のマトリックス表示

需要(買い)		総生産物の価値構成					
		I部門の総生産物			II部門の総生産物		
		c	v	m	c	v	m
供給(売り)		4000	1000	1000	2000	500	500
素材構成	I部門の総生産物 6000	4000			2000		
	II部門の総生産物 3000		1000	1000		500	500

出所：川上、44頁。

図3 拡大再生産表式のマトリックス表示

需要(買い)		総生産物の価値構成						蓄積元本 (剰余生産物)	
		I			II				
		c	v	m	c	v	m	I	II
供給(売り)		4000		1000	1500	750	750	500	
素材構成	I 6000	4000			1500			500	
	II 3000		1000	500		750	600		150
追加資本の形成	不変資本 Δc			400			100	←	
	可変資本 Δv			100			50	←	

出所：川上、122頁。

追加投資(c+v)のもたらす追加年間総生産物は、はたして(c+v+m)といえるのか。これは、追加投資の年平均回転数が1の場合のみ正しい。では、拡大再生産表式では、年平均回転数はどのように設定されているであろうか。もちろん、再生産表式は、再生産の結果としてのW'を総括したものであり、そもそも回転数なる範疇とは無縁であり、それゆえ捨象されている。

では、拡大再生産表式には、回転数ではなく、追加投資と追加年間総生産物を関係づけるなんらかの情報が含まれているであろうか。それがわかれば、今年度の生産結果から、次年度の総生産額を推定することはできる。たとえば、年当初における生産資本の総価値額Pが明示されていれば、 $\lambda(P+M)$ =総生産額からλがわかり、これを使って、次年度の追加生産額を、 $\lambda(\Delta P+\Delta M)$ として、計算す

ることは可能である。ちなみに、図1でいえば、Pは、商品資本循環W—W'と時間軸tとの交点に位置する個別生産資本の価値額の総計であり、総生産額は、t軸と(t+1)軸に間に分布するW'の総計である。λは、お気づきのよう、年平均回転数に一致する。

しかし、再生産表式はあくまで、再生産の結果としての総生産物（商品資本）の総括であるから、生産資本なる範疇は存在しない。それゆえ、初年度の拡大再生産表式から、次年度のそれを導き出すことは不可能となる。どこまでも商品資本視点に立って拡大再生産表式を組み立てようとした場合、こうした困難に逢着してしまうのである。

つまり、拡大再生産の場合、追加投資がなされるが、それは生産資本の形態をとらざるをえない。しかし、それが次年度にどれだけ追加生産物をもたらすかが計算されるためには、総生産資本の年平均回転数の明示が不可避となる。ところが、再生産表式は商品資本の総括であるがゆえに、そうした情報を盛り込むことは不可能である。本年度と次年度の拡大再生産表式を結びつける環はなく、拡大再生産表式にもとづき、拡大再生産の軌道を描くことはできない。単純再生産の場合には、表面化しなかった矛盾が、拡大再生産表式にいたって顕在化し、商品資本視点からの把握は、ひとつの行き詰まりに逢着してしまう。商品資本視点を貫くことは不可能となるのである。これが評者のたどりついた結論である。なお念のため付言すれば、生産期間を1年ではなく、限りなく細分化しても事態は変わらないことは明らかである。

以上、再生産表式の把握において、商品資本視点を貫徹しようとする、1つの困難に陥ってしまわざるをえないという点を指摘した。しかし、それによって、再生産の価値的・素材的補填構造を一挙に総体的にとらえうるマトリックス表示方法の価値が損なわれるわけではない。その応用可能性と発展可能性はきわめて大きい。評者による、いくつか

の応用例を以下、示したい。

II. マトリックス方式応用の試み

1. 固定資本の摩滅補填と蓄蔵貨幣

一般的に、固定資本は長年にわたって機能し、少しずつ摩滅していくため、その摩滅部分の価値は、一挙に補填されることはない。それは蓄蔵貨幣として積み立てられたのち、補填される。マルクスはこの点について、具体的に数値で例示しながら、次のように述べている。

「商品価値2000 II cのなかには、貨幣で蓄蔵されるべき摩滅補填用の200が潜んでいるであろう。そこで、価値2000 II cは、Iの生産諸手段と交換されるべき1800と貨幣で(2000cをIに売ったあとに)保持されるべき摩滅補填分200とに分かれるであろう。または、その価値について言えば、 $2000 II c = 1800c + 200c$ (d) となるであろう。ここでdとは、dechet | [フランス語で] 摩滅分 | である」(『資本論』⑦、728頁)。

再生産が、順調に進むためには、1つの生産期間において、全体として、貨幣で積み立てる摩滅価値と同じ大きさの価値の現物補填がなされねばならない。マルクスの表現を借りれば、「部分1」と「部分2」が同価値でなければならぬのである。

「われわれは、IIの資本家たちのうち、固定資本を“現物で”補填する部分を『部分1』と呼び、固定資本の摩滅価値を貨幣形態で積み立てる部分を『部分2』と呼ぶ」(『資本論』⑦、738頁)。

図4は、こうした関係性を単純再生産表式のマトリックスに新たに組み込んだものである。見られるように、追加された再生産の均衡条件が明示的、可視的に表現できるのである。

2. 拡大再生産と蓄蔵貨幣

先の「摩滅資本の補填と蓄蔵貨幣」の表現の工夫は、ほぼ、同じ方法で、蓄蔵貨幣形態での資本蓄積と投資の関係にも適用できる。拡大再生産の場合、個別資本家は、1年間に生産した商品生産物を持って得た剰余価値の一部を一挙に、新規投資に投じるのではない。一定期間にわたって、「潜勢的貨幣資本」

として積み立てたのち投資するのである。したがって、ある時点においてとらえれば、もっぱら剰余価値を蓄蔵貨幣として積み立てる資本家グループと、積み立てた蓄蔵貨幣をとりくずし、新規投資をおこなうそれが併存していることになる。拡大再生産が均衡性を保ちながら進んでいくためには、蓄蔵貨幣の積立額と取り崩し額が等しくなければならない。

「この場合には、 $I m$ のうち蓄蔵貨幣を形成する部分であるA、A'、A"の単なる販売が、 $I m$ のうち自己の蓄蔵貨幣を追加的生産資本の諸要素に転化する部分であるB、B'、B"の単なる購買と均衡を保っていることが前提されなければならない。」(『資本論』⑦、800頁)。

この均衡条件を拡大再生産マトリックスに組み込めば、図5のようなになる。この新たな均衡条件を可視的・明示的に表現できるのである。

図4 固定資本の摩滅補填と蓄蔵貨幣

	I			II			総需要
	c	v	m	c	v	m	
I	3600+			1800+			6000
	400d			200d			
II		1000	1000		500	500	3000
総供給		6000			3000		9000
蓄蔵貨幣	「部分1」 (固定資本 現物補填)	400			200		
	「部分2」 (固定資本 摩滅価値 積み立て)	400d			200d		

出所：図1に同じ。

図5 拡大再生産と蓄蔵貨幣

供給 \ 需要	I						II		蓄積元本		蓄蔵貨幣	
	c	v	m	c	v	m	I	II	Aグループ (潜勢的貨幣 資本形成)	Bグループ (追加的生産 資本投資)		
	4000	1000	1000	1500	750	750						
素材構成	I 6000	4000		1500			50+450			450	450	
	II 3000		1000	500	750	600		15+135		135	135	
追加資本形成	Δc			400		100						
	Δv			100		50						

出所：図1に同じ。

3. 土地部門の導入

経済活動は、貸借ないしは売買のかたちで土地の取引を伴う。土地部門の導入は、再生産の理論レベルには適合しないが、現実の分析を行うには不可欠の課題である。マトリックスを使えば、これが、再生産構造においていかなる位置を占め、構造全体にいかなる影響を与えるかを、明示的、可視的に一挙に表現できるのである。

(1) 単純な再分配

まず、労働者が賃金の一部を割いて宅地を購入する場合を考えてみよう。労働者は賃金の20%を宅地購入にあてるものとし、土地部門(Lで示そう)を追加して、これをマトリックスで表現すると図6のようなになる。

土地の取引が入るため、見かけ上、総取引額はその価額分300だけ増加する。しかし、物の生産物についての総需給額には変動はない。

また、労働者は、総計300を土地購入に充てたため、その分、消費手段の需要は減るが、土地所有者が、同価値を消費にあてるため、全体としてみれば、再生産に不均衡は生じない。単に、価値の再配分がなされたにすぎない。マトリックスはこうした関係をきわめて明瞭に表現してくれるのである。

図6 賃金の一部で宅地購入

	I			II			L	総需要
	c	v	m	c	v	m		
I	4000			2000				6000
II		800	1000		400	500	300	3000
L		200			100			300
総供給	6000			3000			300	9300

注：太字の数字は土地関連を示す。

出所：岩見作成。

(2) 土地価格が上昇する場合

(1)では、土地価格は不変と想定した。では、土地価格が変動（ここでは地価が2倍に上昇すると想定）する場合はどうなるか。それを表現したのが図7である。

図7 宅地購入価格の上昇

	I			II			L	総需要
	c	v	m	c	v	m		
I	4000			2000				6000
II		600	1000		300	500	600	3000
L		400			200			600
総供給	6000			3000			600	9600

出所：図6に同じ。

1年度（図）では、労働者は総計300を支払って、土地を購入したが、2年度、土地を購入する労働者は倍の600を土地購入に支出しなければならない。

(600-300) の分だけ、消費がより圧迫されることになる。逆に、土地所有者は、その分だけ消費を増やすことができ、全体として、再生産の均衡条件は維持されるのである。

図8 土地売却代金の蓄蔵

	I			II			L	総需要
	c	v	m	c	v	m		
I	4000			2000				6000
II		800	1000		400	500	100	2800
L		200			100			300
総供給	6000			3000			100	9100
蓄蔵貨幣	-			-			200	

出所：図6に同じ。

(3) 土地売却代金が蓄蔵される場合

では、土地所有者が土地売却代金を消費せず、蓄蔵する場合はどうなるか。それを表現したものが、図8である。この表では、土地所有者は土地売却代金300の内、100のみを消費に回し、残り200は貨幣のかたちで蓄蔵する場合を描いている。

この場合には、みるように、消費手段生産額に対して200の不足が生じてしまう。再生産は均衡条件を失しなう。

再生産を維持するには、全体として価格体系の変化を通じた調整が不可欠となるのである。

(4) 土地売却代金が追加投資に回される場合

最後に、土地所有者が土地売却代金を追加投資に回す場合、拡大再生産（前掲図3）はどのような影響を受けるか、検討してみよう。

いろいろなケースが想定されるが、ここでは、宅地を労働者に売却、その売却代金すべてが、第I部門の追加投資に使われるものとしよう。その場合、拡大再生産表式に表れる直接的な変化は、図9のようになろう。

図9 土地売却代金をI部門に追加投資

供給	需要	I			II			L	蓄積元本	
		c	v	m	c	v	m		I	II
	I	6000	4000		1500	750	750	350	500	
素材構成	II	3000		800	500		600	600		150+350
	L	350		200			150			
追加資本形成	Δc			400			100	280	500+280	
	Δv			100			50	70		150+70

出所：図6に同じ。

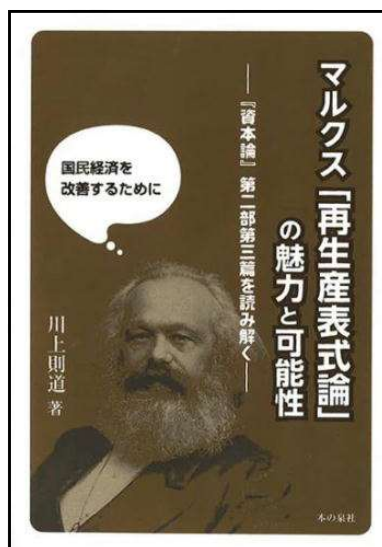
追加投資は、土地部門から新たに350 ($\Delta c280$ 、 $\Delta v70$) 上積みされる。一方、土地所有者が土地売却代金を消費財の購入に回さないため、蓄積元本は、意図していたそれ(150)より350増える。

以上から、次のような不均衡が生じることになる。すなわち、 Δc は280の増加が必要となるが、それに充当しうる蓄積元本の増加はない。 Δv は70増えるが、それに充当しうる蓄積元本は350存在する。つまり、全体として、I部門で超過需要が、II部門で超過供給が生まれることになるのである。この不均衡は、全体的な価格調整によって正さざるを得ない。

以上、評者によるマトリックス応用の試みをいくつか紹介した。マトリックス形式による表現は、再生産の価値的・素材的補填構造を一挙に総体的にとらえうるというすぐれた特質をそなえているため、なんらかの条件変化が生じた場合、その影響が再生産の全体構造にどのようなメカニズムで、どのように波及していくかを俯瞰的に見渡すことを可能にする。ただし、それがどのような新たな均衡解にいたるかを分析するためには、マトリックスをさらに、連立方程式体系につなげていく工夫が必要ではないかと、評者は考えている。たとえば、再生産表式を産業連関表に組み替える試みをおこなった、柴山幸治『計量経済学』(ミネルヴァ書房、1962年、216~219頁)は古典的な事例として一つのヒントになるろう。

マトリックス形式を採用することによって、再生産表式の操作性は一挙に高まったわけで、今後、様々な問題領域で応用が試みられることを期待したい。

(いわみ りょうたろう 埼玉大学名誉教授)



定価：1,800円＋税
A5判 304頁 並製
本の泉社(2014年12月25日)
ISBN978-4-7807-1199-8 C0033

原 伸子著
『ジェンダーの政治経済学
——福祉国家・市場・家族——』

(有斐閣、2016年2月)

後藤 宣代

最近の日本は、「すべての女性が輝く社会、女性の活躍」や「同一労働同一賃金」など、これまでフェミニストたちが掲げてきた目標が、保守政権によって提起される一方、足元の現実では「女性の貧困、子どもの貧困」が凄まじい。政権は「待機児童ゼロ」を掲げるも、「保育園落ちた日本死ね!!!」と題したブログをきっかけに、「私も落ちた」と女性たちが全国で声を上げ始めるという例を見ても、女性が働きやすい環境には程遠い。2000年に導入された介護保険制度は利用者が増え続け、保険料も上がり、自己負担が1割から2割へと引き上げられた。こうした過程で、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」（「医療・介護総合法」）が成立し、医療と介護は地域で取り組まれるべき「地域包括ケア」となった。これは、超高齢社会の到来に対して、家族や住民同士の自助や共助で対応しようとするもので、そこでは、「ケア」の担い手として家族、とくに女性が要請されている。女性は一方では社会進出、他方では家庭でのケアの担い手、こうした二つの社会的役割を期待されているのである。このような事態は何を意味するのか。その解明のためにはいかなる経済理論が求められるのか。このたび、またとない本が出版された。原伸子著『ジェンダ

ーの政治経済学——福祉国家・市場・家族——』である。

I 本書の狙い

1960年代、アメリカ発の第二派フェミニズム（第一派は20世紀初頭の婦人参政権運動）が全世界に広がり、70年代に入ると国内外で家事労働論争が沸き起こる。特に批判の俎上にのせられたのはマルクス経済学で、「人間の解放、労働の解放」をめざす経済学のなかに「女性の解放」がないと糾弾され、そこでの主要論点は家事労働であった。この論争のなかから、1990年代、フェミニスト経済学が誕生することとなった。このフェミニスト経済学を本格的に取り上げたのが本書である（初出一覧によると、2001年から2013年までに執筆された論文を、大幅に加筆・修正）。本書の主概念は、ジェンダー、家族、そしてケア（育児・介護）であり、歴史的には20世紀末から21世紀にかけての福祉国家の変容が取り扱われ、そこにおいて、主概念がどのように展開され、その問題点は何か、が解明される。理論の守備範囲は、マルクス経済学（主に蓄積論・労賃論）から、新古典派経済学（主流派）、ゲームの理論まで幅広く、このような

理論的広がりをもった研究は他に例を見ない。対象国も、イギリス、ドイツ、アメリカ、日本と多岐に及んでいる。

本書刊行のために序章において、「問題意識と課題」、「本書の課題と方法」、「福祉国家の変容とケア」、「ジェンダー主流化とジェンダー平等」、「本書の構成」が新に書き下ろされ、しかも第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部ごとに「サマリー」があり、これらを読むだけでも概要を把握することができる。また「あとがき」には著者の研究史が披瀝され、謝辞には身近な理解者たち（夫と娘、両親）の名前が挙げられている。

そこで、これらを頼りに、評者なりに本書について整理してみたい。

2015年は男女雇用機会均等法から30年、第4回世界女性会議（北京会議）から20年にあたり、著者はこれらを振り返り、ジェンダー平等の到達度を確認する。時あたかも第二次安倍政権において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定され、2020年までに指導的地位に占める女性比率を30%にまで高めるという数値目標が掲げられた。この推進法に対して、著者は、労働市場の規制緩和を推進する労働者派遣法改正および労働基準法改正が「セットになって提出」されていると危惧の念を抱く。著者は、母子世帯とその子どもの貧困に注目し、シングル・マザーが労働市場では稼ぎ手として、家庭ではケアの担い手として二重の負担を背負っているきびしい現実こそは、福祉国家におけるジェンダー平等の試金石と喝破する。

こうして、著者の関心は、家族をめぐる経済学の学説史を整理し、フェミニスト経済学を展開していく。

Ⅱ 本書の構成

本書は、三部から構成される。主にフェミ

ニスト経済学の生誕と主要理論を扱った第Ⅰ部、20世紀末から21世紀における福祉国家におけるジェンダーとケアの関係を扱った第Ⅱ部、不況と新自由主義、そしてグローバリゼーションの展開のなかで変容する福祉国家とジェンダーを扱った第Ⅲ部に大別される。以下、目次を引用しておく。

序章 福祉国家・市場・家族のジェンダー分析——本書の基本的視座

第Ⅰ部 「家族の経済学」とジェンダー

第1章 「新家庭経済学」における家族

第2章 フェミニスト経済学の成立

第3章 フェミニスト経済学における家族分析

第3章・補論 産業革命期イギリスにおける家族と児童労働 —書評—

第Ⅱ部 社会的再生産とケア

第4章 家族政策の主流化と経済的シチズンシップ

第5章 労働のフレキシビリティとケア

第6章 社会的ケアとケアレジーム

第7章 ドイツにおける家族政策の「転換」と企業の対応

第Ⅲ部 福祉国家の変容と家族政策の主流化——ワーク・ライフ・バランス政策とジェンダー平等——

第8章 新たな福祉政治の登場——「第三の道」と家族政策

第9章 日本におけるワーク・ライフ・バランス政策

第10章 ワーク・ライフ・バランスの射程——時間政策とジェンダー平等

Ⅲ 本書の内容

三部構成を成す本書であるが、なんとといっても白眉は第Ⅰ部である。そこで、第Ⅰ部を中心に内容を紹介しておこう。

最初に、1920年代に産声を上げた「家族の

経済学」が肯定的に紹介される。この潮流は、シカゴ大学のヘーゼル・カークによって創始され、マーガレット・G・リード、エリザベス・ホイトラによって継承された「家政学」と「消費経済学」に始まる。従来の家政学で扱われてきた商品学ではなく、家庭における経済的問題の研究としての消費分析に主眼がおかれる。カーク、リード、ホイトという三人の女性経済学研究者による経済学批判、すなわち女性によって担われていた家計と消費は社会的生産に従属したものであるという考え方への批判であり、家事労働やケアから構成される無償労働こそが生活水準を創り出すという異議申し立てが行われる。

1970年代になると、「マルクス・ルネサンス」と「第二派フェミニズム」の台頭のなかで、家事労働論争が起こる。著者によると、この主要論点は資本主義的生産過程と家族における労働力再生産過程の理論的關係についてであり、家族における労働力の再生産過程を担う無償の家事労働（炊事、洗濯、育児など）は、労働力の価値を形成するのだが、それは資本との交換関係をととして資本主義的な生産過程すなわち剰余価値の生産過程に入るか否かであった。この論争の成果こそ、1990年代のフェミニスト経済学の誕生につながっていく。

この時代、「家族の経済学」を継承しつつも、企業のアナロジーとして家族内部における比較生産性原理へと展開し、カーク、リード、ホイトラが腐心した家族における家事労働やケアの社会的評価の問題を不問にして登場してきたのが、「新家庭経済学」であり、主唱者ゲーリー・ベッカーによる新古典派経済学（主流派）のマイクロ応用理論としての成立であった。1992年にベッカーがノーベル経済学賞を受賞したことから、この潮流は主流派となっていく。著者は、従来、社会学や人類学の対象であった家族分析を経済学の枠組みのなかに位置づけたことは評価しつつも、労働市場におけるジェンダー格差と家族における

性別役割分業を同一の理論的枠組みで合理的に説明しようという方法を批判する。

このようななかで、1990年代、フェミニスト経済学は、一方で新古典派を批判し、他方でマルクス経済学（家事労働論争）を批判的に継承するという経済学批判として登場することとなった。

フェミニスト経済学はケア労働の理論的、政策的意味と、それが主として女性によって担われている家族組織の分析を対象とする。著者によると、70年代の家事労働論争の成果は、90年代のフェミニスト経済学によるケア労働分析から、次のような三つの論点に整理される。一つ目は、家族における無償労働は生活水準を形成し、これは実質賃金を上回ることから、無償労働による福祉の生産が明らかになる。二つ目は、家族における家父長制的生産関係と市場における資本制的生産関係の二つの関係をいかにとらえるのかという問題について、フェミニスト経済学では家父長制を前提にするのではなく、その構造分析へと論点を移す。三つ目は、資本主義の発展とともに無償労働は、市場化という形態による社会化の進展がみられるが、とくにケア労働の社会化は、ケアの「関係的」「情緒的」性格という独自性の析出となっていく。

第Ⅱ部では、福祉国家における「社会的ケア」とジェンダーの関係について理論と政策が述べられる。第Ⅲ部では、福祉国家の縮減・変容のなかで、家族政策の主流化、「福祉の契約主義」の形成が整理され、ワーク・ライフ・バランス政策とジェンダー平等についてイギリスと日本が具体的に分析される。ワーク・ライフ・バランスは、EUでは雇用政策であり、時間政策でもある。つまり、人間活動の「時間を取り戻す」ため、主流派経済学における労働と余暇から構成される「時間の二分法」から、労働とケアと余暇から構成される「時間の三分法」への転換を迫ることができる。著者は、これこそはフェミニスト経済学の視点であり、人間が自由になるための

通路であると説く。

IV 本書の意義

なんといっても理論・論客の幅広い整理と丁寧な掘り起こしが試みられ、家族とケアを中心に、マルクス『資本論』からゲーム理論まで丹念にフォローされているので、本書を読めば、フェミニスト経済学の概要と、20世紀後半から21世紀初頭にかけて福祉国家とジェンダーの関係を理論的および歴史的に理解できる。理論、政策、そして現状分析が三位一体となっており、極めて実践的でもある。エンゲルスの著書タイトルに倣って言えば、「家族、私有財産、国家」の21世紀初頭版である。副題の「福祉国家・市場・家族」という三つの基本概念が端的に物語っている。

V 今後の展開への基軸的論点

第Ⅲ部で、福祉国家の縮減、変容が述べられている。また、労働についても、アントニオ・ネグリ、マイケル・ハートの『コモンウェルス』を引用し、現代における労働の質的变化のなかに、「労働力の『女性化』」を見て取り、「従来『女性の仕事』とされてきた情動的・感情的あるいは人間関係に関わる仕事に関連する特性（ケアや他者との関わりなど）が今や、すべての労働部門で重要性を増している」ことを認識している。また、著者が客員研究員として留学していた英国での受入れ教授であるジェーン・ハンフリーズ（ケンブリッジ大学経済学部→オックスフォード大学歴史学部）を肯定的に引用した箇所では、「制度としての家族」は一夫一婦制家族のみならず、「社会的ネットワーク」・「擬似親族的結合による親族的関係にない人たちを結びつけるコミュニティ」であることも認識している。

とすれば、著者は重化学工業段階を超えた

生産力段階（ポスト工業化）、そして一夫一婦制を超えた「擬似親族」、すなわち新たな生産力段階と新しい人間関係の創出を鋭く見て取っていることになる。

そこで、21世紀の本格的な展望、すなわち、「家族、私有財産、国家」の21世紀本格版が期待される。その際、基本概念をめぐって、注目すべきことがある。

2013年7月6日、日本学術会議講堂において、第7回基礎法学総合シンポジウム:テーマ「親密圏と家族」が開催された。主催は、基礎法学系学会連合（日本法社会学会、日本法哲学会、比較法学会、法制史学会、比較家族史学会、民主主義科学者協会法律部会）と日本学術会議である。冒頭で、企画責任者である森謙二による趣旨説明がおこなわれたが、社会科学にとって、極めて重要な提起であるので、引用しておくこととする。

「産業革命の後、近代家族が成立する。この近代家族は、社会的生産の機能が解除されているという意味で〈前近代家族〉と区別され、人間を再生産する生殖の単位であると同時に、個々人の生活単位として純化された。近代という時代は、この生殖の機能を担った家族と社会的生産の機能を担った市民社会によって構成され、それぞれが独自の構成原理をもちながら、国家の下に統合された。自由と平等を標榜した市民社会に対して、近代家族は夫婦と子どもを中心とした〈愛〉共同体であるとされ、契約の原理が支配する市民社会に対して、近代家族は家族内の親密圏と位置づけられた。

この近代家族の解体现象が、高度に発達した資本主義社会において展開する。その解体现象の一つはまず婚姻制度の動揺として現れる。先進西欧社会では、1970年以降に事実婚・同棲（いわゆる『非婚カップル』）の増加、そして非嫡出子の増加として現象するのに対し、日本における婚姻制度の動揺は1985年以降に未婚率の増加、未婚化現象として展開し

た。

近代家族の解体を、日本の社会学では『家族の個人化』現象として捉える人が多い。この『個人化』現象は、これまでのさまざまな家族の機能が市場原理に委ねられ、また社会化することによって、幼い子どもを除くならば家族員への依存をしなくても生活が可能になってきたことを意味している。個々人が自らの意思に基づいて生活単位を決定することも可能になった。

このような状況の中で、これまで家族は生活単位を含んだ生活単位であるという枠組が崩れ、次第に生活単位と生活単位のズレが顕在化することになった。生殖医療の発展に伴う体外受精の展開も夫婦が生活単位であるという従来の常識を覆すことになり、また親子関係の決定システムも複雑化し多様化するようになった（いわゆる『多元的な親子関係』）。もう一方では、必ずしも生活単位を含まない生活単位、たとえばゲイやレズビアンのような同性カップルの存在や、コレクティブハウス・グループホームやシェアハウスの居住者、兄弟家族の同居等々、多様な形態での生活単位も登場してきたことも表現されている。

このような個々人の多様な生活形態は、新しい親密圏の形成あるいはその可能性を予感させるが、他方では多くの問題を投げかけている。一つは、『家族とは何か』という問いかけである。近代家族が前提とした夫婦や親子関係が普遍的なものとして妥当しなくなってきた。

現代、多様な『夫婦』や多様な『親子』関係を社会的に認知し、多様な生活単位の存在を尊重しようとする傾向も西欧社会では強くなり、これに対応した新しい家族政策も展開されるようになってきた。ただ、人間の再生産（生殖）の場をこれからどのように再構築するかは十分に議論されていない。^①

森によれば、こうした近代家族の解体はヘーゲル的な「家族・市民社会・国家」という

枠組全体の変化を示し、その原動力は「個々人の多様な生活形態」の存在と「生殖革命」である。この「生殖革命」は、周知のように、1978年の試験管ベビー、ルーズ・ブラウンの誕生という、試験管のなかで卵子と精子を結合させる体外受精の成功を嚆矢とするもので、これが「人間の再生産（生殖）」のあり方を根底から変えたのである。

こうした企画趣旨を受けて、シンポジウムの報告者の1人、上杉富之は、「ポスト生殖革命時代の親子と家族」と題した報告のなかで、この「生殖革命」は、すでに日常生活に浸透しているとし、日本産婦人科学会の統計を挙げながら、2010年には体外受精は年間出生数107万1304人に対し、2万8945人が体外受精による出生^②であり、実に2.7%、つまり37人に1人の割合で体外受精による出生であることを根拠に、現代は「ポスト生殖革命時代」と規定することが適切であると断じた。そしてアメリカを例に挙げ、ゲイ・レズビアンのカップルがドナーからの卵子あるいは精子提供により子どもを持つことが可能となり、さらに新たな卵子あるいは精子を提供されて親子関係を重ねた結果、「多元的な親子関係」が存在するようになったと述べた^③。

こうしてみると、エンゲルスが解明したのは「家族、私有財産、および国家」の『起源』であったが、科学革命時代の21世紀は、「家族、私有財産、および国家」の『死滅』が展望されるべきではないか。

2013年、アメリカでは、二つの画期的な最高裁判決が下された。1996年に「結婚は1人の男性と1人の女性」と定義された結婚防衛法が違憲とされ、同性婚が容認されることになったのである。50年余にわたる同性婚問題は、ここに法的決着を見ることとなり、現在、全米で同性婚ラッシュを迎えている。ジェンダーを内包しない家族の生誕である。

もうひとつは生命の設計図である遺伝子を特許として認めるか否かという裁判である。

ミリアド・ジェネティクス社（ユタ州）が保有するBRCA1とBRCA2という2つの遺伝子の特許が争点で、これらは家族性乳がん・卵巣がんの原因遺伝子で、変異があると乳がんや卵巣がんになりやすくなる。同社は遺伝子変異を調べる特許も有しており、女優のアンジェリーナ・ジョリーもこの検査を受け、乳房の予防切除手術を受けたことで一躍世界的なニュースともなった。

裁判は、2009年に、医師、研究者、患者、そして市民団体のアメリカ自由人権協会（ACLU）が起こしたもので、遺伝子は「自然の産物」であり特許は認められない、また検査に特許をかけることは自由な医学研究の発展を妨げると主張した。これに対し、ミリアド・ジェネティクス社は、発見された遺伝子は、同社の「創意工夫の産物」であり、特許が認められなければ、企業はリスクを伴う革新的な研究開発への投資ができなくなると訴えた。最高裁は、ヒトの遺伝子は特許の対象にはならないとする判決を出した。アメリカではヒトの遺伝子が30年以上、特許として認められてきたが、このたびの判決により、遺伝子をめぐる基本的な考え方が180度転換することとなった。しかし、人工的に合成された遺伝子は特許の対象とすることにしたため、今後は、遺伝子組み換え（GM）産業に拍車がかかることが予想されることとなった。

こうして、二つの最高裁判決は、ジェンダーと資本の展開に新たな方向を与えることとなった。この帰着点はどこに行き着くのであろうか。因みに2013年といえ、DNA二重螺旋モデル発見から60年、ヒトゲノム解読から10年の記念すべき年であった。まことに20世紀から21世紀へと社会の構造変化を牽引しているものこそ、物理学から生命科学へと急旋回する科学革命に他ならないのである。

さらに、社会運動においても、この日本での新たな展開が目される。2011年「3・11フクシマ」を起点に、市民による自発的な脱原発デモという形で、「紫陽花革命」が全国で沸



定価 4,212 円 (本体 3,900 円)
A5 判上製カバー付、292 ページ
有斐閣 2016 年 02 月発売
ISBN 978-4-641-17401-6

き起こり、とくに、「子どものいのちをまもれ」と若い母親たちが声を上げている。こうした声と行動は、2015年になると、安保法制反対運動と合流し、ママたちの「誰の子どもも殺させない」運動へと発展している。このような社会運動は、「エコロジーとフェミニズムの合流」とも言うべきもので、「性と生殖に関する健康・権利（リプロ）」運動は新たな展開を見せていることになる。かつてのフェミニズム運動がアメリカ公民権運動に呼応した社会運動に起源を有することを考えれば、「3・11フクシマ」を起点とする新たな社会運動の展開を、社会科学は取り上げねばならない。

著者自身が、今後の展望として、「ジェンダーの政治経済学」を「さらに発展させていく」ことを掲げているが故にこそ、エンゲルスの『起源』の21世紀本格版、「家族、私有財

産、および国家」の『止揚』の理論的説明が大いに期待される。

注

- (1) 森謙二「親密圏と家族 企画趣旨」第7回基礎法学総合シンポジウム（2013年7月6日、日本学術会議講堂）当日配布資料。
- (2) 2013年10月5日の新聞報道によれば、32人に1人が体外受精による出産である。
- (3) 上杉富之「ポスト生殖革命時代の親子と家族-多元的親子関係と相互浸透的家族」同上。

（ごとう のぶよ 福島県立医科大学医学部
非常勤講師・奥羽大学薬学部非常勤講師）

編 集 後 記

△…今日、日本社会は国民の生活に重大な影響を及ぼす極めて困難な問題に直面しており、政治、経済、社会、文化等に関する理論的研究、実態の解明、政策提言を行い、これを自由かつ科学的に究明することを課題とする本誌の役割はますます重要になってきている。

△…本号では「巻頭言」、「連載特集」1本、学術「論文」5本、「調査報告」1本、「書評」6本を掲載している。現在日本の直面する最大の問題の一つとしての労働者の貧困問題に真正面から取り組んだ論文を掲載できた。金融に関する論文や書評を複数掲載していることも本号の特徴である。「調査」は、調査目的に基づいて、調査データを収集し、調査結果を正確・的確に記載し、これを分析し、それを踏まえて提案を行うもので、費用と手間がかかり、集団で行う必要があるものである。研究所としては、これを行うことが求められる。本誌においては極めて長期間にわたってこの掲載が中断されていたが、大東文化大学の研究費支援のもとに、ようやく本号において、懸案の「調査報告」掲載を実現することができた。充実した書評を掲載することも本誌の特徴となっているが、本号では数多くの書評を掲載することもできた。

△…「巻頭言」では、中国が、今日の国際社会において、極めて強大な経済力を持つようになったということを論じている。

△…「連載特集 現代の貧困」として今回取り上げたのは、貧困をもたらす労働問題である。労働の貧困の背景には、正社員のリストラ、賃金の成果主義化、規制緩和・価格破壊による「労働のブラック化」、非正規雇用の増大という問題がある。特集論文では、特に非正規雇用の増大による貧困化について、詳しく考察し、この問題の解決策として、非正規

雇用の組織化、最低賃金制の抜本改革、社会保障・公共サービスによる所得保証を提言している。

△…学術「論文」では、第1論文は、1970年代に「誕生」し、その後、巨大な規模に成長し、現代経済に多大の影響を与えるようになった「投機資本」を取り上げている。リーマン恐慌を「投機資本」の視点から考察し、この恐慌を、現代の投機資本が引き起こした新しい恐慌であるとみなしている。

△…第2論文は、近年膨張してきている中国のシャドバンキングの実態を体系的に明らかにしようとしたものである。とくに銀行のシャドバンキング業務について立ち入って考察している。中国のシャドバンキングと金融改革との関係についても論じている。

△…第3論文は、東方社の後身として敗戦直後に設立された写真工房兼出版社である文化社の活動を検討したものである。同社の写真の特質とその歴史的意義および文化社の思想について考察している。

△…第4論文は、人間の自然破壊の意味を考えようとする一試論である。人間は自然を自己の目的に奉仕させようとするが、この自然支配が巨大になればなるほど、自然の復讐も甚大になると述べている。

△…第5論文は、平均利潤率の傾向的低下の法則とその論争について考察したものである。既存資本の価値減少がその低下の基本要因に含まれることを主張している。

△…「調査報告」は、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の除染問題について調査したものである。除染関連費は総額5兆円を超えると予想されるが、その効果は限定されたものであったことが明らかにされている。

△…書評については、第1の書評は、現代資本主義の特徴としての、金融の役割が増大したことを意味する「金融化」という問題につ

いて分析した高田太久吉氏の本の内容を紹介したものである。

△…第2は、本研究所監訳のマジソン著『世界経済史概観——紀元1年～2030年』の概要を紹介し、その特徴と意義、世界経済の将来展望に関する感想などを述べている。同書は世界の2000余年間の発展史、経済社会の統計的分析方法の形成・発展史、世界経済の2030年までの展望を論じたものである。

△…第3は、500年にも及ぶ経済学の歴史を6つの経済学説の思想と理論を中心に論じ、そこから現代社会の問題の理解と解決の手がかりを得ようとした伊藤誠氏の本を論評したものである。

△…第4は、核兵器への批判のみならず新たに原発に対する法的な批判を取り込んでいる浦田賢治氏編著の本の内容を紹介し、評者の若干のコメントを付け加えたものである。

△…第5は、商品資本循環視点から再生産表式を把握し、また、マトリックス形式による再生産表式表現を提唱した川上則道氏の本を検討し、前者の問題点を指摘し、後者を高く評価している。

△…第6は、フェミニスト経済学の概要と、20世紀後半から21世紀初頭にかけての福祉国家とジェンダーとの関係を理論的、歴史的に理解できる原伸子氏の本を書評したものである。

△…本号には本研究所関係者および外部の者が執筆している。前者について言えば、北田芳治氏は相談役、岩見良太郎氏は研究室長、井上裕子氏、山口由二氏、八田純人氏は主任研究員、宇都宮勉氏、八尾信光氏、後藤宣代氏は研究会員である。

本誌掲載論文が多くの人に読まれることを希求してやまない。

△…本誌は大学人、一般社会人その他幅広い人々に論文発表の機会を提供している。優れた研究成果を世に出すことが公益にかなうと

いえようが、研究発表の場を提供することは研究者育成という役割をも果たすこととなる。本誌に査読付き論文を掲載したものが大学教員に採用されることがあることをその事例として指摘しておきたい。

△…中小企業・小規模事業者の分野では事業承継をどのように進めるかということが大きな課題となっているが、研究の分野でも後継者養成ということが大きな課題となっている。大学人は、少子化の進展下で、学生確保のための学内業務に忙しくなっており、また学生の学力水準維持のための教育方法の改善に時間がとられ、研究時間が不足するという問題に直面している。それだけでなく、若手研究者が教養教育の不足と社会の幅広い問題に対する関心の希薄化から、魅力的な研究テーマの発掘に立ち遅れが生じているように私には思われる。さらに、専任教員への就職の困難性、非常勤講師の劣悪な給与水準、給費型奨学金制度の立ち遅れ、図書購入費・研究費の削減という経済状況も若手研究者育成の大きな障害となっている。

△…本研究所は本年に設立70周年を迎える。これを記念して、本研究所のホームページに掲載されているように、「政治経済研究所創立70周年事業資金」募金を本年6月から開始することとなった。この目的の一つが学術研究の奨励と研究者育成のための「『政経研究』奨励賞基金」の創設である。この賞の受賞を目指して『政経研究』に投稿することを若手研究者に望みたい。またこの募金活動を通じての学術研究の奨励と研究者育成という社会貢献活動に積極的に参加されるよう、本誌読者の方々をお願いしたい。

(編集委員長 齊藤壽彦)

財団法人政治経済研究所の
Seikeiken Research Paper Series

- No.1 イギリスの中小企業——小企業連盟（FSB）の実態調査
（財）政治経済研究所・中小企業政策研究会、2002年2月、40頁。
- No.2 都市空襲を考える
東京大空襲・戦災資料センター開館記念シンポジウム、2002年8月、48頁。
- No.3 都市空襲を考える 第2回
東京大空襲・戦災資料センター開館1周年記念シンポジウム、2003年7月、36頁。
- No.4 The Tasks Concerning Farmland and Undertakers in Japanese Agriculture
Akira Fueki, 2003. 11, 22頁。
- No.5 中国はどこに向かうのか——在日中国人研究者による中国研究——
李恩民、姚国利、鍾非、許海珠、趙容、高玲娜、陳忠雲、2004年4月、178頁。
- No.6 都市空襲を考える 第3回
東京大空襲・戦災資料センターシンポジウム、2005年3月、50頁。
- No.7 パックス・アメリカーナにおける世界的資本蓄積——高度成長期の世界的資本蓄積
岡田清、2005年8月、40頁。
- No.8 繊維産地再生要因の研究——八王子繊維産地を事例に——
小谷紘司、2005年7月、122頁。
- No.9 企業集団における共同投資会社の位置付け
菊池浩之、2005年11月、36頁。
- No.10 社会文化論考 第1集
大島社会・文化研究所、2006年4月、38頁。
- No.11 都市空襲を考える 第4回
東京大空襲・戦災資料センターシンポジウム、2006年7月、34頁。
- No.12 社会文化論考 第2集
大島社会・文化研究所、2007年4月、54頁。
- No.13 サービス商品の概念とサービス価格の本質——サービス労働の価値形成性と不確定性
今井拓、2007年5月、24頁。
- No.14 国債の累積をどうするか
井上英雄、2007年12月、20頁。
- No.15 社会文化論考 第3集
大島社会・文化研究所、2008年2月、52頁。
- No.16 イスラーム過激主義における「音楽」の新しい活用
——ジハード・ナシードの変容とメディアプロパガンダ—— 2008年11月、43頁。
- No.17 社会文化論考 第4集
大島社会・文化研究所、2009年4月、38頁。
- No.18 1950年代における旧財閥系企業の株式所有構造
菊池浩之、2011年8月、74頁。
- No.19 マルクス『経済学・哲学草稿』を読んで
『経・哲草稿』を読む会、2012年2月、32頁。
- No.20 世界米市場の統計整理 1990～2009——TPP参加・国内農業再編検討のための基礎作業
——石川啓雅、2012年11月、9頁。
- No.21 東京湾岸地域における臨海部開発と液状災害に関する研究
公益財団法人政治経済研究所液状化問題研究会、2012年10月、71頁。

『政経研究』研究会員について

『政経研究』は(公財)政治経済研究所が発行する学術刊行物です。学術研究に関心のある多くの方々に研究への参加と成果の発表を求め、理論的研究と並んで、政治・経済・産業・社会等の実態の解明に力を注いでいます。

『政経研究』研究会員とは、研究会費を支払って本誌の発行を支え、本誌の配布を受ける方々です。会員の方々には本誌への投稿（別項の投稿規定をご覧ください）、本誌にたいする意見の提出、当研究所主催の研究会等への参加、研究所の図書・資料等の利用等により、研究所の有効利用、研究所の発展にご尽力くださるようお願いするものです。

本誌を読まれている方々や本誌にご寄稿頂く方々が、すすんで『政経研究』研究会員になって頂くよう、お願いいたします。

入会を希望される方は、資料をご請求ください。

なお、(公財)政治経済研究所は文部省(現文部科学省)から民間学術研究機関の指定を受けている研究機関(研究機関番号72613)で、戦後1946年(昭和21年)、第二次大戦中の旧財団法人東亜研究所の財産を引き継いで発足した財団法人であり、2011年10月11日をもって公益財団法人へ移行しました。

政 経 研 究 No. 106

2015年06月1日発行

編集・発行 公益財団法人 政治経済研究所 『政経研究』編集委員会
〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4
TEL 03-5683-3325 FAX 03-5683-3326
振替 00100-2-22661 公益財団法人政治経済研究所
<http://www.seikeiken.or.jp/> e-mail: office@seikeiken.or.jp

編集委員長 齊藤 壽彦 編集顧問 北田 芳治

編集委員 相田 利雄 青木 哲夫 大林 弘道 北村 実
斎藤 正美 佐藤 亮治 山口 由二 渡辺 新

印刷所 北草社
〒340-0041 埼玉県草加市松原1丁目2-7-107
TEL 048-943-3442 FAX 048-943-3442

SEIKEI-KENKYU

(Study on Politics and Economy)

No.106 June, 2016

Contents

Foreword

Formidable Chinese drawing power KITADA Yoshiharu (1)

Urgent Special Articles: The Modern-Day Poverty (4)

The Poverty by Labour — Thinking on Increasing of non-regular and
low-wage workers and their difficulties of having families — OGOSHI Yonosuke (3)

Articles

Deciphering the Lehman Crisis : Focusing on Speculative Capital ... UTSUNOMIYA Tsutomu (19)

Expansion of Shadow Banking in China and Financial Reform Lijun Fan (34)

Study of Photographs Taken by *Bunkasha*

— a Publisher soon after World War II and Publications Composed of Them — INOUE Yuko (49)

Nature's Revenge on Human History WATANABE Masao (65)

Marx's law of the tendency of the rate of profit to fall and it's controversy Yu Bin (74)

Reports

Decontamination Problem of the Fukushima

Nuclear Power Plant Accident

— Verification of the Cost-effectiveness — Y.YAMAGUCHI · S.HATTA
S.HIMENO · Y.ODAGAWA (87)

Book Reviews

Takuyoshi Takada, *Marxian Political Economy and The*

Financialization Approach

— *Analyzing The Financialized Capitalism* — ISHIKURA Masao (97)

Angus Maddison (translation by Seiji-Keizai Kenkyujo),

Contours of the World Economy, 1-2030 AD

— *Essays in Macro-Economic History* — YAO Nobumitsu (104)

Deep Reconsiderations of Economic theory and Thought of
the Rivalrous Schools

— Makoto Itoh, *What do We learn from Economics?* — TSUKAMOTO Yasuaki (110)

Kenji Urata (ed.), *Criminality of nuclear power plants
and nuclear deterrence*

— *Deciphering international law, constitutional law, and criminal law* — KUROSAWA Mitsuru (120)

Norimichi Kawakami, *Attractiveness and Potential of Marx's
Reproduction Schemes*

— *Reading Capital Volume II, Part3* — IWAMI Ryotaro (128)

Nobuko Hara, *The Political Economy of Gender*

— *Welfare State, Market and Family* — GOTO Nobuyo (135)

Editor's Note (142)

Invitation to Contributions (inside the front cover)

Invitation to Join "SEIKEI-KENKYU" Society (inside the back cover)

*Edited and Published
by*

INSTITUTE OF POLITICS AND ECONOMY

Seiji-Keizai Kenkyujo

5-4, Kitasuna 1 chome, Koto-ku, Tokyo, Japan

http://www.seikeiken.or.jp/ e-mail : seikei_kenkyu@seikeiken.or.jp